紫波町地域防災計画

紫波町防災会議

用　語　凡　例

1　略　語

町　本　部	紫波町災害対策本部
県　本　部	岩手県災害対策本部
地方支部	岩手県災害対策本部地方支部
町　計　画	紫波町地域防災計画
県　計　画	岩手県地域防災計画
町本部長	紫波町災害対策本部長
県本部長	岩手県災害対策本部長
防災関係機関	指定行政機関及び指定地方行政機関、県、町、その他地方公共団体の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
消防機関	盛岡地区広域消防組合消防本部、紫波消防署、紫波町消防団

2　読　替

災害対策本部が設置されていない場合の第３章の用語の読み替え

町本部長	町長
県本部長	県知事
盛岡地方支部長	盛岡広域振興局長
盛岡地方支部○○班長	盛岡広域振興局○○部長又は○○所長

目　　次

第１章　総　則

第 １ 節　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
第 ２ 節　町民の責務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
第 ３ 節　他の計画及び他の法令に基づく計画との関係　・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
第３節の２　災害時における個人情報の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-2
第 ４ 節　町防災会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-2
第 ５ 節　防災関係機関の責務及び業務の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-3
第 ６ 節　町の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-7
第 ７ 節　災害の発生状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-9

第２章　災害予防計画

第 １ 節　防災知識普及計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-1
第 ２ 節　地域防災活動活性化計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-4
第 ３ 節　防災訓練計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-6
第 ４ 節　気象業務整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-9
第 ５ 節　通信確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-11
第 ６ 節　避難対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-12
第 ７ 節　要配慮者の安全確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-19
第 ８ 節　食料・生活必需品等の備蓄計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-22
第 ９ 節　孤立化対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-23
第 10 節　防災施設等整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-25
第 11 節　建築物等安全確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-26
第 12 節　交通施設安全確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-29
第 13 節　ライフライン施設等安全確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-31
第 14 節　危険物施設等安全確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-36
第 15 節　風水害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-38
第 16 節　雪害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-42
第 17 節　土砂災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-44
第 18 節　火災予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-47
第 19 節　林野火災予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-50
第 20 節　農業災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-52
第 21 節　防災ボランティア育成計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-53
第 22 節　事業継続対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-55

第３章　災害応急対策計画

第 1 節　活動体制計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-1
第 2 節　気象予報・警報等の伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-15
第 3 節　通信情報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-30
第 4 節　情報の収集・伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-33
第 5 節　広報広聴計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-40
第 6 節　交通確保・輸送計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-44
第 7 節　公安警備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-51
第 8 節　消防活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-52
第 9 節　水防活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-55
第 10 節　県、市町村等応援協力計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-56
第 11 節　自衛隊災害派遣要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-61
第 12 節　防災ボランティア活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-65
第 13 節　義援物資、義援金の受付・配分計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-68
第 14 節　災害救助法の適用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-70
第 15 節　避難・救出計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-73
第 16 節　医療・保健計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-90
第 17 節　食料、生活必需品等供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-95
第 18 節　給水計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-98
第 19 節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画　・・・・・・・・・・・・・・1-3-101
第 20 節　感染症予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-106
第 21 節　廃棄物処理・障害物除去計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-110
第 22 節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画　・・・・・・・・・・1-3-116
第 23 節　応急対策要員確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-120
第 24 節　文教対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-122
第 25 節　農畜産物応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-126
第 26 節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・1-3-129
第 27 節　ライフライン施設応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-131
第 28 節　危険物施設等応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-135
第 29 節　林野火災応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-138
第 30 節　防災ヘリコプター要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-143
第 31 節　土砂災害等警戒活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-145

第４章　　災害復旧・復興計画
第 1 節　公共施設等の災害復旧計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-4-1
第 2 節　生活の安定確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-4-3
第 3 節　復興計画の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-4-8

第５章　　特殊災害対策計画
第１節　地震災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-5-1
第1-2節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画　・・・・・・・・・・・・1-5-4
第２節　火山災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-5-9
第３節　原子力災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-5-17

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-1

本　編

第１章　総　則

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

この計画は、紫波町（以下「町」という。）の全域並びに町民の生命、身体及び財産を風水雪害、地震等の災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、紫波町防災会議が作成する計画で、町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第２節　町民の責務

町民は、法令、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）又はこの計画により防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対応するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等）への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

〔資料編　１－２－１　みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年10月15日岩手県条例第49号）〕

第３節　他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

１　岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

２　他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第 42 条１号に掲げる防災業務計画に抵触するものであってはならない。

３　この計画は、町における他の計画と矛盾し又は抵触することがあってはならない。

第３節の２　災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、法及びそれぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第４節　町防災会議

１　所掌事務

防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

(1)　紫波町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

２　組織

町防災会議の組織は、町防災会議条例による。

〔資料編　１－４－１　紫波町防災会議条例〕

〔資料編　１－４－２　紫波町防災会議運営規程〕

３　町防災会議の招集

町防災会議の招集は、会長が会議開催の５日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。

ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第５節　防災関係機関の責務及び業務の大綱

第１　防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

１　町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

２　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

３　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

４　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　防災関係機関の業務の大綱

１　町、消防機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
町	(1)　町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2)　防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3)　防災訓練の実施に関すること。 (4)　防災知識の普及及び教育に関すること。 (5)　災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6)　他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7)　災害応急対策の実施に関すること。 (8)　被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。
盛岡地区広域消防組合紫波消防署 紫波町消防団	(1)　消防活動に関すること。 (2)　救急及び救助活動に関すること。 (3)　災害予防対策の実施協力に関すること。 (4)　災害応急対策の実施に関すること。

２　岩手県の組織の出先等機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
盛岡広域振興局 岩手県県央保健所 岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター 盛岡農業改良普及センター 岩手県中央家畜保健衛生所	(1)　災害時における管内区域の県管理の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 (2)　管内区域の県管理の道路、橋梁、河川及び砂防施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 (3)　災害時における管内県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調査に関すること。 (4)　災害時における情報の収集等に関すること。 (5)　管内区域の農畜産施設等の被害調査に関すること。 (6)　災害救助法等による救助活動に関すること。
紫波警察署	災害時における警備に関すること。

３　自衛隊

機　関　名	業　務　の　大　綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

４　指定地方行政機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
盛岡森林管理署	(1)　国有林の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2)　山火事防止対策に関すること。 (3)　災害復旧用材の供給に関すること。
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
仙台管区気象台 （盛岡地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達並びに解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
岩手河川国道事務所	(1)　直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2)　指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3)　水防活動の指導に関すること。 (4)　災害時における交通規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5)　直轄公共土木施設の復旧に関すること。

５　指定公共機関

機　　関　　名	業　　務　　の　　大　　綱
日本赤十字社岩手県支部	(1)　災害時における医療救護に関すること。 (2)　救援物資に関すること。 (3)　義援金の受付に関すること。 (4)　防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1)　気象予報・警報等の放送に関すること。 (2)　災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3)　町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4)　防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路㈱東北支社 盛岡管理事務所	(1)　高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2)　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3)　高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 日本貨物鉄道㈱東北支社	(1)　鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2)　災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話㈱岩手支店 エヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ㈱ ㈱ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル	(1)　電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2)　災害時における通信の確保に関すること。 (3)　電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運㈱仙台支店ロジスティクス第二部 北東北福山通運㈱盛岡支店 佐川急便㈱岩手支店 ヤマト運輸㈱盛岡支店 岩手西濃運輸㈱	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク㈱盛岡電力センター	(1)　電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2)　災害時における電力供給に関すること。 (3)　電力施設の災害復旧に関すること。

6　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
日本放送協会盛岡放送局 ㈱ＩＢＣ岩手放送 ㈱テレビ岩手 ㈱岩手めんこいテレビ ㈱岩手朝日テレビ ㈱エフエム岩手 ㈱岩手日報社	(1)　気象予報・警報等の放送に関すること。 (2)　災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3)　町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4)　防災知識の普及啓発に関すること。
（公社）岩手県トラック協会 （公社）岩手県バス協会 岩手県交通㈱紫波営業所	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
山王海土地改良区 紫波東部土地改良区 鹿妻穴堰土地改良区	(1)　水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 (2)　水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
（一社）岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	(1)　ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2)　災害時におけるガス供給に関すること。 (3)　ガス施設の災害復旧に関すること。
（一社）岩手県医師会 （一社）岩手県歯科医師会 （一社）紫波郡医師会	(1)　医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2)　遺体の検視、検案、身元確認及び処理の協力に関すること。

7　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	業　務　の　大　綱
社会福祉法人 紫波町社会福祉協議会	(1)　防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2)　岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
岩手中央農業協同組合 岩手県農業共済組合 盛岡地域センター 岩手中央森林組合	(1)　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2)　農林水産関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (3)　被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4)　被災農林家に対する種苗その他営農資材のあっせんに関すること。
紫波町商工会	(1)　商工業関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策への協力に関すること。 (2)　災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3)　救助物資、復旧用資機材等の確保に対する協力に関すること。
一般病院、診療所等	(1)　収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2)　災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関すること。
危険物保管施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
一般運送事業者	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び災害防止に関すること。

第６節　町の概況

１　位置

町は、岩手県のほぼ中央、県都盛岡市と花巻市の中間に位置し、東部地域に南北に走る北上山地、西部地域に南北に走る奥羽山脈がある。東部・南部は花巻市、西部は雫石町、北部は矢巾町及び盛岡市に接している。

北上川を中央にして東西に 27.9 ㎞と細長く、南北 12.9 ㎞で、境域は、次のとおりである。

方　位	地　名	東　経	方　位	地　名	北緯
東　端	盛岡市	141° 18′	南　端	花巻市	39° 28′
西　端	雫石町	140° 57′	北　端	盛岡市	39° 36′

２　面積

本町の面積は 238.98ｋ㎡である。

〔資料編　１－６－１　地目別面積〕

３　地勢及び地質

(1)　山地

町は、総面積の約 37%が山林原野等によって占められ、平地は、町の中央部を南北に貫流する北上川筋にひらけている。

ア　奥羽山系

町の西部を南北に走る奥羽山脈のすそ野に広がる扇状地の低地形及び砂礫段丘の台地からなる平野であり、その大部分が火山質及びその堆積物からなり、平たん地は第４紀層の砂礫の未固結堆積物がすべてを占めている。

イ　北上山系

奥羽山脈と平行に、町の東部を南北に走る北上山系は、北上山地の中起伏状山地を主体とし、小起伏山地、山麓地の山地型及び丘陵地並びに台地が複雑に混在している。その大部分が石灰質岩石となり、表層地質は古生代の泥岩、石灰岩の団結堆積物、中生代の蛇紋岩質岩石斑栃岩質志石の深成岩が中心となっている。

(2)　河川と平野

奥羽山脈より東に流れる滝名川、太田川、岩崎川、黒沢川、北上山地より西に流れる赤沢川、彦部川、天王川、姉市川は、町の中央部を流れる北上川に合流し、太平洋に注いでいる。北上平野に属した肥沃な地帯である。

ア　北上川

北上川は、岩手郡岩手町に源を発し、町の中央部をゆるやかに南流しており、水量も豊かである。

イ　滝名川、彦部川、その他の河川

奥羽山脈、北上山地より流下し、北上川に合流しているが、いずれの河川も急流をなし、蛇行している。

(3)　地質

町の地質は、おおむね資料編のとおりである。

〔資料編　１－６－２　紫波町の地質〕

４　気候

(1)　気候型と気候区分

気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したものが気候区分である。

気候型は、種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、地形によっての内陸気候、盆地気候、海抜高度によっての高原気候、山岳気候等に分類されるが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけである。日本の気候型は、温帯気候（亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ。）及び海洋気候を基本としているが、緯度地形、海抜高度等により、一般には次の５気候区に大別される。

太平洋側型（東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型）

日本海側型（オホーツク海型、東北北海道型、北陸山陰型）

南海型（九州東部型、四国紀伊南部型）

瀬戸内型（瀬戸内海面地域）

九州型（主に九州西部）

このような気候型に分ければ、本町の気候は、太平洋側型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、常磐地域とは緯度的にかなり違っており、また親潮寒流の影響を長期間受けていることなどから考えて、太平洋側型の三陸型として別個に扱われるべきと考える。

気候の特徴は、海岸からの距離がかなり大きいので、内陸型の気候特性を示すが、奥羽、北上両山系にはさまれているので盆地型の気候を示すことも多い。冬期には日本海側型の気候を示すこともある。降積雪量は、西部山沿い地帯が多い。朝方の冷えこみの強いことも内陸気候を示している。当町の年平均気温は 10.4℃、降水量は年間 1,270 ㎜程度である。

〔資料編　１－６－３　盛岡地方気象台等による観測結果〕

(2)　気象災害

日本は大陸の東端に位置している関係上気象変化が激しく、古来多くの気象災害に悩まされて来ている。災害の自然的要因（破壊力）の主たるものが気象現象である場合を気象災害と言い、種類として風害（強風、竜巻）、水害、雪害、雷害、干ばつ、冷害、霜害等に分類されるが、これとは別に、地震、津波、噴火、火災がある。

町域で発生する災害の主なものは水害、雪害等がある。

季節的推移からみて、特に注意すべき異常気象の出現状況は次のとおりである。

ア　大雪

西部山沿い地帯は、降積雪が多い。これらの大雪は、主として北西季節風が奥羽山脈に吹きつけて降らせるもので、山頂から東に進むにつれて減少する。

イ　春の暴風、異常乾燥、晩霜

３月末頃から４月を中心に南寄りの強風に見舞われることがある。これは、冬期が解消して、移動性高気圧と低気圧が交互に本州を東進する際、低気圧が日本海に入って発達すると本州全体に南寄りの暖かい強風を吹かせるものである。天気は周期的に変わり、その度毎に気温が上昇して、「なだれ」や融雪洪水を起こし、大陸からの乾燥気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現する。

ウ　梅雨期の大雨

梅雨期型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降ってくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃（７月中旬～下旬始め）梅雨前線の北上通過に際しては雷雨を伴い、いわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心は、日本海側にあることが多く、西部山沿い地帯を中心として降る。

エ　夏の大雨と台風

盛夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがある。日本に襲来する台風は７月～９月がおもであるが、東北地方では８月～９月に多い。暑いさかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや、最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやって来るので、被害の大きいことが多い。また、上層風が弱いので進行が一般に遅く、かつ進路も定まらず、いわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難である。一般には、本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、通過の際大雨を降らせることがある。

オ　秋の長雨と台風

夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨がある。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一旦北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性の大雨が秋の長雨である。降水量のピークは７月と９月に現れるが、７月は梅雨前線による西部山沿い地帯が主体であり、９月は県北東部が主体となっている。過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、昭和 23 年９月のアイオン台風等がその例にあげられる。

第７節　災害の発生状況

〔資料編　１－７－１　町における異常気象等による主な災害〕

第２章　災害予防計画

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識普及計画

第１　基本方針

防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及と徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方及び性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の視点にも配慮する。

第２　防災知識の普及

１　防災知識を普及するための計画作成

防災関係機関は、その掌握する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識を普及するため計画を作成し、その積極的な実施を図る。

２　職員に対する防災教育

(1)　防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及の徹底を図る。

(2)　防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア　防災対策関係法令
イ　防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
ウ　災害に関する基礎知識
エ　災害を防止するための技術
オ　住民に対する防災知識の普及方法
カ　災害時における配備体制、業務分担の確認

３　住民等に対する防災知識の普及

(1)　被害防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逃すことなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

(2)　防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

ア　講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
イ　インターネット及び広報紙の活用
ウ　起震車等による災害の疑似体験
エ　新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
オ　防災関係資料の作成及び配布
カ　防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映及び貸出し
キ　自主防災活動に対する指導

(3)　防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。

ア　町計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
イ　気象警報、避難指示等の意味及び内容
ウ　平常時における心得

(ｱ)　地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館などの避難場所、避難道路等を確認する。

(ｲ)　他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。

(ｳ)　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
(ｴ)　いざというときの対処方法を検討する。
(ｵ)　防災訓練等へ積極的に参加する。
(ｶ)　災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
(ｷ)　愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
(ｸ)　保険、共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
(ｹ)　広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

エ　災害時における心得及び避難誘導
(ｱ)　所在(居住又は滞在)する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
(ｲ)　所在(居住又は滞在)する自治体による防災対策に従う。
オ　心肺蘇生法、止血法等の応急措置
カ　電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
キ　災害危険箇所に関する知識
ク　過去における主な災害事例
ケ　災害に関する基礎知識

(4)　防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
(5)　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
(6)　町は、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないように、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4　児童、生徒等に対する教育
(1)　町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、保護者等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。
(2)　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
(3)　町は、学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育が推進されるよう努めるものとする。

5　防災文化の継承
(1)　防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
(2)　防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
(3)　住民等は、自らの災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は各

種資料の活用等により、これを支援する。

6　国際的な情報発信

防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7　防災と福祉の連携

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・地域障がい者支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者や障がい者（児）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8　専門家の活用

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第２節　地域防災活動活性化計画

第１　基本方針

１　町は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

２　町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

３　町は、町内の一定の地区内の住民等から町防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で町防災計画に地区防災計画を定める。

第２　自主防災組織の育成強化

１　自主防災組織の結成促進及び育成

(1)　町は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

(2)　町は、防災士やその他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。

(3)　町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

〔資料編　２－２－１　自主防災組織一覧表〕

２　自主防災組織の活動

町は、自主防災組織が効果的な活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

(1)　平常時の活動

ア　防災知識の普及
イ　消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
ウ　情報の収集、伝達体制の確立
エ　家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
オ　防災用資機材等の備蓄及び管理
カ　地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

(2)　災害時の活動

ア　安否確認及び避難誘導
イ　出火防止及び初期消火
ウ　住民に対する避難指示等の伝達及び確認
エ　地域内の被害状況等の情報収集
オ　救出、救護活動の実施及び協力
カ　炊き出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

第３　消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

(1)　「消防団活性化総合計画」の策定
(2)　消防団の施設・設備の充実強化
(3)　消防団の教育訓練の充実強化
(4)　報酬・出動手当の引き上げ、表彰制度充実等による処遇改善
(5)　競技会、行事等の開催
(6)　青年層・女性層の消防団員への参加促進
(7)　ＯＢ団員等の参加促進
(8)　地域防災と消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第４　住民等による地区内の防災活動の推進

１　町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、町の防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。

２　町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。

３　町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、紫波町地域防災計画に地区防災計画を定める。

４　町は計画提案の制度について、その普及に努める。

５　町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

〔災害時における自主防災組織の活動例（イメージ図）〕

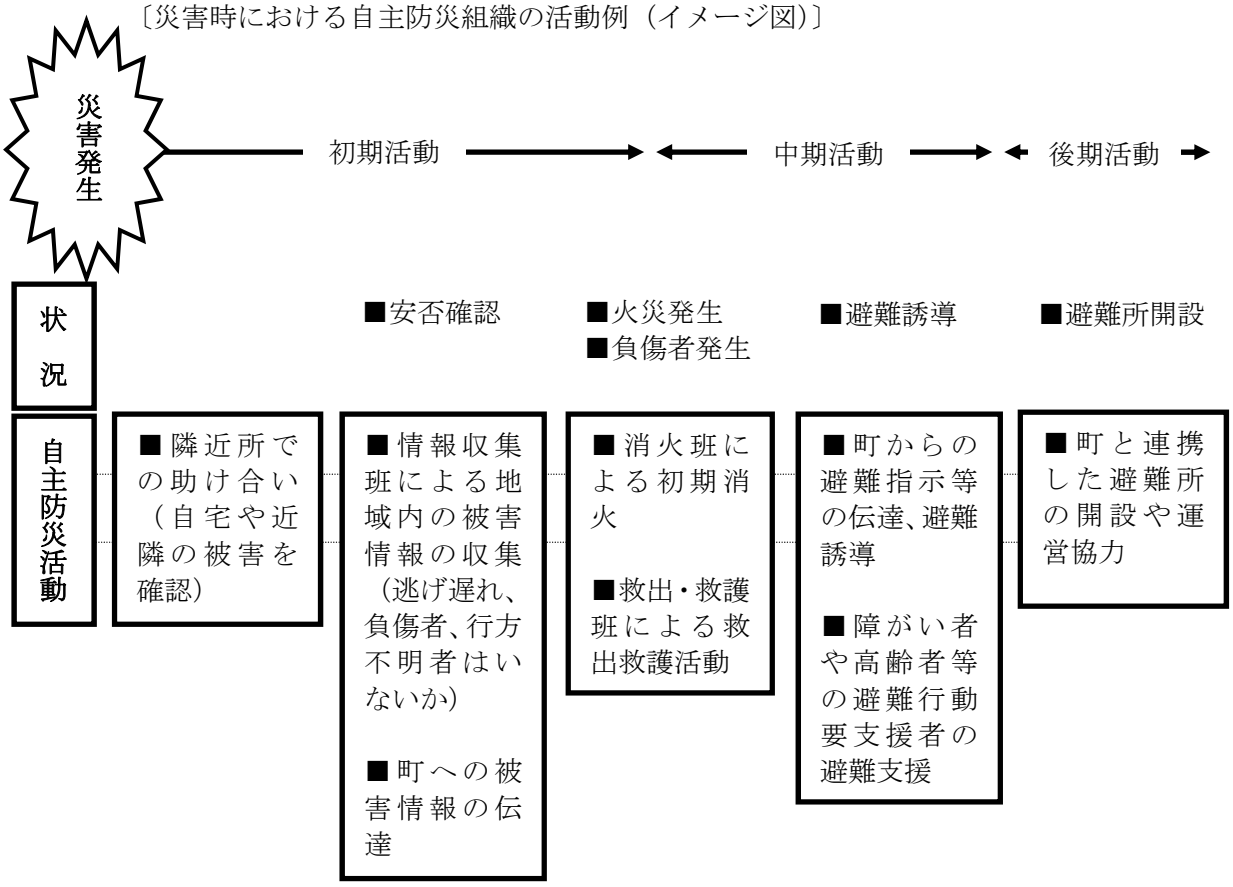

第３節　防災訓練計画

第１　基本方針

防災関係機関は、災害時における防災活動を円滑に実施するため、業務に応じた防災訓練を単独又は合同で、震災を含めた各種の訓練を計画的に実施する。

１　職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
２　防災関係機関相互の協力体制の確立
３　地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第２　実施要領

１　実施方法

(1)　防災訓練は、災害対策基本法に基づき、防災関係機関に広く参加を呼びかけ、訓練目的を明確にした上で実施するとともに訓練結果の成果及び課題を明らかにしてその改善に努める。

(2)　防災訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害を想定するなど、具体的な災害想定に基づくよう実践的な内容とするよう努める。

ア　図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するために実施する。

イ　実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が防災関係機関と連携のもと実動により防災活動に習熟するため実施する。

(3)　訓練区分は、次のとおりとする。

ア　単独訓練

防災関係機関等は、その所掌する事務又は業務に関連した訓練を行う。

イ　合同訓練

防災関係機関等は、具体的な災害の想定に基づき、訓練種目を設定して、図上又は実地の合同で訓練を行う。

ウ　総合防災訓練

防災関係機関は、地震等による大規模災害の発生を想定し、自衛隊等の関係機関、地域住民等と一体となり、総合防災訓練を実施する。

(4)　訓練項目は、次のとおりとする。

ア　災害対策本部訓練
(ｱ)　災害対策本部設置運営訓練
(ｲ)　職員非常招集訓練
(ｳ)　現地災害対策本部設置運営訓練
(ｴ)　災害情報収集伝達訓練
(ｵ)　その他必要な訓練

イ　応援要請訓練
(ｱ)　自衛隊災害派遣
(ｲ)　その他必要な訓練

ウ　通信情報連絡訓練

エ　施設復旧訓練
(ｱ)　上下水道施設復旧訓練
(ｲ)　応急給水訓練
(ｳ)　道路復旧、障害物排除訓練
(ｴ)　電気、通信、ガス施設等復旧訓練
(ｵ)　その他必要な訓練

オ　救援救護訓練
(ｱ)　救助救出訓練
(ｲ)　医療救護訓練
(ｳ)　緊急物資輸送訓練
(ｴ)　応急食料炊出訓練
(ｵ)　ボランティア受入訓練
(ｶ)　その他必要な訓練
カ　火災防御訓練
キ　水防訓練
ク　住民参加訓練
(ｱ)　初期消火訓練
(ｲ)　避難訓練
(ｳ)　応急手当訓練
(ｴ)　その他必要な訓練

(5)　震災に関する訓練において留意すべき事項

震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア　通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク、衛星携帯電話及びアマチュア無線等を活用した通信訓練を実施すること。

イ　職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、通常参集ルートの変更等による非常参集訓練等を実施すること。

ウ　消火訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

エ　救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

オ　施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

２　実施に当たって留意すべき事項

訓練の企画及び実施にあったては、次の事項に留意する。

(1)　地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域の置かれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

(2)　広域的な訓練の実施

ア　国および地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ　広域応援態勢の確立を図るため、県域を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援養成訓練その他の各種訓練を実施する。

(3)　地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等、民間企業等各種団体に参加を呼びかけ､また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を推進するため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(4)　主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、防災関係機関の参加を得て各種訓練を

実施すること。

(5)　各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第４節　気象業務整備計画

第１　基本方針

災害による被害の防止･軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に防災気象情報を提供する体制を整備する。

第２　気象業務の実施体制の整備

１　観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

機関名	整備等内容
盛岡地方気象台	・災害発生時等において防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供する。 ・過去の観測資料等の収集・整理、データベース化を図る。 ・県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合の必要な技術的協力を行う。

２　情報処理・通信システムの整備充実

(1)　気象官署

盛岡地方気象台

(2)　地域気象観測システム(アメダス)

施設名	箇所数	設置場所	備考
地域気象観測所	1	紫波町稲藤字七郷地内	気温、風向、風速、日照、降水量を観測。気象衛星等のデータを基にした日照時間の推定値を提供。

(3)　地域気象観測システム

施設名	設置場所	備考
紫波地域農業気象協議会気象観測所	紫波町升沢字田屋 25	天気、気温、相対湿度、気圧、風向、風速、日照、降水量、降水強度、連続雨量、実効雨量、感雨、暑さ指数を観測
	紫波町平沢字滝名川 216	
	紫波町佐比内字舘前 106-1	
	紫波町赤沢字蕨田 46	

(4)　紫波町設置気象観測システム（ポテカ）

施設名	設置場所	備考
多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波	紫波町紫波中央駅前二丁目 1-1	天気、気温、相対湿度、気圧、風向、風速、日照、降水量、降水強度、連続雨量、実効雨量、感雨、暑さ指数を観測
漆立公民館	紫波町片寄字漆立 287	
彦部公民館	紫波町彦部字梅ノ木 68-1	
船久保公民館	紫波町船久保字小屋敷 84-7	
長岡公民館	紫波町東長岡字竹洞 38-1	

(5)　気象庁以外の地震観測施設

施設名	箇所数	設置場所
震度観測点	1	紫波町役場

第３　情報の提供

機関名	整備等内容
気象庁	・防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、防災気象情報を適時・的確に発表及び報道機関の協力を得て住民に周知する。

第４　防災に関する知識の普及啓発の実施

機関名	普及・啓発内容
盛岡地方気象台	・住民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。 １　平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。 ２　要配慮者や一時滞在者に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。 ３　災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第５節　通信確保計画

第１　基本方針

１　防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

２　防災関係機関は、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

３　情報通信技術の発達を踏まえ、ＡＩ、ＩoＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳなど、ＩＣＴの防災施策への積極的な活用が必要である。

４　国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、ＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第２　通信施設の整備等

１　町は、防災行政情報通信ネットワークの関連施設の耐震化を図る。

２　防災相互通信用無線の整備

町は、大規模な災害が発生した場合において、警察、消防等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

３　その他の通信施設

(1)　防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

(2)　防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害時優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化及び耐震化に努める。

(3)　防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に点検を実施する。

４　非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、災害によるふくそう時（1か所に集中し混雑する様態）においても通信を確保するため、あらかじめ通信事業者に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

５　通信手段の確保・運用等

(1)　防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

(2)　衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

第６節　避難対策計画

第１　基本方針

１　町は、火災、水害、地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。

２　学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

３　住民は、災害時に的確な避難行動がとれるよう平常時から災害に対する備えに努める。

４　大規模災害時等に、町外からの避難者に対する避難施設をあらかじめ選定するとともに、受け入れ態勢を整備する。

５　町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第２　避難計画の作成

１　避難計画

(1)　町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア　高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域、タイミング及び伝達方法	
イ　避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ　避難場所等への経路及び誘導方法	
エ　避難場所等の管理	(ｱ)　管理責任者 (ｲ)　管理運営体制 (ｳ)　職員の動員体制及び運営スタッフの確保 (ｴ)　災害対策本部及び各避難所等との連絡手段 (ｵ)　食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 (ｶ)　電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 (ｷ)　医療機関との連携方法 (ｸ)　避難収容中の秩序維持 (ｹ)　避難者に対する災害情報の伝達 (ｺ)　避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 (ｻ)　避難者に対する各種相談業務 (ｼ)　避難者に対するプライバシーの配慮 (ｽ)　自主避難者に対する各避難所の随時解放体制 (ｾ)　新型インフルエンザ等拡大防止の徹底
オ　避難場所等の整備	(ｱ)　収容施設(耐震強化、設備・機器の整備、非常用電源の確保､資機材の整備、生活必需品等の備蓄等) (ｲ)　給水施設 (ｳ)　給食施設 (ｴ)　情報伝達施設

カ　避難者に対する救援・救護措置	(ｱ)　給　水 (ｲ)　給　食 (ｳ)　空　調 (ｴ)　医療･衛生･こころのケア (ｵ)　生活必需品の支給 (ｶ)　その他必要な措置
キ　避難行動要支援者に対する救援措置	(ｱ)　情報の伝達 (ｲ)　避難の誘導及び避難の確認 (ｳ)　避難場所等における配慮 (ｴ)　平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 (ｵ)　避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 (ｶ)　福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 (ｷ)　避難場所から避難所への移送手段
ク　住民に対する広報	(ｱ)　避難場所等標示板の整備 (ｲ)　防災マップの配布
ケ　避難訓練	

(2)　避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している紫波町社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。さらに、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

(3)　「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、紫波町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険が高くなっている地域に対して避難指示等を適切に発令することが出来るよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

(4)　避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県との連携に努める。

(5)　避難計画策定に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡体制の構築に努める。

(6)　避難計画作成に当たっては夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

(7)　避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を定める。

(8)　避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に国又は県に対して助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等、必要な準備を整える。

(9)　避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップの作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップの作成に当たっては河川近傍や浸水想定区域について

は「早期立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

(10)　洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

２　学校、医療機関、社会福祉施設等における避難計画

(1)　学校、医療機関、社会福祉施設、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知を図る。

(2)　施設の管理者は、町、警察機関、消防機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。

(3)　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた学校、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに，計画に基づき，避難誘導等の訓練を実施する。

(4)　要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(5)　学校、幼稚園、保育所等においては、児童、園児及び生徒を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。

(6)　医療機関においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健衛生の実施方法等を定める。

３　避難行動要支援者避難計画

(1)　町は、民生児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、避難行動要支援者の所在等の把握に努める。

(2)　町は、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

４　広域避難及び広域一時滞在

(1)　町は、災害が発生するおそれがあり自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の準備に努める。

(2)　町は災害が発生し、自らの区域内で避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル

の整備に努める。

(3)　町は広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む、「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入れ方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

第３　避難場所等の整備等

１　避難場所等の整備

(1)　避難場所等の確保

避難場所等の確保は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに避難場所等を指定するとともに整備に努める。

この際、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

(2)　町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者も受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難所	ア　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ　速やかに避難者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ　車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ　給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ　暖房設備を有し、又は容易に暖房設備を確保できるものであること。 キ　主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。 ク　避難生活の長期化及び避難者身体の状態等に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。
避難場所	ア　火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さ(おおむね７０ａ以上)を有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ　がけ崩れ、浸水等の危険がない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ　避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 エ　避難者１人当たりの必要面積をおおむね２㎡以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウィルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民を(昼間人口を考慮する)を収容できるような場所であること。 オ　避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断する必要がない場所であること。 カ　水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。

(3)　避難場所等の区分

ア　指定緊急避難場所

災害発生時に住民が一時的に避難する場合の学校の校庭等

〔資料編　２－６－１　指定緊急避難場所一覧表〕

イ　指定避難所
被災者を収容する学校の体育館、地区公民館等
〔資料編　２－６－２　指定避難所一覧表〕

ウ　福祉避難所
介護の必要な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする要配慮者を一時受け入れてケアできる施設を福祉避難所として指定する。
〔資料編　２－６－３　大規模災害時に要配慮者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書一覧表〕
〔資料編　２－６－４　大規模災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書一覧表〕

エ　一時避難所
一時的に避難する場所で、行政区（町内会）、自主防災組織等が指定する公園、自治公民館等で自発的に開設し、運営する施設

(4)　指定緊急避難所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
(5)　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
(6)　町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
(7)　避難所の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源を確保等の必要な配慮をするものとする。
(8)　福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特にも、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
(9)　町は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
(10)　町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
(11)　町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
(12)　町は、、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(13)　町は、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

２　避難路の整備等
避難場所等へ通じる避難路は、次の事項に留意し、地域の実情に応じて地区ごとに選定するとともに整備に努める。
(1)　道路付近に延焼の危険のある建物及び危険物施設がないこと。
(2)　落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれのないこと。
(3)　通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
(4)　浸水等の危険のない道路であること。
(5)　避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
(6)　避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議の上で交通規制計画を定めること。

３　避難場所等の環境整備

町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境の整備を図る。

(1)　住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備

(2)　非常用電源の配備とその燃料の備蓄

(3)　避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、照明設備、誘導ロープ、照明設備等の設置（避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するように努める）

(4)　避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資材の整備

(5)　医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備

(6)　毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備

(7)　高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備

(8)　プライバシーの確保、男女のニーズの違い性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）等男女双方の視点等に配慮した環境の整備

(9)　避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の確保

(10)　感染症拡大防止のための物品整備

(11)　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第４　避難所の運営体制等の整備

町は指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成し、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また新型コロナウイルス感染症拡大を防止する内容もマニュアル等を作成する。

第５　避難行動要支援者名簿

１　町は地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、従来の要援護者名簿を災害対策基本法第 49 条に基づく、要支援者名簿として位置づけるものとする。

２　町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

３　町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を適切に行うため、次の事項を定める。

(1)　避難支援等関係者となる者

行政区長、民生児童委員、消防署、警察署、自主防災組織、消防団、その他福祉関係者等で災害時に支援ができる者。

(2)　避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

ア　75 歳以上の者のみで構成される世帯の者

イ　要介護度３～５の認定を受けた在宅生活者

ウ　視覚・聴覚・肢体の障がい者手帳１級または２級を所有する者

エ　療育手帳Ａを所有する者

オ　その他、支援を必要と判断する者で、家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とする者

(3)　名簿の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由、その他必要な事項

(4)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

住民基本台帳、介護認定情報、障害者認定情報、難病者情報、妊産婦情報等の行政情報、民生児童委員等地域からの情報等を関係部署、関係地域から口頭又は書面等で入手する。

(5)　名簿の更新に関する事項

町は最新の情報を開示できるよう、定期的又は随時に情報更新に努める。

この際、本人等に同意の再確認を行う。

(6)　名簿情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

町は、名簿の情報管理部署を一元化し、避難支援等関係者への情報提供、名簿の取扱い等について指導徹底を図る。

(7)　避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の情報伝達上の配慮

町は、高齢者等避難等の早い段階での避難行動の促進及びあらゆる手段を活用した情報伝達に努める。

(8)　避難支援等関係者の安全確保（個別計画の策定）

町は、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた、地域での話し合いや避難誘導等のための行動マニュアル作成の推進を図り、安全に支援ができる環境を醸成する。

４　町は地域防災計画に定める避難支援関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で紫波町個人情報保護条例の範囲内で、避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

第６　避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとれることができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど多様な手段を利用して避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	１　避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 ２　避難場所等への経路 ３　災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	１　平常時における避難の心得 ２　避難指示等の用語の意味 ３　避難指示等の伝達方法 ４　避難の方法 ５　避難後の心得
災害に関する事項	１　災害に関する基礎知識 ２　過去の災害の状況

第７　避難訓練の実施

１　町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で定期的に避難訓練を実施する。

２　訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第７節　要配慮者の安全確保計画

第１　基本方針

１　町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、民生児童委員、行政区長、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者の情報収集、災害時の伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。

そのため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改訂）を参考にした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して災害時における避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進める。

２　町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第２　実施要領

１　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

(1)　町は、民生児童委員等の協力を得て避難行動要支援者に関する情報を平常時から対象者の了承のもとに収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、防災関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対し複数の支援者を定める等、避難支援プランを策定する。

(2)　町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(3)　町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

(4)　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。

(5)　町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提として避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(6)　町は、避難行動要支援者情報を掲載した避難行動要支援者マップづくりに取り組む。

(7)　町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、紫波町社会福祉協議会、民生児童委員、行政区長及び防災関係機関等の理解を深める取組を進める。

(8)　町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(9)　県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

２　災害情報等の伝達体制の整備

(1)　避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団・自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者等関係者に対する迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
(2)　町は、消防団・自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
(3)　消防団・自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、情報伝達を行う。
(4)　町は、平常時から避難行動要支援者と接している紫波町社会福祉協議会、民生児童委員、介護支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者と連携を深め、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
(5)　町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
(6)　町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
(7)　町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3　避難誘導

町は、避難行動要支援者の避難支援について自助・地域（近隣）の共助を基本として、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制（避難支援プラン）の整備を図る。

4　避難生活

(1)　町は、関係機関と連携し、避難所における要支援者支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
(2)　避難所においては、要配慮者の避難状態に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設及び福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

5　社会福祉施設等の安全確保対策

(1)　社会福祉施設等の管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
　特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
(2)　社会福祉施設等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
　また、施設の構造や利用者の心身の特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6　要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

7　外国人の安全確保対策について

(1)　防災教育、防災訓練の実施

町は、外国人に対し、多言語による防災意識の普及に努める。

防災訓練の実施に際しては、外国人の参加について呼びかける。

なお、外国人を多く就業させている事業所等に対して、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2)　避難計画

町は、第２章第６節第１ に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち 、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と 、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ 、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3)　情報伝達及び案内標示板等の整備

ア　町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ　町は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4)　情報の提供

ア　町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ　町は災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握)、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5)　ボランティアの育成等

町は、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアが必要視されていることから養成、研修等により育成に努める。

(6)　生活相談

町は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備するよう努める。

第８節　食料・生活必需品等の備蓄計画

第１　基本方針

１　町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等(以下、本節中「物資」という。)の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保に努めるとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

２　町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第２　町の役割

１　物資の備蓄計画を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。

２　備蓄計画に基づき物資の備蓄行い、定期的に点検及び更新を行う。

３　家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

４　備蓄は、指定避難所等に分散して配置し、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。

５　物資の調達可能な数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。

〔資料編　２－８－１　災害時における物資確保及び供給に関する協定〕
〔資料編　２－８－２　紫波町の災害時の民間応援協定締結状況〕

第３　住民及び事業所の役割

１　住民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

> 家庭における備蓄品の例
> 飲料水、食料（アレルギー対応含む)、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

２　事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

第９節　孤立化対策計画

第１　基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第２　災害時孤立化想定地域の状況

平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震、平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応等を踏まえ、孤立化するおそれのある地域の状況は次のとおりである。

１　孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が 1 本しかない場合」である。

２　孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。

(1)　固定電話以外の通信手段がない、若しくは 1 種類の通信手段のみの集落
(2)　救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落
(3)　集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落

〔資料編　２－９－１　町内の災害時孤立化想定地域〕

第３　孤立化想定地域への対策の推進

１　通信手段の確保

(1)　町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(2)　町は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し県が定めた住民側から送る合図とその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

ア　赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
イ　黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）
ウ　白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

(3)　町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

２　避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

３　救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助できる場所(以下「飛行場外着陸上等」という。)の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

４　備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等を集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において 3 日分程度の水、食料の備蓄の奨励する。

５　防災体制の強化

町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第１０節　防災施設等整備計画

第１　基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を促進する。

第２　防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を推進し、次に掲げる機能の強化を図る。

１　災害応急対策活動における中枢機能
２　庁舎等の被災時におけるサブ機能
３　災害応急活動を支援するためのヘリポート機能
４　町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
５　人員、物資等の輸送及び集積機能
６　災害対策用資機材の備蓄機能
７　自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
８　被災住民の避難及び収容機能
９　警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第３　公共施設等の整備

町は、避難路や避難地（公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共設備の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第４　消防施設の整備

１　町は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利その他の消防施設及び設備を整備し、常時点検整備を行う。

２　町は、地震災害時の消防水利を確保するため、耐震性（免震性）防火水槽等を整備する。

第５　防災資機材の整備

１　防災用資機材等の整備

町は、大規模な災害において、災害応急対策を円滑に実施するため、防災資機材を整備し、定期的に点検するとともに、必要な補充を行う。

２　町は、災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を強化するため、必要な資機材を整備する。

〔資料編　２－１０－１　防災資機材一覧表〕

第１１節　建築物等安全確保計画

第１　基本方針

１　住宅密集地の災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化を促進し、密集地の防災化を図る。

２　文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるため、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等計画的に進める。

第２　建築物の耐震性向上の促進

１　防災上重要な建築物等の耐震性確保

(1)　町施設の耐震化

ア　防災上重要な建築物のうち、昭和 56 年６月１日改正の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

イ　災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救助活動の本拠となる建築物が要求されることから、町は、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性及び安全性の確保に努める。

(ｱ)　災害時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町有施設

(ｲ)　災害時の緊急救護所、被災者一時避難施設となる学校、病院等

ウ　防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(2)　民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和 56 年６月１日改正の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、県と協力して耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

(3)　設備、備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定、転倒防止対策及び医薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

２　木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法について普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

３　一般建築物の耐震性確保

建築物の耐震性の確保について、広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

４　工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

５　建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

(1)　道路に面する３階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

(2)　特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

６　既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

(1)　道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。

(2)　特に、通学路及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検及び補強を指導する。

７　家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により住民への普及啓発を図る。

８　地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及啓発及び加入促進に努める。

第３　建築物の不燃化の促進

１　公営住宅の不燃化促進

(1)　公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

(2)　周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

２　民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第４　建築物の安全確保

町は、平常時より、災害による被害が予想される空屋等の状況の確認に努める

第５　防火対策の推進

１　消防機関は、消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

２　消防機関は、消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。

３　消防機関は、事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第６　文化財の災害予防対策

１　文化財の現況

町には各種の文化財が数多く所在しているが、その歴史上、学術上あるいは芸術上の価値により文化財保護法、県及び町の文化財保護条例に基づいて保護の対象に指定されている。

２　文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11 月１日～７日）、文化財防火デー（１月 26 日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

３　防災施設等の整備

文化財所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防用進入道路等の設置を進める。
美術工芸品 考古資料 有形民俗文化財	ア　国指定文化財については、自動火災報知器設備、貯水池、消火栓、消火器、消防用進入道路等の設備拡充を進める。 イ　町（県）指定文化財については、搬出不可能な文化財及び文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等の整備に努める。
史　跡 名　勝 天然記念物	ア　埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 イ　史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と合わせて、災害予防措置を講じる。

４　防災組織の編成及び訓練等

(1)　文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練の実施に努める。

(2)　災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに搬出計画をたてる。

ア　文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。 イ　文化財の避難場所を定める。 ウ　搬出用具を準備する。

第１２節　交通施設安全確保計画

第１　基本方針

災害による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

また、災害発生時に消火、救助・救急、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送態勢の整備に努める。

第２　道路施設

１　道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

(1)　道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面及び盛土欠落危険調査を実施する。

(2)　上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

２　トンネルの整備

災害時におけるトンネル機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

(1)　トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。

(2)　上記調査に基づき、補強対策工事が必要指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

３　障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車等の障害物除去用資機材の整備に努める。

第３　緊急輸送態勢の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて防災関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

１　陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1)　緊急輸送路の選定

ア　県選定の緊急輸送路の選定

(ｱ)　１次路線

(ｲ)　２次路線

イ　地域輸送路の選定

防災関係機関と協議のうえ、広域輸送路と災害時用臨時ヘリポート、備蓄場所、緊急医療機関等を連絡する輸送路の選定に努める。

(2)　緊急通行車両の事前届出

町所有の車両については、警察に緊急通行車両の事前届出手続きを行う。

(3)　備品等の整備

カラーコーン、通行禁止の看板等、必要な備品の整備に努める。

(4)　道路障害物除去対策の検討

ア　障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

イ　防災関係機関や道路管理者と災害時のための対処方法についての協議に努める。

ウ　建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

２　航空輸送体制の整備

県等の防災関係機関の協力による災害時の救出・救助活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や臨時ヘリポートの選定に努める。

３　交通混乱の防止対策

(1)　災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2)　災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たっては、水害などの災害に応じて、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

(3)　交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

４　公共交通機関の確保

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社へ要請する。

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るようバス会社へ要請する。

第１３節　ライフライン施設等安全確保計画

第１　基本方針

町は、災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設等の耐震性の向上を含めた整備及び災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第２　電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

１　施設の整備

(1)　水害対策

送電設備	架　空電線路	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地　中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（または減災対策）を計画、実施する。

(2)　震災対策

送電設備	架　空電線路	電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地　中電線路	ア　終端接続箱，給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 イ　洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ウ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		ア　機器については、変電所設備の重要度，その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 イ　建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

(3)　風害対策

各設備共通	ア　計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 イ　既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(4)　雪害対策

変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター)、ヒーターの取付け、施設の隠蔽化等を実施する。
送電設備	ア　鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 イ　降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	ア　縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 イ　降雪前期に、樹木の伐採を行う。

(5)　雷害対策

送電設備	ア　架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 イ　電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ウ　気象通報により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大に努める。
変電設備	ア　避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 イ　重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。

(6)　火山災害対策

ア　土砂流及び火山泥流対策

水害対策に準ずる対策を推進する。

イ　降灰対策

雪害対策に準ずる対策を推進する。

2　電気工作物の予防点検等

(1)　電気工作物は、常に法令に定める技術３基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視)を行う。

(2)　自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(3)　一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についての広報に努める。

3　災害対策用資機材の確保等

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類及び数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を推進する。

(1)　所要資機材計画

(2)　輸送計画(車両、ヘリコプター)

(3)　保管施設の整備

(4)　資機材の調達及び輸送

(5)　資機材輸送の調査確認

4　応急復旧体制の整備

(1)　被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備及び対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。

(2)　災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から町との連携体制に努める。

５　協力体制の整備

災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう協力体制の整備を推進する。

第３　ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、器具の取扱い方法等の徹底を図る。

１　ＬＰガス施設の整備

貯 蔵 所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容　　器	容器の転落及び転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	(1)　災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を推進する。 (2)　容器等からのガス漏れを防止するため,ガス放出防止等の設置を推進する。 (3)　ガス放出防止器具等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

２　災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

３　防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から次の事項の周知徹底を図るとともに、周知内容の多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)を図る。

(1)　ガス栓の閉止等、地震が発生した場合のガス器具に対してとるべき措置

(2)　ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

４　協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

第４　上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、国の「水道の耐震化計画等策定指針」及び「岩手中部水道企業団水道ビジョン」を踏まえ、施設の耐震性の向上、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

１　施設の整備

(1)　浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

(2)　送・配水管は、管路の耐震化、多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

(3)　既設管は、漏水防止作業を実施するとともに、計画的に布設替えを実施する。

(4)　火山災害の対応として、水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の原水水質の安全が確保できるかを確認し、他浄水場の増量運転など応援体制の確立を図る。

２　応急復旧体制の強化

(1)　被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷による影響度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2)　水道災害対策マニュアルの整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う。

３　給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水(一人当り１日３リットル以上)の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧資機材の備蓄等の整備を図る。また、応急復旧資機材の調達など確保体制の整備に努める。

４　協力体制の整備

(1)　災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協力締結に努めるなど、協力体制を整備する。

(2)　災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調達,指示及び支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第５　下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上及び防災対策用資機材の整備等を図る。

１　施設の整備

下水管渠	(1)　新たな下水管渠の敷設は,耐震性の確保のため､構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め流下機能を確保する。 (2)　マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修及び交換を行う。 (3)　下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材確保を図る。
ポンプ場及び処理場	(1)　ポンプ場・終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 (2)　新たなポンプ場・処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。 (3)　既設のポンプ場・処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

２　下水道体制の整備

下水道施設の管理者は、災害時に対応ができるよう、下水管渠の整備を図る。

(1)　応急復旧マニュアルの整備及び施設管理図書等の整備を推進する。

(2)　応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

３　協力体制の整備

(1)　災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定に基づき協力体制の整備を図る。

(2)　県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。

第６　通信施設

１　電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

(1)　施設の整備

ア　電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。)の防災設計を実施する。

(ｱ)　大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を促進する。

(ｲ)　暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を促進する。
(ｳ)　地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については耐震及び耐火構造化を行う。

イ　災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網を整備する。
(ｱ)　主要伝送路は、多ルート構成又はループ構成とする。
(ｲ)　主要な中継交換機は、分散配置する。
(ｳ)　主要な電気通信設備は、必要な予備電源を設置する。
(ｴ)　重要加入者については、当該加入者との協議により、２ルート化を推進する。

(2)　重要通信の確保

ア　災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
イ　そ通状況を常時管理し、通信リソースを効果的に運用する。
ウ　災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3)　災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等の配備に努める。

ア　非常用衛星通信装置
イ　可搬型無線機
ウ　移動基地局及び臨時基地局
エ　移動電源車及び可搬型発電機
オ　応急ケーブル
カ　電気通信設備等の防災機材(消火器、土のう等)

(4)　災害対策用資機材の確保等

ア　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材,器具等の確保に努める。
イ　災害対策用資機材、器具等の設置場所については、町と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。また、町は、設置場所について積極的に協力する。

(5)　電気通信設備の点検調査

電気通信設備は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検(災害の発生のおそれがある場合は、特別巡視)を行い、不具合の早期発見及びその改修に努める。

２　放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設の整備拡充を図るとともに、災害応急対策及び災害復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1)　施設の整備

ア　放送設備のうち、特に放送主系統施設、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
イ　重要な放送設備については、代替又は予備の設備を設ける。
ウ　防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
エ　建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2)　放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、スタジオ等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設など、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3)　防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。

第１４節　危険物施設等安全確保計画

第１　基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育等による保安体制の強化を図る。

第２　石油類等危険物

１　保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

２　指導の強化

消防機関は、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。また、次の事項を重点として立入検査等を実施する。

(1)　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の指導
(2)　危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の指導及び安全管理の指導
(3)　施設・設備等の耐震化の指導
(4)　危険物施設の所有者等及び危険物保安監督者等に対する非常時に取るべき措置の指導
(5)　地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

３　屋外貯蔵タンクからの危険物流出事故対策

(1)　沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2)　不等沈下の著しいタンクの措置

ア　消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。

イ　消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な改修を行わせるとともに、タンクの基礎の改修により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3)　敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外への流出による二次災害を防止するため、危険物所有者に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう等流出油防除資機材の整備など、必要な措置を講じるよう指導する。

４　自衛消防組織の強化措置

(1)　危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
(2)　危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率的な自衛消防力の確立を図る。

５　防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努める。また、事業所に対しても必要な資機材の整備及び備蓄について指導・助言を行う。

第３　高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。

１　保安意識の高揚

(1)　高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。

(2)　高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。

(3)　災害発生時の自主防災対策を策定する。

２　規制の強化

(1)　高圧ガスの製造施設、貯蔵又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。

(2)　指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連絡を密にする。

３　自主保安体制の整備指導

(1)　保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。

(2)　定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。

(3)　災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第４　毒物・劇物災害予防対策

保管施設責任者は、毒物・劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物営業者及び毒物・劇物の取扱者に対して、次の指導を行い、災害予防対策を講じる。

区　　分	内　　容
毒物・劇物営業者	営業施設の設置基準への適合
毒物・劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、地下タンクの設置基準への適合

第５　放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等の使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練及び防護資機材の整備など、災害予防対策を推進する。

第１５節　風水害予防計画

第１　基本方針

１　洪水等による被害を軽減するため、県及び町は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業等を計画的に実施するよう努めるとともに、ダムの適切な維持管理に努める。

２　災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

３　防災関係機関は風害対策やその知識の普及啓発を図る。

４　河川の水位などの情報収集と伝達に努める。

５　町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第２　風水害に強いまちづくり

１　町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

２　県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、住民の生命・身体を守るため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体の定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築物の制限を幅広く検討するものとする。

３　町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

４　町は、溢水等による災害の発生のおそれがある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第３　河川改修事業

準用河川改修、普通河川改修の事業を推進するとともに、緊急度が高く防災効果の大きい河川の改修を実施する。

１　水害の防止

(1)　町は、国及び県に協力して、北上川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。

(2)　町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、保水機能を有する農地の潰廃等を抑制する。

(3)　町が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。

(4)　町は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

(5)　雨期前には、水路の重点箇所の点検並びに幹線水路のしゅんせつ及び清掃を実施する。

２　水防施設等の点検・整備

(1)　河川施設の点検・整備
　河川管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。
(2)　雨量計・量水標の点検・整備
　河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。
(3)　水路施設の整備
　町は、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合及び土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

3　水防倉庫・資機材の点検・整備
　水防管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理及び資機材の調達等を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

第４　農地防災事業

1　国から指定された防災重点ため池については、山王海土地改良区、紫波東部土地改良区、鹿妻穴堰土地改良区を含めた各ため池の管理者と町が連携して監視及び管理体制を整備するほか、地域住民への周知体制を万全に整えるものとする。
2　農地、農業用施設等における洪水等の災害防止と緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、農業の水路施設整備と機能保全を推進する。

第５　ダムの維持管理

ダム管理者は、平常時から施設の点検・整備を行い、水害予防が図られるよう努める。

第６　情報収集・伝達

防災関係機関は、水害に関する必要な情報を迅速かつ的確に住民等に伝達するよう努める。
住民等は、北上川の水位の情報について、自ら把握するよう努める。

第７　施設の管理

1　洪水等による被害を軽減するため、河川等に設置された水門、ひ門及びひ管については、施設ごとの責任者を定めるなど、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を整備する。
2　雨水排水の既設施設は、日常の点検・整備により稼働維持に努める。
3　排水ポンプ場の耐震化に努める。

第８　浸水想定区域の公表及び周知

1　町は想定し得る最大規模の降雨により、排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
2　町は、浸水想定区域を指定し、洪水予報の伝達方法、避難場所、円滑かつ迅速な避難方法等について定め､必要事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)により住民に周知する。
3　町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。

４　町は、町地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

５ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

浸水想定区域が指定・公表されている河川

水系・河川名	指定公表年月日	備　　考
北上川水系　北上川	平成 28 年６月 30 日	国土交通省東北地方整備局告示第 160 号
北上川水系　岩崎川	令和４年３月 22 日	岩手県告示第 161 号
北上川水系　太田川	令和４年３月 22 日	岩手県告示第 162 号
北上川水系　乙部川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　滝名川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　黒沢川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　大白沢川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　彦部川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　赤沢川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　天王川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号
北上川水系　姉市川	令和６年３月 15 日	岩手県告示第 171 号

６　浸水想定区域内に高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、その施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達方法、伝達経路、避難場所等、避難のために必要な事項を定める。

〔資料編　２－１５－１　北上川浸水想定区域要配慮者施設一覧表〕

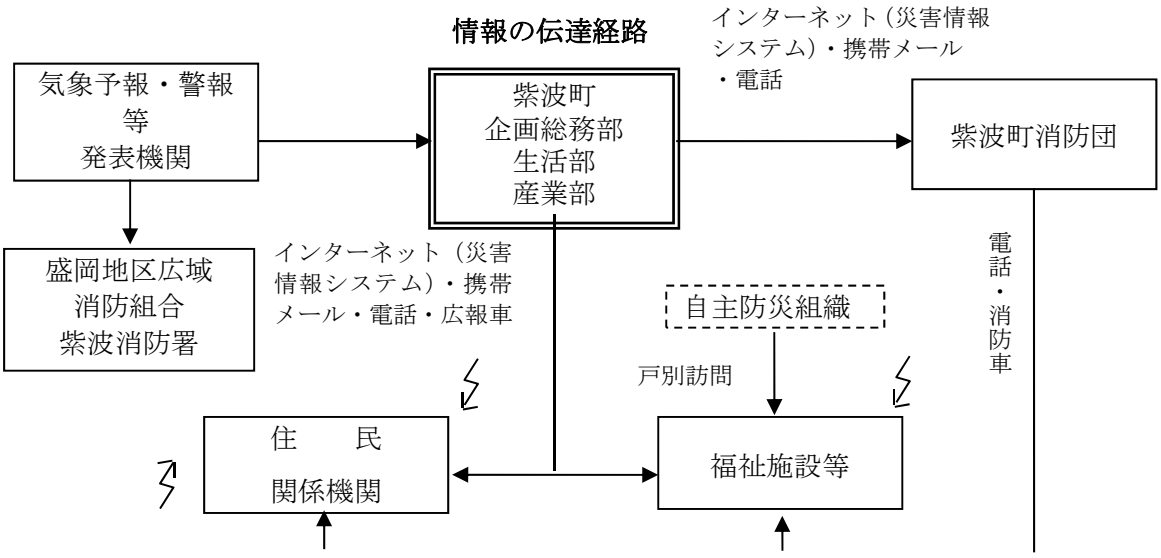

第９　風害予防の普及啓発

防災関係機関は、頻発する竜巻被害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第 10　関係者間の密接な連携体制の構築

１　水災害については、気象変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

２　町は、他の機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行政行動（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用を務めるものとする。

３　河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

第１６節　雪害予防計画

第１　基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、住民生活の安全と産業経済等の機能を確保するため、雪害対策を推進する。

第２　雪崩防止対策

１　雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対して適切な周知を行う。

実　施　機　関	調　　査　　対　　象
町	(1)　地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの (2)　町道に危険を及ぼすもの
盛岡広域振興局土木部	所管する国道及び県道に危険を及ぼすもの
警察署	各機関と協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	所管する国道に危険を及ぼすもの
盛岡労働基準監督署	事業所における寄宿舎等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの

２　雪崩危険箇所の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備に努める。

第３　道路交通の確保

１　除雪対策

(1)　除雪の実施

各実施機関は、次の区分により除雪を行い、主要路線の交通を確保する。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

ア　国道―国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所除雪実施要領によるものとする。

イ　国道（396、456）、県道―岩手県県土整備部冬期道路確保(除雪)実施要領によるものとする。

ウ　町道―毎年度定める町道除雪計画によるものとする。

(2)　除雪機械等の確保

各実施機関は、除雪用機械を整備するとともに、除雪要員の確保等を図る。

〔資料編　２－１６－１　除雪機械一覧表〕

(3)　町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下、本節中「集中的な大雪」という。)時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

(4)　町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

(5)　町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に

は、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

２　凍雪害防止対策

(1)　冬期の安全かつ円滑な交通を確保するため、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩道及び車道の融雪施設の整備を促進する。

(2)　積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期の除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

第４　雪害予防の普及啓発

１　雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者がスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう町は普及啓発を図るものとする。

２　町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

第１７節　土砂災害予防計画

第１　基本方針

町は、集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、急傾斜地崩壊対策、山地災害予防対策を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第２　山地災害予防

１　山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、資料編２-17-１山地災害危険地区一覧表のとおりであり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、県と連携し、対策工事を推進するものとする。

〔資料編　２－１７－１　山地災害危険地区一覧表〕

２　山地災害危険地区の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

第３　土砂災害防止対策の推進

１　県及び町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

２　県は、土砂災害計画区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、町長の意見を聞き、その区域を指定する。

３　町は、県による土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に当該計画区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

４　県及び町は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

５　県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間、市町村において地域防災計画や避難情報発令等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

６　土砂災害警戒区域は、資料編２-17-２土砂災害警戒区域一覧表のとおり。

〔資料編　２－１７－２　土砂災害警戒区域一覧表〕

第４　土砂災害警戒情報の発表

１　目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に

相当。

２　発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位として県内の全ての市町村を対象とする。

３　発表・解除基準

(1)　発表基準

大雨警報（土砂災害）が発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が１㎞メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡気象台が協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2)　解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

４　利用にあたっての留意点

(1)　避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。

(2)　土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの傾斜における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である傾斜の深層崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(3)　土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

(4)　土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル５緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル５緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル５緊急安全確保を発令する。

５　情報の伝達体制

(1)　県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて一般住民に周知する。

(2)　気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の１つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

６　避難指示等のための情報提供

町は、補足情報として危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供を受け、住民に提供する。

（土砂災害危険度情報）

危険度	表示	状　　況
災害切迫 【警戒レベル５相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル４相当】	紫	２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の判断が必要な状況）
警戒 【警戒レベル３相当】	赤	２時間先までに警報基準に到達すると予想 （「高齢者等避難」開始の検討が必要な状況）
注意 【警戒レベル２相当】	黄	２時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	－

第５　土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

（土砂災害発生時における報告系統）

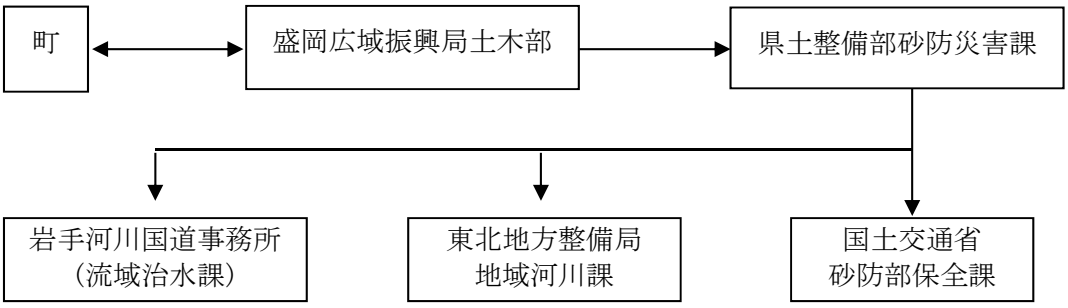

第１８節　火災予防計画

第１　基本方針

１　火災の発生を防止及び地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は延焼の拡大を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、出火防止対策等の推進及び初期消火の徹底等を図る。

２　消防力の充実強化を図るため、消防施設の整備等を推進する。

第２　出火防止、初期消火体制の確立

１　火災予防の徹底

(1)　町及び消防機関等は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中などにおける車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

(2)　町及び消防機関等は、出火防止又は火災の延焼拡大の防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用火災警報器、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について指導の徹底及び普及啓発を図る。

対　象	指　導　内　容
一般家庭	ア　すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について、知識の普及を図る。 イ　火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導を行う。 (ｱ)　火気使用設備の取扱方法 (ｲ)　消火器の設置及び取扱方法 (ｳ)　住宅用火災警報器の設置及び取扱方法 ウ　寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職　　場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及を図る。 ア　災害発生時における応急措置要領の作成 イ　消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ　避難・誘導体制の確立 エ　終業後における火気点検の励行 オ　自衛消防隊の育成

２　地域ぐるみの防火防災訓練及び民間防火組織の育成

町は、火災発生時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1)　防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2)　民間防火組織の育成

ア　消防協力隊の育成

家庭における防火思想の普及を図るため、婦人を対象とした組織の育成を継続する。

イ　幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブの結成及び育成に努める。

３　予防査察の強化

(1)　消防機関は、防火対象物の予防査察を年間計画等により、定期的に実施する。

(2)　火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物については、定期査察のほか、随時に特別査察を行う。

４　防火対象物の防火管理体制の推進

多数の者が出入する防火対象物については、次の事項を指導し，当該対象物の防火管理体制の推進を図る。

(1)　防火管理者の選任

(2)　消防計画の作成

(3)　消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

(4)　消防用設備等の点検整備

(5)　火気の使用又は取扱い方法

(6)　消防用設備等の設置

５　危険物等の保安確保指導

(1)　石油類

ア　危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設の立入検査を実施し、当該施設の位置、構造、設備及び管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に維持管理するよう指導する。

イ　危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検を励行させ、災害発生の防止に努めるよう指導する。

(2)　化学薬品

病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第３　消防力の充実強化

大火災等に対処するため、消防力の充実強化を図る。

１　総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防御計画	木造建築物の密集地域及び消防水利の不備等により火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物等の防御計画	建物の構造、業態又は規模が、火災の対象事項のいずれから判断しても延焼拡大し、人命救助の必要がある特殊建築物について定める。
危険物の防御計画	爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ防災関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

２　消防施設等の整備強化

(1)　消防車両の整備

ア　特殊車両等の増強

建築物の高層化に伴う火災に対応するため、はしご車等の整備について検討する。

イ　可搬式小型動力ポンプの整備

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署に小型動力ポンプの整備を図る。

ウ　救助用資機材の整備

人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2)　消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3)　ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

〔資料編　２－１８－１　消防力一覧表〕
〔資料編　２－１８－２　消防相互応援協定〕
〔資料編　２－１８－３　消防相互応援に関する協定〕

第１９節　林野火災予防計画

第１　基本方針

林野火災の発生を防止するため、林野火災の予防思想の高揚を図るとともに、林野火災出火防止対策を推進する。

第２　林野火災防止対策の推進

１　林野火災の防止体制

町は、各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

〔資料編　２－１９－１　紫波町火入条例〕
〔資料編　２－１９－２　紫波町火入規則〕

２　林野火災予防思想の普及、徹底

(1)　山火事防止運動月間を中心に、次に掲げる事項を重点として予防運動を実施する。

ア　枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
イ　強風時及び乾燥時のたき火及び火入れの禁止
ウ　たき火及びたばこの完全消火
エ　車からのたばこの投げ捨て禁止
オ　火入れ許可の遵守
カ　子ども会行事等を通じた防火指導

(2)　ハイカー等の一般入山者、森林所有者、作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、

次により広報活動等を実施する。

ア　横断幕、ポスター等の掲示
イ　広報紙等に掲載
ウ　広報車などによる巡回広報
エ　子ども会行事等を通じた防火指導

３　予防及び初期消火体制の整備

防災関係機関等は、背負式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の整備を図る。

４　組織の強化

(1)　地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど、林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

(2)　地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

５　各防災関係機関別の実施事項

機　　関	実　　施　　事　　項
町	(1)　林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2)　県の広報活動に対する協力、町広報活動及び防火思想の周知徹底 (3)　林野火災予防組織の育成強化 (4)　火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5)　火災警報発令時の巡視強化 (6)　初期消火資機材の整備 (7)　火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(1)　火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2)　たき火及び火入れの把握と現場監督者等の指導
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
盛岡森林管理署	(1)　暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発令時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 (2)　職員によるパトロールの実施 (3)　防火線、防火林及び防火用施設の設置並びに資機材の整備 (4)　林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	(1)　火入れの許可・指導事項の遵守 (2)　強風注意報・乾燥注意報発令時における出火防止の周知徹底 (3)　林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 (4)　一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5)　林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6)　作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7)　作業小屋周辺の防火帯の設置 (8)　火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	(1)　火入れの許可・指示事項の遵守 (2)　火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 (3)　広報車等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	(1)　関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2)　林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第２０節　農業災害予防計画

第１　基本方針

農作物及び畜産物等の気象被害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初から安定技術の普及を進める。

第２　予防対策

１　予防対策

気象災害を最小限に防止することに重点をおき、次の対策を実施する。

冷害防止対策	(1)　耐冷性品種の普及 (2)　地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置及び作期策定の適正化 (3)　育苗技術、適正な水管理等の指導の徹底 (4)　季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1)　低温注意報、霜注意報等の早期伝達 (2)　樹園地における燃料の燃焼、防霜ファンの活用、散水の準備と励行 (3)　施設園芸における保温対策の励行
水・雨害防止対策	(1)　水稲の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用 (2)　長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防 (3)　ほ場の排水対策実施を指導
干害防止対策	(1)　水源(ダム、水利施設)の確保 (2)　常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3)　畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	(1)　防風林及び防風網の設置 (2)　耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3)　樹園地における枝折れ防止対策(支柱の準備等) (4)　落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	(1)　麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布(積雪前) (2)　消雪の促進 (3)　飼料等の輸送路の確保 (4)　樹園地における枝折れ防止(支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等) (5)　牧草の雪害防止のため、秋まき牧草の適期播種の励行 (6)　施設園芸等ハウスの倒伏防止のための補強及び除雪の励行
病害虫発生予防	県病害虫防除所からの病害虫発生予察情報の早期伝達

２　異常気象等対策

突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた災害防止対策を講じる。

(1)　生鮮食品の輸送力の確保
(2)　異常気象による病害虫の発生に備えた防除施設及び設備の整備
(3)　災害常襲地帯への生産安定対策の指導
(4)　被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
(5)　家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第２１節　防災ボランティア育成計画

第１　基本方針

町は、紫波町社会福祉協議会、その他防災ボランティア活動推進機関と相互に連携し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、防災ボランティア活動の啓発、リーダー等の養成、受入体制の支援に努める。

第２　実施機関等

１　実施機関

実　施　機　関	担　　当　　業　　務
町	(1)　防災ボランティア活動の啓発 (2)　防災ボランティアの受入体制の支援
紫波町社会福祉協議会	(1)　防災ボランティア活動の啓発 (2)　防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成 (3)　防災ボランティアの受入体制の整備

２　町本部の担当

部	課	担当業務
企画総務部	消防防災課	自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議
生活部	健康福祉課	防災ボランティアに係る紫波町社会福祉協議会等との連携及び支援

第３　実施要領

１　防災ボランティア・リーダー等の養成

(1)　町は、紫波町社会福祉協議会にボランティア活動の啓発を支援する。

(2)　紫波町社会福祉協議会は、日本赤十字社岩手県支部紫波町分区と連携して、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座などの養成研修を受講者の地域割に考慮して行う。

(3)　町は、紫波町社会福祉協議会を通じて研修終了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

ア　地域事情に関すること。
イ　要配慮者の状況
ウ　要配慮者に対する心構え
エ　避難所の状況
オ　行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

２　防災ボランティアの登録

(1)　紫波町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部紫波町分区は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意志を持つ個人及び団体の登録を行う。

(2)　防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

３　防災ボランティア受入体制の整備

(1)　町は、日本赤十字社岩手県支部、日本赤十字社岩手県支部紫波町分区、岩手県社会福祉協議会及び紫波町社会福祉協議会その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

(2)　町は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を支援する。

ア　受入担当課	イ　提供する情報	ウ　提供する装備、資機材
エ　活動拠点	オ　連絡調整の方法	カ　宿泊する施設
キ　その他必要な事項		

(3)　町は、紫波町社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は、障がいの状態となったものに補償を行う「ボランティア保険（災害特約付)」への加入について配慮する。

4　関係団体等の協力

町は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

(1)　女性団体	(2)　自主防災組織	(3)　自治公民館等
(4)　青年団	(5)　その他必要と思われる団体	

第２２節　事業継続対策計画

第１　基本方針

１　企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。

２　町は、企業等の防災力向上及び事業継続計画(BCP)(※)策定の促進に努める。

※　事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

３　町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

４　町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

５ 町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第２　事業継続計画の策定

１　企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するように努める。

２　町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画(BCP)の策定に資する情報提供等を進める。

３　町は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政情報データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

４　策定する場合は、次の事項を考慮し、事業の早期継続に努める。

ア　災害時において優先して実施すべき業務
イ　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
ウ　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
エ　電気、水、食料等の獲得に関する事項
オ　通信手段の確保に関する事項

〔企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ〕

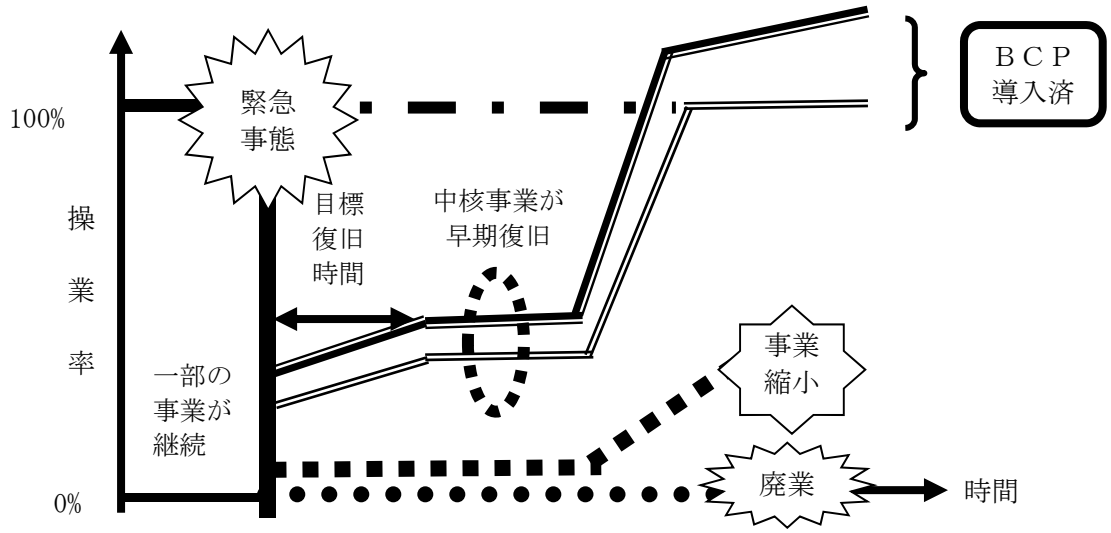

第３　企業等の防災活動の推進

１　企業等は、町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

２　町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。

(1)　企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。

(2)　地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

第３章　災害応急対策計画

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制計画

第１　基本方針

１　防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定める。

２　職員の動員計画については、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっても、職員を確保できるよう配慮する。

３　災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。

４　防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携などを強化し、応援協力体制の整備を図る。また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

５　町は退職者や民間人等の活用を含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。また、必要に応じ外部の専門家等の意見・支援を活用する。

６　町は複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整などを行う。

第２　町の活動体制

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る分掌事務等を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

１　災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「紫波町災害警戒本部設置要領」に基づいて設置し、主に災害情報の収集を行う。

〔資料編　３－１－１　紫波町災害警戒本部設置要領〕

(1)　設置基準

副町長は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、災害警戒本部の設置を決定する。

設置基準	配備職員
ア　気象警報、洪水警報が発表された場合 イ　北上川上流洪水予報のうち氾濫注意情報が発令された場合 ウ　町域で震度４又は５弱を観測した場合 エ　日本海溝・千島海溝周辺でＭ７級以上の海溝型地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき オ　大雨、長雨等により、地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合 カ　大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合 キ　岩手山、秋田駒ケ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル３が発表された場合 ク　原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合 ケ　その他特に必要と認めた場合	企画総務部長、建設部長、消防防災課長、総務課長、土木課長、下水道課長及び本部長が必要と認める課等の長並びに消防防災課長・総務課長・土木課長・下水道課長の指名する職員

(2)　組　織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

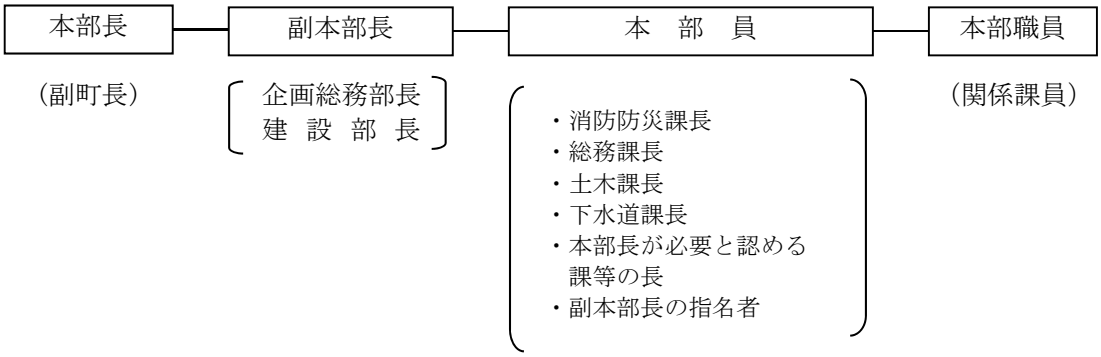

(3)　分掌業務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

ア　気象予報・警報等の受領及び関係各課等へ伝達 イ　気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係各課等へ伝達 ウ　被害の発生状況の把握 エ　その他の情報の把握

(4)　関係各課の情報収集

災害警戒本部の設置と並行し関係各部課等において、次の情報収集を行う。

部	課	内　　容
企画総務部	総務課	ア　応援部隊の集結場所の被害情報の収集 イ　報道機関対応への情報収集・整理
	消防防災課	ア　警戒本部設置及び廃止に係る業務全般 イ　災害情報等及び地震・気象情報の収集・伝達 ウ　人的被害及び住家等の被害情報の収集 エ　消防防災施設等の被害情報の収集
	企画課	ア　情報機関への情報公開 イ　住民からの問い合わせの対応・情報整理・伝達
	財政課 地域づくり課	庁舎等の被害情報の収集
生活部	健康福祉課 長寿介護課	医療施設、福祉施設等の被害情報の収集
産業部	農政課	ア　農業施設等の被害情報の収集 イ　農作物等の被害情報の収集
	環境課	ア　衛生処理施設等の被害情報の収集 イ　林業施設等の被害情報の収集
	商工観光課	商業関係施設、観光施設等の被害情報の収集
建設部	土木課 都市計画課	ア　道路、河川、橋りょう施設等の被害情報の収集 イ　交通規制情報、河川水位情報等の収集
	下水道課	ア　水道施設等の被害情報の収集 イ　下水道施設等の被害情報の収集

教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	ア　学校施設等の被害情報の収集 イ　児童、生徒、教員等の被害情報の収集
	生涯学習課	ア　文化財等の被害情報の収集 イ　社会教育施設、スポーツ施設等の被害情報の収集

(5)　廃止基準

本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害警戒本部を廃止する。

ア　気象警報が解除される場合などにおいて、本部長が災害発生のおそれがなくなったと認めたとき。

イ　災害対策本部が設置されたとき。

2　災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定、「紫波町災害対策本部規程」及び「紫波町災害対策本部活動要領」等に基づいて設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

〔資料編　３－１－２　紫波町災害対策本部条例〕

〔資料編　３－１－３　紫波町災害対策本部規程〕

〔資料編　３－１－４　紫波町災害対策本部活動要領〕

(1)　設置基準

区分	設　置　基　準	配備職員
１号配備体制	ア　気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちの洪水警報（氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 イ　町域に特別警報が発表された場合 ウ　町域で震度５強の地震を観測した場合 エ　大規模な火災、爆発等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 オ　岩手山又は秋田駒ケ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル４が発表された場合 カ　原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合 キ　その他本部長が特に必要と認めた場合	消防防災課及び総務課の職員、各課等の副課長以上の職員、各課等の長が指名した職員
２号配備体制	ア　大災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めた場合 イ　町域で震度６弱以上の地震を観測した場合 ウ　その他本部長が特に必要と認めた場合	全職員

(2)　組　織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

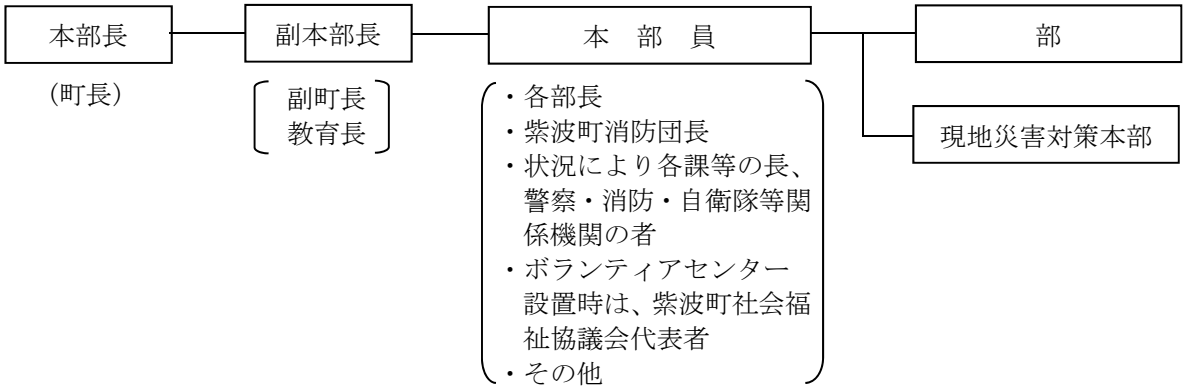

ア　本部員会議

(ｱ)　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。

(ｲ)　本部員会議は、災害応急対策の総合的な方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。

イ　部

部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

ウ　現地災害対策本部

(ｱ)　現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、町本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、現地活動の指揮監督及び災害対策本部等との連絡調整を行う。

(ｲ)　現地本部に現地本部長及び現地本部を置き、現地本部長は本部長が本部員のうちから指名し、現地本部員は企画総務部長が関係部長と協議して指名する。

(3)　設置場所

災害対策本部の設置場所は、紫波町役場庁舎２階会議室（201）に設置する。ただし、紫波町役場本庁が重大な被害を受けた場合又は受ける恐れのある場合は、紫波町多目的スポーツ施設「サン・ビレッジ紫波」に設置する。

(4)　分掌事務

ア　災害対策本部の分掌事務は、「紫波町災害対策本部規程」（資料編３－１－３）に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。

部	課	分　　掌　　事　　務
企画総務部	総務課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　職員の非常配備に関すること。 (ｳ)　避難状況の把握に関すること。 (ｴ)　必要となる防災ボランティア活動の把握に関すること。 (ｵ)　義援物資配分の支援に関すること。 (ｶ)　町外からの避難者の受け入れに関すること。 (ｷ)　町外被災地の支援に関すること。 (ｸ)　本部会議等の決定事項を職員への伝達に関すること。 (ｹ)　県、他市町村職員及び関係機関等の受援に関すること。 (ｺ)　報道機関への対応及び連絡調整に関すること。 (ｻ)　部内の調整に関すること。
	消防防災課	(ｱ)　防災会議に関すること。 (ｲ)　災害対策・警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 (ｳ)　避難指示等の発令及び避難誘導の準備に関すること。 (ｴ)　各部及び現地災害対策本部の行う災害対策の総合調整に関すること。 (ｵ)　被災者の救出及び行方不明者等の捜索、救出に係る連絡調整に関すること。 (ｶ)　県及び関係機関との連絡調整に関すること。 (ｷ)　県、他市町村職員及び関係機関等の受援の総括に関すること。 (ｸ)　応急対策用資機材及び燃料の確保の総括に関すること。 (ｹ)　今後の気象状況の把握、分析に関すること。 (ｺ)　災害に関する情報、気象警報の住民への伝達に関すること。 (ｻ)　防災ヘリコプターの要請に関すること。 (ｼ)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (ｽ)　消防活動及び水防活動に関すること。(警戒区域の設定を含む。) (ｾ)　交通安全対策及び防犯対策に関すること。 (ｿ)　危険物の保安対策に関すること。 (ﾀ)　その他、他部・課に属さないこと。
	企画課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　災害広報のための被害状況の撮影・記録に関すること。 (ｳ)　住民からの問合せ対応・情報整理・情報伝達に関すること。 (ｴ)　災害復旧長期計画の総合調整に関すること。 (ｵ)　県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。 (ｶ)　避難者名簿の作成に関すること。 (ｷ)　部内の応援に関すること。
	財政課 地域づくり課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　町有財産の被害調査及び応急対策（財政課所管）に関すること。 (ｳ)　災害応急対策用車両等の確保に関すること。 (ｴ)　町有車両及び借上げ車両の配車に関すること。(建設機械を除く。) (ｵ)　非常通信の維持及び復旧に関すること。 (ｶ)　応急的に必要となる歳入歳出予算の編成に関すること。 (ｷ)　部内の応援に関すること。
	税務課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　家屋の被害認定及びり災証明に関すること。 (ｳ)　災害応急対策諸物資等の購入資金の確保に関すること。 (ｴ)　義援金保管、出納に関すること。 (ｵ)　町税の減免及び徴収猶予に関すること。 (ｶ)　応急対策に要する経費の経理に関すること。 (ｷ)　その他会計に関すること。 (ｸ)　部内の応援に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
生活部	町民課	㋐　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 ㋑　食料供給事務の総括に関すること。 ㋒　指定避難所・消防団等への食料及び物資の確保・配送に関すること。 ㋓　遺体の安置及び埋火葬に関すること。 ㋔　災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後事務に関すること。 ㋕　部内の応援に関すること。
	長寿介護課	㋐　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 ㋑　高齢者福祉施設等との連絡調整に関すること。 ㋒　高齢者福祉施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 ㋓　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関すること。 ㋔　衣料、寝具その他の生活必需品及び応急対策用物資の調達、確保、あっせんに関すること。 ㋕　部内の応援に関すること。
	健康福祉課	㋐　被災者の救護及び治療に関すること。 ㋑　傷病者の応急措置に関すること。 ㋒　医師会、医療機関及び保健所との連絡調整に関すること。 ㋓　緊急医薬品の確保・供給及び救護所の設置に関すること。 ㋔　医療施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 ㋕　指定避難所内の患者輸送に関すること。 ㋖　指定避難所の食品衛生に関すること。 ㋗　保健指導に関すること。 ㋘　疫学調査及び防疫措置の協力に関すること。 ㋙　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関すること。 ㋚　社会福祉施設等への対応、避難誘導に関すること。 ㋛　義援金・救援物資の受付・手配・受入・配分・運搬に関すること。 ㋜　災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付及び被災者生活再建支援法に関すること。 ㋝　町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関すること。 ㋞　町社会福祉施設等の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 ㋟　災害救助法の適用時における救出費用申請の事後事務に関すること。 ㋠　部内の調整に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
産業部	農政課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　指定避難所開設の支援に関すること。 (ｳ)　農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　米穀等主要食料の調達、確保及び供給に関すること。 (ｶ)　農作物の種苗等の確保及びあっせんに関すること。 (ｷ)　被害農産物等の防疫及び技術指導対策に関すること。 (ｸ)　農業関係者の緊急援助に関すること。 (ｹ)　ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。 (ｺ)　床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (ｻ)　避難に伴う防犯活動の支援に関すること。 (ｼ)　農業関係被害調査・集計に関すること。 (ｽ)　感染症予防活動の支援に関すること。 (ｾ)　廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ｿ)　部内の調整に関すること。
	環境課 地球温暖化対策課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　指定避難所の運営に関すること（愛玩動物同伴者に対する対応)。 (ｳ)　仮設トイレの設置に関すること。 (ｴ)　指定避難所における食料、物資の分配、配付に関すること。 (ｵ)　床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (ｶ)　避難に伴う防犯活動に関すること。 (ｷ)　感染症予防活動に関すること。 (ｸ)　廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ｹ)　環境衛生に関すること。 (ｺ)　衛生施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 (ｻ)　衛生資材の確保及び配分に関すること。 (ｼ)　愛玩動物の救護対策に関すること。 (ｽ)　公害の防止対策に関すること。 (ｾ)　森林火災の予防に関すること。 (ｿ)　森林の被害調査及び応急対策に関すること。 (ﾀ)　部内の応援に関すること。
	商工観光課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　指定避難所開設の支援に関すること。 (ｳ)　避難に伴う防犯活動の支援に関すること。 (ｴ)　商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　観光施設、観光客の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｶ)　商工業者に対する融資に関すること。 (ｷ)　物資の緊急輸送に関すること。 (ｸ)　一般労務者、技術者の確保、あっせんに関すること。 (ｹ)　床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (ｺ)　感染症予防活動の支援に関すること。 (ｻ)　廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ｼ)　部内の応援に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
建設部	土木課 都市計画課	(ｱ)　道路､河川､橋りょう､堤防等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｲ)　交通不能箇所の調査及び交通規制、迂回路線に関すること。 (ｳ)　道路上の障害物の除去（除雪を含む）に関すること。 (ｴ)　各河川の水位情報の確認及び現場確認による情報収集に関すること。 (ｵ)　地すべり、土石流等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｶ)　応急復旧用重機、資機材及び作業人夫等の確保に関すること。 (ｷ)　土木建設工事業者等との連絡調整に関すること。 (ｸ)　応急仮設住宅建設用地の確保及び整備に関すること。 (ｹ)　災害関係応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 (ｺ)　町営住宅及び都市計画施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｻ)　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 (ｼ)　町営住宅への入居のあっせんに関すること。 (ｽ)　部内の調整に関すること。
	下水道課	(ｱ)　雨水排水ポンプ施設の稼動維持に関すること。 (ｲ)　下水道施設の被害状況及び応急対策に関すること。 (ｳ)　公共下水道､農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　汚水排水対策に関すること。 (ｵ)　下水道工事業者との連絡調整に関すること。 (ｶ)　簡易水道に関すること。 (ｷ)　仮設トイレの設置に関すること。 (ｸ)　部内の応援に関すること。
教育部	教育総務課 学校教育課	(ｱ)　指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (ｲ)　児童及び生徒の避難安全に関すること。 (ｳ)　町立小中学校教職員､児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　町立小中学校の設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　児童及び生徒の応急教育に関すること。 (ｶ)　学用品等の調達及び支給に関すること。 (ｷ)　学校教職員の非常招集及び配置に関すること。 (ｸ)　指定避難施設としての管理に関すること。 (ｹ)　被災学校における伝染病発生状況調査及び保健管理に関すること。 (ｺ)　部内の調整に関すること。
	生涯学習課	(ｱ)　指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (ｲ)　文化財、社会教育施設、社会体育施設、公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｳ)　指定避難施設としての管理に関すること。 (ｴ)　災害活動に協力する社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (ｵ)　刊行物の保存及び保護に関すること。 (ｶ)　部内の応援に関すること。
	こども課	(ｱ)　指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (ｲ)　保育所、児童館、こどもの家等に通う乳幼児及び児童等（以下「児童等」という。）の避難安全に関すること。 (ｳ)　児童等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　保育所、児童館、こどもの家などの設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　児童等の応急教育に関すること。 (ｶ)　学用品等の調達及び支給に関すること。 (ｷ)　部内の応援に関すること。
	給食センター	(ｱ)　災害時の学校給食に関すること。 (ｲ)　学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｳ)　部内の応援に関すること

部	課	分掌事務
他部	会計課	(ｱ)　他部内の応援に関すること。
	議会事務局	(ｱ)　議会議員との連絡調整に関すること。 (ｲ)　他部内の応援に関すること。
	農業委員会事務局	(ｱ)　農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｲ)　農業関係被害調査・集計に関すること。 (ｳ)　他部内の応援に関すること。

関係機関	分　掌　事　務
岩手中部水道企業団	(ｱ)　被災世帯への応急給水に関すること。 (ｲ)　上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｳ)　給水応援調整に関すること。 (ｴ)　飲料水等の供給確保に関すること。 (ｵ)　水質検査業務に関すること。 (ｶ)　消火栓の機能確保に関すること。 (ｷ)　上水道工事業者との連絡調整に関すること。

イ　各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定めるとともに、当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区　分		活　動　項　目
災害発生前	ア　事前の情報収集及び連絡・調整	(ｱ)　気象状況の把握及び分析 (ｲ)　気象予報・警報等の迅速な伝達 (ｳ)　盛岡地方気象台、盛岡広域振興局その他防災関係機関との連絡･配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ並びに警戒体制の強化
	イ　災害対策用資機材の点検・整備	(ｱ)　災害対策用物資及び機材の点検整備 (ｲ)　医薬品及び医療資機材の点検整備 (ｳ)　感染症予防用薬剤及び感染予防用資機材の点検整備
	ウ　避難対策	避難指示等の発令及び避難誘導の準備
	エ　活動体制の整備	(ｱ)　本部員となる部長等による対策会議の設置 (ｲ)　医療救護班の活動開始準備
	オ　活動体制の徹底	(ｱ)　災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (ｲ)　報道機関に対する災害対策本部設置の発表 (ｳ)　防災関係機関及び盛岡広域振興局に対する災害対策本部設置の通知 (ｴ)　災害応急対策用車両等の確保 (ｵ)　各部及び防災関係機関の配備状況の把握

区　　分		活　動　項　目
災害発生後	ア　情報連絡活動	(ｱ)　被害状況の迅速かつ的確な把握 (ｲ)　被害速報の集計及び報告 (ｳ)　災害情報の整理 (ｴ)　災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (ｵ)　気象情報の把握及び伝達 (ｶ)　警察署等との災害情報の照合
	イ　本部員会議の開催	(ｱ)　災害の規模及び動向の把握 (ｲ)　災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (ｳ)　自衛隊災害派遣要請 (ｴ)　災害救助法の適用 (ｵ)　災害応急対策の調整 (ｶ)　配備体制の変更 (ｷ)　現地災害対策本部の設置 (ｸ)　町本部長の指令の通知
	ウ　災害広報	(ｱ)　災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (ｲ)　災害写真及び災害ビデオの撮影並びに災害情報等の広報資料の収集
	エ　避難及び救出対策	(ｱ)　避難指示等の発令及び避難誘導 (ｲ)　被災者の救出救護 (ｳ)　避難状況の把握 (ｴ)　避難場所の開設及び運営
	オ　自衛隊災害派遣要請	(ｱ)　孤立地帯の偵察及び救援要請 (ｲ)　被災者の捜索及び救助要請 (ｳ)　給食給水活動要請
	カ　県等に対する応援要請	(ｱ)　被災者の捜索及び救助要請 (ｲ)　食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (ｳ)　災害応急対策活動要員の派遣要請
	キ　防災ボランティア活動対策	(ｱ)　防災ボランティア活動に対する支援 (ｲ)　防災ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整
	ク　災害救助法適用対策	(ｱ)　被害状況の把握 (ｲ)　災害救助法に基づく救助の実施
	ケ　現地災害対策本部の設置	(ｱ)　編成指示 (ｲ)　編成 (ｳ)　派遣
	コ　機動力及び輸送力の確保対策	(ｱ)　災害応急対策用車両等の確保 (ｲ)　道路、橋りょう等の被害状況の把握 (ｳ)　道路上の障害物の除去 (ｴ)　道路交通の確保

区　　分		活　動　項　目
災害発生後	サ　医療及び保健対策	(ｱ)　応急医療及び保健活動の実施 (ｲ)　医薬品及び医療用資機材の調達
	シ　給水対策	(ｱ)　水源の確保及び給水の実施 (ｲ)　応急復旧・応急給水用資機材の確保
	ス　食料等の応急対策	(ｱ)　災害用応急米穀、パン、めん類の調達 (ｲ)　副食品等の調達
	セ　生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
	ソ　感染症予防対策	(ｱ)　感染症予防活動の実施 (ｲ)　食品衛生活動の実施 (ｳ)　感染症予防用資機材の調達
	タ　文教対策	(ｱ)　応急教育の実施 (ｲ)　町立学校等の応急対策の実施
	チ　農林応急対策	(ｱ)　農林被害の把握 (ｲ)　病害虫防除の実施 (ｳ)　家畜防疫の実施
	ツ　土木応急対策	(ｱ)　土木関係被害の把握 (ｲ)　道路交通応急対策の実施 (ｳ)　下水道応急対策の実施 (ｴ)　直営工事応急対策の実施 (ｵ)　浸水対策の実施 (ｶ)　地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	テ　被災者見舞対策	(ｱ)　被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)見舞のための職員派遣 (ｲ)　被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)への見舞金等の措置
	ト　被災者に対する生活確保対策	(ｱ)　被災者の住宅対策 (ｲ)　農林復旧対策 (ｳ)　租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (ｴ)　商工業復旧対策 (ｵ)　公共土木施設関係復旧対策 (ｶ)　見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

(5)　廃止基準

町本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を廃止する。

ア　町本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めるとき。

イ　町本部長が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めるとき。

(6)　町は後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

(7)　町本部長は必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において町本部長は県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求める。

第３　職員の動員配備体制

１　配備体制

町の配備体制は、災害警戒本部設置基準及び災害対策本部設置基準のとおり。

２　動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1)　災害警戒本部

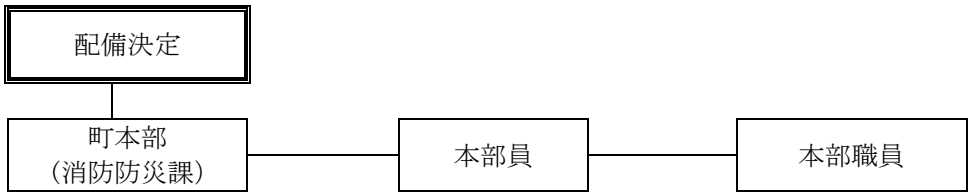

(2)　災害対策本部

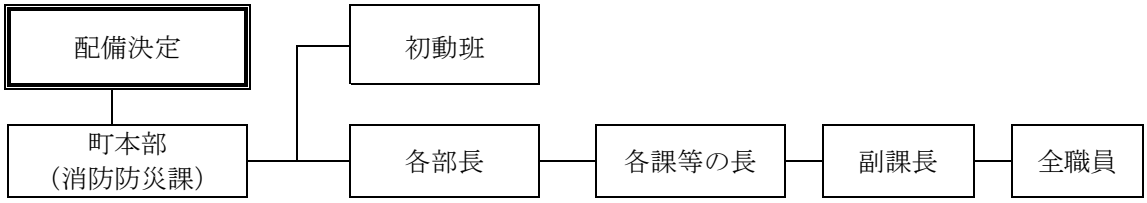

３　動員の方法

(1)　配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区　　分	伝　　達　　方　　法
勤務時間内	庁内放送、携帯電話、携帯メール、電話等
勤務時間外	携帯電話、携帯メール、電話等

(2)　各課等の長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ次の事項を定める。

ア　配備指令の系統及び順位　（※）
イ　職員ごとの参集場所・参集方法及び所要時間
ウ　勤務場所に参集できない場合の参集先
エ　その他必要な事項

※　配備指令の系統及び順位

部	受　命　責　任　者					
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位	第５順位	第６順位
企画総務部	消防防災課長	総務課長	企画課長	財政課長	税務課長 地域づくり課長	議会事務局長
生　活　部	町民課長	長寿介護課長	健康福祉課長	会計課長		
産　業　部	農政課長	環境課長	地球温暖化対策課長	商工観光課長	農業委員会事務局長	
建　設　部	土木課長	下水道課長	都市計画課長			
教　育　部	教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長	こども課長	給食センター所長	

４　自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、災害警戒本部及び災害対策本部設置基準に該当する災害の発生を知り得たとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務場所に参集する。

５　勤務場所に参集できない場合の対応

(1)　職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害発生により、勤務場所に参集できない場合は、原則として最寄りの町の施設に参集する。

(2)　参集した職員は、参集先の施設の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

(3)　到着の報告を受けた参集先の施設の長は、その参集状況を取りまとめのうえ速やかに本部長（各部長）に報告する。

(4)　参集先施設の長は、その後の状況によって、参集した職員を所属する勤務場所へ移動することが可能と判断した場合は、勤務場所の長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

(5)　災害発生時において、職員自身又は住居に被害を受け、前記の対応が困難なときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を報告して指示を受ける。

６　初動班の参集

勤務時間外において震度５強以上の地震が発生した場合は、勤務場所からおおむね２キロメートル以内に居住する職員は、初動体制を確立するため、直ちに勤務場所に参集し、次の事項を処理する。

ただし、所期の目的を達したと認めるときは、担当業務に移行する。

(1)　被害状況等の情報収集
(2)　町本部長の指令等の伝達
(3)　防災関係機関等との連絡調整

７　本部は、各配備等に応ずる動員数を（資料編　３-１-５　職員動員状況表）により別途把握するものとする。

〔資料編　３－１－５　職員動員状況表〕

第４　防災関係機関と連携した活動体制

１　町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

２　町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

３　本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

４　町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

５　町は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

６　町は、災害時に、適切な管理のされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去の措置を行うものする。

第５　防災関係機関の活動体制

１　防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、所管する災害応急対策を実施する。

２　防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。

３　災害応急対策の実施に当たっては、防災関係機関との連携を図る。

４　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。

５　防災関係機関は災害応急対策が実施される場合において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。

６　防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分注意するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、県等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第２節　気象予報・警報等の伝達計画

第１　基本方針

１　盛岡地方気象台は、気象等の予報、警報等（以下「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る情報を収集し、あらかじめ定めた系統によって防災関係機関へ伝達し、住民に周知する。

２　通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を防災関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第２　実施機関（責任者）

実　施　機　関	担　当　業　務
町　本　部　長	1　気象予報・警報等の周知 2　火災警報の周知
盛岡地区広域消防組合消防本部	火災警報の発令
県本部長 （総務部総合防災室総務班、県土整備部河川課土木班）	1　気象予報・警報等の伝達 2　北上川上流洪水予報・警報等の伝達 3　北上川上流水防警報等の伝達
岩手河川国道事務所	1　北上川上流洪水予報・警報等の発表 2　北上川上流水防警報等の発表 3　上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話㈱岩手支店	気象予報・警報等の伝達
盛岡地方気象台	1　気象予報・警報等の発表 2　北上川上流洪水予報・警報等の発表 3　土砂災害警戒情報の発表 4　上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局	気象予報・警報等の放送
㈱ＩＢＣ岩手放送	
㈱テレビ岩手	
㈱めんこいテレビ	
㈱岩手朝日テレビ	
㈱エフエム岩手	

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　気象予報・警報等の周知 2　水防に関する情報の周知 3　火災警報の周知

第３　実施要領

１　気象予報・警報等の種類及び伝達

(1)　気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ　情報の種類

種　　類		概　　要
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先だって注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状態を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で気象庁が発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方は、町から発令されている避難情報に従い直ちに適切な避難行動を取る必要がある。周囲の状況を確認し、避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動する等、身の安全を確保する。避難情報が発令されていない場合でも、今後、急激に状況が悪化するおそれがあることから、キキクルや水位情報等を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する必要がある。

	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1.時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生に繋がる溶暗猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報（備考１）	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４ に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

備考1.　土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ　注意報の種類と発表基準

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">注意報</td><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。強風による災害に加えて雪を伴うことによる視程障害等による災害のおそれについても注意を呼びかける。
○　雪を伴い、平均風速が 11m/s 以上と予想される場合</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合
○　平均風速が 11m/s と予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雨注意報</td><td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合
避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
<table>
<tr><td>表面雨量指数基準</td><td>6 に達すると予想される場合</td></tr>
<tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>73 に達すると予想される場合</td></tr>
</table>
表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標
土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標</td></tr>
</table>

大雪注意報		大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○　12 時間の降雪の深さが・平野部で 15cm 以上 ・山沿いで 20cm 以上 と予想される場合
濃霧注意報		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○　濃霧のため視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合
雷注意報		落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報		空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○　最小湿度 40％以下、実効湿度 65％以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ○　最小湿度 35％以下で実効湿度 60％以下と予想される場合
霜注意報		早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○　早霜、晩霜期に最低気温が、おおむね 2℃以下になると予想される場合
低温注意報	夏　期	低温による農作物等への著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○　最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
	冬　期	低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件のいずれかに該当する場合 ○　最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より 5℃以上低くなると予想される場合 ○　最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くと予想される場合
着雪注意報		著しい着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○　大雪注意報の条件下で、気温が－２℃より高いと予想される場合
着氷注意報		著しい着氷により、通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○　大雪注意報の条件下、気温が－２℃より高いと予想される場合
なだれ注意報		なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○　山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合 ○　積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合
融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。

<table>
<tr><td></td><td>洪水注意報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合
避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２
<table><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>滝名川流域＝12.6、赤沢川流域＝7.7、平沢川流域＝2.6、大坪川流域＝3.5、岩崎川流域＝10.5、沢内川流域=6、佐比内川流域=5.8、平栗沢流域=2、中沢川流域=4.2、宮手川流域=7.6</td></tr><tr><td>複合基準</td><td>北上川流域=（5，46.2）、滝名川流域=（5，9.9）、赤沢川流域=（5，7.7）、平沢川流域=（5，2.6）、大坪川流域=（5，3.5）、岩崎川流域=（5，8）、沢内川流域=（5，6）、佐比内川流域=（5，5.8）、平栗沢流域=（5，1.6）、中沢川流域=（5，3.3）、宮手川流域=（5，7.6）</td></tr><tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>北上川上流[紫波橋]</td></tr></table>流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標
複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値</td></tr>
</table>

備考１　土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行われる。
　　２　大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ　警報の種類と発表基準

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">警報</td><td>暴風警報</td><td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。暴風による重大な災害に加えて雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。
○　平均風速が 16m/s 以上と予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪警報</td><td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。暴風による重大な災害に加えて、雷を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。
○　雪を伴い、平均風速 16m/s 以上と予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雨警報
（備考２）</td><td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。なお、大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
<table><tr><td>（浸水害）
表面雨量指数基準</td><td>12 に達すると予想される場合</td></tr><tr><td>（土砂災害）
土壌雨量指数基準</td><td>108 に達すると予想される場合</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記されている。
○　12 時間の降雪の深さが、・平野部で 40cm 以上
・山沿いで 50cm 以上と予想される場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>洪水警報
（備考３）</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。
河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。洪水警報の対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。
<table>
<tr><td>流域雨量指数基準</td><td>滝名川流域=15.6、赤沢川流域=9.7、平沢川流域=4.1、大坪川流域=6.9、岩崎川流域=13.2、沢内川流域=7.6、佐比内川流域=7.3、平栗沢流域=2.5、中沢川流域=5.2、宮手川流域=9.6</td></tr>
<tr><td>複合基準</td><td>北上川流域=（5，51.3）、滝名川流域=（5，14）、赤沢川流域=（5，9.6）、平沢川流域=（7，4.1）、大坪川流域=（9，4）、岩崎川流域=（5，11.3）、沢内川流域=（5，6.8）、佐比内川流域=（5，6.5）、平栗沢流域=（5，2.2）、中沢川流域=（5，5.2）、宮手川流域=（5，9.6）</td></tr>
<tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>北上川上流[明治橋・紫波橋]</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

備考１　土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報は警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

２　大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

３　キキクル（危険度分布等）

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ○　「危険」（紫）：避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ○　「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ○　「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

洪水キキクル（洪水警報の危険度の分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ○ 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ○ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分毎に更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は高齢者避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

オ　特別警報の種類と発表基準

種　類		発　表　基　準
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報（備考 1）	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報（備考 2）	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

備考１　暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

２ 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
３ 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害)」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害)」として発表する。
４　 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

カ　地震動の警報及び地震情報の種類

(ｱ)　緊急地震情報(警報)

気象庁は、震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

(ｲ)　地震情報の種類と内容

町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種　類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」場合または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を変更	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや

	した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計地震分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

(ｳ)　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）
地震活動図	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

キ　火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

噴火警報（居住地域）又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。

種　類	内　容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から少し離れた所まで、又は火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

ク　その他

（消防法に基づくもの）

種　類	通　報　基　準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ　最小湿度 40％以下、実効湿度 65％以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ロ　最小湿度 35％以下で実効湿度 60％以下と予想される場合 ハ　平均風速が 11m/s 以上と予想される場合 （降雨、降雪中は通報しないこともある）
火災警報	火災気象通報が通知され、町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

（水防法に基づくもの）

種　類	内　　容
北上川上流水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要になるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

（水防法及び気象業務法に基づくもの）

①　一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種　類	内　　容
水防活動用気象注意報	大雨注意報に同じ。

水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。

② 指定河川洪水予報

	標題(種類)	概要
北上川上流洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによるリスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 【基準地点**（紫波橋）**の水位が、氾濫注意水位**(2.90m)**に達し、さらに上昇するおそれがあるとき】
	氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 【基準地点**（紫波橋）**の水位が、避難判断水位**(4.20m)**】
	氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応が求められる段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 【基準地点**（紫波橋）**の水位が、氾濫危険水位**(4.50m)**に達したとき】
	氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

(2) 伝達系統

気象予警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報の区分	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象予報・警報及び火災警報伝達系統図（資料編３－２－１）のとおり。 土砂災害警戒情報伝達系統図は(資料編３－２－２)のとおり。
地震に関する情報	気象庁	地震情報に関する情報伝達系統図（資料編３－２－３）のとおり。
北上川上流洪水予報	盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報伝達系統図(資料編３－２－４）のとおり。
北上川上流水防警報(情報、警報)	岩手河川国道事務所	北上川上流水防警報伝達系統図(資料編３－２－５）のとおり。

県管理河川水防警報	盛岡広域振興局土木部	岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図（資料編３－２－６）
県管理河川避難判断水位情報	〃	〃
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山に関する予報・警報・情報伝達系統図（資料編３－２－７）のとおり。
火災警報	盛岡地区広域消防組合消防本部	気象予報・警報及び火災警報伝達系統図（資料編３－２－１）のとおり。

(3)　伝達機関等の責務

ア　気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ　気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ　気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4)　町の措置

ア　気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内　容	担　当　部	通　知　先
気象予報・警報、火災気象通報及び地震に関する情報	企画総務部	(ｱ)　関係課 (ｲ)　消防団 (ｳ)　住　民
北上川上流洪水予報、北上川上流水防警報、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報及びダム放流情報		(ｱ)　関係課 (ｲ)　消防団(水防団) (ｳ)　町内各学校 (ｴ)　町出先機関 (ｵ)　指定避難場所 (ｶ)　住　民
火山に関する予報・警報・情報		(ｱ)　関係課 (ｲ)　消防団 (ｳ)　住　民

イ　夜間及び休日等における気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されていない場合を除いて、本庁の当直員又は警備員が行う。

ウ　勤務時間外、休日等において気象予報・警報等を受理したときは、直ちに企画総務部に伝達する。

エ　町は、気象特別警報を受領した場合又は自ら知った場合及び火災気象通報を受領し火災警報を発する場合は、直ちにその内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

オ　気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

カ　町は、通信手段により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

キ　火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね次の方法による。

㋐　紫波町ホームページ（災害版） ㋑　電　話 ㋒　エリアメール ㋓　コミュニティーＦＭ、臨時災害放送局 ㋔　携帯端末の緊急速報メール ㋕　ソーシャルメディア ㋖　移動系防災行政無線 ㋗　広報車 ㋘　サイレン及び警鐘 ㋙　自主防災組織等の広報活動

(5)　防災関係機関の措置

ア　東日本電信電話㈱

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町に伝達する。

イ　放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

ウ　その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

２　異常現象発生時の通報

(1)　異常現象発見者の通報義務

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象及び災害の発生により被害のある現象を発見した者は、速やかに紫波警察署又は最寄りの防災関係機関等に通報する。

イ　異常現象の通報を受けた紫波警察署又は最寄りの防災関係機関等は、その旨を町に通報するとともに、次項に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2)　町の通報先

異常現象の通報を受けた町は、その内容に応じて予防等の措置を講ずるべき所管の関係課に通知するとともに、次の区分に従い担当機関に通報する。

種　別	当　機　関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 盛岡広域振興局土木部 岩手県総務部総合防災室	国又は県の管理に関する河川に係るもの
気象、地象及び 水象に関するもの	盛岡地方気象台 岩手県総務部総合防災室	気象、地象、及び水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	岩手県総務部総合防災室	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

（異常現象の通報、伝達経路）

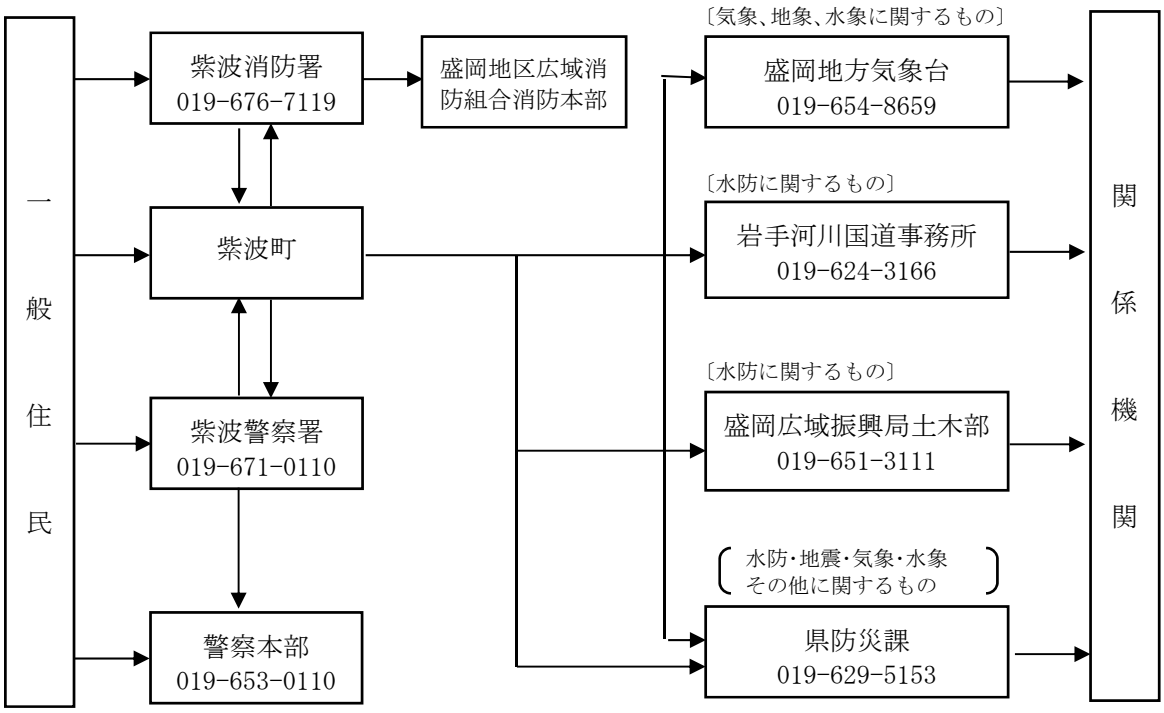

(3)　異常現象の種類

通報を要する気象及び地象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区　分		異　常　現　象　の　内　容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係	ア　噴火現象 噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰砂等 イ　噴火以外の火山性異常現象 (ｱ)　火山地域での地震の群発 (ｲ)　火山地域での鳴動の発生 (ｳ)　火山地域での顕著な地形変化 (山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) (ｴ)　噴気、噴煙の顕著な異常変化 (噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) (ｵ)　火山流域での湧泉の顕著な異常変化 (湧泉の新生、湧水量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) (ｶ)　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 (ｷ)　火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 (量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇)
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感じるような地震
	土砂害関係	ア　渓流 流水内での転石、流水の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り イ　がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等)、斜面のはらみだし、地鳴り
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記の以外の異常な現象

〔資料編　３－２－１　気象予報・警報及び火災警報伝達系統図〕
〔資料編　３－２－２　土砂災害警戒情報伝達系統図〕
〔資料編　３－２－３　地震に関する情報伝達系統図〕
〔資料編　３－２－４　北上川上流洪水予報伝達系統図〕
〔資料編　３－２－５　北上川上流水防警報伝達系統図〕
〔資料編　３－２－６　岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図〕
〔資料編　３－２－７　火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図〕

第３節　通信情報計画

第１　基本方針

１　防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。

２　通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段及び迅速な応急復旧に努める。

３　災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第２　実施要領

１　移動無線及び携帯無線の活用

通信連絡体制を確保するため、関係機関保有の移動無線、携帯無線の活用を図る。

区　　分		基地局	固定局	半固定局	車載無線	携帯無線
町	防災行政無線 移　動　系	２台	２台	25 台	７台	17 台
	消 防 無 線				１台	３台
紫波消防署		３台			５台	８台 衛星携帯電話含む
紫波町消防団					14 台	20 台

２　電気通信設備の利用

災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話又は電報を利用し、通信を確保する。

３　専用通信施設の利用

(1)　災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に移動系無線局については、防災拠点や被災地に重点配備する。

(2)　災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のシステム化に努めるとともに、応急復旧に必要な要員及び資機材を確保する。

(3)　町は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」による衛星通信システムにより県等との通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設　備　名	設　置　者
消防庁消防防災無線設備	岩手県
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所
日本電信電話無線設備	東日本電信電話㈱岩手支店
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道㈱盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力㈱岩手支店 東北電力ネットワーク㈱岩手支社

4　電気通信設備が利用できない場合の通信確保

(1)　他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

ア　町本部長は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信施設、　消防通信施設、　水防通信施設、　気象通信施設 自衛隊通信施設、　電力通信施設、　鉄道通信施設

イ　これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

(ｱ)　利用又は使用しようとする通信施設	(ｴ)　発信者及び受信者
(ｲ)　利用又は使用しようとする理由	(ｵ)　利用又は使用を希望する期間
(ｳ)　通信の内容	(ｶ)　その他必要な事項

(2)　非常通信の利用

ア　町本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のために必要があると認めるときは、非常通信を利用して通信の確保を図る。

イ　非常通信は、地震、台風、洪水、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のために行われる場合に限られる。

ウ　非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ　防災関係機関は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。

オ　非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式(片仮名)又は平文で記載のうえ無線局に依頼する。

(ｱ)　あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号 (ｲ)　字数は 200 字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。 (ｳ)　本文中の濁点及び半濁点は字数に数えない。 (ｴ)　用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

カ　町本部長は、非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線団体に対して協力を求める。

(3)　東北総合通信局による通信支援

町本部長は災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(4)　自衛隊による通信支援要請

町本部長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(5)　放送の利用

ア　町本部長は、主として紫波町の地域の災害に関するものについて要請するものとする。（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）

イ　放送の要請は、次の事項を報道機関の長に文書により通知の上、行う。

㈠　放送を求める理由	㈡　放送内容	㈢　放送範囲
㈣　放送希望時間	㈤　その他必要な事項	

なお、緊急を要する場合は、担当部局に電話又は口頭により要請する。

報道機関名	担当部	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田４－１－３
㈱ＩＢＣ岩手放送	報　道　部	019-623-3141	盛岡市志家町６－１
㈱テレビ岩手	報　道　部	019-623-3530	盛岡市内丸２-10
㈱岩手めんこいテレビ	報　道　部	019-656-3303	盛岡市本宮５丁目２-25
㈱岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通２－６－５
㈱エフエム岩手	放　送　部	019-625-5514	盛岡市内丸２-10

５　通信施設の応急復旧

災害により町の通信施設が使用不能となった場合は、業者に依頼し、速やかに応急復旧を図る。

第４節　情報の収集・伝達計画

第１　基本方針

１　災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
２　災害情報の収集及び伝達に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図る。
３　災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図る。
４　災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集及び伝達する。
５　Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第２　実施機関(責任者)

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	様式	
		初期情報報告様式	被害額等報告様式
町本部長	1　災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	－
	2　避難指示等の実施状況	1-1	－
	3　人的被害及び住家被害の状況	2 2-1 2-2	2 2-1 2-2
	4　庁舎等の被害状況	3	3
	5　社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6　医療施設、上下水道施設及び保健衛生施設の被害状況	B･C 5 5-1	5 5-1
	7　消防防災施設の被害状況	6	6
	8　自然公園施設･観光施設の被害状況	D	7
	9　商工関係の被害状況	E	8
	10　高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11　水産関係の被害状況	F	10
	12　農業施設の被害状況	F	12
	13　農作物等の被害状況	F	13 13-1
	14　家畜等の被害状況	F	14
	15　農地農業用施設の被害状況	F	15
	16　林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	16
	17　河川、道路及び橋りょう、都市施設等の被害状況	G-1	17
	18　公営住宅に係るの被害状況	G-1	18
	19　学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	20　学校の被害状況	H	20
	21　指定文化財の被害状況	H	21

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	避難指示の状況報告
	消防防災課	1　被害発生等報告 2　人的及び住家被害報告 3　消防施設被害報告 4　高圧ガス被害報告
	財政課 地域づくり課	4　庁舎等の被害報告
生活部	長寿介護課	高齢者福祉施設被害報告
	健康福祉課	医療衛生施設・社会福祉施設被害報告
産業部	農政課	1　水産関係被害報告 2　農業施設被害報告 3　農作物等被害報告 4　家畜等関係被害報告 5　農地農業用施設被害報告
	環境課	1　火葬場等被害報告 2　医療衛生施設被害報告 3　林業関係被害報告
	商工観光課	1　観光施設被害報告 2　商工関係被害報告
建設部	土木課	公共土木施設被害報告
	下水道課	1　公共土木施設被害報告 2　簡易水道等の水道施設被害状況報告書
	都市計画課	公営住宅等被害報告
教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	1　児童、生徒及び教員等被害報告 2　学校被害報告 3　児童施設被害報告
	生涯学習課	1　社会教育施設･文化施設･社会体育施設被害報告 2　文化財被害報告

第３　実施要領

１　災害情報の収集及び報告

(1)　町本部長は、災害情報ごとに、その収集及び報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。

(2)　町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。

(3)　町本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密な連絡を行う。

(4)　町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は、困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県盛岡地方支部長又は防災関係機関の長に対して応援要請を行う。

ア　職種及び人数	イ　活動地域	ウ　応援期間
エ　応援業務の内容	オ　携行すべき資機材等	カ　その他参考事項

(5)　町本部長は、被害状況を県盛岡地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。

(6)　町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

(7)　町本部長は、直接速報基準に該当する火災等の災害、町域内で震度５強以上を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。
(8)　町本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接国（消防庁）に対して被害状況を報告する。
(9)　町本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
(10)　町本部長は、災害情報の収集及び報告に当たっては、次の事項に留意する。
ア　災害が初期の段階で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概要を報告する。
イ　収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別等に整理のうえ管理する。
ウ　町本部長が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源等を明らかにしておく。
エ　孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定地域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。
(11)　町本部長は、必要に応じ、関係地方団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。
(12)　応援要請
ア　町本部長は、災害状況を迅速かつ的確に把握するため、特に必要があるときは、次のヘリコプターの派遣を要請して情報収集を行う。
(ｱ)　県防災ヘリコプター
(ｲ)　警察ヘリコプター
(ｳ)　自衛隊ヘリコプター
イ　町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、県本部長又は県盛岡地方支部警察署班長に要請する。
ウ　町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」又は第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。
(13)　防災関係機関は、その所管する災害情報を収集及び報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して迅速かつ正確に報告又は通報する。

２　災害情報収集の優先順位
(1)　災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
(2)　災害発生の初期においては、住民の生命・身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
(3)　災害の規模や状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査して収集する。

３　災害情報の報告要領

(1)　報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

ア　町の管轄地域内において、人的又は物的被害が生じたもの

イ　災害救助法の適用基準に合致するもの

ウ　県又は町が災害対策本部を設置したもの

エ　災害が初期の段階で軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

オ　災害による被害に対して国の特別の財政援助(激甚報、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること)を要するもの

カ　災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(2)　被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、資料編３－４－１の定めるところによる。(被害報告に使用する用語の定義を含む。)

〔資料編　３－４－１　被害状況判定の基準〕

(3)　災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種　類	内　容	報告方式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次報告するもの	様式 1～1-1	原則として、インターネットや県情報基盤（いわて情報ﾊｲｳｪｲ）使用したシステム、電子メールによるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるＦＡＸはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式 A～J 及び様式 2､2-1､2-2､3､4､5､5-1､6､9､22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式 2～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4)　災害対策基本法に基づく報告

ア　災害対策基本法第 53 条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである(町が県に報告できず､内閣道理大臣に報告する場合もこれに準ずる。)。

(ｱ)　町において災害対策本部を設置した災害

(ｲ)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に定める災害になるおそれのある災害

イ　上記報告は、消防等に対して行うものとし、消防組織法第 40 条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

ウ　確定報告は、応急措置の完了後 20 日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

エ　消防庁への報告先は、次のとおりである。

区　分 回線別	平日(9:30～18:15) 〔消防庁応急対策室〕	左記以外 〔消防庁宿直室〕
ＮＴＴ回線	TEL　03-5253-7527 FAX　03-5253-7537	TEL　03-5253-7777 FAX　03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	TEL　048-500-90-49013 FAX　048-500-90-49033	TEL　048-500-90-49102 FAX　048-500-90-49036

〔様式編　消防庁報告第１号～４号〕

(5)　報告の系統

町本部長は、地域内の災害情報を各部及びその他の防災関係機関から収集・分析し、次に掲げる災害情報系統図に従って、県本部長に報告する。

ア　収集及び報告の系統

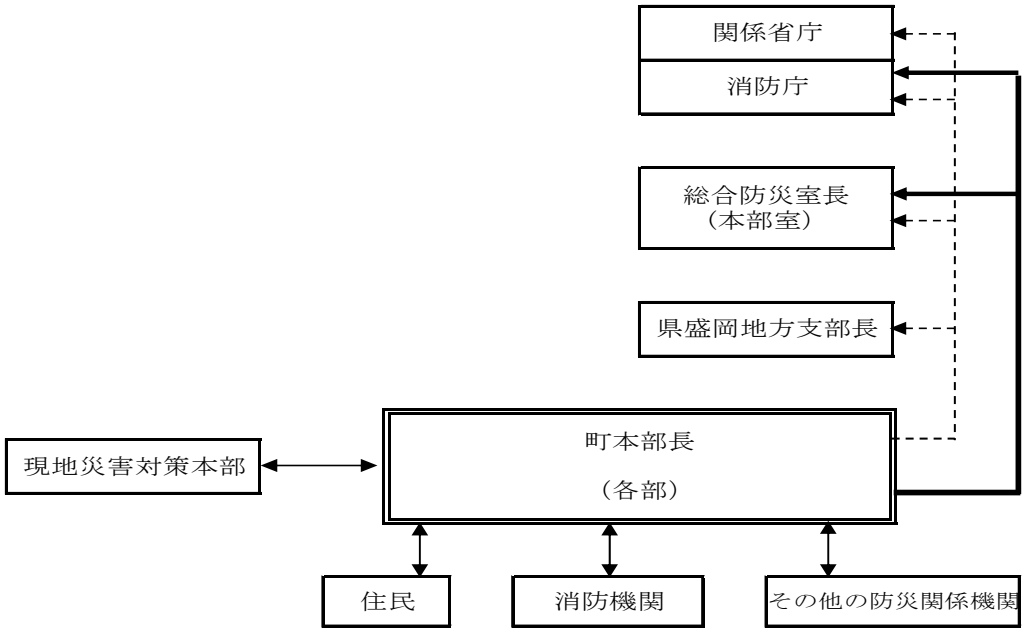

-------- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他の報告

―――― 被害情報（初期情報報告を除く。）

━━━━ 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災、災害等の情報

イ　報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
1	被害発生等報告	町　本　部（企画総務部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
1-1	避難指示等状況報告	町　本　部（企画総務部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
2 2-1 2-2	人的及び住家被害報告	町　本　部（企画総務部）→ 盛岡地方支部 福祉環境班
A、3	庁舎等被害報告	町　本　部（企画総務部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	町　本　部（教　育　部）→ 盛岡地方支部 教育事務所班 福祉環境班
B、C 5 5-1	医療衛生施設被害報告 (B:水道施設、C:火葬場等)	町　本　部（生　活　部）（産　業　部）（建　設　部）→ 盛岡地方支部 保健医療班（福祉環境班）
6	消防施設被害報告	町　本　部（企画総務部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
D 7	観光施設被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 総　務　班 福祉環境班
E 8	商工関係被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
9	高圧ガス被害報告	町　本　部（企画総務部）→ 盛岡地方支部 福祉環境班 総　務　班
F 10	農林水産関係被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 農　政　班
F 12	農業施設被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 農　政　班
F 13 13-1	農作物等被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 農　政　班
F 14	家畜等関係被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 農　政　班

様式	報告区分	報告系統
F 15	農地農業用施設被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 農村整備班
F 16	林業関係被害報告	町　本　部（産　業　部）→ 盛岡地方支部 農　務　班
G-1 G-2 17	土木施設等被害報告	町　本　部（建　設　部）→ 盛岡地方支部 土　木　班
G 18	公営住宅等被害報告	町　本　部（建　設　部）→ 盛岡地方支部 土　木　班
H 19	児童生徒及び教員等被害報告	町　本　部（教　育　部）→ 盛岡地方支部 教育事務所班
H 20	学校被害報告	町　本　部（教　育　部）→ 盛岡地方支部 教育事務所班
H 21	文化財被害報告	町　本　部（教　育　部）→ 盛岡地方支部 教育事務所班

※1　盛岡地方支部は、盛岡広域振興局である。
※2　Ｆは、農林水産に関係する被害報告である。
※3　Ｇは、土木等に関係する被害報告である。
※4　Ｈは、教育に関係する被害報告である。

４　災害情報通信の確保

(1)　災害情報通信のための電話の指定

防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2)　災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア　町本部と県本部及び県盛岡地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、岩手県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

イ　町本部及び他の防災関係機関との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

ウ　町本部及び国との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

エ　防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

(3)　伝達手段の確保

ア　災害情報の収集伝達は、自ら有する無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

イ　無線通信施設が災害により損壊した場合においては、第３節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集を行う。

ウ　すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして災害情報の収集伝達に努める。

第５節　広報広聴計画

第１　基本方針

１　災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。

２　防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱、誤報、遅延等の防止に努める。

３　報道機関は、防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。

４　情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。

５　広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者が必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報等について配慮する。

６　広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。

第２　実施機関（責任者）

実　施　機　関	広報広聴活動の内容
町本部長	1　災害の発生状況 2　気象予報、警報等及び災害発生時の注意事項 3　避難指示等の発令状況 4　指定避難所の開設状況 5　救護所の開設状況 6　道路及び交通情報 7　災害応急対策の実施状況 8　災害応急復旧の見通し 9　二次災害の予防に関する情報 10　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11　安否情報及び避難者名簿情報 12　生活関連情報 13　相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14　防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15　その他必要な事項
日本放送協会盛岡放送局	1　気象予報、警報等の伝達 2　緊急警報放送 3　避難指示等の情報 4　災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
㈱ＩＢＣ岩手放送	1　気象予報・警報等の伝達 2　避難指示等の情報 3　災害の発生状況及び被害状況 4　各災害応急対策の実施状況
㈱テレビ岩手	
㈱岩手めんこいテレビ	
㈱岩手朝日テレビ	
㈱エフエム岩手	
㈱岩手日報社	

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総　務　課	1　所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2　報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応 3　人的被害に関する報道発表等の報道機関への対応
	消防防災課	1　ヘリコプターによる災害広報等の要請 2　自衛隊の災害派遣要請
	企　画　課	1　所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2　市民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け
	税　務　課	被災地における災害広報
生　活　部	町民課 長寿介護課 健康福祉課	1　所管業務に係る広報資料の収集作成及び整理 2　被災者の生活相談及び苦情の受付窓口の設置
教　育　部	教育総務課 学校教育課 こども課	1　被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置 2　所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
上記以外の部	上記以外の課	所管業務に係る広報資料の収集作成及び整理

第３　実施要領

１　広報活動

(1)　広報資料の収集

ア　町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

(ｱ)　町本部広報担当職員が撮影した災害写真、災害ビデオ等

(ｲ)　現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等

(ｳ)　防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等

(ｴ)　災害応急対策活動の状況を取材した写真、ビデオ等

イ　広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。

ウ　町本部長は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに適時更新する。

エ　収集した資料のうち、写真フィルムについては、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付けて「災害資料」と朱書し、迅速かつ確実に災害対策本部に送付する。

(2)　住民に対する広報

ア　広報の実施

災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

イ　広報の優先順位

災害広報は、災害発生後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に広報活動を行う。

(ｱ)　災害の発生状況	(ｲ)　災害発生時の注意事項
(ｳ)　避難指示等の発令状況	(ｴ)　道路及び交通情報
(ｵ)　医療機関の被災情報及び活動状況	(ｶ)　給水及び給食の実施
(ｷ)　毛布等の生活関連物資の配給	(ｸ)　安否情報
(ｹ)　ライフラインの応急復旧の見通し	(ｺ)　生活相談の受付
(ｻ)　各災害応急対策の実施状況	(ｼ)　その他の生活関連情報

ウ　広報の方法

(ｱ)　災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

(ｲ)　災害広報の実施者は、戸別訪問を含む各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

広報車、インターネット（携帯電話へ配信できるサービスを含む。）、
広報紙、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等

(ｳ)　被災者に対しては、次の事項も併せて実施する。

a　広報車で情報を周知する。

b　指定避難所に電話、ＦＡＸ等を設置するとともに、町本部からの情報を災害情報掲示板に掲示して周知する。

c　町本部の職員を必要に応じて現地に派遣し、戸別訪問、チラシや回覧等で周知する。

(ｴ)　町本部前に災害情報掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。

(ｵ)　災害対策広報紙を必要に応じて発行し、配布する。

(3)　報道機関への発表

ア　災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。

イ　発表は、原則として町本部長が報道機関に対して行う。

ウ　町本部長は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災関係機関に提供する。

エ　防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表した場合には、町本部長に提供するよう努める。

(4)　災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

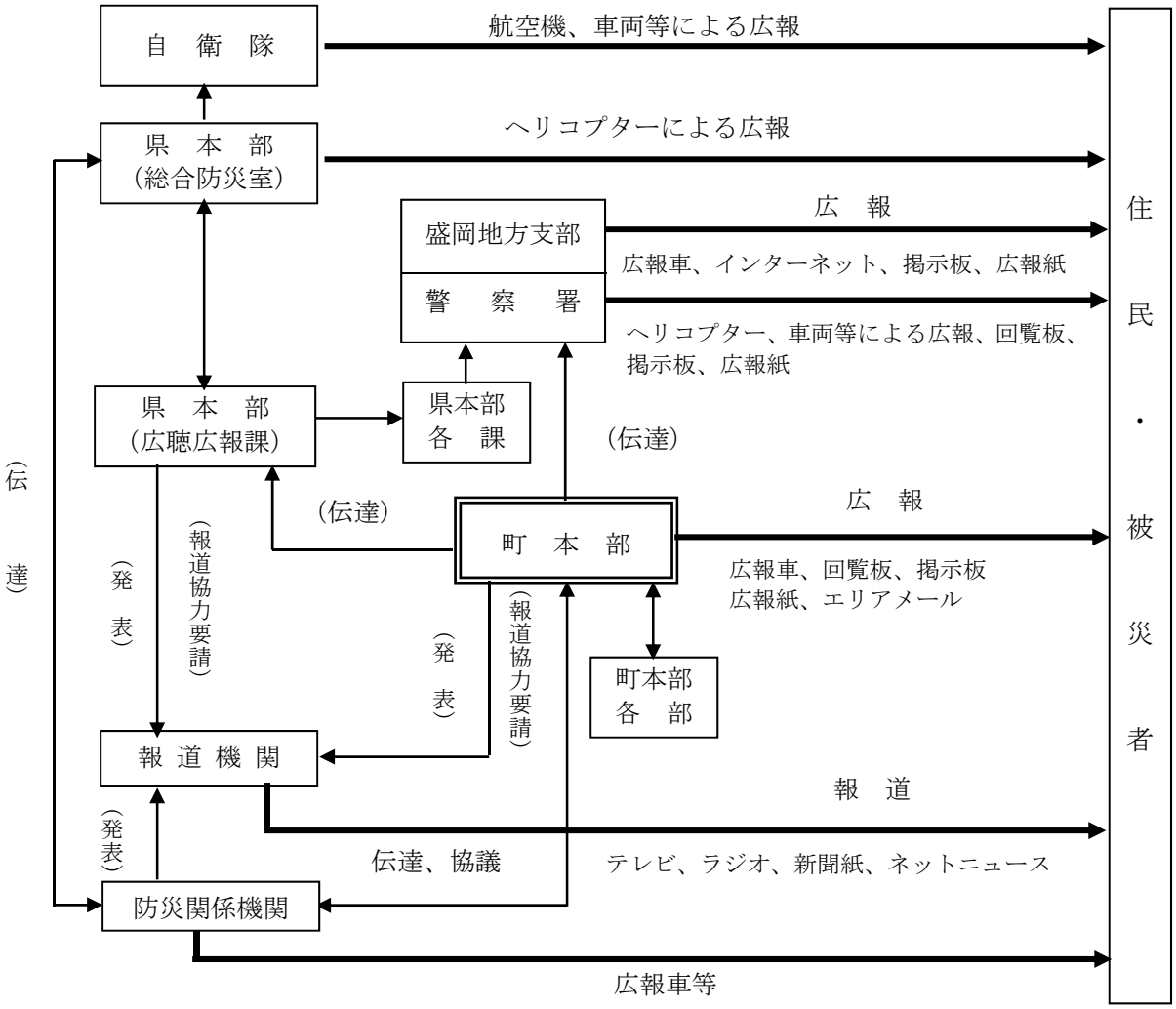

２　広聴活動等

(1)　町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。

(2)　町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難場所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第６節　交通確保・輸送計画

第１　基本方針

１　災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は、相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。

２　町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。

３　防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。

４　地震発生において、防災関係機関は、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。

５　町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

６　災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　町管理道路に係る交通規制及び応急復旧 2　災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送 3　災害対策基本法に基づく車両の移動
盛岡広域振興局土木部	所管する道路に係る通行規制及び応急復旧
岩手河川国道事務所	
岩手県交通株式会社 紫波営業所	バスによる緊急輸送

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　緊急通行車両確認証明書等の申請 2　防災ヘリコプターの要請 3　自衛隊機による航空輸送の要請
	財政課	1　町有車両等の集中管理及び配車 2　町有車両等の燃料の確保
	商工観光課	物資等の緊急輸送

建設部	土木課	1　交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示並びに交通規制の実施 2　道路及び橋りょうの被害防止並びに道路及び橋りょうの損壊に係る応急復旧 3　道路及び橋りょうに係る障害物除去 4　冬季における生活道路及び緊急輸送道路の確保のための除雪及び排雪等の対策
各　部	各　課	所管する応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第３　交通確保

１　情報連絡体制の確立

(1)　道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。

(2)　道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、町本部長に報告する。

２　防災拠点等の指定

(1)　町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重点拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

(2)　町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

ア　防災拠点

町庁舎、多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波

イ　物資集積・輸送拠点

(ｱ)　物資集積拠点

多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波、中央公民館（集会室)、総合福祉センター

(ｲ)　輸送拠点

a　陸上輸送拠点

多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波、中央公民館、総合福祉センター

b　航空輸送拠点

臨時ヘリポートは、臨時ヘリポート一覧表のとおりである。

〔資料編　３－６－２　臨時ヘリポート一覧表〕

ウ　交通拠点

東北自動車道紫波ＩＣ

(3)　県本部長が指定する物資集積拠点

岩手産業文化センター（アピオ）

３　緊急輸送道路の指定

(1)　町本部長は、緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

(2)　緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

ア　高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路

イ　防災拠点等へのアクセス道路

ウ　上記の代替道路

(3)　町本部長が指定する緊急輸送道路は、一覧のとおりである。

〔資料編　３－６－１　　緊急輸送道路指定一覧表〕

４　障害物除去等

(1)　障害物除去等の順位

道路管理者は、災害の態様及び緊急度に応じて、相互に連携を図りながら障害物除去及び復旧作業を行う。

(2)　復旧資材等の確保

ア　道路管理者は、あらかじめ復旧資材、機械等の状況を把握し、災害時における障害物除去及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

イ　町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、必要な資機材の確保に努めるものとする。

(3)　排雪場所の確保

町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、あらかじめ排雪場所を指定する等、排雪場所の確保に努めるものとする。

(4)　除雪対策の組織

ア　町本部長は、除雪等の対策を円滑に実施するため、情報収集班、除雪班及び排雪班を編成するものとする。

イ　班の編成（基準）

班	機材等		数　量
情報収集班	情報収集車		４　台
	事務職員		４　人
除　雪　班	グレーダー組	グレーダー	３　台
		運転手	３　人
	ドーザー組	ドーザー	４　台
		運転手	４　人
	ロータリー組	ロータリー	１　台
		運転手	１　人
排　雪　班	小型バックホウ		１　台
	トラック		３　台
	運転手		４　人

(5)　障害物除去等の方法

ア　道路上の瓦れき・泥土等の障害物除去を行う。

イ　段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ　落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

(6)　迂回路の確保

火山災害等により、被災した道路を直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、道路管理者は、道路が被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5　交通規制

(1)　実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全及び災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

ア　第１次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両(以下本節中「緊急通行車両等」という。)以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ　第２次交通規制

道路状況に応じて、第１次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間帯別に車両(緊急通行車両等を除く。)の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　第３次交通規制
　道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2)　規制の内容

ア　交通規制を行った区域又は区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ　交通規制を行った区域又は区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ　交通規制を行った区域又は区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命じる。
　なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官、消防職員又は交通指導隊員が自らその措置を行う（自衛官、消防職員又は交通指導隊員にあっては、警察官がその場にいない場合に限る。）。

エ　交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3)　交通規制の周知

ア　交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ　標示を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導・規制に当たる。

ウ　標示には、次の事項を表示する。

(ｱ)　禁止又は制限の対象
(ｲ)　規制する区域及び区間
(ｳ)　規制する期間

エ　交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ　交通規制の実施者は、規制地周辺において車両広報により規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

カ　道路管理者及び警察機関による交通規制時の交通指導は、警察官及び交通指導員が行う。

(4)　連絡の系統

ア　町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

イ　県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。また、地方支部土木班は、市町村管理道路の交通規制情報を収集し、県本部長に連絡するものとする。

ウ　国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

エ　高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。

オ　警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告するとともに、道路管理者に通知するほか、関係機関への情報提供と、住民への周知に努める。

カ　県本部長は、報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。

キ　交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

ク　災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

(ｱ)　災害対策基本法に基づく規制（同法第76 条）
(ｲ)　道路法に基づく規制（同法第46 条）
(ｳ)　道路交通法に基づく規制（同法第４条－第６条）

交通規制連絡系統図

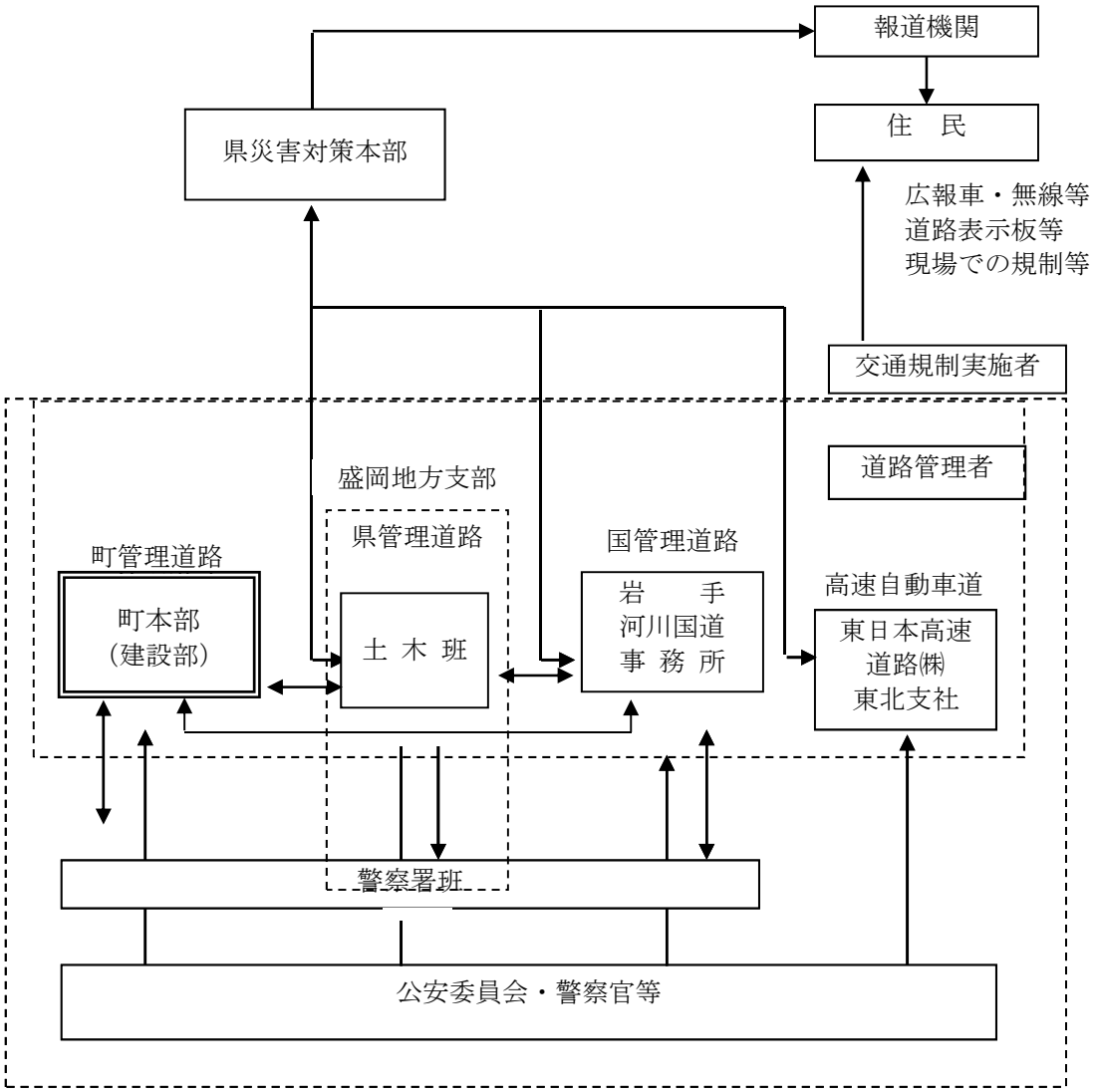

※　この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5)　緊急通行車両確認証明書の交付

ア　町は、災害時において緊急通行車両として使用する公用車について、緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、あらかじめ届出済証の交付を受ける。

イ　緊急輸送のため車両を使用するものは、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会(交通規制課又は警察署)に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申出をする。

(ｱ)　番号標に標示されている番号
(ｲ)　輸送人員又は品名
(ｳ)　使用者の住所及び氏名
(ｴ)　通行日時
(ｵ)　通行経路(出発地、経由地、目的地)
(ｶ)　道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上補償する。

(6)　災害時における車両の移動

ア　道路管理者は放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手がいない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動を行う。

イ　道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

第４　緊急輸送

１　緊急輸送の対象

(1)　防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

(2)　災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は次のとおりとする。

ア　応急復旧対策に従事する者
イ　医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
ウ　食料、飲料水その他生活必需品
エ　医療品、衛生資材等
オ　応急復旧対策用資機材
カ　傷病者等緊急輸送を必要とする者
キ　その他必要な要員、物資及び資機材

２　陸上輸送

(1)　車両の確保

ア　防災関係機関等は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

イ　防災関係機関は、それぞれが保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2)　燃料の確保

防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3)　町本部における自動車輸送

ア　公用車の集中管理

(ｱ)　１号配備体制後は、原則として企画総務部において、公用車を集中管理する。

(ｲ)　各部は、1 号配備体制後、直ちに企画総務部に車両等の管理の移管及び運転手の配置換えを行う。ただし、各部は、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

(ｳ)　各部は、公用車を使用する場合は、企画総務部長に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

a　輸送貨物の所在地 b　輸送貨物の内容及び数量 c　輸送先 d　輸送日時 e　荷送人 f　荷受人 g　その他参考事項

イ　運送事業者の保有する自動車の調達

(ｱ)　産業部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、企画総務部長に連絡し、その確保を図る。

(ｲ)　企画総務部長は、産業部長から連絡を受けた場合は、民間のバス・トラック等の供給を要請し、必要に応じて町本部長と協議の上、速やかにその確保を図る。

ウ　事前準備

企画総務部長は、民間のバス・トラック等の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(4)　輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

3　航空輸送

(1)　航空輸送の実施

ア　人命及び身体の保護上緊急を要するとき

イ　その他輸送又は移送に緊急を要するとき

(2)　航空機の確保

ア　町本部長その他の防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

(ｱ)　要請理由
(ｲ)　人員・輸送貨物の所在地
(ｳ)　輸送貨物の内容、数量
(ｴ)　輸送先
(ｵ)　輸送日時
(ｶ)　荷送人
(ｷ)　荷受人
(ｸ)　着陸希望場所及びその状況
(ｹ)　その他参考事項

イ　自衛隊機を希望する場合における手続きは、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3)　輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

(4)　ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置は、ヘリポート設置基準のとおり設置するものとする。

〔資料編　３－６－３　ヘリポート設置基準〕

(5)　ヘリポートの現況

町におけるヘリポートは、ヘリポートの一覧表のとおりである。

〔資料編　３－６－２　ヘリポート一覧表〕

4　知事への輸送関係の依頼

町長は、前各号に掲げる輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送を確保できない場合は、災害対策基本法第 71 条の規定に定めるところにより、知事に対して従事命令の執行を依頼し、その確保を図る。

第７節　公安警備計画

第１　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一義とした災害警備活動を行う。

第２　実施責任者及び担当部

１　町本部長は、県本部が行う紫波町の地域における災害警備に対して協力体制をとるものとする。

２　町本部における担当部は、企画総務部とする。

第３　協力体制

１　町本部長は、災害警備に当たり、県本部から協力要請があったときは、関係機関との連絡調整等を行い、全面的にこれに協力する。

２　上記における関係機関は、次のとおりとする。

(1)　紫波町消防団
(2)　紫波町防犯協会
(3)　紫波町交通安全協会
(4)　紫波町防犯隊

第４　実施要領

１　町本部長は、関係機関と緊密な連絡体制のもとに、県本部が行う災害警備上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）の収集に対し、積極的に情報の提供を行うものとする。

町本部長が提供する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

(1)　災害の種別
(2)　災害の発生した日時
(3)　災害の発生した場所又は地域
(4)　当該地域の気象情報
(5)　被害の概要及び主要被害の状況
(6)　避難者の状況
(7)　主要交通機関、電気通信機関の被害状況、復旧状況
(8)　被害予想地域（山崩れ、地すべり、洪水等）の状況
(9)　主要道路の状況
(10)　町内の治安状況

２　町本部長及び県本部長が災害対策基本法第57条及び第79条の規定により警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、第2章第5節「通信確保計画」及び本章第3節「通信情報計画」による。

第８節　消防活動計画

第１　基本方針

１　消防機関は、大規模火災発生時において、各防災関係機関と連携を図り火災防御活動等を行う。

２　町及び消防機関は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防御計画を定める。

３　町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」、「緊急消防援助隊要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の定めるところにより行う。

４　本計画に定めないものについては、消防組織法に基づく「紫波町消防計画」の定めるところによる。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	１　消火、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ２　警戒区域の設定及び当該区域への出入りの制限等
消防機関	１　町本部長の要請又は命令による消防活動等の実施 ２　消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	１　消防活動の連絡調整 ２　消防応援の要請 ３　警戒区域の設定 ４　自衛隊の災害派遣要請 ５　消防水利確保のための除雪及び排雪 ６　応援部隊の受入

第３　実施要領

１　町本部長の措置

(1)　町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防御計画を定める。

ア　重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防御する施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、援助物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ　延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ延焼阻止線を設定する。

ウ　消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

エ　応急活動体制の確立

(ｱ)　町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を要請する。

(ｲ)　町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

(ｳ)　町本部長は、消防機関が行う消防活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(ｴ)　町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

(ｵ)　町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

〔資料編　３－６－２　ヘリポート一覧表〕

(2)　情報の伝達

町は、火災警報が発令された場合は、関係部・課、消防団及び住民に対し速やかに伝達するものとする。

２　消防機関の長の措置

(1)　応急活動体制の確立

ア　消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ　消防機関の長は、町本部長から出動準備要請又は命令を受けたときは、次の措置をとる。

(ｱ)　消防職員及び消防団員に対する出動準備命令又は待機命令

(ｲ)　出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)

ウ　消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ　消防機関の長、消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動要請又は命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2)　火災防御活動

ア　消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止及び初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、消防団員及び消防資機材の効果的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ　火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

(ｱ)　火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

(ｲ)　火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
(ｳ)　火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では、効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防御に当たる。
(ｴ)　火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。
(ｵ)　大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
(ｶ)　水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先する。

(3)　救急及び救助活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ　消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

ウ　救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。
(ｱ)　負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急措置を行ったうえ、安全な場所に搬送する。
(ｲ)　負傷者が多数発生した場合は、重傷者、こども、老人、病人及び障がい者を優先する。
(ｳ)　大規模災害により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4)　避難対策活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防御等に係る活動計画を定める。

イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達及び避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ　住民の安全な避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ　避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治公民館等と連携を図り、居所の把握及び連絡体制の整備を図る。

(5)　情報収集及び広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6)　消防警戒区域等の設定

ア　消防職員及び消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

イ　消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

第９節　水防活動計画

第１　基本方針

１　洪水・内水による水災を警戒、防御し、及びこれによる被害の軽減を図る。

２　水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

３　水防活動上必要な施設及び設備の整備を計画的に推進する。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　河川等の監視及び警戒 2　洪水発生時における水門等の閉鎖 3　浸水対策用資機材の緊急調達 4　堤防、水門等の応急復旧 5　水防関係資機材燃料の調達 6　国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
町水防団(町消防団)	1　重要水防箇所の監視及び報告 2　危険箇所の応急水防作業
盛岡広域振興局土木部	1　所管する河川等の監視及び警戒 2　所管する河川等の応急復旧
岩手河川国道事務所	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　水防活動の連絡調整 2　水防関係資機材燃料の調達 3　国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
建　設　部	土木課 下水道課	河川管理等

第３　実施要領

１　洪水・内水による水災を警戒し、防御し、及びこれによるこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の規定に基づく「紫波町水防計画」に定めるところにより実施する。

２　水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。

(1)　小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずる。

(2)　がけ崩れ等の事態により、住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難・誘導等の警戒体制を強化する。

(3)　町は、アンダーパスの安全を図るため、警察署、消防署及び消防団と連携して巡視等により確保する。

３　町本部長及び各施設の管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

４　災害による警戒区域の設定等については、第 15 節「避難・救出計画」に定めるところによる。

第１０節　県、市町村等応援協力計画

第１　基本方針

１　町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」及び福島県古殿町との「大規模災害時の相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。

２　防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

また、応援要請が迅速に行えるよう、要請手順や連絡先等の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に留意するものとする。

３　町は、職員の配備状況を把握し、負傷等により人員が不足した場合は、必要に応じて、県に人員派遣等の要請を行う。

４　町は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、当該物資等に不足が生じた場合、又は町において入手が困難な場合は、県が保有する物資等を要請し、物資等の確保に努める。

５　防災関係機関は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。また、応援計画や受援計画を定めるよう努める。

また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。

６　町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

７　町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第２　実施機関（責任者）

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	１　他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 ２　町地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策への協力
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
岩手県交通㈱紫波営業所	救援物資及び被災者の輸送
(公社)岩手県トラック協会	
(公社)岩手県バス協会	

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	1　他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん 2　大規模災害時における近隣市町村に対する相互応援の連絡調整 3　応援部隊の集結場所の開設及び連絡調整 4　報道機関に対する報道協力要請
	消防防災課	1　緊急消防援助隊の受入等に係る連絡調整 2　県内の消防広域応援に係る連絡調整 3　自衛隊の災害派遣要請
生活部	町民課	遺体処理用資機材等の調達に係る県本部に対するあっせん要請
	健康福祉課	1　社団法人紫波郡医師会への医療救護班の派遣要請 2　県への医療救護班の派遣要請 3　他の市町村への医療救護班の派遣 4　他の市町村に係る義援物資及び義援金の受付 5　応援部隊の宿泊施設の確保
産業部	農政課	1　米穀の調達に係る東北農政局盛岡地域センターに対するあっせん要請 2　肥料及び病害虫防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 3　農作物の種苗の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4　家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 5　農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 6　畜産副食物の調達に係る畜産加工品製造業者に対するあっせん要請 7　上記物資の県本部に対するあっせん要請
	環境課	1　廃棄物処理に係る資機材等の県本部へのあっせん要請 2　廃棄物処理に係る仮設トイレ等のリース業者に対するあっせん要請 3　林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請 4　木材の調達に係る県木材協同組合連合会に対するあっせん要請
	商工観光課	1　救援物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会に対するあっせん要請 2　県本部に対する輸送車両等のあっせん要請
建設部	土木課 都市計画課 下水道課	1　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の資材の調達に係る社団法人プレハブ建築協会に対するあっせん要請 2　県への応急危険度判定士の派遣要請 3　応急復旧の応援要請 4　上記物資の県本部に対するあっせん要請
教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	1　学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請 2　被災児童生徒の受入に係る各市町村教育委員会に対するあっせん要請 3　給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る（公財）岩手県学校給食会に対するあっせん要請

第３　実施要領

１　市町村の相互協力

(1)　町は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」及び福島県古殿町との「大規模災害時の相互応援に関する協定」（資料編 2-8-1「災害時における物資確保及び供給に関する協定」参照）に基づき、相互に応援協力する。

〔資料編　３－10－１　大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定〕
〔資料編　３－10－２　大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目〕

(2)　町に大規模な災害が発生した場合は、次の応援調整市等を通じて応援要請を行う。

応援調整市		担当課	電話番号		ＦＡＸ番号
			地域衛星通信ネットワーク	有線電話	
正	北上市	消防防災課	003-501-1	0197-64-2111	0197-63-7023
副	宮古市	危機管理課	003-461-1	0193-62-2111	0193-71-2103
福島県古殿町		生活福祉課	007-346-88-150	0247-53-4616	0247-53-3154

(3)　応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

ア　応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
イ　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
ウ　被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
エ　災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
オ　災害応急活動に必要な職員の派遣
カ　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
キ　その他特に要請のあった事項

(4)　被災した場合は、次の事項を明らかにして、電話又はファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア　被害の種類及び状況	イ　応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ　応援を希望する職種別人員	エ　応援場所及び応援場所への経路
オ　応援の期間	カ　その他参考事項

(5)　町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

(6)　町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

２　県に対する応援要請

(1)　町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として県盛岡地方支部長を通して、県本部長に応援を求める。

被災市町村に代わって県本部長に応援を求める場合にあっても、同様とする。

(2)　応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア　被害の種類及び状況	イ　応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ　応援を希望する職種別人員	エ　応援場所及び応援場所への経路
オ　応援の期間	カ　その他参考事項

３　防災関係機関の相互協力

(1)　防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は町若しくは他の防災関係機関等に応援を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして県本部総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア　被害の種類及び状況
イ　応援を希望する機関名(応援のあっせんを求める場合のみ)
ウ　応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
エ　応援場所及び応援場所への経路
オ　応援の期間
カ　その他参考事項

(2)　防災関係機関相互間の協力

ア　各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

イ　各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じて事前協議を行う。

４　団体等との協力

防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定を締結するなど、災害時において団体等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

〔資料編　２－８－２　紫波町の災害時の民間応援協定締結状況〕

５　消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村等における消防の相互応援については、第８節「消防活動計画」に定めるところによる。

６　応援部隊の受入体制

町本部長は、応援部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

(1)　作業実施期間中の現場責任者の選定

(2)　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

(3)　派遣部隊の宿泊施設の準備

(4)　派遣部隊の駐車場の選定

７　経費の負担方法

(1)　派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 18 条に定めるところによる。

(2)　その他の防災関係機関、団体等が町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に協議して定める。

災害時における相互応援体制

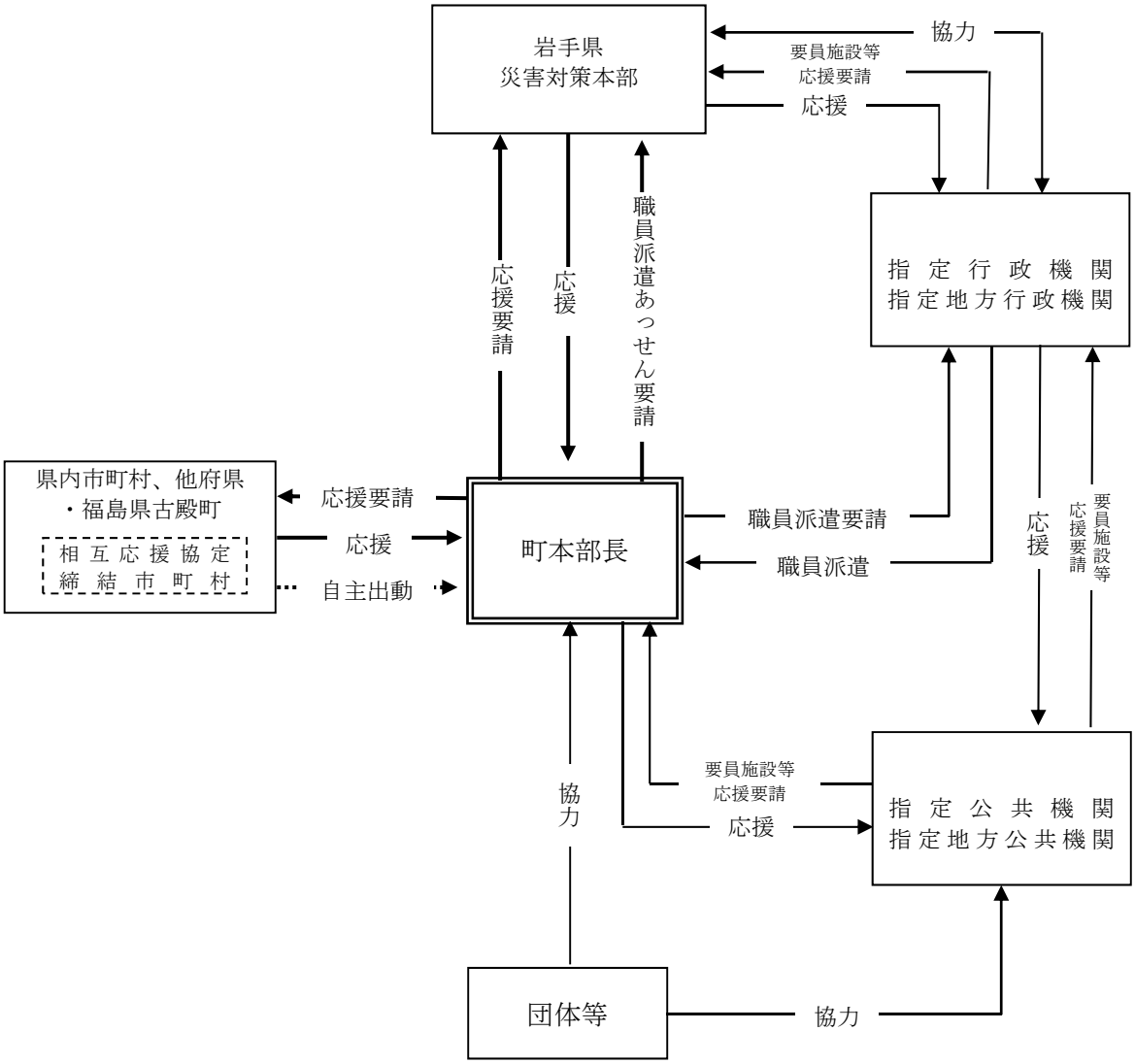

第１１節　自衛隊災害派遣要請計画

第１　基本方針

１　町本部長は、災害発生時において自衛隊の人員、装備、資機材等が必要と判断した場合は、県本部長を通じて災害派遣要請をする。

２　陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き組織的救援活動を行う。

３　町本部長は自衛隊の災害派遣に当たり、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	町内全域の災害に係る自衛隊の災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　自衛隊災害派遣要請に係る県との連絡調整 2　自衛隊災害派遣部隊との連絡調整 3　自衛隊災害派遣部隊に対する支援

第３　実施要領

１　災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区　分	災　害　派　遣　の　基　準
要請派遣	災害に際して、町本部長等が人命又は財産の保護のため、必要があると認め、県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、町本部長等が県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、町本部長等の災害派遣要請を待っていては時期を失すると認められる場合

２　災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣要請の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者(自衛隊法第 83 条に示す指定部隊等の長)は、次のとおりである。

区　　分	指定部隊等の長	連　絡　先	
		昼　間	夜間(休日を含む)
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第３科 滝沢 019-688-4311 内線 230	部隊当直指令室 滝沢 019-688-4311 内線 219

3　災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救援機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項　目	内　　容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第 3 章第 4 節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第 3 章第 15 節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。	第 3 章第 15 節 第 22 節
水防活動	堤防、護岸等の決壊には、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第 3 章第 9 節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)により消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第 3 章第 8 節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第 3 章第 21 節
応急医療、救護及び感染症予防	被災者に応急医療、救護及び感染症予防を行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第 3 章第 16 節 第 20 節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第 3 章第 6 節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する	－
給水及び炊飯	被災者に給水及び炊飯を実施する。	第 3 章第 17 節 第 18 節
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第 3 章第 17 節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第 3 章第 28 節
その他	その他必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第 3 章第 3 節

4　災害派遣の要請手続

(1)　災害派遣の要請

ア　防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備及び機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日文書を提出する。

この場合において、町本部長は必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

(ｱ)　災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由
(ｲ)　派遣を希望する期間
(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容
(ｴ)　その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等)

イ　町本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第 68 条第 1 項後段の規定により、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ　防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続をする。

エ　町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

オ　町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

カ　災害派遣要請は、まず、口頭又は電話等により行い、後日正式文書により行う。

〔様式編　３－１１－１　自衛隊災害派遣要請書〕

(2)　撤収の要請

防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に撤収要請を依頼する。

自衛隊派遣要請系統

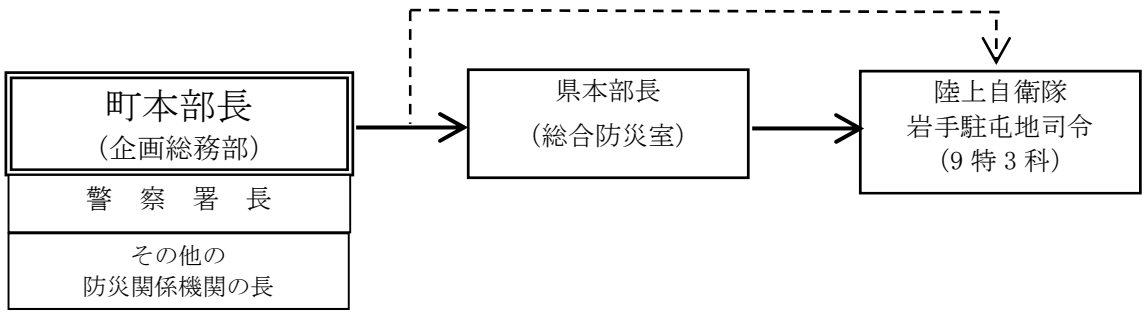

5　災害派遣部隊の受入れ

(1)　災害派遣部隊との連絡調整

ア　町本部長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

(ｱ)　派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

(ｲ)　陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。

(ｳ)　応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。

(ｴ)　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。

a　災害情報の収集及び交換 b　災害派遣の要否について検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等について調整 c　町等の保有する資機材等の準備状況 d　自衛隊の能力及び作業状況 e　他の災害復旧機関等との競合防止 f　関係市町村相互間における作業の優先順位 g　宿泊及び経費分担要領 h　撤収の時期及び方法

イ　町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

(ｱ)　事前の準備

ａ　ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。

ｂ　ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺１万分の１程度のもの)を提供する。

ｃ　夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度及び経度(岩手県防災対策用地図)によりヘリポート位置を明らかにする。

ｄ　自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(ｲ)　受入れ時の準備

ａ　離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向及び風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。

ｂ　ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ｃ　砂塵が舞い上がる場合においては散水を行い、積雪時においては除雪又はてん圧を行う。

ｄ　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

ｅ　物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

ｆ　離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

６　災害派遣に伴う経費の負担

(1)　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町その他の防災関係機関が負担する。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼動させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備等を含む。)及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ　有料道路の通行料

(2)　負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

第１２節　防災ボランティア活動計画

第１　基本方針

１　防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

２　防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整及び活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

３　被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。

第２　実施機関(責任者)

実施機関	担　当　業　務
町本部長	1　防災ボランティア活動に対するニーズの把握 2　防災ボランティア活動に関する情報の提供 3　防災ボランティア活動に対する支援 4　防災ボランティアに係る日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という)及び紫波町社会福祉協議会との連絡調整 5　自主防災組織、関係団体等との連絡調整
紫波町社会福祉協議会	1　防災ボランティア活動に係る他市町村の社会福祉協議会との連絡調整 2　防災ボランティアの受入体制の整備 3　防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 4　防災ボランティア活動の普及啓発
その他のボランティア団体(職域、職能等)等	防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等及び紫波町社会福祉協議会との連絡調整

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課 消防防災課	1　町の被災状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2　自主防災組織、行政区、関係団体等に対する連絡調整
生活部	健康福祉課	1　紫波町社会福祉協議会及び日赤県支部等に対する連絡調整 2　防災ボランティア活動状況、ニーズの把握 3　防災ボランティア活動に関する情報提供 4　防災ボランティア活動に対する支援 5　防災ボランティアの受入、割り振りの総括
教育部	生涯学習課	災害活動に協力する社会教育団体に対する連絡調整

第３　実施要領

１　防災ボランティアに対する協力要請

(1)　町本部長は、被災地における防災ボランティアニーズの把握に努め、防災ボランティアの協力が必要と認める場合は、日赤県支部及び紫波町社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティアに対して協力を要請する。

(2)　町本部長は、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。その際は、紫波町社会福祉協議会に、防災ボランティアセンターの設置を要請し、受入体制を整える。

ア　防災ボランティアの活動内容及び人数等 イ　防災ボランティアの集合日時及び場所 ウ　防災ボランティアの活動拠点 エ　防災ボランティア活動に必要な装備及び資機材の準備状況 オ　その他必要な事項

(3)　町本部長は、日赤県支部及び紫波町社会福祉協議会等に対し、防災ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ県に対して情報の提供を行う。

(4)　町本部長は、紫波町社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティアの活動用具・防災ボランティア活動保険の加入について配慮する。

防災ボランティア活動に係る連絡調整図

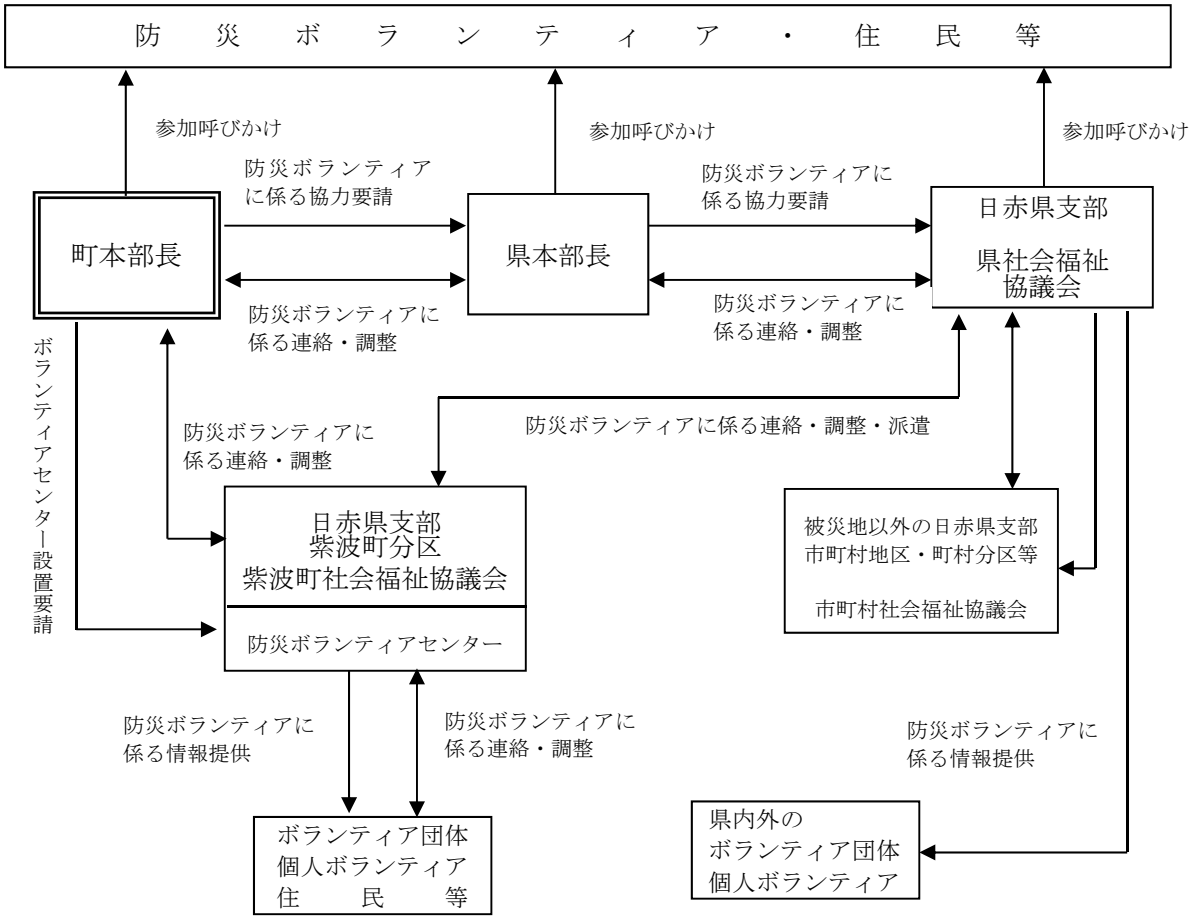

２　防災ボランティアの受入れ

ア　町本部長は、紫波町社会福祉協議会、被災地入りしているＮＰＯ、ＮＧＯ・ボランティア等及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

イ　日赤紫波分区及び紫波町社会福祉協議会は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

(1)　防災ボランティア活動の内容
(2)　防災ボランティア活動の期間及び活動区域
(3)　防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
(4)　防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設
(5)　被害状況、危険箇所等に関する情報
(6)　交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
(7)　その他必要な事項

３　防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

・　炊き出し	・　募金活動	・　話し相手
・　シート張り	・　清掃	・　介助
・　引っ越し	・　負傷者の移送	・　後片付け
・　避難場所の運営支援	・　物資仕分け	・　物資搬送
・　安否確認及び調査活動	・　給食サービス	・　洗濯サービス
・　移送サービス	・　入浴サービス	・　理容サービス
・　その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識~~又は~~、技術を活かした活動		

第１３節　義援物資、義援金の受付・配分計画

第１　基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集、受付
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付
紫波町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付及び配分

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
生活部	健康福祉課	義援物資及び義援金の手配・受入・配分・運搬
企画総務部	総務課	義援物資配分の支援
	税務課	義援金保管、出納

第３　実施要領

１　義援物資

(1)　義援物資の受入

ア　町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。

イ　県本部長は、市町村本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について、周知する。

ウ　義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

エ　実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受入れ、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2)　配分及び輸送

ア　県本部で受け付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町村の指定する場所に輸送し引き渡す。

イ　町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

２　義援金

(1)　義援金の受入

ア　県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集団体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。

イ　義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

ウ　実施機関は、それぞれに送付された義援金を受入れ、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2)　配分

受け入れた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

３　海外からの支援の受入れ

(1)　県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

(2)　町本部長は、受け入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第１４節　災害救助法の適用計画

第１　基本方針

１　町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下本節中「法」という。)の適用を県本部長に要請する。

２　町本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて救助活動を実施する。

３　災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておく。

第２　実施機関(責任者)

実施機関	担　当　業　務
町本部長	1　指定避難所の供与 2　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4　被災者の救出 5　被災住宅の応急修理 6　学用品の給与 7　埋火葬 8　死体の捜索及び処理 9　災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　法の適用の事務手続(計画、訓練及び救助を除く) 2　法が適用される被害状況の報告
生活部	健康福祉課	災害救助法の事務の統括

第３　実施要領

１　法適用の基準（本項では災害救助法第２条第１項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する）

法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

(1)　町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯(以下「被害世帯」という。)の数が、次のいずれかに該当する場合

	法　適　用　基　準		小災害内規 運用基準 (被害世帯)
	人口に応じた被害世帯	県内1,500世帯滅失で町の人口に応じた被害世帯	
30,000人以上 50,000人未満の人口帯	60世帯以上	30世帯以上	30世帯以上 60世帯未満
県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合			

(2)　被害世帯数の算定は、次のとおりとする。
ア　住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする。
イ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。
ウ　全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。
(3)　災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合
被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
(4)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当する場合
ア　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
イ　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2　法適用の手続における町本部長の措置
(1)　町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県盛岡地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
(2)　法の適用基準となる被害世帯数については、第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめのうえ、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に情報提供する。
(3)　情報提供の様式については、災害救助法による。

災害救助法適用の手続

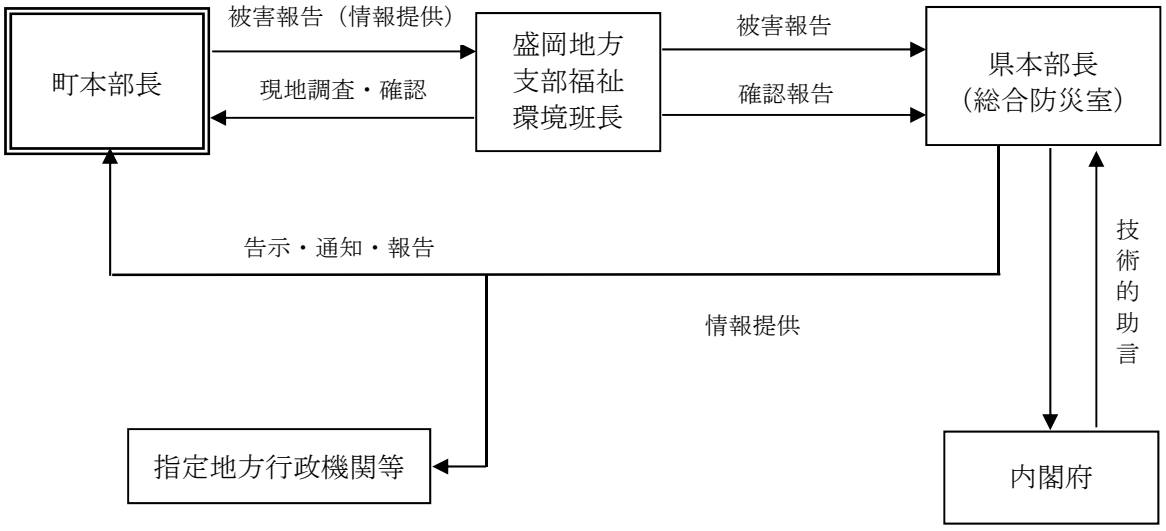

３　救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救　助　の　種　類	応急対策計画の概当節
避難場所の設置	第 15 節「避難・救出計画」
被災者の救出	
医　療	第 16 節「医療・保健計画」
助　産	
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	第 17 節「食料、生活必需品等供給計画」
炊出しその他による食品の供与	
飲料水の供給	第 18 節「給水計画」
応急仮設住宅の供与	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
被災住宅の応急修理	
障害物の除去	第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」
埋火葬	第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」
死体の捜索	
死体の処理	
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 23 節「応急対策要員確保計画」
学用品の供与	第 24 節「文教対策計画」

４　救助の種類、程度、期間等(災害救助法による。)は、資料編 3-14-1 のとおりである。

〔資料編　３－１４－１　救助の種類、程度、機関等〕

第１５節　避難・救出計画

第１　基本方針

１　災害発生時において、住民等の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示及び緊急安全確保の発令のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの段階で高齢者等避難を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

２　救出救助活動を行う防災機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。

３　被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。

４　町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第２　実施機関(責任者)

１　避難指示等

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔水防法第 29 条、災害対策基本法第 60 条〕
警察署	必要と認める区域の居住者に対する避難指示等 〔災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1)　その場に居合わせたもの、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置(自衛隊法第 94 条) (2)　災害派遣要請に基づく避難の援助

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
	税務課	避難のための立退き指示
生活部	長寿介護課 健康福祉課	高齢者等避難発令時における避難行動要支援者に対する避難支援

２　警戒区域の設定

実施機関	担　当　業　務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令〔災害対策基本法第 63 条〕

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	警戒区域の設定

３　救　出

実施機関	担当業務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	(1)　消防機関及び自衛隊の災害派遣要請 (2)　被災者の救出及び行方不明者等の捜索、救出に係る連絡調整
生活部	健康福祉課	災害救助法の適用時における救出費用申請の事後事務
建設部	土木課	救出に係る重機、資機材及びに人夫の確保

４　指定避難所の開設及び運営

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	指定避難所の開設及び運営

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
生活部	健康福祉課	災害救助法適用時における指定避難所の設置事務の事後処理
産業部	農政課	指定避難所の開設の支援
	環境課	指定避難所の運営(愛玩動物同伴者に対する対応)
	商工観光課	指定避難所の開設の支援
教育部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 こども課	指定避難所の開設・閉鎖

第３　実施要領

１　避難指示等

(1)　避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

この際、日没等避難完了までの時間帯について考慮する。

避難指示等の発令基準

種別	区分	発令基準
高齢者等避難	共通	㋐　気象注意報・警報、気象情報、土砂災害警戒情報等の発表により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定され、高齢者等が避難することが適当であると判断される場合 ㋑　強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ㋒　災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当である場合
	水害	㋐　北上川上流洪水予報・警報発令時に紫波橋水位が避難判断水位（4.2m）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ㋑　下川原ポンプ場のポンプ起動水位（2.6m）に達し、ポンプ停止の状態や、逆流な

		どによる内水氾濫が発生すると予想される場合 (ｳ)　赤沼川ポンプ場のポンプ起動水位（1.5m）に達し、ポンプ停止の状態や、逆流などによる内水氾濫が発生すると予想される場合
	土砂災害	(ｱ)　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で大雨警報の土砂雨量指数基準を超過（赤色）し、警戒範囲が土砂災害警戒区域（危険区域含む）にかかり、さらに降雨が継続する見込みがある場合 (ｲ)　大雨注意報が発表され、当該注意報のなかで、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性がある場合
避難指示	共通	(ｱ)　特別警報が発令された場合 (ｲ)　「高齢者等避難」より状況が悪化し、危険な場所から全員避難を要すると判断される場合 (ｳ)　火災が拡大するおそれがある場合 (ｴ)　災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合
	水害	(ｱ)　北上川上流洪水予報・警報発令時に紫波橋水位が氾濫危険水位(4.5m)に達した場合 (ｲ)　下川原ポンプ場の越流水位（3m）に達し、気象情報及び降水短時間予報で、さらに強い降雨が予想され内水のおそれがある場合 (ｳ)　赤沼川ポンプ場の越流水位（2m）に達し、気象情報及び降水短時間予報で、さらに強い降雨が予想され内水のおそれがある場合
	土砂災害	(ｱ)　土砂災害警戒情報が発表された場合 (ｲ)　大雨警報（土砂災害）が発表され、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過（うす紫色）し、警戒範囲が土砂災害警戒区域（危険区域含む）にかかり、さらに降雨が継続する見込みがある場合 (ｳ)　大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (ｴ)　土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	共通	(ｱ)　避難指示より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる場合 (ｲ)　避難指示等による立退き避難が不十分で、再度、避難を住民に促す必要がある場合 (ｳ)　災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる場合
	水害	(ｱ)　紫波橋水位が氾濫危険水位（4.5m）に達し、さらに降雨が継続する見込みがある場合。 (ｲ)　決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発表された場合 (ｳ)　異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合
	土砂災害	(ｱ)　土砂災害警戒情報が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（黒）した場合 (ｲ)　土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (ｳ)　土砂災害が発生した場合 (ｴ)　山鳴り、流木の流失が確認された場合

ア　町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく、避難指示等を行う。

イ　町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

ウ　町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

エ　町本部長は、避難時の周囲の状況により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認める場合等やむを得ないときは、必要

と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示する。

オ　県からの助言内容を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等、特に避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める。

カ　町は必要に応じ、避難指示等の対象地域について県から助言を受けることができるよう、県その他防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

キ　町本部長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

(2)　避難指示等の内容

ア　発令者	イ　避難指示等の日時	ウ　避難指示等の理由
エ　避難対象地域	オ　避難対象者及びとるべき行動	カ　避難先
キ　避難経路	ク　その他必要な事項	

(3)　避難指示等の周知

ア　地域住民等への周知

(ｱ)　町は、台風接近時において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

(ｲ)　町本部長は、避難指示等の内容を直接の広報（広報自動車等）をはじめ、ホームページ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等に周知徹底を図る。また観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(ｳ)　町本部長は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

(ｴ)　危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(ｵ)　避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等）の住居を巡回し、戸別に周知する方法を併せて実施する。

(ｶ)　観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により標示し、避難対策の徹底に努める。

(ｷ)　緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

(ｸ)　避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	サイレン	備　　考
火　災	３秒　３秒　３秒 ▬▬　▬▬　▬▬　連続	近火信号をもって避難信号とする。
水　災	２秒　２秒	水防法に基づく避難信号

イ　関係機関相互の連絡

町本部長は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

(ｱ)　避難指示等を行った者	(ｲ)　避難指示等の理由
(ｳ)　避難指示等の発令時刻	(ｴ)　避難対象地域
(ｵ)　避難先	(ｶ)　避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根　拠　法　令
町　長	知事	災害対策基本法第 60 条第 3 項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第 29 条
警察官	町長	災害対策基本法第 61 条第 3 項
	公安委員会	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(4)　避難の方法

ア　避難は原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混雑に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。

イ　避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織等を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5)　避難の誘導

ア　町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。

イ　町本部長は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合においては、避難行動要支援者の避難を優先する。

ウ　町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

エ　次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(ｱ)　幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

(ｲ)　在宅の高齢者、障がい者等の避難

オ　避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6)　避難者の確認等

町職員、消防団員、民生児童委員等は、それぞれ連携、分担しながら避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア　避難場所（避難所）

(ｱ)　避難した住民等の確認

(ｲ)　特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ　避難対象地域

(ｱ)　避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

(ｲ)　避難が遅れた者等の避難誘導及び救出

(7)　避難経路の確保

ア　警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

イ　町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(8)　避難支援等関係者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2　警戒区域の設定

(1)　警戒区域の設定

ア　町本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒

区域を設定する。

(ｱ)　発令者	(ｲ)　警戒区域設定の日時
(ｳ)　警戒区域設定の理由	(ｴ)　警戒区域設定の地域
(ｵ)　その他必要な事項	

イ　実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2)　警戒区域設定の周知

ア　地域住民への周知

町本部長は、警戒区域設定の内容を広報車による広報をはじめ、ホームページ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ(コミュニティＦＭ放送含む。)、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ　関係機関相互の連絡

町本部長は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

(ｱ)　警戒区域設定を行った者	(ｲ)　警戒区域設定の理由
(ｳ)　警戒区域設定の発令時刻	(ｴ)　警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根　拠　法　令
知事	町　長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項
警察官		災害対策基本法第 63 条第 2 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第 63 条第 3 項

〔資料編　３－１５－１　消防団担当区域一覧表〕

３　救　出

(1)　救出班の編成

ア　町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出・救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出・救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ　町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2)　救出の実施

ア　捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ　捜索の実施に当たっては、民生児童委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者及び同行者の把握を行う。

ウ　町本部長は、必要な救出用資機材（ジャッキ、つるはし、ファイバースコープ等）及び工事用重機等を確保できない場合は、県盛岡地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て調達する。

エ　町本部長は、孤立化した地域における救出・救助、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」又は第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

(3)　救出したときの措置

ア　救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関(救護所を含む)に収容する。

イ　救出班は、遺体を発見した場合は、第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4)　災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4　避難場所の開放

(1)　町本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。

(2)　町本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について住民等に周知する。

(3)　町本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど迅速な開設に努める。

5　指定避難所の設置及び運営

(1)　指定避難所の設置

ア　町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、避難生活に必要な物資（飲料水、毛布、医療品、仮設トイレ、テレビ等）を調達する。

イ　町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など要配慮者に配慮して環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して被災地以外の地域にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ウ　町本部長は、町が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所の確保に努める。

(ｱ)　他市町村長と協議し、当該市町村地域内に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて指定避難所を設置する。

(ｲ)　県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

(ｳ)　町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

エ　町本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

(ｱ)　開設日時及び場所 (ｲ)　開設箇所数及び各指定避難所の避難者数 (ｳ)　開設期間の見込み

オ　指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

指定**避難所収容対象者**

区　　分	対　　象　　者
災害により、現に被害を受けた者	(ｱ)　住家が被害を受け、居住の場所を失った者 (ｲ)　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	(ｱ)　避難指示等をした場合の避難者 (ｲ)　避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

カ　町本部長は指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所

に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

キ　町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

ク　町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

ケ　町本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2)　指定避難所の運営

ア　町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営マニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

イ　町本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等を参考とし、必要な措置を講じる。

ウ　町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ　町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について、偏ることの無いよう調整する。

オ　町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方自治法公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

カ　町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら次の措置をとる。

(ｱ)　避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
(ｲ)　食料、生活必需品等の物資の需要、把握体制の整備
(ｳ)　生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
(ｴ)　ホームヘルパー等による介護の実施
(ｵ)　保健衛生の確保
(ｶ)　指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
(ｷ)　可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
(ｸ)　応急仮設住宅及び公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

キ　町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るように努める。

ク　町本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

（本章第 24 節「文教対策計画」参照）

ケ　町本部長は、指定避難所等における性暴力・ＤＶの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察。病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3)　町外からの避難者のための避難所の設置等

町外からの避難者のための避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。

(4)　災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

(5)　感染症拡大防止の対策

ア　消毒と換気の徹底

(ｱ)　健康な避難者が利用する場所のうち、手洗い、消毒を徹底
(ｲ)　特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は１時間１回を目安に消毒
(ｳ)　トイレは目に見える汚物があればその都度､また汚れが特に見えなくても１日３回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒液を使用して清拭
(ｴ)　避難所内は十分な換気（30 分に１回）
(ｵ)　保健衛生の確保
(ｶ)　指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保

イ　避難スペースの部屋割

避難者を３つのゾーン（一般ゾーン、要配慮者等専用ゾーン、感染者専用ゾーン）に分ける。また家族ごとのスペースを 2m以上あける。

ウ　発熱者等の対応

感染症の軽症者または濃厚接触者が避難して来た場合には早急に町本部に連絡。輸送車が到着するまでは他の避難者と部屋を分けて接触させない。

6　帰宅困難者対策

(1)　町本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。

(2)　町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者、又は避難所での受け入れが必要になった者に対し、物資の提供及び避難所への受け入れを行う。

7　避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1)　在宅避難者の把握

ア　町本部長は、自宅、車中、その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ　民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2)　在宅避難者に対する支援

ア　町本部長は、役場における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ　町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。

ウ　在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8　広域避難

(1)　県内広域避難

ア　災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ　協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ　協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ　協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域避難の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ　協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ　県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

キ　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　公示 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3　県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1　協議先市町村長 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定	災害対策基本法第61条の7第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項

		地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ３　公示 ４　県本部長	

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の４第４項、災害対策基本法施行規則第２条の３第１項
		本部長	災害対策基本法第61条の４第５項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の４第８項、災害対策基本法施行規則第２条の３第１項

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等
生　活　部	健康福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

(2)　県外広域避難

ア　県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ　県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ　県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ　県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推

測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

カ　県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ　県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 3 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　協議元市町村本部長 2　内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 9 項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1　協議元都道府県知事 2　内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 12 項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　公示 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第４項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1　県本部長 2　公示 3　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第４項

［町本部の担当］

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生　活　部	健康福祉課	協議元市町村本部長との協議等

(3)　他都道府県からの広域避難受入

ア　県本部長は、他の都道府県知事(以下、本号中「協議先都道府県知事」という。)から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入について協議すべき市町村を決定し、受入を協議する。

イ　県本部長の協議を受けた市町村長は（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ　協議先市町村長は、受入れ施設を決定し、提供する。

エ　県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知行う。

9　広域一時滞在

(1)　県内広域一時滞在

ア　災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ　協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ　協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ　協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設(以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ　協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ　県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

キ　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項

	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　公示 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3　県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1　協議先市町村長 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3　公示 4　県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 2 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 5 項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 8 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生　活　部	健康福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

(2)　県外広域一時滞在

ア　県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ　県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ　県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ　県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

カ　県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ　県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 3 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　協議元市町村本部長 2　内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 9 項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1　協議元都道府県知事 2　内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 12 項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　公示 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第４項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1　県本部長 2　公示 3　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認め	災害対策基本法第 86 条の 9 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第４項

		る関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生　活　部	健康福祉課	協議元市町村本部長との協議等

(3)　他都道府県広域一時滞在

ア　県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ　県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ　協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ　県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの一時滞在の必要がなくな	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2

	った旨の通知を受けたとき		第４項の規定により準用する同条第１項

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生　活　部	健康福祉課	協議先市町村本部長との協議等

(4)　広域一時滞在により避難する被災者に対する情報提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

１０　住民等に対する情報等の提供体制

(1)　町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するように努める。

(2)　町は安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(3)　安否情報の提供にあたって、被災者の中に配偶者からの暴力を受け、加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

(4)　広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。

(5)　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第１６節　医療・保健計画

第１　基本方針

１　町本部長は、救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手ＤＭＡＴ」という。）医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

２　多数の疾病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。

３　効果的な医療活動を行うため、迅速かつ正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。

４　精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下本節中「岩手ＤＰＡＴ」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

５　被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

６　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもと、適切に行うよう努める。

７　災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第２　実施機関(責任者)及び担当部、課

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2　救護所の設置 3　医療機関に対する応援要請
紫波郡医師会	医院等に係る医療救護班の編成及び派遣

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課 消防防災課	1　県等に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援要請 2　自衛隊の災害派遣要請 3　傷病者搬送車両の手配・配車
生活部	健康福祉課	1　県及び近隣市町村等に対する医療救護班の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2　日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3　他の医療機関に対する協力要請 4　応急医療の総合調整 5　救護所の設置、運営 6　保健指導の実施 7　岩手県及びその他都道府県に対するＤＭＡＴ、ＤＰＡＴの派遣要請
産業部	環境課	被災した愛玩動物の救護対策

第３　初動医療体制

１　医療救護班の編成

(1)　町本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

(2)　災害時における医療及び助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ「医療救護班」を編成する。

医療救護班の編成（基準）

町内医療機関	施設数	１箇班編成基準
病　　院	1	医　　師　　１名 歯科医師　　１名 看 護 師　　３名 事務職員　　１名 合　　計　　６名
診療所（医院）	16	
歯科診療所	12	
合　　計	30	

〔資料編　３－１６－１　医療救護班一覧表　〕

(3)　応急医療及び救護のため、他の市町村及び自衛隊の災害派遣を要する場合の手続きは、それぞれ、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」及び第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

２　救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

(1)　緊急避難場所	(2)　避難所	(3)　災害現場	(4)　医療施設

３　医療救護班の活動

(1)　医療救護班は、おおむね次の業務を行う。

ア　傷病者に対する応急処置
イ　後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
ウ　救護所及び避難所における巡回医療の支援
エ　搬送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
オ　助産救護
カ　死亡の確認
キ　遺体の検案及びその後の措置

(2)　医療活動の実施に当たっては、岩手ＤＭＡＴ、救出班及び捜索班（本章第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」参照）と連携を図る。

(3)　医療救護班は、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班等の医療活動について、災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

４　医薬品及び医療資機材の調達

(1)　町本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材(以下、本節中「医薬品等」という。)について、相互に供給を行う体制を整備する。

(2)　医薬品等は、岩手ＤＭＡＴが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。

(3)　町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品を早急に必要とするときは、直接県本部長に対して調達又はあっせんを要請する。

第４　医療機関の防災能力の向上

１　医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。

２　医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。

３　医療機関は、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

第５　傷病者の搬送体制

１　傷病者の搬送の手続

(1)　岩手ＤＭＡＴ及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2)　傷病者の搬送は、原則として岩手ＤＭＡＴ又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長に対し搬送車両の手配・配車を要請する。

(3)　傷病者搬送の要請を受けた町本部長は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認のうえ搬送する。

２　傷病者の搬送体制の整備

(1)　町本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から、搬送先病院の順位を定める。

(2)　町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所、離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

(3)　町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第６　個別疾患への対応体制

１　人工透析

(1)　情報収集及び連絡

町本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受診状況及び透析施設の稼動状況について、県盛岡地方支部保健医療班と情報の共有を図るとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

(2)　透析に必要な水及び医薬品等の確保

町本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長と連携し、透析に必要な水及び医薬品を確保する。

２　難病等

(1)　情報収集及び連絡

町本部長は、難病患者等の受診状況、医療機関の稼動状況等について、県盛岡地方支部保健医療班と情報の共有を図るとともに、難病患者等は、災害時の通信手段、報道機関等から主要な医療機関の稼働状況等の提供を受ける。

(2)　医薬品等の確保

町本部長は、難病患者等に使用する医薬品を調達する場合は、第３の４「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより行う。

第７　健康管理活動の実施

１　町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師及び栄養士による「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

２　健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

３　健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。

(1)　被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア

(2)　避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育

(3)　被災者に対する保健サービスについての連絡調整

災害時における医療・保健活動の流れ（イメージ）

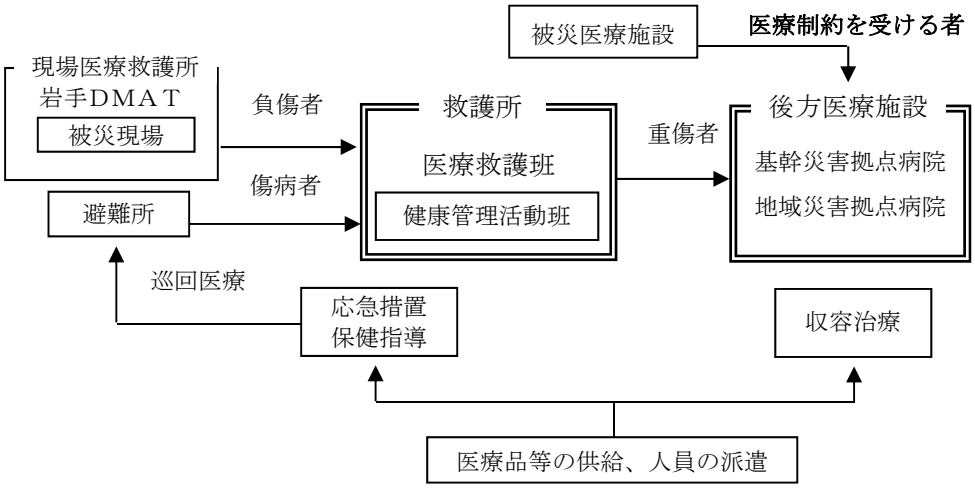

※　医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第８　災害救助法を適用した場合の医療及び助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第９　愛玩動物の救護対策

町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

１　所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。

２　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努める。

３　飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。

４　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

医療・健康管理活動の情報連絡系統図

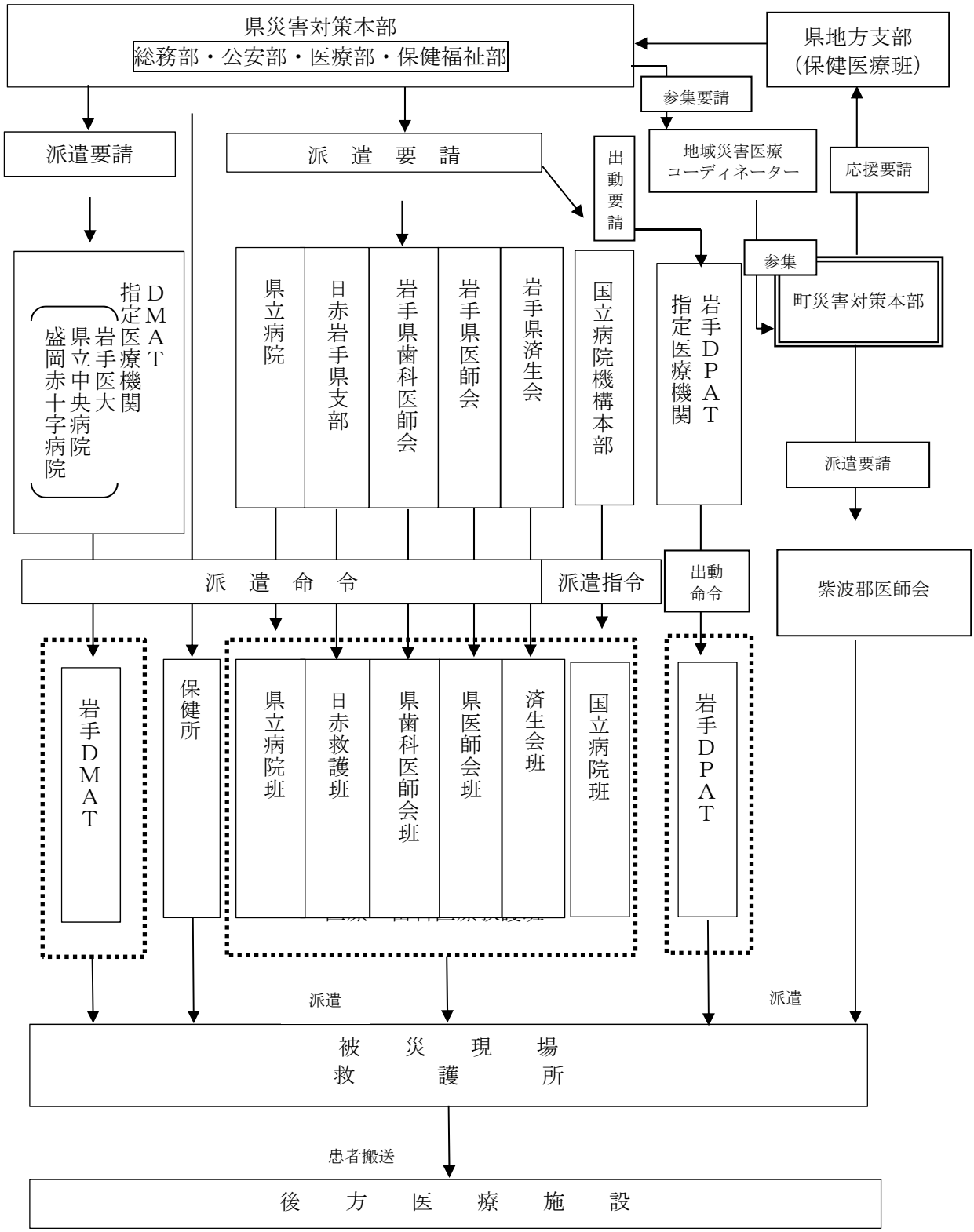

第１７節　食料、生活必需品等供給計画

第１　基本方針

１　災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資(以下、本節中「物資」という。)を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備し、物資の調達を図る。

２　災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報、調達及び配分の窓口の一元化を図る。

３　町は、把握した数量と被災の状況を勘案し、町内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。

４　町本部長は、災害発生直後の救援物資の抑制に努める。

５　防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1　物資の無償貸与又は譲渡 2　災害派遣要請に基づく給食

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課 消防防災課	1　県、他市町村等に対する物資の調達及びあっせん要請 2　自衛隊に対する物資の無償貸付又は譲渡の要請 3　他課の担当以外の物資の調達及びあっせん
	企画課	災害発生直後の救援物資の報道要請
生活部	町民課	1　食料品の調達及び炊出しの実施
	健康福祉課	1　民間事業所等からの物資の供給に係る連絡調整 2　災害救助法の適用による被服、寝具等の供与事務の総括 3　被服、寝具等の供与及び保管 4　プロパンガスの調達及びあっせん 5　被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資の調達

第３　実施要領

１　物資の支給対象者

物資の支給は、原則として次に掲げる者に対して行う。

(1)　避難所又は避難場所等に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
(2)　住宅が、全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた者
(3)　被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
(4)　物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
(5)　災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

２　物資の種類

(1)　物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。

〔資料編　３－１７－１　　支給物資の種類、支給基準数量等〕

(2)　発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
(3)　避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
(4)　食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上の理由により食事制限のあるもの等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。
(5)　高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の視点にも配慮する。

3　物資の確保
(1)　町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認める場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。
(2)　町本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
(3)　町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、「世帯構成員別被害状況」に基づく必要数量を明示し、県盛岡地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
(4)　自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

物資の調達・供給系統図

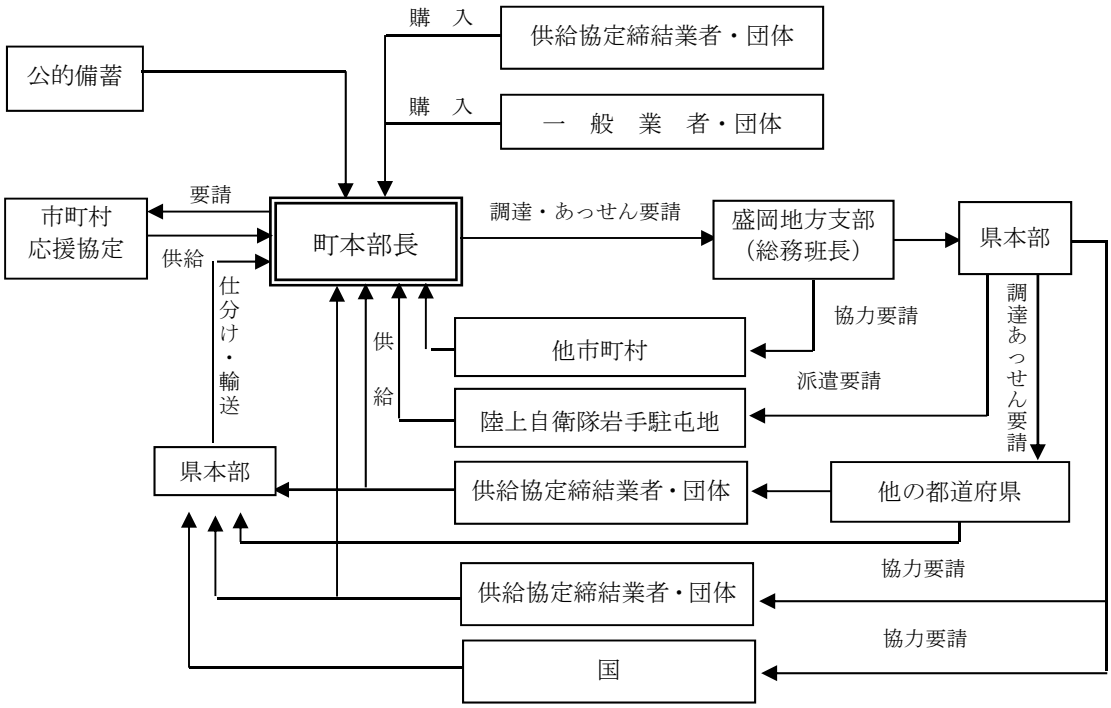

4　物資の輸送及び保管
(1)　町本部長は、避難所等に物資を引渡す場合は、別記様式「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。
(2)　町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて警備員を配置し、又は警察機関に警備を要請するなど、事故防止の措置をとる。

5　物資の支給等

(1)　物資の支給等

ア　原則として物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。

イ　物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡廻により実施する。

(2)　食料の供給における留意事項

ア　町本部長は、あらかじめ、範囲、炊出し方法等を定める。

イ　炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。

ウ　炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ　防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6　住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7　物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給するべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

8　救援物資の受入体制の周知

町本部長は、報道機関を通じ、個人からの救援物資は対応が困難であることを呼びかける。また、被災者への善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

9　災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

別記様式

災害救助用物資引渡書

引継者機関名　　職氏名

引受者機関名　　職氏名

救助用物資を、下記のとおり引き継ぎました。

記

1　引継日時

2　引継場所

3　引継物資　　次表のとおり　　(車両番号　　)

物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由	その他

注：本書は、2 部作成し、授受機関とも保管する。

第１８節　給水計画

第１　基本方針

災害時において、被災者等に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　水道水の供給 2　県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水
岩手中部水道企業団	1　災害の際の全般的給水 2　水道施設の応急復旧に関すること。

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
企画総務部	総務課	県、他の市町村等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請
	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
生活部	健康福祉課	災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括
建設部	下水道課	1　岩手中部水道企業団との連絡・調整 2　簡易水道による給水 3　その他災害の際の全般の給水

第３　実施要領

1　給水

(1)　水源の確保

町本部長は、災害時において応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2)　給水班の編成

町本部長は、岩手中部水道企業団と連携し、企業団の応援要請に応じて給水班を編成し、次の業務を行う。

ア　給水業務　　イ　飲料水の水質検査　　ウ　汚染水の使用禁止、停止、制限

(3)　応援の要請

ア　町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者等に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合、又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者がでた場合は、次の事項を明示し、県盛岡支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

(ｱ)　給水対象地域　　(ｲ)　給水対象人数　　(ｳ)　職種別応援要員数 (ｴ)　給水期間　　(ｵ)　その他参考事項

イ　給水のため必要があると認める場合は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

２　応急給水用資機材の調達

(1)　調達方法

ア　町本部長は、あらかじめ地域内の水道関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の調達を図る。

イ　町本部長は、業者等から調達した器具及び機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2)　応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県盛岡地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

ア　応急給水用資機材の種別及び数量	イ　使用期限
ウ　運搬先	エ　その他参考事項

３　給水の方法

(1)　水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア　水道水(被災水道施設を除く。)以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が 0.2 ㎎／ℓ以上になるよう消毒する。

イ　水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を 0.2 ㎎／ℓ以上に確保する。

ウ　給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2)　給水車等が運行可能な地域への給水

ア　給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、可搬式タンク、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

イ　断水の程度が部分的な場合は、必要とする地域に広報車とともに給水車等を巡回させて給水する。

(3)　給水車等の運行不可能な地域における給水

ア　浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ　浄水基地から直接給水を受けることができない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4)　医療施設等への優先的給水

ア　医療施設、福祉施設、避難場所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ　浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮し、医療施設への優先的給水が容易な場所とする。

４　水道施設被害汚染対策

(1)　町本部長は、災害による給配水施設の破損又は汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア　必要な技術要員を待機させ、必要な資機材の整備を図る。

イ　緊急修理用資機材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

ウ　施設を巡回して事故発生の有無及び被害の状況を確認する。

(2)　町本部長は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講ずる。

ア　施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

イ　水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより、目的を達することができると認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(3)　町本部長は、岩手中部水道企業団等の応急措置だけでは飲料水の供給ができないと認めた場
合は、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」の定めるところによるほか、次の事項を明示し、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。
ア　水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）
イ　給水対象地域
ウ　給水対象世帯・人員
エ　人員、資材、種類、数量
オ　応援を要する期間
カ　その他参考事項

5　上水道施設の応急復旧要領
町本部長は、上水道施設が被災した場合は、次により応急復旧の措置を講じるものとする。
(1)　揚水場等施設
被害の程度等に応じて上水道施設工事関係業者等の緊急応援を要請するものとする。
(2)　配・給水管路
被災に応じた施設間の水運用（配水制限等を含む。）を図り、各系統ごとに応急復旧ブロックを設定し、上流側から順次復旧作業を行うものとする。
ア　復旧の優先順位
復旧作業は、消火栓が設置されている管路を優先する。

(ｱ)　配水本管	(ｲ)　配水支管	(ｳ)　給水管

イ　復旧班の編成
修繕工事委託業務体制における緊急工事は、上水道施設工事関係業者に要請して、ブロック別に調査作業班、復旧工事班を編成し、継続的に調査復旧作業を行うものとする。
(3)　応急復旧に必要な器具及び資機材等の調達
被害の状況等により、備蓄資機材での対応が不十分であると判断されるときは、関係業者に対して配・給水施設復旧対策に必要な器具、機械及び復旧資材の供給又は確保を要請し、交通状況を勘案して集積場所を選定し、緊急調達に備えるものとする。

6　災害救助法を適用した場合の飲料水の供給
災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第１９節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第１　基本方針

１　災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。

２　災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。

３　災害により住家が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

４　被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

５　既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保する。

第２　実施機関(責任者)

実施機関	担　当　業　務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	1　県、他市町村に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請 2　県、他市町村に対する被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん要請
	税務課	応急修理対象世帯の選定
生活部	健康福祉課	災害救助法適用による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理費用申請事務の総括
産業部	環境課	応急仮設住宅供与対象者及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保
建設部	土木課	被災宅地の危険度判定に係る県本部長への要請
	都市計画課	1　応急仮設住宅供与対象者に係る調査・報告 2　応急仮設住宅の用地の確保 3　応急仮設住宅の設計、施工及び監理 4　公営住宅等の入居あっせん 5　被災建築物の応急危険度判定に係る県本部長への要請

第３　実施要領

災害救助法が適用される場合は、応急仮設住宅の供与は県が行い、住宅の応急修理は町が行なう。

１　応急仮設住宅の供与

(1)　供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

ア　住宅が全壊、全焼又は流失した世帯

イ　仮住居が無く、又は借家等借上げができない世帯

ウ　自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2)　供与対象者の調査及び報告

町本部長は、住宅の被害確定の日から５日以内に次の事項を明記し、県盛岡地方支部福祉班長を通じて県本部長に報告する。

ア　被害状況

イ　被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項

ウ　町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ　供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ

オ　その他住宅の応急対策上の必要事項

(3)　建設場所の選定

ア　町本部長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

イ　応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

ウ　敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

エ　被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上選定する。

オ　学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4)　資材の調達

災害救助法が適用されない場合

ア　町本部長は、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、関係業者・団体等との協力体制を整備する。

イ　町本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。

ウ　町本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、町有林の払い下げを検討するほか、県本部長に要請の上、調達確保する。

(5)　応急仮設住宅の入居

ア　町本部長は、県本部長の応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が選定する。

イ　町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

ウ　入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。

(6)　応急仮設住宅の管理運営

ア　町本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の管理に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が管理する。

イ　委任を受けた町本部長は応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ　委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入にも配慮する。

エ　県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(7)　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

２　住宅の応急修理

(1)　対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

ア　住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ　自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯

ウ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2)　供与対象者の調査及び選考

町本部長は、住宅の被害確定の日から５日以内に、応急修理の供与対象者について調査及び選考する。

(3)　修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことができない部分とする。

(4)　修理期間

ア　修理期間は、災害発生の日から１か月以内とする。

イ　町本部長は、１か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(5)　災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

３　公営住宅への入居のあっせん

(1)　町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法(平成７年法律第14号)」が適用される場合には、他の市町村等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

(2)　町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

(3)　町本部長は、県営住宅・他市町村等の入居状況について、県本部長から情報入手に努める。

４　被災者に対する住宅情報の提供

(1)　町本部長は、必要に応じ県本部長から活用可能な民間住宅の情報提供を受ける。

(2)　町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

５　被災宅地の危険度判定

(1)　被災宅地危険度判定士の派遣要請

ア　町本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ　被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続きは、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところによる。ただし、急を要するときは、口頭又は電話により申し出ることができる。この場合においては、後日速やかに文書を提出する。

(2)　被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の３区分に判定する。

ウ　判定結果は、当該宅地の見易い場所(擁壁、のり面等)に表示する。

区　分	表示方法	宅地の状況
危険宅地	赤紙を貼る。	・宅地に入ることは危険 ・立ち入る場合は専門家に相談する。
要注意宅地	黄紙を貼る。	・宅地に入る場合は十分注意 ・応急的に補強する場合は専門家に相談する。
調査済み宅地	青紙を貼る。	・宅地の被災程度は小さいと考えらる。

(3)　町本部長の措置

町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア　町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。

イ　実施本部は、以下の業務に当たる。

(ｱ)　宅地に係る被害情報の収集
(ｲ)　判定実施計画の作成
(ｳ)　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
(ｴ)　判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告
(ｵ)　判定結果に対する住民等からの相談への対応
(ｶ)　その他判定資機材の配布

(4)　被災宅地危険度判定士の登録

町は、県が主催する危険度判定に関する講習会に町の技術職員の受講を推進し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

6　被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1)　町本部長の措置

町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア　町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ　実施本部は、次の業務にあたる。

(ｱ)　被災状況の把握
(ｲ)　判定実施計画の策定
(ｳ)　県本部長への支援要請
(ｴ)　被災建築物応急危険度判定士の受入れ
(ｵ)　判定の実施及び判定結果の集計，報告
(ｶ)　住民への広報
(ｷ)　その他判定資機材の配布

ウ　危険又は要注意と判定された建築物の住人に対し、必要に応じ避難指示又は避難指示を行い、安全確保に努めるとともに、同地域に対する防犯、防災に必要な措置を講ずるものとする。

(2)　被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

ア　主として目視等により被災建築物を調査する。

イ　建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3 区分に判定する。

ウ　判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区　分	表示方法	建物の状態
危　険	赤紙を貼る。	・建築物に立ち入ることは危険 ・立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にする。
要注意	黄紙を貼る。	・建築物に立ち入る場合は十分注意 ・応急的に補強する場合には専門家に相談する。
調査済	緑紙を貼る。	・建築物の被災程度は小さいと考えらる。 ・建築物は使用可能

第２０節　感染症予防計画

第１　基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に必要な措置を講じる。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1　町本部長に対する感染症予防上必要な指示及び指導 2　感染症の発生状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	県及び他の市町村等に対する感染症予防用資機材の調達及びあっせん要請
	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
生活部	健康福祉課	1　疫学調査協力 2　感染症予防措置協力
産業部	農政課	被災地域の感染症予防業務の支援
	環境課	1　感染症予防業務の総括 2　被災地域の感染症予防業務の実施 3　感染症予防用資機材の調達及びあっせん 4　その他感染症予防に関すること。
	商工観光課	被災地域の感染症予防業務の支援

第３　実施要領

1　感染症予防活動の実施体制

(1)　消毒班

ア　町本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

1箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

消毒班の編成(基準)

区　　分	人　員
衛生技術者	１名
事務職員	１名
作業員	３名
合　　計	５名

イ　町本部長は、町における防疫業務が完全を期し得ないと認めた場合は、県本部長に対し支援を要請する。

(2)　疫学調査協力班

町本部長は、県が行う疫学調査を円滑に実施するため、あらかじめ「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

疫学調査協力班

区　　分	人　員
看護師又は保健師	1 名
助手	1 名
合　　計	2 名

(3)　感染症予防班

町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

(4)　専門家への支援の要請

町本部長は、感染症予防の実施について、必要に応じ、いわて感染制御支援チーム（ＩＣＡＴ）等の感染症対策の専門家に対し、感染症の探知、未然防止、拡大防止、住民への情報提供等の支援を要請する。

2　感染症予防用資機材の調達

(1)　町本部長は、あらかじめ関係業者及び団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2)　町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請するか、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」又は第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

ア　感染症予防用資機材の調達数量	イ　送付先
ウ　調達希望日時	エ　その他参考事項

3　感染症予防情報の収集及び広報

(1)　町本部長は、感染症予防班、地区環境衛生組合、保健推進員その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2)　町本部長は、第 5 節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する疫学広報を実施する。

ア　疫学検査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ　避難所、仮設住宅の巡廻を通じて、個々の被災者に対して行う広報

4　感染症予防活動の指示等

町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項をもとに、県本部長の指示を受け消毒その他の措置を行う。

ア　清潔方法及び消毒方法の施行
　　（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条）
イ　ねずみ族、昆虫等の駆除　　（同上第 28 条）
ウ　生活の用に供される水の供給　（同上第 31 条）
エ　臨時予防接種　　（予防接種法第 6 条）

5　実施方法

(1)　感染症の発生状況及び動向の把握（サーベイランス）への協力（疫学調査協力班）

町本部長は、県が行う臨時サーベイランスの体制構築に協力するとともに、情報の入手に努める。

(2)　積極的疫学調査への協力（疫学調査協力班）

町本部長は、県本部長が行う疫学調査に次の方法により協力し、感染拡大の防止を図る。

ア　下痢患者又は有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ　浸水し、滞水している地域にあっては、通常週１回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(3)　清潔方法（消毒班）

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施する。住民は、被災地及びその周辺地域の清掃等により衛生の保持に努める。

(4)　消毒方法（消毒班）

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づき、同法施行規則第 14 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

ア　実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては３回以上、床下地域にあっては２回以上とする。

消毒班(1 箇班)の携行資機材

携行資機材名	内　　容	数　　量
背負式噴霧器	動力式	1 基
	圧縮式	2 基
薬　　品	消石灰(20kg)	2～5 袋
	クレゾール石鹸液(500ml)	10～20 本
	次亜塩素ナトリウム(20kg)	必要に応じて
	クロール石灰(50g)	1～2 袋
	逆性石鹸(500ml)	必要数

イ　床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に環境衛生区長、行政区長等を通じてクレゾール石鹸液、消石灰等を配布し、床及び壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒等を行わせる。

消毒内容及び薬品等

区　　分		消毒内容及び薬品	使用量	摘　　要
家屋	床下	消石灰を散布	6kg (1 戸あたり)	
	居間 台所	10％逆性石鹸(オスバン液)を 30 倍に希釈した液を散布又は拭き消毒		十分に水洗い後、消毒等を実施
	便所	クレゾール石鹸液を 30 倍に希釈した液で拭き消毒。 消石灰を散布		便槽への流入時は、紫波町汚泥再生処理センターの指示を受ける。
井戸		次亜塩素ナトリウム(井戸水) クロール石灰（井戸自体)		泥土等で汚染された場合は、水質検査により安全性を確認するまで使用しない。

(5)　ねずみ族、昆虫等の駆除(消毒班)

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6)　生活の用に供される水の供給(消毒班)

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定により、第 18 節「給水計画」に定めるところによって、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水及び水道水の衛生的処理について指導する。

(7)　臨時予防接種（感染症予防班）

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8)　患者等に対する措置（疫学調査協力班）

県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。

感染症指定医療機関

区分	感染症名	指定医療機関
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マーブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱	盛岡市立病院 盛岡市本宮五丁目 15－1 019-635-0101
二類感染症	急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、重傷急性呼吸器症候群（サーズウィルスに限る。）、鳥インフルエンザ（血清亜型が H5N1 であるものに限る。）	盛岡市立病院 盛岡市本宮五丁目 15－1 019-635-0101
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症（0-157.0－145.0－111 等）コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	

（根拠:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条）

ア　消毒班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

イ　交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。

ウ　止むを得ない理由により、感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9)　避難所の防疫指導等

町本部長は、週に 1 回以上避難所を巡廻し、次の方法により防疫指導を行う。

ア　避難者の健康状況を 1 日 1 回以上確認する。

イ　避難所の自治組織を通じ、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ　避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ　飲料水等については、消毒班又は県盛岡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

オ　町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

第２１節　廃棄物処理・障害物除去計画

第１　基本方針

１　災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物については、「紫波町災害廃棄物処理基本計画」に基づき、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

２　ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理については、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

３　被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。

４　廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第２　実施機関(責任者)

１　廃棄物処理

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあっせん要請
産業部	環境課	廃棄物の収集処理及び清掃並びにし尿の処理に関すること。
	農政課 商工観光課	廃棄物の収集処理及び清掃並びにし尿の処理の支援
建設部	土木課	廃棄物の処理及び清掃全般
	下水道課	下水道及び集落排水に係るし尿の処理

２　障害物除去

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	(1)　被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 (2)　緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
町消防団	町本部長が行う障害物の除去に対する応援及び協力
県本部長	(1)　町本部長が行う障害物の除去に対する応援及び協力 (2)　所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
岩手河川国道事務所	所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去
東北高速道路（株）東北支社盛岡管理事務所	所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課	県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあっせん要請
	消防防災課	(1)　町消防団との連絡調整 (2)　自衛隊の災害派遣要請
生活部	健康福祉課	(1)　災害救助法による障害物除去費用申請の事務総括 (2)　社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整
建設部	土木課	(1)　住居関係の障害物の除去 (2)　道路、河川関係の障害物の除去

第３　実施要領

１　廃棄物処理

(1)　処理方法

ア　町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類(大きさ、可燃性、腐敗性等)及び排出量を把握する。

イ　町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針と連携を図りつつ紫波町災害廃棄物処理計画に基づき廃棄物の処理を進める。

ウ　廃棄物の収集は、次の施設を優先して行うものとし、被災状況及び仮置場の設置状況に応じて収集運搬体制を検討する。

(ｱ)　医療施設	(ｲ)　社会福祉施設	(ｳ)　避難所

エ　町本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区　分	処　理　内　容
第１次対策	(ｱ) 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ等の排出方法について、町民に周知する。また、腐敗性廃棄物及び感染性廃棄物は、環境衛生確保の観点から、収集運搬体制が整い次第、優先的に収集を行う。 (ｲ) 被災状況に応じて、一次仮置場を設置する。また、災害廃棄物の発生量及び処理可能量を推計し、全体の処理スケジュール等を検討する。
第２次対策	(ｱ) 一次仮置場に搬入されたごみについては、第１次対策が終了後、粗選別等の中間処理を行い、速やかに廃棄物処理施設等へ搬入する。 (ｲ) 大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合には、二次仮置場を設置し、廃棄物の保管及び破砕・選別等の中間処理を行う。
第３次対策	(ｱ)　倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 (ｲ)　搬入された倒壊建築物等の廃棄物については、第 2 次対策の終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

オ　町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化に努める。

カ　事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

キ　事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

ク　被災者に対し、補償に該当する物品等について、廃棄前に写真等により記録するよう広報する。

(2)　処理編成

町本部長は、被災地における清掃業務を円滑に行うため、次の班を編成する。

○　塵芥

廃棄物担当部員及び塵芥収集業者をもって組織し、1 箇班の編成基準は概ね次のとお

りとする。

ごみ処理の編成(基準)

区　分	課	班名	内容
産業部	環境課	連絡調整班 (1 箇班編成とし、人員は 2 名)	(ｱ)　盛岡・紫波地区環境施設組合との連絡調整 (ｲ)　収集運搬車両の手配
		記録確認係 (ごみ収集班と同数の係を編成し、人員は 1 名)	個票により、ごみの排出者確認、数量確認及び記録(写真撮影、マッピングを含む。)
	農政課 環境課 商工観光課	ごみ収集班 (1 個班あたり 6 名編成とする。)	(1)　家庭等からのごみの搬出 (2)　ごみの分別・ごみの運搬
建設部	土木課		
塵芥処理業者			

(3)　処理施設

廃棄物処理施設

施　　設　　名	所　　在　　地	電話
盛岡・紫波地区環境施設組合	矢巾町西徳田 12-168-2	697-3835

(4)　廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア　町本部長は、あらかじめ地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラックショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ　町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

ウ　町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、次の事項を明示し、県盛岡地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

区　分	明　示　事　項
廃棄物収集運搬用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(5)　仮置場の確保

ア　町本部長は、災害廃棄物（障害物）を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して一次仮置場を確保するものとし、あらかじめ所有者、管理者等と調整する。

イ　市本部長は、被災状況に応じて、災害廃棄物や処理困難物等を選別・保管するために、二次仮置場を確保するものとし、災害廃棄物の発生量に応じて、破砕等の中間処理を行うための仮設処理施設を設置するものとする。

(6)　仮置場の衛生保持

ア　町本部長は、必要に応じて薬剤散布等の消毒を実施し、仮置場の清潔保持及び土壌汚染等の環境対策に努める。

イ　消毒方法については、第 20 節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(7)　住民等への協力要請

ア　町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して廃棄物の分別・運搬及び仮置場での作業等について協力を求める。

イ　町本部長は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2　し尿処理

(1)　処理方法

ア　町本部長は、被災地域における建築物の倒壊又はライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより衛生環境上著しく支障を生ずるおそれのある世帯数等を把握する。

イ　町本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ　し尿処理は、次の施設を優先して行う。

また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

(ｱ)　医療施設	(ｲ)　社会福祉施設	(ｳ)　避難所

エ　町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携し、次によりし尿処理を行う。

し尿処理方法

区　分	し　尿　処　理　の　方　法
医療施設､福祉施設避難所	(ｱ)　施設内のトイレが使用不可能となった場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (ｲ)　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ｳ)　バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
地　　区	(ｱ)　住宅での生活確保及び地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 (ｲ)　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ｳ)　バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。
一般家庭	(ｱ)　水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能となった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 (ｲ)　地域内に設置された仮設トイレを利用する。 (ｳ)　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ｴ)　バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。
事 業 所	(ｱ)　仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (ｲ)　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ｳ)　バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。

(2)　処理施設

し尿処理施設

施　　設　　名	所　　在　　地	電話
紫波町汚泥再生処理センター	紫波町南日詰字小路口 92 番地 1	672-2111

処理能力　44kl/日

(3)　し尿処理用資機材の確保

ア　町本部長は、あらかじめし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

イ　町本部長は、自らの処理能力を上回った場合又は処理施設が被災等により、し尿処理

ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

ウ　町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

区　分	明　示　事　項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3　障害物除去

(1)　処理方法

ア　町本部長及び道路、河川の管理者は、所属職員・消防団員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ　障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

(ｱ)　災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路及び輸送拠点施設等にある障害物

(ｲ)　防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

(ｳ)　被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

(ｴ)　放置することにより、災害を拡大するおそれのある障害物

ウ　町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

(ｱ)　住居関係障害物の除去

a　町本部長は、「障害物除去対策者名簿」を作成し、障害物を除去する。

b　災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第 62 条の規定に基づき、災害救助法適用時に準じて障害物の除去を行う。

(ｲ)　道路関係障害物の除去

a　町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

b　町本部長及び道路管理者は道路上の障害物の状況を第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより県本部長に報告する。

(ｳ)　河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2)　障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置及び保管するとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

〔資料編　３－２１－１　障害物除去用機材一覧表〕

(3)　応援の要請

ア　町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県盛岡地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(ｱ)　障害物除去に必要な職種及び人員	(ｲ)　障害物除去用資機材の種類・数量
(ｳ)　応援を要する期間	(ｴ)　障害物除去地域及び区間
(ｵ)　その他参考事項	

イ　道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、互いに、あるいは町本部長又は県本部長に対して応援を要請する。

(ｱ)　障害物除去に必要な職種及び人員	(ｲ)　障害物除去用資機材の種類・数量
(ｳ)　応援を要する期間	(ｴ)　障害物除去地域及び区間
(ｵ)　その他参考事項	

(4)　障害物の臨時集積場所の確保

ア　町本部長は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

イ　臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。

(ｱ)　障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

(ｲ)　公有地を選定できないときは、(ｱ)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

ウ　町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を一時使用する。

障害物処理施設

施　設　名	所　在　地	電話
盛岡・紫波地区環境施設組合	矢巾町西徳田 12-168-2	697-3835

(5)　除去後の障害物の処理

ア　町本部長は、土砂及び瓦れきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

(ｱ)　臨時集積場所

(ｲ)　住民の日常生活又は農林水産業等の生産活動に支障がない場所

(ｳ)　埋立予定地

イ　町本部長は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者が不明である竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認めるものについては、廃棄物処理施設で焼却等適切な処理を行う。

ウ　加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措　置　内　容
町本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項まで及び同法施行令第 25 条から第 27 条までの定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 自衛官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項及び同法施行令第 25 条から第 27 条まで定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4　災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5　建築物等の有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止

建築物への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び町又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第２２節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画

第１　基本方針

災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋火葬は、各実施機関相互の協力体制のもとに、迅速かつ円滑に行う。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　行方不明者の捜索及び遺体の収容 2　遺体収容所の確保及び遺体の処理 3　身元不明の遺体の一時安置 4　遺体の埋火葬
町消防団	行方不明者の捜索及び遺体の収容
警察署	行方不明者の捜索及び検視
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索
紫波郡医師会 紫波郡歯科医師会	遺体の検案及び処理に関する協力

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	総務課 消防防災課	1　県、他市町村等に対する行方不明者の捜索、遺体の処理、埋火葬に要する要員の派遣及び資機材等の調達並びにあっせん要請 2　行方不明者、遺体の捜索に係る連絡・調整 3　自衛隊の災害派遣要請
生活部	町民課	1　遺体の事務手続及び埋火葬 2　災害救助法による死体の捜索・処理・埋火葬費用申請事務の総括
	健康福祉課	遺体の検案及び処理に関する協力

第３　実施要領

1　行方不明者の捜索及び遺体の収容

(1)　捜索の手配

ア　町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報収集に努め、次の事項を明らかにして、紫波警察署長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県盛岡地方支部総務班長を通じて県本部長に報告する。

(ｱ)　行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

(ｲ)　上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明数

イ　町本部長は行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村長又は県本部長に連絡する。

(2)　捜索の実施

ア　町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員等により捜索班等を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

捜索班の編成（基準）

区　　別	遺体収容所	捜索班	収容班	処理班
所要人員	3 名	20 名	10 名	10 名
摘　　要		警察官、消防団（自衛官）を含む。		医師 1 名、看護師 1 名を含む。

イ　町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対し、捜索班への協力を要請する。
ウ　町本部長は、必要に応じて紫波警察署長に対し、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。
エ　町本部長は、捜索班が不足と認める場合は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより自衛隊の災害派遣を要請する。
オ　捜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、ＤＭＡＴ又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
カ　捜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
(ｱ)　遺体を発見し、その状態について犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
(ｲ)　遺体を発見し又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3)　検視の実施
ア　遺体を発見し又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において警察官が検視を行うものとする。
イ　警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。
　この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2　遺体の収容
(1)　遺体の収容は、捜索班等が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後とする。

ア　異常遺体に関する検視	イ　医師の検案	ウ　遺体請書の徴収

(2)　町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
(3)　遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
ア　病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
イ　遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
ウ　遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
エ　遺体の数に相応する施設であること。
オ　できるだけ駐車場があり、かつ、長時間使用できる施設であること。
(4)　遺体収容所の名称、所在地、収容能力等をあらかじめ明らかにしておく。
〔資料編　３－２２－１　遺体収容所〕

3　遺体の管理
(1)　町本部長は、遺体収容所に収容された遺体が発見された経過を記載した文書を作成し、必要に応じて遺族等に閲覧させる。
(2)　町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の遺族が判明し、遺体の引取りを希望する場合は速やかに引き渡す。
(3)　町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の引き取り者が判明せず、衛生上収容の継続が困難であると認められる場合は火葬の手続をとる。

(4)　町本部長は、引取り者が判明しない遺体を火葬した場合は、当該遺体の発見された経過を記載した文書とともに、焼骨を保管する。

4　遺体の処理

(1)　町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

ア　身元不明者の遺体、遺体の状態、身体的特徴、着衣、装身具、携帯品等を記録し、かつ、写真を撮影する。

イ　前記の写真は、遺体洗浄後に撮影した写真と併せて遺体の特徴、着衣、装身具等の記録とともに掲示するなど、身元発見に必要な措置をとる。

ウ　身元の判明している遺体を遺族等が自ら処理しようとする場合には、遺体の消毒方法を指示するものとする。

エ　身元不明の遺体は、洗浄、縫合、消毒等の処理をした後、遺体の顔面部、身体の特徴を写真に記録するとともに、紫波郡歯科医師会の協力を得て歯科所見を作成する。

(2)　遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町が調達する。

(3)　町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、第 10 節「県、市町村等相互援助協力計画」に定めるところにより、盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

5　遺体の一時安置

(1)　町本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。

(2)　一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を附して納棺し、別記様式「遺体処理台帳」に記録するものとする。

(3)　前記(2)の遺体の着衣、携行品等は、遺体番号と同一番号を附して梱包して別に保管するものとする。この場合において、現金、貴金属、有価証券等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。

(4)　遺体は、番号順に並べて安置するものとする。

(5)　一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引き渡すときは、次の要領により引き渡すものとする。

ア　検案書を交付すること。

イ　遺体請書をとること。

ウ　着衣、携行品及び保管貴金属等の受領書をとること。

6　遺体の埋火葬

町が実施する遺体の埋火葬は、身元不明又は身元が判明しているが引取り手のない遺体を対象とする。

(1)　埋火葬は、生活部町民課、産業部環境課、火葬場の従業員又は捜索班員等で行うものとする。

(2)　遺体は、原則として火葬にする。

(3)　一時安置した多数の遺体を埋火葬するときは、原則として、安置の際に付した遺体番号の順により埋火葬するものとする。

(4)　身元不明の遺体の埋葬は、原則として遺体収容所施設の墓地に埋葬するものとし、施設名等を記録するものとする。

(5)　町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、盛岡地方支部保険医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

7　火葬施設及び処理能力

遺体を火葬するときは、紫波斎苑かたくりの丘（火葬炉２基）を使用するものとし、被災により施設の使用が困難な場合、又は火葬需要に耐えられない場合は、次に掲げる隣接市町の火葬施設管理者の協力を得て火葬を行うものとする。

〔資料編　３－２２－２　隣接市町火葬場〕

8　遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回る等により、自ら火葬ができない場合にあっては、盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

9　遺体搬送車の調達

町本部長は、管轄区域内の葬祭業者もしくは岩手県葬祭協同組合と協力して、車両を調達する。

〔資料編　３－２２－３　近隣葬祭業者〕

10　応援協力等

町本部長は、遺体処理等について、所属職員及び施設、物資等により必要な業務を行うことが困難なときは、次の事項を明示して県盛岡地方支部福祉班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(ｱ)　遺体処理実施場所	(ｲ)　処理対象概数	(ｳ)　施設、設備等の状況
(ｴ)　応援を求める職種別人員	(ｵ)　処理期間	(ｶ)　その他参考事項

11　災害救助法を適用した場合の遺体捜索、処理、埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

別記様式　　**遺体処理台帳**

処理番号							
遺体発見日時							
遺体発見場所							
発見者	住所						
	氏名						
	連絡先						
死亡者	性別						
	住所						
	氏名						
	年齢						
遺族	住所						
	氏名						
	続柄						
洗浄等の処理費	品名						
	数量						
	金額						
死亡	原因						
	年月日						
遺品	着衣						
	貴重品						
備考							

第２３節　応急対策要員確保計画

第１　基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員(以下、本節中「要員」という。)の確保を図る。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　要員の確保 2　災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
防災関係機関	要員の確保

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
産業部	商工観光課	一般労務者及び技術者等の要員の確保

第３　実施要領

１　要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

(1)　所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても、要員に不足を生じるとき。

(2)　他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

２　確保の方法

(1)　防災関係機関は、次の事項を明示して、盛岡公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

ア　目　的	イ　作業内容	ウ　必要技能及び人員
エ　期　間	オ　就労場所	カ　その他参考事項

(2)　要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

３　要員の従事命令等

(1)　従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根　拠　法　令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条
	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業)	従事命令	災害救助法第 7 条
		協力命令	災害救助法第 8 条
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項
警察官			災害対策基本法第 65 条第 2 項 警察官職務執行法第 4 条
消防職員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項
救急隊員		協力要請	消防法第 35 条の 10
水防管理者等	水防作業	従事命令	水防法第 24 条

(2)　命令の対象者

作　業　区　分	対　象　者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	ア　医師、歯科医師又は薬剤師 イ　保健師、助産師又は看護師 ウ　土木技術者又は建築技術者 エ　大工、左官又はとび職 オ　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 カ　地方鉄道業者及びその従事者 キ　軌道経営者及びその従事者 ク　自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による町長又は警察官の従事命令)	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者、水防の現場にある者又は災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3)　公用令書の交付

交付者	命令区分	交　付　事　由	根　拠　法　令
町本部長	従事命令	ア　命令を発する時 イ　発した命令を変更するとき ウ　発した命令を取り消すとき	災害対策基本法第 81 条第 1 項

(4)　損害補償

従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5)　その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

ア　負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ　負傷又は疾病以外による場合は、警察官その他適当な公務員の証明書

4　災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第２４節　文教対策計画

第１　基本方針

１　災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

２　災害により教科書、学用品等(以下、本節中「学用品等」という。)を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう学用品等の給与を行う。

第２　実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	町立学校における応急教育の実施

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	1　町立学校施設、設備の被害の調査及び報告 2　町立学校施設、設備の応急対策の実施 3　町立小中学校職員の非常配置 4　被災児童・生徒に対する学用品等の給与 5　応急教育の実施
	生涯学習課	1　社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施 2　文化施設及び文化財に対する応急対策の実施
	給食センター	応急給食用物資の確保及び調達

第３　実施要領

１　学校施設の対策

(1)　学校施設の応急対策

町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講じる。

(2)　応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて次により応急教育の場所を確保する。

被　害　の　状　況	応　急　教　育　予　定　場　所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合	1　特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2　一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1　町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2　校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設又は校舎等を使用する。

(3)　他の施設を使用する場合の手続

ア　町立学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により隣接する学校その他の公共施設の管理者の応援及び協力を得て応急教育を実施する。

区　分	手　続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	町本部長は、県盛岡地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。

イ　あっせん要請は、次の事項を明示した行う。

(ｱ)　あっせんを求める学校名	(ｲ)　予定施設名又は施設種別
(ｳ)　授業予定人員及び教室	(ｴ)　予定期間
(ｵ)　その他参考事項	

2　教職員の確保

(1)　町立学校

ア　災害により被災した小・中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教員を確保する。

(ｱ)　校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

(ｲ)　町本部長は、盛岡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

イ　町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ

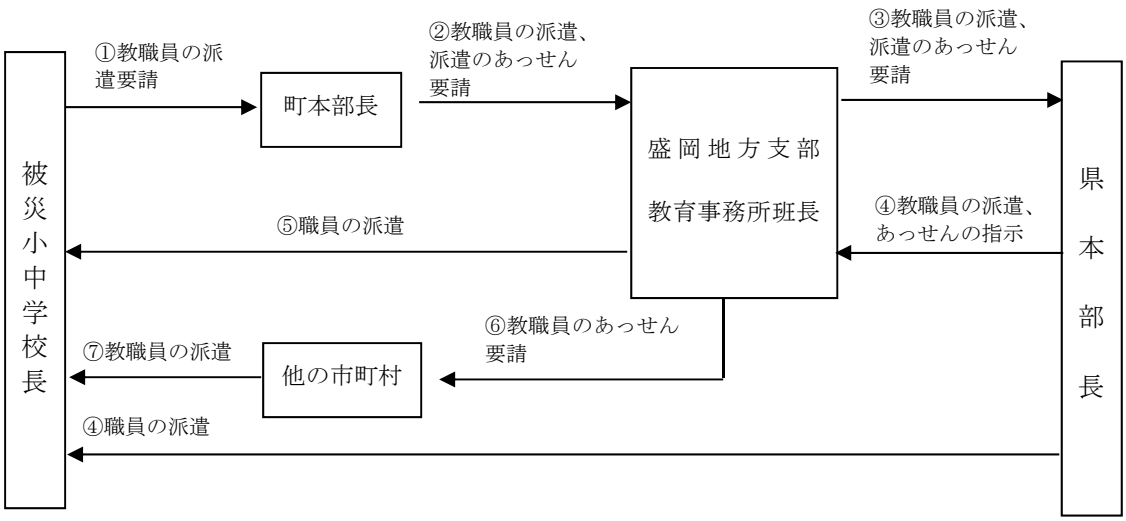

(2)　県立学校

災害において被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、原則として、学校内で調整することとするが、学校内で調整できないときは、校長は直接県本部長に対し、教職員の派遣を要請する。

(3)　要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア　派遣を求める学校名
イ　授業予定場所
ウ　教科別(小学校・中学校・高校)派遣要請人員
エ　派遣要請予定期間
オ　その他参考事項

３　応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1)　児童・生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

(2)　教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように配慮する。

(3)　教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

(4)　災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

(5)　授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講ずる。

(6)　授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童・生徒との連絡網の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

(7)　学校が避難場所に利用される場合は、避難者に対して支障にならないよう配慮する。

４　学用品等の給与

(1)　町立学校

ア　町本部長は、被災児童・生徒に対して学用品等を給与する。

イ　町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、県盛岡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

(2)　災害救助法を適用した場合における学用品等の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

５　学校納付金の減免及び育英資金等の貸与

(1)　町本部長は、必要に応じて被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

(2)　被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

６　学校給食の応急対策

(1)　給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して応急給食を実施する。

ア　給食施設及び原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するよう努める。

イ　町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。

ウ　学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2)　被害物資対策

町本部長は、被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

７　学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童・生徒の保健及び安全の確保を図る。

(1)　欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故又は疾病の状況を把握する。

(2)　学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、学校医又は盛岡地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき、給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

(3)　通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全確保に努める。
(4)　各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8　その他文教関係の対策

(1)　社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2)　文化財等の対策

文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう所有者及び管理団体等に対して次の事項を指示し、指導する。

ア　文化財の避難
イ　文化財の補修、修理
ウ　二次災害からの保護措置の実施

9　被災児童・生徒の受入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り被災児童・生徒の受入れを行う。

第２５節　農畜産物応急対策計画

第１　基本方針

１　被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。

２　家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	１　被災地域における病害虫防除の実施 ２　家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設の被害に対する応急措置
県病害虫防除所	病害虫防除に関する必要な指示及び指導

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
産業部	農政課	１　病害虫防除に係る技術指導 ２　畜産対策全般 ３　栽培・管理に係る技術指導

第３　実施要領

１　防除の対策

(1)　防除の実施

ア　町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

(ｱ)　防除時期
(ｲ)　防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
(ｳ)　防除体制（人員、車両等の動員、配置）

イ　町本部長は、防除に関する必要な指示、指導を県盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に要請する。

ウ　町本部長は、業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

班　名	担　当　業　務
調査班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進及び防除技術等、防除全般について積極的に指導及び普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

エ　班編成の基準

区　　分	調査班	指導班	備　　考
農業普及員	２名	１名	町農政課及び協力機関の職員により編成する。
営農指導員	２名	１名	
事 務 職 員	１名	１名	
計	５名	３名	

(2)　防除資機材の調達

ア　町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保及び調達を行う。

イ　町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部農林班長を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

(ｱ)　資機材の種類別数量	(ｲ)　送付先
(ｳ)　調達希望日時(期間)	(ｴ)　その他参考事項

2　畜産対策

(1)　協力機関

町本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア　県	イ　全国農業協同組合連合会岩手県本部
ウ　県農業共済組合	エ　農業協同組合
オ　獣医師	カ　地域自衛防疫協議会

(2)　家畜診療班及び家畜防疫班の編成

ア　町本部長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

イ　家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

区　　分	家畜診療班	家畜防疫班	備　　考
獣 医 師	1 名	1 名	町農政課及び協力機関の職員により編成する。
作 業 員		2 名	
事務職員	1 名	1 名	
計	2 名	4 名	

(3)　家畜の診療

ア　災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

(ｱ)　家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、県盛岡地方支部農林班長に応援を要請する。

(ｲ)　診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び所属職員からなる家畜診療班を編成し、速やかに現地に派遣して応急診療を実施するものとし、必要に応じて被災地域内に家畜診療班詰所を設け、常時待機する。

(ｳ)　応急診療の範囲は、次による。

a　診療	b　薬剤又は治療用資器材の支給	c　治療等の処置

(ｴ)　家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断にあたるとともに、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

(4)　家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 116 号)及び家畜防疫対策要綱(平成 11 年 4 月 12 日付　11 蓄 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達)の関係規定により実施する。

ア　畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第 9 条）

(ｱ)　災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県盛岡地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒に協力するものとする。

(ｲ)　必要な薬剤、器材等については、県盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

イ　緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第 6 条及び 30 条）

(ｱ)　災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県盛岡地方支部農林班長が実施する予防注射に協力するものとする。

(ｲ)　必要な薬剤、器材等については、県盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

(5)　家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア　町本部長は、県盛岡地方支部農林班長、近隣市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ　町本部長は、県盛岡地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6)　飼料等の確保

ア　避難する家畜の飼料、わら等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

(ｱ)　町本部長は、県盛岡地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。

(ｲ)　要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

a　要請する飼料の種類及び数量　　b　納品又は引継の場所及び時期 c　その他必要事項

イ　家畜の給水に配慮する。

(7)　青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害等により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア　全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ　一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育を促進するよう指導する。

ウ　災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保できない場合は、盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(8)　牛乳の集乳対策

町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県盛岡地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第２６節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第１　公共土木施設

１　基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防施設等について速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

２　実施機関(責任者)

公共土木施設に係る被害の状況を把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	(1)　町道の道路施設 (2)　準用河川及び普通河川の河川管理施設
盛岡広域振興局土木部	(1)　所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2)　所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3)　所管する砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地危険区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
岩手河川国道事務所	(1)　所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2)　所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3)　所管する砂防指定地、地すべり防止区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
建設部	土木課 下水道課 都市計画課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

３　実施要領

(1)　共通事項

ア　被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等についても、随時連絡する。

イ　二次災害の防止対策

(ｱ)　町本部長は、クラック発生箇所等の調査を行い、二次災害の防止のための応旧復旧を実施する。

(ｲ)　町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第 15 節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ　要員及び資機材の確保

(ｱ)　実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

(ｲ)　実施機関相互又は関係業者等に対する協力要請は、次の事項を明示して行う。

a　資機材の種類及び数量	b　職種別人員	c　場　所
d　期　間	e　作業内容	f　その他参考事項

エ　関係機関との連携強化

(ｱ)　実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

(ｲ)　障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2)　道路施設

ア　実施機関は、関係機関と速やかに協議及び調整の上、災害の態様と緊急度に応じて緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

イ　県は町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、町から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で当該工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

(3)　河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第２　鉄道施設の応急対策

災害時において鉄道施設は、緊急物資の輸送及び住民の避難において重要な役割を果たすことから、町は、東日本旅客鉄道㈱の応急対策に協力する。

第２７節　ライフライン施設応急対策計画

第１　基本方針

１　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施してライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

２　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　上下水道施設に係る被災状況の把握 2　被災した上下水道に係る応急措置及び応急復旧の実施 3　電力・ガス・電気通信・石油等燃料施設に係る被災状況の把握 4　被災地域における広報の実施
東北電力ネットワーク㈱盛岡電力センター	1　所管する施設の被害状況の把握 2　被災した施設に係る応急処置及び応急復旧の実施
ガス供給事業所	
電気通信事業所	
石油等燃料供給事業所	
岩手中部水道企業団	

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　電力、ガス、石油等燃料供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 2　自衛隊の災害派遣要請
	総務課	報道機関への被害情報に係る広報
	企画課	電気通信施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集
	税務課	被災地域における広報の実施
建設部	下水道課	下水道施設の被害状況の把握及び応急措置の実施

第３　実施要領

１　上水道施設

(1)

ア　給水対策本部の設置

(ｱ)　町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部及び関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(ｲ)　給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ　動員体制の確立

(ｱ)　町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

(ｲ)　指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、勤務場所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ　関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、岩手中部水道企業団と協力体制を確立する。

(2)　情報連絡活動

ア　町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

イ　町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第４節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ｱ)　通信手段

一般加入電話が使用できない場合の給水対策本部内における連絡は、移動系防災行政無線又は業務用簡易無線を用いて行う。

(ｲ)　通信時期及び内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3)　応急対策

ア　復旧対策資機材の整備

(ｱ)　復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連する保有に対して岩手中部水道企業団と協議すること。

(ｲ)　水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している岩手中部水道企業団から調達する。

(ｳ)　町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に対し応援を要請する。

イ　施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

(ｱ)　取水、導水、浄水、送水、排水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。

(ｲ)　管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

(ｳ)　次の管路等については、優先的に点検する。

ａ　主要送配水管路

ｂ　貯水槽及びこれに至る管路

ｃ　河川、鉄道等の横断箇所

ｄ　住民生活に重要な施設である変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ　応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

(ｱ)　取水、導水、浄水施設等

取水施設、導水施設、浄水施設等に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水及び導水の停止又は減量を行う。

(ｲ)　配水管路等

ａ　漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される個所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

ｂ　管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

(ｳ)　給水措置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁又は止水栓により閉栓する。

(4)　復旧対策

ア　取水・導水施設等の復旧

(ｱ)　取水・導水施設の復旧を最優先で行う。

(ｲ)　浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては速やかに復旧活動を行う。

イ　送・配水管路の復旧

(ｱ)　復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧対策を実施する。

(ｲ)　復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(ｳ)　送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優　先　区　分	内　　容
第１次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第２次指定路線	重要配水管として指定した第１次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ　給水装置の復旧

(ｱ)　公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(ｲ)　一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申し込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設等を優先して実施する。

(ｳ)　配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5)　道路管理者等との連携

町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6)　災害広報

ア　住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

イ　町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

２　下水道施設

(1)　災害時の活動体制

町本部長は、配備体制に基づいて関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急対策活動を実施する。

(2)　応急対策

ア　災害復旧用資機材の確保

(ｱ)　町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

(ｲ)　町本部長は、必要に応じ、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。

(ｳ)　下水道施設の被災により、材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ　応急措置

(ｱ)　ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事故が起こらないよう対処する。

(ｲ)　各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所及び程度に応じて応急措置を実施する。

(ｳ)　工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(3)　復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア　処理場・ポンプ場

処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ　管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4)　災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3　電力・ガス・電気通信・石油等燃料施設の応急対策

町は、二次災害の阻止と災害復旧について各事業者がそれぞれ定める防災業務計画に基づき実施される応急復旧措置を支援する。

(1)　各事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。

(2)　各事業者は、社会不安の除去及び二次災害の防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第２８節　危険物施設等応急対策計画

第１　基本方針

１　火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大の防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。

２　町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

３　自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
危険物施設責任者	1　被害状況の把握 2　災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
火薬類保管責任者	
高圧ガス保管責任者	
毒物・劇物施設保管責任者	
町本部長	

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　危険物施設等の被害状況の情報収集 2　危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整 3　消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん 4　負傷者の救出救護の支援 5　避難措置及び警戒区域の設定 6　自衛隊の災害派遣要請

第３　実施要領

１　石油類等危険物

(1)　危険物施設責任者

ア　被害状況の把握及び連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ　要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ所内の自衛消防組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ　応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ｱ)　危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

(ｲ)　タンクの破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

(ｳ)　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ　情報提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2)　町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

2　火薬類

(1)　火薬類保管施設責任者

ア　被害状況の把握及び連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ　応急措置

(ｱ)　火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ａ　火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

ｂ　時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他の地域に搬送する。

ｃ　搬送経路が危険である場合又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

ｄ　火薬庫の入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

ｅ　災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

(a)　災害による避難について、住民に周知する。

(b)　当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

(ｲ)　吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(ｳ)　火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2)　町本部長

町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

3　高圧ガス

(1)　高圧ガス保管施設責任者

ア　被害状況の把握及び連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ　応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ｱ)　火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

(ｲ)　高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

(ｳ)　充填容器等を安全な場所に移動する。

(ｴ)　災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

ａ　災害による避難について、住民に周知する。

ｂ　当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

(ｵ)　充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(ｶ)　高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2)　町本部長

町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

４　毒物・劇物

(1)　毒物・劇物保管施設責任者

ア　被害状況の把握及び連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ　応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ｱ)　タンクの破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

(ｲ)　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ　情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対して災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2)　町本部長

ア　町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ　町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第２９節　林野火災応急対策計画

第１　基本方針

１　林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。

２　町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防御計画を定める。

３　町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。

４　本計画に定めのないものについては、消防組織法の基づく「消防計画」に定めるところによる。

第２　実施機関（責任者）

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	1　消火、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2　警戒区域の設定及び当該区域への出入り制限等
消防機関	1　町本部長の要請又は命令による消防応急活動等の実施 2　消防警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限等

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	1　消防活動の連絡調整 2　消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3　県防災ヘリコプターの派遣要請 4　警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限 5　人的被害及び住家被害情報の収集 6　自衛隊の災害派遣要請
産業部	農政課	1　農業関係機関との連絡調整 2　農業施設被害情報の収集 3　農作物等被害情報の収集 4　農地農業用施設被害情報の収集 5　家畜等被害情報の収集 6　農業用ダムの流量調整に係る連絡調整
	環境課	1　林業関係機関との連絡調整 2　森林等被害情報の収集 3　林道施設被害情報の収集
建設部	土木課	道路交通規制の情報の収集及び交通規制の実施

第３　実施要領

１　通信連絡体制

防災関係機関における通報・連絡は、次により行う。

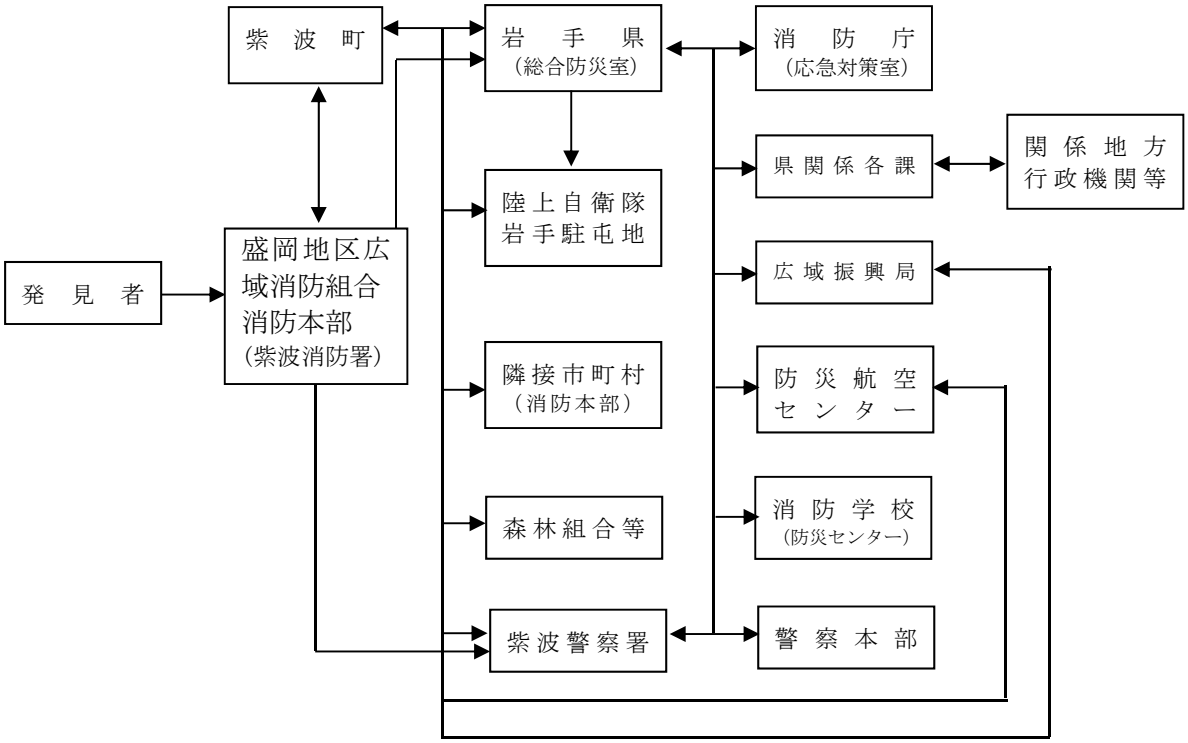

２　町本部長の措置

(1)　町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防御計画を定める。

ア　重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ　延焼防止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ　消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険地区、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2)　町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を要請又は命ずる。

(3)　町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4)　町本部長は、消防機関による消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣を要請する。

(5)　町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第 30 節「防災ヘリコプター等応援要請計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

(6)　町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
　特に、空中消火のためのヘリコプター派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

３　消防機関の長の措置

(1)　応急活動体制の確立

ア　消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制及び有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ　消防機関の長は、町本部長から出動準備要請又は命令を受けたときは、次の措置をとる。

(ｱ)　消防職員・団員に対する出動準備命令

(ｲ)　出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

(ｳ)　出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)

ウ　消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ　消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動が必要と認めたときは、出動要請又は命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2)　火災防御活動

ア　消防機関の長は、住民及び自主防災組織等に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ　林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊災害派遣部隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動を実施できるよう、現地指揮本部を設置する。

ウ　現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防御活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

エ　現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。

オ　消防機関の長は、現地最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な火災防御活動を実施する。

カ　林野火災の区域が隣接市の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。

キ　現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク　現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。

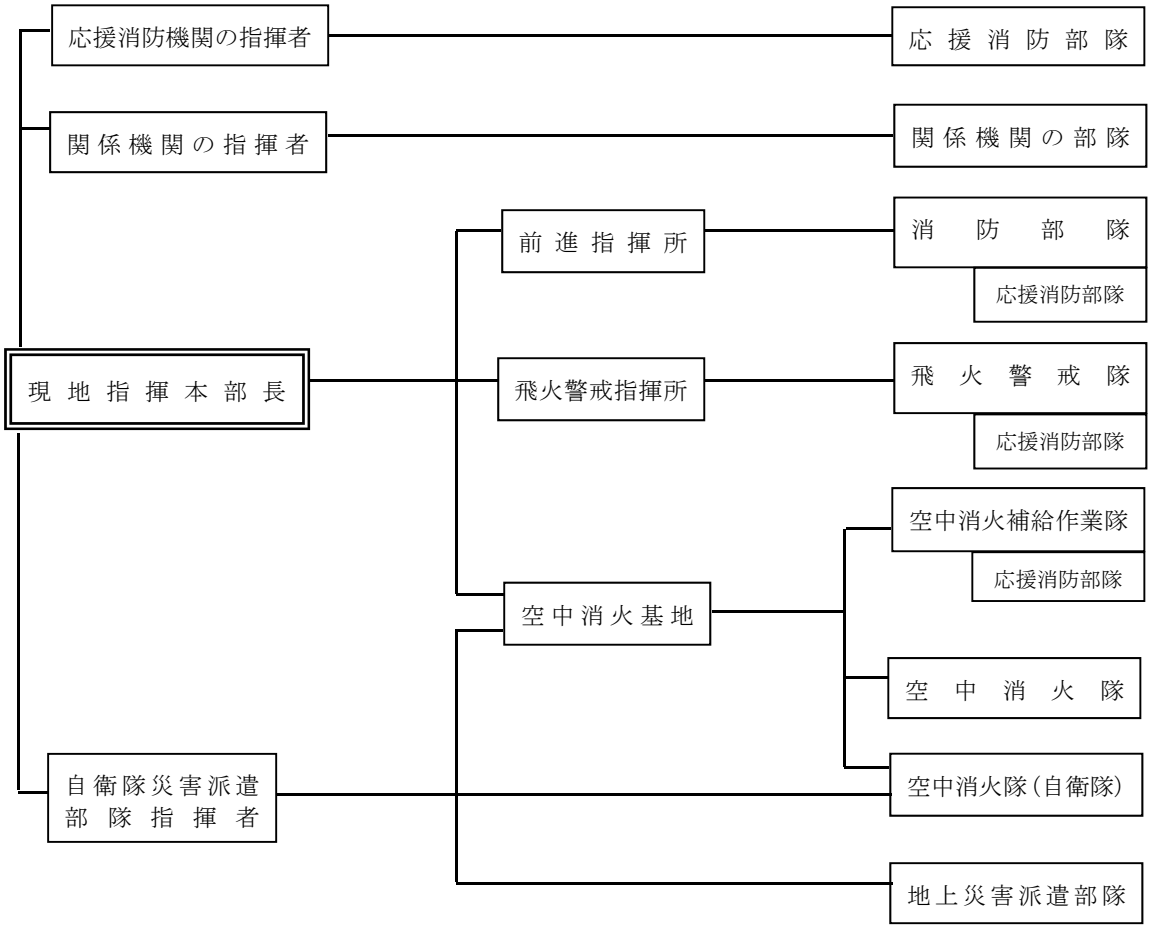

ケ　火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

(ｱ)　林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

(ｲ)　林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。

(ｳ)　林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御に当たる。

(ｴ)　林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。

(ｵ)　大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(ｶ)　他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。

(3)　救急・救助活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ　救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

(ｱ)　負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

(ｲ)　負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

(ｳ)　大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4)　避難対策活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防御等に係る活動計画を定める。

イ　避難指示等の伝達、避難誘導については、消防団及び自主防災組織等との連携を図る。

ウ　避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ　住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ　高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、消防団、自主防災組織、自治公民館等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5)　情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6)　消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への立入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第３０節　防災ヘリコプター要請計画

第１　基本方針

１　町本部長は、災害時において広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。

２　町本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受入体制を整備する。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	１　防災ヘリコプターの応援要請 ２　防災ヘリコプターの活動に対する支援

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
企画総務部	消防防災課	１　防災ヘリコプターの応援要請 ２　ヘリポートの設置 ３　防災ヘリコプターの燃料の確保

第３　実施要領

１　要請基準

防災ヘリコプターの応援を要請する基準は、次のとおりである。

公 共 性	災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	緊急に行動を行わなければ、住民の生命及び財産に重大な支障が生じるおそれがあること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

２　活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	(1)　被害状況の偵察及び情報収集 (2)　救援物資、人員等の搬送 (3)　災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 (4)　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	(1)　林野火災における空中消火 (2)　偵察及び情報収集 (3)　消防隊員、資機材等の搬送 (4)　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	(1)　中高層建築物等の火災における救助 (2)　山岳遭難、水難事故等における捜索及び救助 (3)　高速自動車道等の道路上の事故における救助 (4)　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	(1)　交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2)　傷病者の転院搬送 (3)　交通遠隔地への医師、機材等の搬送 (4)　臓器搬送 (5)　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

３　応援要請

(1)　町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を示して、県本部長に電話等により応援要請し、後日、文書を提出する。

ア　災害の種別 イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ウ　災害発生現場の気象情報 エ　災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 オ　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 カ　応援に要する資機材の品目及び数量 キ　その他必要な事項

(2)　応援要請先は、次のとおりである。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	TEL　0198-26-5251　　FAX　0198-26-5256

４　受入体制

町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ次の受け入れ体制を整備する。

(1)　離着陸場所の確保及び安全対策 (2)　傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配 (3)　林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保 (4)　その他必要な事項

第３１節　土砂災害等警戒活動計画

第１　基本方針

１　豪雨、暴風雨等によって、土砂災害やライフラインに対する被害が発生、又は発生するおそれがある場合は、災害に備えて警戒活動を行う。

２　豪雨、暴風雨等によって土砂災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集するとともに、土砂災害危険箇所等の巡視、点検を行う。

３　豪雨、暴風雨等によって起こる災害に備え、ライフライン、道路・交通機関等の警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

第２　実施機関

実　施　機　関	担　当　業　務
町本部長	１　土砂災害危険箇所の巡視、点検及び警戒 ２　土砂災害に対するライフライン及び道路・交通機関等の警戒 ３　土砂災害発生時における災害拡大防止等の措置 ４　土砂災害対策用資機材の緊急調達 ５　ライフライン及び道路・交通機関の応急対策用資機材の緊急調達 ６　土砂災害発生箇所等並びにライフライン及び道路・交通機関の応急復旧
消防機関	１　土砂災害危険箇所等の巡視及び報告 ２　土砂災害危険箇所等の応急作業

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
企画総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
生活部	長寿介護課 健康福祉課	所管施設及び社会福祉施設の監視及び警戒
産業部	農政課	１　農林業施設等の監視及び警戒 ２　農地の監視及び警戒
	環境課	森林の監視及び警戒
建設部	土木課	１　土砂災害危険箇所等の監視及び警戒 ２　道路、橋りょう等の監視及び警戒 ３　河川管理施設等の監視及び警戒
	都市計画課	住宅開発地等の監視及び警戒
	下水道課	上下水道施設等の監視及び警戒
教育部	教育総務課 学校教育課	学校施設の監視及び警戒

第３　実施要領

１　土砂災害警戒活動

(1)　情報収集

土砂災害警戒区域等において災害が発生、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な措置を講じるため、情報、状況等の収集に努め、速やかに関係各課及び防災関係機関に連絡し、警戒配備に備える。

〔資料編　２－１７－１　山地災害危険地区一覧表〕

〔資料編　２－１７－２　土砂災害警戒区域一覧表〕

(2)　警戒活動

各危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める。

(3)　情報交換の徹底

町本部長は、県、他の市町村及び防災関係機関と気象観測情報等の交換に努める。

(4)　土砂災害警戒区域指定に伴い、警戒区域ごとに土砂災害に関する次の事項を定める。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第７条関係）

ア　情報の収集及び伝達に関する事項

イ　予報の発令及び伝達に関する事項

ウ　警報の発令及び伝達に関する事項

エ　避難に関する事項

オ　救助に関する事項

カ　区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(5)　警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する次の事項を定める。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第７条関係）

ア　情報の収集及び伝達に関する事項

イ　予報の発令及び伝達に関する事項

ウ　警報の発令及び伝達に関する事項

２　ライフライン及び道路・交通機関警戒活動

(1)　上水道施設

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保

ウ　応急給水の準備

(2)　下水道施設

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保

(3)　電力・ガス供給施設

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保

(4)　電気通信施設

ア　情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ　異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置

ウ　重要回線・設備の把握、各種措置計画の点検等の実施

エ　災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ　防災のために必要な工事用車両及び資機材の確保

(5)　鉄道施設・道路管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備・警戒体制をとるとともに、施設・設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

ア　鉄道施設

(ｱ)　列車の緊急停止及び速度制限

（ｲ）　適切な車内放送及び駅構内放送の実施
（ｳ）　安全な場所への避難誘導
イ　道路管理者
（ｱ）　通行制限又は速度制限の実施
（ｲ）　迂回、誘導等適切な措置の実施

第４章　災害復旧・復興計画

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等の災害復旧計画

第１　基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第２　災害復旧事業計画

１　町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、公共施設等の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

２　災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1)　現状回復を基本としつつも、再度の被害防止の観点から、可能な限り改良復旧するよう計画し、復興を見据えたものとすること。
(2)　被災施設の重要度及び被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて計画的な復旧を図ること。
(3)　事業規模及び難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
(4)　環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
(5)　事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
(6)　事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。

３　公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。

(1)　公共土木施設災害復旧事業計画	
ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画	イ　砂防施設災害復旧事業計画
ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画	カ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
キ　公園公共土木施設災害復旧事業計画	ク　下水道公共土木施設災害復旧事業計画
(2)　農林水産業施設災害復旧事業計画	(3)　都市施設災害復旧事業計画
(4)　上水道施設災害復旧事業計画	(5)　社会福祉施設災害復旧事業計画
(6)　公立学校施設災害復旧事業計画	(7)　公営住宅災害復旧事業計画
(8)　公立医療施設災害復旧事業計画	(9)　その他の災害復旧事業計画

第３　激甚災害の指定

１　町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)(以下「激甚法」という)」の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講ずる。

２　町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

３　町は、県が実施する調査等に協力する。

〔資料編　４－１－１　激甚災害指定基準〕
〔資料編　４－１－２　局地激甚災害指定基準〕

第４　緊急災害査定の促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の被害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第５　緊急融資等の確保

１　町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講ずる。

２　町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1)　国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年８月 14 日建設省都市局長通達）
コ　生活保護法
サ　児童福祉法
シ　身体障害者福祉法
ス　知的障害者福祉法
セ　障害者総合支援法
ソ　売春防止法
タ　老人福祉法
チ　水道法
ツ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成２年３月 31 日厚生省事務次官通達）
テ　下水道法
ト　災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ナ　産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ニ　と蓄場等災害復旧費補助金交付要綱
ヌ　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
ネ　社会福祉施設等災害復旧事業事務取扱要領

(2)　地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

ア　補助災害復旧事業債
イ　直轄災害復旧事業債
ウ　一般単独災害復旧事業債
エ　公営企業等災害復旧事業債
オ　火災復旧事業債
カ　小災害復旧事業債
キ　歳入欠かん債

(3)　交付税

地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

ア　災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
イ　普通交付税の繰上交付措置
ウ　特別交付税による措置

第２節　生活の安定確保計画

第１　基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金、救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第２　被災者の生活確保

１　生活相談

町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、県及び他の地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確、迅速に応えるため、次の措置を講ずる。

機　関　名	措　置　事　項
町	(1)　被災者のための相談所を役場及び指定避難所等に設置して苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 (2)　解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 (3)　県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 (4)　（公財）岩手県国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警　察	警察署、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関及び指定地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

２　被災者台帳の作成

町は必要に応じて、被災者台帳システムを活用し個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

３　罹災証明の交付

(1)　町は次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて被災者台帳システムを活用し発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

(2)　町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(3)　町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(4)　町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

４　罹災証明の発行要領

(1)　定　義

罹災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第２条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長又は消防署長が確認できる程度の被害について証明する。

(2)　罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。

なお、住家以外のものが罹災した場合において必要があるときは、町長又は消防署長が行う罹災届出証明で対応する。

ア　全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊等

イ　火災による全焼、半焼、水損等

(3)　罹災証明を行う者

罹災証明は、町長又は紫波消防署長が行うものとする。

(4)　罹災証明書の発行

ア　罹災証明の申請窓口は、企画総務部税務課又は紫波消防署とする。

イ　罹災証明書は、罹災住家の居住者、罹災住家の所有者、管理者及び占用者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、町長又は紫波消防署長が発行する。

〔資料編　４－２－１　紫波町罹災証明書等交付要綱〕

５　災害弔慰金等の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び紫波町条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金等を支給する。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">資　金　名</th><th rowspan="2">支　給　対　象</th><th colspan="2">支　　給　　額</th></tr>
<tr><th>生計維持者</th><th>その他の者</th></tr>
<tr><td colspan="2">災害弔慰金</td><td>政令で定める災害により死亡した住民の遺族</td><td>500 万円以内</td><td>250 万円以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害障害見舞金</td><td>政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民</td><td>250 万円以内</td><td>125 万円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小災害見舞金</td><td>罹災見舞金</td><td rowspan="2">町が、災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った場合</td><td colspan="2">災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第４条第３号に掲げる季別及び世帯数区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。
ただし、町が支給した見舞金の総額を超えない金額</td></tr>
<tr><td>救助見舞金</td><td colspan="2">災害救助法適用災害に係る同法第 23 条に規定する救助の種類（第 23 条第 3 号、第 4 号及び第 7 号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第 2 条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額</td></tr>
</table>

６　被災者生活再建支援制度の活用

(1)　町は、災害によりその居住する住宅が全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯に対し、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)による支援金の活用

が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

(2)　町は、申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、県が実施主体となり、被災者生活再建支援基金に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

(3)　町は申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。

(4)　対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊した都道府県

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害

オ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）
未満に限る。）

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万未満のものに限る。）又は２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る。）

(5)　支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

ア　居住する住宅が「全壊」した世帯

イ　居住する住宅が「半壊」し、やむなく解体した世帯（解体世帯）

ウ　長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）など、全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯

エ　住宅が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

オ　イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であろうと認められる世帯（中規模半壊世帯）

(6)　支援金の支給

≪複数世帯の場合≫　（単位：万円）

区　　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合　　計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補　修	100	100	200
	賃　借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補　修	50	100	150
	賃　借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	－	100	100
	補　修	－	50	50
	賃　借	－	20	20

≪単数世帯の場合≫　（単位：万円）

区　　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合　　計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補　修	75	75	150
	賃　借	75	37.5	112.5

大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補　修	37.5	75	112.5
	賃　借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	―	75	75
	補　修	―	37.5	37.5
	賃　借	―	18.75	18.75

【基礎支援金】　住宅の被災程度に応じて支給する支援金
【加算支援金】　住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(7)　支援金の申請から支給まで
ア　住宅の被害の程度を確認
イ　住民票を取得
ウ　申請書を作成
エ　必要書類を用意
オ　町役場に申請
カ　支給金の支給

(8)　支援金の申請期間

区　　分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間

7　住宅資金等の貸付

(1)　町は、災害により住居、家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。

(2)　住宅資金等の融資を希望する被災者に対し、積極的に相談、指導等を実施する。

〔資料編　４－２－２　災害復興住宅等に対する融資一覧〕
〔資料編　４－２－３　災害復興住宅資金〕
〔資料編　４－２－４　生活福祉資金〕
〔資料編　４－２－５　災害援護資金〕

8　住宅の再建

(1)　災害により居住していた住家を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設及び補修により住居の確保を図る。

(2)　滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

9　租税の徴収猶予及び減免等

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び紫波町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に応じて随時、適切な措置を講ずる。

第３　中小企業への融資

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期

に経営の安定が図られるよう、県が行う措置に積極的に協力するものとする。

第４　農林業関係者への融資

災害により損失を受けた農林業者(以下「被害農林業者」という。)又は農林業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

１　農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
２　被害農林業者又は被害組合に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和 30 年法律第 136 号)」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
３　被害農林業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資のあっせん
４　自作農維持資金融通法(昭和 30 年法律第 165 号)に基づく、経営再建、収入減補てん資金の融資措置の促進及び利子補給の実施
５　農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
６　林業改善資金助成法(昭和 51 年法律第 42 号)に基づく、被害森林整備資金の融通

第３節　復興計画の策定

第１　基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域については、復興計画を策定するとともに、推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第２　復興方針・復興計画の策定

１　計画作成組織の整備

学識経験者及び公共団体、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画作成検討組織を設置する。この場合において女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

２　計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災まちづくりによる復興を実現する。

３　復興計画の作成

(1)　市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等(平成７年法律第 14 号)を活用するとともに、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用を図る。

(2)　計画の作成に当たっては、建築物及び公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。

(3)　計画の作成に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(4)　被災した学校施設の整備ついては、まちづくりとの連携を促進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。

(5)　ライフライン施設については、各事業者と調整を図りながら整備を促進する。

(6)　防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第３　復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項　　目	事　　業　　名
１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1)　公共土木施設災害復旧事業 (2)　公共土木施設災害関連事業 (3)　公立学校施設災害復旧事業 (4)　公営住宅等災害復旧事業 (5)　生活保護施設災害復旧事業 (6)　児童福祉施設災害復旧事業 (7)　老人福祉施設災害復旧事業 (8)　身体障害者社会参加支援設災害復旧事業 (9)　障害者支援施設等災害復旧事業 (10)　婦人保護施設災害復旧事業 (11)　感染症指定医療機関災害復旧事業 (12)　感染症予防事業 (13)　堆積土砂排除事業 ア　地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ　市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14)　湛水排除事業

項　　目	事　　業　　名
２　農林業に関する特別の助成	(1)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (3)　開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 (4)　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(天災融資法が発動された場合適用) (5)　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6)　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7)　森林災害復旧事業に対する補助
３　中小企業に関する特別の助成	(1)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2)　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
４　その他特別の財政援助及び助成	(1)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2)　私立学校施設災害復旧事業に関する補助 (3)　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4)　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5)　水防資材費の補助の特例 (6)　り災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例 (7)　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8)　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４　災害記録編纂計画

町は防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第５章　特殊災害対策計画

第５章　特殊災害対策計画

第１節　地震災害対策計画

第１　基本方針

１　町及び防災関係機関は、地震による災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。

２　職員の動員の計画においては、夜間、休日等の勤務時間における災害の発生した場合でも職員を確保できるよう配慮する。

３　震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。

４　災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

　また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

５　町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

６　町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

第２　断層と地震活動

　町内には、矢巾町和山付近から胆沢町駒込付近までの約 62 ㎞に渡り、北上低地西縁断層帯が存在する。

　近年においては活動していないが、過去３万年間に少なくとも２回、最新は 4,500 年前頃に活動したと推定される。将来想定される地震の規模は、M7.8 程度とされている。

　平成 23 年（2011 年）３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（Ｍ９）により、当町は震度５弱を観測し、停電や電話の不通等のライフラインへの被害により、町民生活にも大きな影響があった。

第３　地震被害の想定

　県では、平成９年度に地震による被害想定調査を実施しており、本町の地震被害想定についても、同調査の結果を参考とするほか、海溝型地震については平成 23 年度東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

１　想定地震の設定

　過去の被害地震に関する資料をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型２地震、海溝型２地震について検討が行われている。

〔資料編　１－６－２　紫波町の地質〕

第４　町の活動体制

１　本部の設置及び活動

　町は、町内に地震が発生、又は発生するおそれがある場合は、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、第３章第１節「活動体制計画」に定めるところにより、災害警戒本部、又は災害対策本部を設置し、防災関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

２　通信連絡確保対策

(1) 通信連絡手段の確保

町本部長その他の防災関係機関は、災害時においても通信が確保することができるよう、要員及び資機材の確保に努める。

通信途絶時には、アマチュア無線との連携及び車両を用いた連絡手段等、様々な手段を用いて通信手段の確保に努める。

(2) 移動無線、携帯無線の活用

有効適切な通信連絡体制を確保するため、関係機関保有の移動無線、携帯無線等の活用を図る。

保有する無線機については第 3 章第 3 節「通信情報計画」に定めるところによる。

３　広報活動

地震及びこれに伴う災害に対する住民の不安を解消するため、町本部長は第３章第５節「広報広聴計画」に定めるもののほか、必要により次の事項について広報活動に努めるものとする。

(1) 広報内容

ア　地震に関する情報
イ　避難場所等
ウ　医療救護所の開設状況
エ　給食、給水実施状況
オ　衣料、生活必需品等供給状況
カ　電気、水道の状況
キ　道路情報
ク　その他の情報（公共土木施設等の被害、復旧状況等）

(2) 広報の方法

住民への広報の方法は、第 3 章第 5 節「広報広聴計画」に定めるところによる。

４　建築物の安全対策

町本部長は、被災建築物の倒壊等による二次被害を防止するため、第３章第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」で定める被災宅地危険度判定のほか、建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、県本部長に対し、建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア　主として目視等により被災建築物を調査する。
イ　建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の３区分に判定する。
ウ　判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区　分	表　示　方　法
危　険	赤紙を貼る。
要注意	黄紙を貼る。
調査済	緑紙を貼る。

(2) 町本部長の措置

町本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア　優先して応急危険度判定を行う必要のある地区、建築物の選定

イ　地図の提供

ウ　その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

5　その他の応急対策

この計画に定めるものの他、各事項については、第３章「災害応急対策計画」の各節に定めるところにより、各応急対策を実施するものとする。

第１－２節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１　推進の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号、以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町における地震防災対策の推進を図る事を目的とする。

第２　岩手県内の推進地域

法第３条の規定に基づき指定された岩手県の推進地域の区域は、次のとおりである。（令和４年 10 月３日内閣府告示第 99 号）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町

第３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地震防災に関し、本町を管轄する地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この節において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章第５節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところとよる。

第４　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

１　整備方針

(1)　町は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順番及び方法について考慮する。

(2)　町は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施を考慮する。

２　整備計画の策定に当たって留意する事項

(1)　具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。

(2)　施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

(3)　積雪寒冷地の特性を踏まえ策定する。

(4)　施設整備等に関する計画は、災害応急対策と十分調整の取れたものとする。

３　整備すべき施設等

町が所有する施設について、地震防災対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

(1)　建築物、構造物等の耐震化・不燃化

(2)　避難場所

ア　積雪寒冷地の特性を踏まえ、必要の応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。

イ　地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策を取り組む。

(3)　避難経路

必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

(4)　避難誘導及び救助活動のための拠点施設、その他の消防施設

ア　消防団による誘導のための拠点施設

イ　紫波消防署庁舎等

ウ　消防の用に供する自家発電設備
エ　地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
オ　消防救急無線(デジタル無線に係る物に限る。)
カ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災のため特に必要と認められる消防用施設
(5)　緊急輸送を確保するために必要な道路
(6)　通信施設
町及び防災関係機関は、本節第４に定める情報収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。
通信施設の整備計画は次のとおりである。
ア　町防災行政無線
イ　その他の防災機関等の無線
(7)　その他の事業

第５　関係者との連携協力の確保に関する事項

１　資機材、人員等の配備手配
(1)　物資等の配備手配
第２章第 10 節「防災施設等整備計画」、第３章第 10 節「県、市町村等応援協力計画」及び同章第 17 節「食料・生活必需品等供給計画」に定めるところによる。
(2)　人員等の配備手配
第３章第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。
(3)　他機関に対する応援要請
ア　他の市町村への応援要請
第３章第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。
イ　自衛隊の派遣要請
第３章第 11 節「自衛隊応援養成計画」に定めるところによる。
ウ　消防及び警察関係機関との連携
第３章第７節「公安警備計画」、同章第８節「消防活動計画」に定めるところによる。
(4)　町は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、被災状況等に応じ災害対策本部が定める。
(5)　防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
２　物資の備蓄・調達
(1)　町は、被害想定等を踏まえ、第３章第 17 章「食料・生活必需品等供給計画」に基づき、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達を計画的かつ継続的に行う。この際、ローリングストック法により備蓄品の管理を適切に行う。
(2)　物資の備蓄・調達に当たって留意する事項
ア　要配慮者のニーズや男女及びＬＧＢＴ等のニーズの違い等に配慮する。
イ　積雪寒冷地の特性を踏まえ、積雪や凍結等により物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第６　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

１　後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等
(1)　後発地震への注意を促す情報等の伝達
後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。
ア　市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制
第３章第４節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。
イ　地域住民等並びに防災関係機関に関する伝達体制

第３章第４節「情報の収集・伝達計画」及び同章第５節「広聴広報計画」に定めるところによる。

ウ　情報伝達に当たって留意する事項

(ｱ)　町職員の勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(ｲ)　防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。

(ｳ)　地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動等を併せて示すこと等に配慮する。

(ｴ)　状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。

(ｵ)　外国人等の特に配慮を必要とするものに対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

(2)　市町村の災害に関する関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項に定めるついては、第３章第１節「活動体制計画」に定めるところによる。

2　後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については第３章第２節「気象予報・警報等の伝達計画」及び同章第５節「広報広聴計画」に定めるところによる。

3　災害応急対策を取るべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4　町のとるべき措置

(1)　町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(2)　後発地震に対して注意する措置

ア　家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認

イ　被案場所・避難経路の確認、家族等の安否確認手段の取決め、非常持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

ウ　施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

エ　個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持ち出し品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第７　防災訓練に関する事項

1　訓練の重点

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年１回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等については、第２章第３節「防災訓練計画」に定めるところによる。

２　防災訓練の実施に当たって留意する事項

(1)　積雪寒冷地の特性を踏まえた訓練や、県、防災関係機関、関係施設・事業車等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。

(2)　要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びＬＧＢＴ等のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3)　想定される地震の影響が広範囲にわたることを配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。

(4)　防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第８　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

１　町職員等に対する教育

(1)　町は、職員等に対する地震防災上果たすべき役割等に相応した教育については、第２章第１節「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、次の事項を含めて実施する。

(2)　職員等に対する教育に含める事項

ア　地震に関する一般的な知識

イ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

エ　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

カ　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

キ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要がある課題

２　地域住民等に対する教育・広報

(1)　町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報については、第２章第１節「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、次の事項を含めて実施する。

(2)　地域住民等に対する教育・広報に含める事項

ア　地震に関する一般的な知識

イ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

エ　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ　正確な情報の入手方法

カ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識

ク　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ　地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

サ　防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(3)　教育・広報の実施に当たって留意する事項

ア　地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、ＰＴＡ、その他の

公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

イ　要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びＬＧＢＴ等のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

ウ　推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

エ　教育及び広報の実施にあたって、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容となるよう考慮する。

オ　地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置するよう具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

カ　現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したいするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第２節　火山災害対策計画

第１　基本方針

火山災害は、噴火に伴って発生する現象が多岐にわたり、長期化するおそれがあるほか、被害や影響が多方面にわたるといった特徴を有する。

町は、火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、情報収集、伝達体制等の整備を進めるとともに、住民等に対する防災知識の普及を図る。

第２　火山の概要

本町に影響を与える可能性のある火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳である。岩手山は平成10年から地震等火山活動が活発化した。令和６年初め頃から地殻変動や地震活動がやや活発となり、火山性微動も観測された。衛星による解析で大地獄谷付近の膨張が考えられることから、10月に火口周辺警報（噴火警戒レベル２、火口周辺規制）が発表された。

１　影響を受ける火山の状況

(1)　岩手山の状況

令和６年（2024 年）２月頃から山体の深いところの膨張を示す地殻変動が観測され、黒倉山付近では５月頃から微小な火山性地震が増減を繰り返しながら引き続き観測されている。４月、８月、９月には火山性微動が観測された。さらに衛星を用いた解析結果で大地獄谷周辺に衛星に近づく変動が見られ、大地獄谷付近のごく浅いところの膨張を示していると考えられることから 10 月２日に火口周辺警報（噴火警戒レベル２、火口周辺規制）が発表された。その後警報事項に変更はない。西岩手山（大地獄谷・黒倉山から姥倉山）の想定火口から概ね２㎞の範囲に影響を及ぼす噴火が発生する恐れがある。

〔資料編　５－１－１　岩手山の活動状況〕
〔資料編　５－１－２　岩手山の噴火の歴史〕

(2)　秋田駒ヶ岳

玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。今世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和 45～46　年の噴火では同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出し、小爆発をしきりに反復した。

２　予想される火山災害

(1)　岩手山の火山活動に伴い、予想される噴火規模及び現象は次のとおりである。（岩手山火山防災マップ（平成 10 年作成）による。）

ア　噴火規模・態様

区　　分	態　　様	規　　模
西　岩　手	水蒸気噴火	約 3,200 年前の噴火と同程度（噴火量 1,000 万 m^3）
東　岩　手	マグマ噴火	1686 年の噴火と同程度（噴出量 8，500 万 m^3）

イ　火山噴火の現象

区　分	降下火砕物（火山灰）	噴　石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	融雪型火山泥流
西岩手	○	○	―	―	―	○	―
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

（注 1）　火砕流とは、火山灰、れき、岩塊等が流動状態になって斜面を移動する現象の総称
（注 2）　火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするもの
（注 3）　土石流とは、土砂や岩屑などが流動化し、高速度で流下する現象
（注 4）　融雪型火山泥流とは、高温の火山砕屑物の噴出物とその熱により大量の雪や氷が解けてできる泥流

(2)　秋田駒ヶ岳山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
（秋田駒ヶ岳火山防災マップ（平成25年作成）による）

ア　噴火規模・態様

区分	態様	規模
北部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000 年間の噴火の最大規模を参考に同程度 （噴出量1,400 万㎥）
南部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000 年間の噴火の最大規模を参考に同程度 （噴出量8,100 万㎥）

イ　火山噴火の現象

区分	降下火砕物 （火山灰）	噴　石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流
北部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○
南部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○

3　岩手山及び秋田駒ケ岳のおもな火山災害・噴火等記録

活動年	岩手山	秋田駒ケ岳
１６８６年 （貞享３年）	噴火（溶岩流・泥流等） 家屋破損	
１６８７年 （貞享４年）	噴火（噴石・噴煙） 群発地震	
１７３２年 （享保 16～17 年）	噴火（焼走り溶岩流）	
1890 年～1891 年 （明治 23 年～24 年）		噴火（鳴動・噴石）
１９１９年 （大正８年）	大地獄谷で水蒸気爆発（降灰）	
１９３２年 （昭和７年）		水蒸気爆発(泥流・降灰・ガス)
1970 年～1971 年 （昭和 45 年～46 年）		噴火（頻繁な爆発・溶岩流出）
１９７２年 （昭和 47 年）	白色噴煙	
１９８８年 （昭和 63 年）		南西山麓で地震群発
１９９５年 （平成７年）	低周波地震・微動	
１９９８年～ （平成 10 年以降）	地震活動活発化	
２００７年 （平成 19 年）	噴火警戒レベル導入 レベル１（平常）	
２００９年 （平成 21 年）		女岳の地熱域に拡大傾向 噴火警戒レベル導入 レベル１（平常）

第３　町の活動体制

１　本部の設置及び活動

町は、火山に関する予報・警報が発表になり被害発生のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、第３章第１節「活動体制計画」の定めるところにより、紫波町災害警戒本部又は紫波町災害対策本部を設置し、関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

２　情報収集、伝達体制の整備

(1)　火山に関する予報・警報・情報の収集

ア　町は、防災関係機関との連携を密にして、火山関連情報の収集に努める。

イ　仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、県内の火山について異状を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異状と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表（伝達）する。

ウ　仙台管区気象台は岩手山及び秋田駒ケ岳についての火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

(2)　火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種　　類	内　　容
噴火警報 （居住地域） 又は噴火警報	噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危 険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。対象地域に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火警報 （火口周辺） 又は火口周辺 警報	
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
降灰予報 （定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表。発生 18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 （速報）	予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（５～10 分程度）発表
降灰予報 （詳細）	予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20～30 分程度）に発表

火山現象に関する情報等	仙台管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。 ・火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。 ・火山活動解説資料 写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒･注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。 ・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめ毎月上旬に発表する。 ・噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等の情報を噴火後直ちに発表する。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は、噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）や噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合、このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合に発表する。 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

(3)　噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	噴火警報 レベル （キーワード）	火山活動の状況
噴火警報 （居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５ （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
		レベル４ （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
噴火警報 （火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	レベル１ （活火山にあることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

備考１　噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。
２　噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

(4)　噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名　称	対象範囲	キーワード	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

(5)　岩手山の噴火警戒レベル(概要版)平成 31 年 3 月 岩手山火山防災協議会

<table>
<tr><td rowspan="2">対象範囲</td><td rowspan="2">レベル</td><td colspan="4">説　明</td></tr>
<tr><td>火山活動の状況</td><td>過去の事例</td><td>住民の行動</td><td>登山・入山者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td><td>5（避難）</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td><td>①1686年東岩手山山頂の噴火</td><td>危険な居住地域からの避難</td><td rowspan="4">登山口から登山・入山規制</td></tr>
<tr><td>4（高齢者等避難）</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）</td><td>②1732年東岩手山山腹の噴火（焼走り溶岩噴出）</td><td>警戒が必要な居住地域での避難準備
（避難行動要支援者、特異地域＊＊及び特別に被害が予想される区域＊＊＊の避難</td></tr>
<tr><td>火口から居住地域近くまで</td><td>3（入山規制）</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td><td>③1919年西岩手山（大地獄谷）の水蒸気爆発
④1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生</td><td>通常の生活
（状況に応じて避難行動要支援者、特異地域
＊＊及び特別に被害が予想される区域
＊＊＊の高齢者等避難</td></tr>
<tr><td>火口周辺</td><td>2（火口周辺規制）</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>⑤1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始</td><td rowspan="2">通常の生活</td></tr>
<tr><td>火口内等</td><td>1（活火山であることに留意）</td><td>火山活動は静穏</td><td>－</td><td>自由に登山・入山可</td></tr>
</table>

＊「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。
＊＊「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。
＊＊＊「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢市一本木地区砂込川沿いを指す。

(6)　秋田駒ケ岳の噴火警戒レベル（概要版）
令和5年3月 秋田駒ケ岳噴火警戒レベル検討委員会

対象範囲	レベル	説 明		
		火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	－	危険な居住地域からの避難等が必要
	4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	－	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要 危険な地域への立入規制等
火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	1970年女岳山頂からの噴火	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等 状況に応じて特定地域の避難等、高齢者等の要配慮者の避難準備が必要
火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火のが発生、あるいは発生がすると予測想される	1932年の南部カルデラ内（石ポラ）での水蒸気爆発	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等 状況に応じて特定地域の避難等が必要
火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	－	状況に応じて火口内への立入規制等 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要

(7)　町及び関係機関等は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに火山活動に関する異常現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報についても伝達体制の整備を図る。
(8)　町は、住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から町、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。

異常現象の内容	
ア　噴火現象	噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等
イ　噴火以外の異常現象	(ｱ)　火山地域での地震の群発 (ｲ)　火山地域での鳴動の発生 (ｳ)　火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） (ｴ)　噴気、噴煙の顕著な異常現象（噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） (ｵ)　火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） (ｶ)　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等

	(ｷ)　火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

3　広　報

住民への広報は、第3章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。

第３節　原子力災害対策計画

第１　基本方針

原子力発電関連施設による放射線災害は、被ばくが五感に感じられないことや、災害に対処するための放射線に関する知識を必要とするなどの特殊性を有しているとともに、被害や影響が多方面にわたり、長期化するおそれがある。

町は、放射能汚染による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、情報収集及び応急対策その他必要な措置を講じるものとする。

第２　情報の収集・伝達体制の整備

町は、県、防災関係機関等と連携して、原子力防災に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

１　県との連携

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県と連携を密にし、情報の収集・伝達体制の整備に努める。

その際、消防機関との連携も含め、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

２　事故・異常時の情報収集

町は、県を通じて国及び原子力防災専門官から事故・異常発生時の情報の入手に努める。

３　緊急時モニタリング

町は、県が実施するモニタリングに協力する。

４　住民への伝達

住民への伝達は、本編第３章第５節「広報広聴計画」に準じて行う。

第３　災害応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第４　原子力災害に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県をはじめとした防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努めるとともに、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

また、防災知識の普及と啓発に際しては要配慮者に十分配慮し、地域における要配慮者支援体制の整備に努める。

１　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
２　原子力発電所の概要に関すること。
３　原子力災害とその特性に関すること。
４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
５　緊急時に県や国等が講じる対策に関すること。

資料編

資 料 編 目 次

資料編

1　総　則

1-2-1　みんなで取り組む防災活動促進条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-1
1-4-1　紫波町防災会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-4
1-4-2　紫波町防災会議運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-6
1-6-1　地目別面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-7
1-6-2　紫波町の地質　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-7
1-6-3　盛岡地方気象台における観測結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-11
1-7-1　町における異常気象等による主な災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-12

2　災害予防計画

2-2-1　自主防災組織一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-1
2-6-1　指定緊急避難場所及び指定避難場所一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-3
2-6-2　指定避難所一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-4
2-6-3　大規模災害時に要支援者の避難施設として社会福祉施設等を
　　使用することに関する協定締結施設一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-7
2-6-4　大規模災害時に要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を
　　使用することに関する協定締結施設一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-7
2-8-1　災害時における物資確保及び供給に関する協定　・・・・・・・・・・・・・2-2-8
2-8-2　紫波町の災害時の民間応援協定締結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-10
2-9-1　町内の災害時孤立化想定地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-12
2-10-1　防災資機材一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-13
2-15-1　北上川浸水想定区域及び避難所一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-14
2-16-1　除雪機械一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-15
2-17-1　山地災害危険地区一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-16
2-17-2　土砂災害警戒区域一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-16
2-18-1　消防力一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-19
2-18-2　消防相互応援協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-20
2-18-3　消防相互応援に関する協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-22
2-19-1　紫波町火入条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-25
2-19-2　紫波町火入規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-26

3　災害応急対策計画

3-1-1　紫波町災害警戒本部設置要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-1
3-1-2　紫波町災害対策本部設置条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-2
3-1-3　紫波町災害対策本部規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-3
3-1-4　紫波町災害対策本部活動要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-10
3-1-5　職員動員状況表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-15
3-2-1　気象予報・警報及び火災警報伝達系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-16
3-2-2　土砂災害警戒情報伝達系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-17
3-2-3　地震に関する情報伝達系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-18
3-2-4　北上川上流洪水予報伝達系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-19

3-2-5　北上川上流水防警報伝達系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-20
3-2-6　岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図　・・・・2-3-21
3-2-7　火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図　・・・・・・・・・・・・2-3-22
3-4-1　被害状況判定の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-23
3-6-1　緊急輸送道路指定一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-24
3-6-2　臨時ヘリポート一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-25
3-6-3　臨時ヘリポート設置基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-26
3-10-1　大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定　・・・・・・2-3-32
3-10-2　大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目　・・2-3-34
3-11-1　自衛隊災害派遣隊撤収要請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-38
3-14-1　救助の種類、程度、期間等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-40
3-15-1　消防団担当区域一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-44
3-16-1　医療救護班一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-45
3-17-1　支援物資の種類、支給基準数量等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-47
3-21-1　障害物除去機材一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-48
3-22-1　遺体収容所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-49
3-22-2　隣接市町火葬場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-50
3-22-3　近隣葬祭業者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-50

4　災害復旧・復興計画

4-1-1　激甚災害指定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-1
4-1-2　局地激甚災害指定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-4
4-2-1　紫波町罹災証明書等交付要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-6
4-2-2　災害復興住宅等に対する融資一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-11
4-2-3　災害復興住宅資金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-13
4-2-4　生活福祉資金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-14
4-2-5　災害援護資金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-14

5　特殊災害対策計画

5-1-1　岩手山の活動状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5-1
5-1-2　岩手山の噴火の歴史　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5-4

１－２－１　みんなで取り組む防災活動促進条例

みんなで取り組む防災活動促進条例

平成 22 年 10 月 15 日岩手県条例第 49 号

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害をいう。

(2)　防災　法第２条第２号に規定する防災をいう。

(3)　自主防災組織等　自主防災組織（法第２条の２第２号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。

(4)　避難行動要支援者　法第 49 の 10 条第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。

（基本理念）

第３条　防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

２　防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

（県民の責務）

第４条　県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織等及び事業者の責務）
第５条　自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。
２　事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

（県の責務）
第６条　県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

（市町村の役割）
第７条　市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

（災害への備え）
第８条　県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。
２　県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
３　県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。
４　県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
５　県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。
第９条　自主防災組織等は、災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。
第 10 条　事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

（災害時の行動）
第 11 条　県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。
第 12 条　自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

（県民等の防災活動への支援）
第 13 条　県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
(1)　防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
(2)　防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
(3)　地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。
(4)　事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
(5)　県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
(6)　前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

（災害時要援護者の支援体制の整備に係る支援）
第 14 条　県は、第９条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する災害時要援護者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

（実施状況の公表）
第 15 条　知事は、毎年度、前２条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

（財政上の措置）
第 16 条　県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
この条例は、平成 23 年４月１日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 23 年度に実施する施策から適用する。

附　則（平成 26 年３月 28 日条例第 16 号）
この条例は、平成 26 年４月１日から施行する。

１－４－１　紫波町防災会議条例

紫波町防災会議条例

〔昭和 38 年６月 24 日
条　例　第　20　号〕

改正
昭和 44 年　３月　８日条例第 10 号
平成 ７年　12 月 26 日条例第 22 号
平成 12 年　３月 23 日条例第　４号
平成 23 年　３月 30 日条例第　７号
平成 24 年　９月 21 日条例第 21 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、紫波町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。
(1)　紫波町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は町長をもつて充てる。
３　会長は会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
(2)　岩手県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
(3)　岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者
(4)　盛岡地区広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
(5)　町長がその部内の職員のうちから、指名する者
(6)　教育長
(7)　消防団長
(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
６　前項第 1 号、第２号、第３号、第４号、第５号、第８号及び第９号の委員の定数は、それぞれ３人、６人、１人、１人、10 人、９人及び６人とする。
７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任することができる。

（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、盛岡地区広域消防組合の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 44 年３月８日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年 12 月 26 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年　３月 23 日条例第４号）

この条例は、平成 12 年　４月　１日から施行する。

附　則（平成 23 年　３月 30 日条例第７号）

この条例は、平成 23 年　４月　１日から施行する。

附　則（平成 24 年　９月 21 日条例第 21 号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日から平成 26 年５月８日までの間に任命される改正後の第３条第５項第９号に規定する委員の任期は、同条第７項の規定に関わらず、平成 26 年　５月８日までとする。

１－４－２　紫波町防災会議運営規程

紫波町防災会議運営規程

（趣旨）
第１条　この規程は、紫波町防災会議条例（昭和 38 年紫波町条例第 20 号）第５条の規定により、紫波町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）
第２条　防災会議の招集は、会長が会議の日５日前までに会議の日時、会議の場所及び議事を定め、これを委員に通知して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
２　防災会議は、会長（会長に事故があるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専決処分）
第３条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。
(1)　紫波町災害対策本部の設置についての意見に関すること。
(2)　紫波町地域防災計画の軽易な修正に関すること。
２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

（補則）
第４条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規程は、昭和 63 年２月 15 日から施行する。

１－６－１　地目別面積

区　分	田	畑	宅　地	山林原野	その他	合　計
面積 (k㎡)	45.26	14.48	9.50	87.65	82.09	238．98
割合 (%)	18.94	6.06	3.98	36.68	34.34	100.0

（平成27年1月1日現在）

１－６－２　紫波町の地質

１　地質

地質は、北上川をはさんで大きく異なっており、東部北上山地は主に古生層及び蛇紋岩からなり、西側の山地は主に新三期層、中央部の大部分は、新生代の新期火山砕屑物及び沖積層地帯に大別することができる。

土壌は、奥羽、北上両山地地域に主として分岐する褐色森林土壌群、奥羽山地斜両下部や小丘陵地に分布する。火山灰を母材とする黒ボク土壌群、北上川沖積地、滝名川扇状地に分布する低地土壌群の三つに分類されるが、土壌条件は、滝名川河岸に一部礫層、北上川河岸に灰褐色土壌地帯はあるが、大部分は排水不良のグライ土壌となっている。

地質図

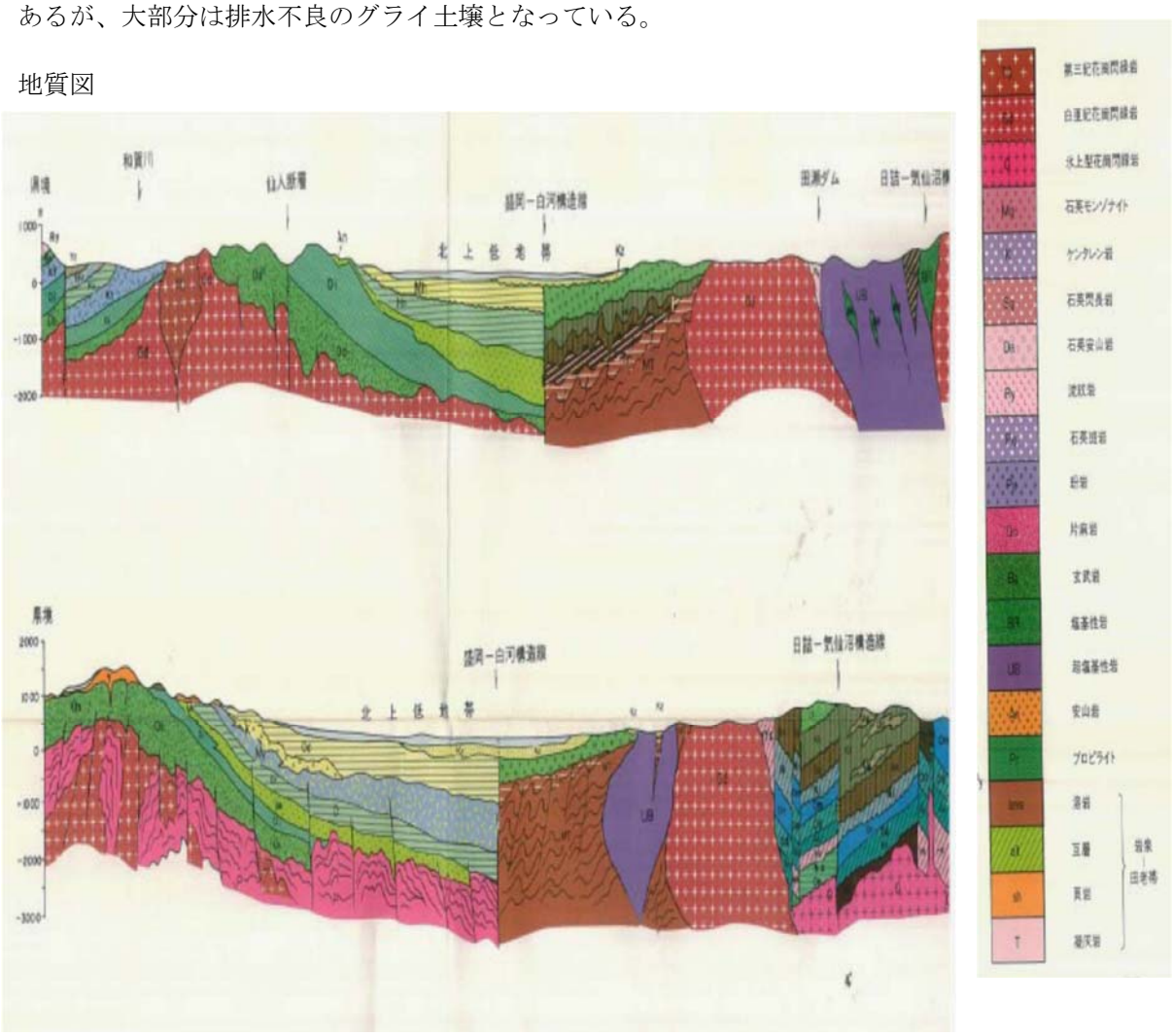

２　県土の地質

第１　地勢

本県は、本州の北東部に位置し、ほぼ南北に伸びる紡錘状をなし、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に隣接し、東は太平洋に臨み、東西122キロメートル、南北189キロメートルで、面積は15,279平方キロメートルである。

県の西部は、秋田県との県境沿いに奥羽山脈が、東部は北上山地が縦走し、その間を南に流れる北上川に沿って北上盆地がひらけ、全面積の84パーセントが山と高原によって占められている。

第２　地質

北上山地は、日本列島の背骨となっている古生層が日本列島の中で最も広く露出している地域である。また、北上山地の北東縁部には中生層が分布する。

北上山地にかなり広く分布する花崗岩類も中生代に生成したものである。

このように北上山地は、ほとんど古、中生代という億年単位で生成年代が計られるような古い硬岩から成りたっている山地である。

これに対し奥羽山脈は、新生代第三紀の地層が古生層を被覆して分布している山脈であり、その一部は更に新しい第四紀火山に覆われている。

これら両山地、山脈に挟まれた北上平野と馬渕川沿いの低地は、第三紀後半の比較的軟らかい地層を基盤にし、その表面を段丘堆積物が覆っている地域である。

第３　断層と地震活動

県内を走る断層は、主要なものだけをとりあげてみてもその数が多く、それらのうち、北上山地に発達する断層は、北西ないし北北西方向のものが卓越する。

これに対して奥羽山脈の断層は、南北ないしは北北東方向のものが顕著であり、これらの断層は、その大部分が、古生代末、中生代後期、新生代初頭及び新生代末等の造山期或いは造構運動時に形成されたものである。

北上山地の地質構造は、4億年から1億年前に形成されたものであり、1億年以降現在に至るまでに形成された脊梁山脈の地質構造とは大きな差があり、断層系も分布密度、方向性の上でかなりの違いを示している。

これらの中から、将来起こるであろう地震に際して再活動する可能性のあるものを選出することは、現状では困難とされている。

一方、奥羽山脈の地質構造は、北上山地を構成する岩層の延長部が新生代新第三紀の初期に海底化した場所に、大量の火山質物と砂泥が堆積し、再び新第三紀末期に隆起したところであるが、現在のように山岳化し始めたのは、約200万年前のことと推定される。

奥羽山脈の隆起運動は、断層で切られた地塊単元の地塊運動となってあらわれ、脊梁山地東縁部の隆起帯は、現在においても徐々に隆起運動を継続しているとみられ、また、県境隆起帯はそれが活発である。

なお、過去に繰り返し地震を起こし、将来も地震を起こすと考えられている断層を活断層と呼んでいるが、県内では1896年の陸羽地震の際に活動した川舟断層が、その例としてよく知られている。過去に活動を繰り返している断層、将来活動する可能性がある断層　それぞれを単体で活断層と呼ぶこともあるが、一般的には双方が組み合わさったものをいう。

そのほか、盛岡市南西部より花巻温泉にかけて北上盆地と奥羽山脈との堤を画する南昌山、上平、黒森山の各断層群、雫石盆地西縁の西根断層、胆沢扇状地を切る出店（でたな）断層等も活断層とされており、更に活断層と推定される断層は、相当多数存在している。

第４　地震被害と想定

１　地震想定の基本的な考え方

町に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震の災害像を明らかにし、地震発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し被害想定を行った上で大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、紫波町地域防災計画の見直しなどに反映させてきたところである。

２　想定する地震の考え方

地震対策を構築するにあたっては、本町に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部（花巻断層帯）地震及び北上低地西縁断層群南部（出店断層帯）地震を想定し、海溝型地震については平成23 年東北地方太平洋沖地震や過去の最大クラスの地震を想定する。

３　地震被害想定調査（平成９年度実施）

(1)　地震想定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼす恐れのある地震として、内陸直下型２地震、海溝型２地震について検討を行っている。

		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震１(A,B)】 北上低地西縁断層群北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震をもとにした地震	【地震4】 県沿岸部の空白域を考慮した地震
断層の原点	北　緯	39° 64′	39° 35′	41° 80′	39° 50′
	東　経	141度13′	140° 99′	143° 04′	144° 00′
	深さ(km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心円状に破壊 (1A)南側から破壊 (1B)北側から破壊	断層面下端南側から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊

(2)　想定結果

想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		【地震１】北上低地西縁断層群北部地震		【地震２】北上低地西縁断層群南部地震	【地震３】十勝沖地震	【地震４】三陸沖空白域地震
		A 南側から破壊	B 北側から破壊			
		M＝7.4		M＝7.3	M＝7.9	M＝8.0
1　地震動	最大震度	震度６弱		震度６弱	震度５強	震度５強
	最大震度を示した地域	滝沢市～花巻市	矢巾町～北上市	奥州市(旧胆沢町)～花巻市	洋野町(旧種市町)～岩泉町	岩泉町～陸前高田市
2　建築物被害(現況棟数:686,116棟)	大破数	5,313棟	1,559棟	1,763棟	11棟	183棟
3　火災被害(現況棟数:686,116棟)	炎上出火	19点	1点	4点		
	延焼出火	13点		1点		
	焼失棟数	164棟	1棟	19棟		
4　人的被害〔冬・夕方〕(世帯数:453,722世帯)	死者数	97人	6人	11人		
	負傷者数	1,484人	230人	350人		
	り災世帯数	3,607世帯	1,084世帯	1,137世帯	7世帯	103世帯
	り災者数	10,947人	3,568人	3,745人	21人	319人
5　急傾斜地崩壊危険度(危険箇所:6,959箇所)	危険度 大	53箇所	52箇所	49箇所	12箇所	115箇所
6　道路被害(対象路線延長:3,310km)	被害箇所	53箇所	67箇所	62箇所	29箇所	74箇所
7　橋梁被害(対象橋梁数:1,201箇所)	危険度 大	5箇所	7箇所	3箇所		

4　宮城県沖地震における紫波町の被害想定

(1)　人的被害予測結果

時期	木造戸建内人口	木造共同内人口	非木造内人口	死者	重傷	軽傷者	要救出者	避難者
夜間	31,283	778	977	0	1	23	0	3
夕刻	16,654	7,407	4,323	0	1	17	0	3

（資料：平成 12 年国勢調査結果）

(2)　建物被害予測結果

木造棟数	木造全壊棟数	木造半壊棟数	RC 造棟数	RC 造大破棟数	RC 造中破棟数	S 造棟数	S 造全壊棟数	S 造半壊棟数
8,784	1	2	142	0	0	365	0	0

（資料：平成 14 年家屋に関する概要調書報告書）

※　RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄筋造

１－６－３　盛岡地方気象台等による観測結果

気　象　状　況

年	降水量(mm)			気温(℃)					風向・風速(m/s)			日照時間(h)	備考
	合計	日最大	1時間最大	平均			最高	最低	平均風速	最大			
				日平均	日最高	日最低				風速	風向		
昭和55	1237	77	10	8.9	13.1	5.1	31.0	-13.7	1.7	9	SSW	1885.4	冷害
56	1350	60	29	5.1	9.2	1.2	28.8	-15.7	1.9	9	SSW	2054.9	水害 雪害
57	1057	79	25	9.8	14.1	5.8	31.2	-12.8	1.8	10	NNE	2087.3	
58	1108	51	20	9.2	13.5	5.3	33.0	-13.5	1.8	10	W	2069.0	風害
59	997	51	14	8.6	12.7	4.8	34.0	-14.3	1.8	10	WSW	2183.8	
60	977	66	49	9.5	13.7	5.7	33.7	-15.8	1.7	10	W	2144.8	
61	1115	87	22	9.0	13.2	5.1	33.3	-15.8	1.7	8	SSW	2212.3	
62	1118	133	21	9.8	14.3	5.6	32.2	-12.4	1.8	11	W		
63	1049	50	26	9.1	13.3	5.4	32.9	-14.0	1.6	9	SSE	1435.7	
平成元	1148	80	30	10.5	15.0	6.5	33.2	-12.0	1.7	7	SSW	1618.9	
2	1664	104	46	10.9	15.3	6.9	32.2	-15.4	1.6	9	SSW	1632.9	
3	1430	85	17	10.0	14.2	6.3	30.8	-10.3	1.6	11	SSW	1532.7	
4	1054	45	21	9.8	13.9	6.0	31.3	-9.7	1.7	8	SSW	1497.6	
5	1205	61	16	9.3	13.4	5.6	30.5	-10.3	1.6	8	SSW	1370.5	
6	879	74	51	10.5	15.0	6.4	35.3	-14.1	1.7	12	SW	1701.1	風害
7	1312	75	17	9.9	14.1	6.1	33.3	-12.1	1.7	9	SSW	1476.2	
8	1015	41	19	9.4	13.7	5.6	32.8	-10.4	1.6	7	SSW	1551.8	
9	1231	69	23	10.2	14.6	6.2	32.6	-9.5	1.5	9	S	1571.7	
10	1767	78	32	10.4	14.7	6.6	31.1	-11.9	1.4	9	SSW	1482.8	水害
11	1210	54	11	10.6	15.0	6.5	34.3	-11.7	1.4	7	SSW	1616.7	
12	1341	73	37	10.5	14.9	6.6	35.0	-11.6	1.4	7	WSW	1589.5	
13	1088	72	52	9.7	14.1	5.6	32.8	-14.8	1.5	8	SW	1541.8	
14	1585	133	24	10.0	14.3	6.1	32.0	-13.8	1.5	8	SE	1398.2	水害
15	1124	57	19	9.9	14.5	6.0	30.8	-14.6	1.6	8	SW	1350.5	
16	1471	115	39	10.7	15.2	6.6	33.5	-10.0	1.6	10	WSW	1438.8	水害 風害
17	1154	82	20	9.8	14.1	5.9	34.6	-12.5	1.5	10	SW	1395.7	雪害
18	1196	52	23	10.0	14.5	6.2	34.2	-14.5	1.5	7	SW	1545.6	
19	1485	220	49	10.5	15.3	6.5	36.3	-7.3	1.3	7	SSW	1784.0	
20	1055.5	44.5	23.0	10.3	15.2	6.1	32.3	-12.1	1.5	13	WNW	1753.1	
21	1358.0	49.5	16.0	10.5	15.4	5.8	31.1	-12.1	2.5	17.8	NNW	1633.1	
22	1526.5	101.5	30.5	11.0	15.6	6.6	35.7	-15.0	2.3	18.5	W	1513.8	
23	1272.5	77.5	24.0	10.4	15.3	5.6	35.1	-15.2	2.3	18.9	W	1638.6	
24	1080.5	70.5	23.5	10.4	15.2	5.8	35.0	-16.6	2.3	16.7	W	1647.7	
25	1590.0	211	71.0	10.3	15.0	5.6	33.7	-16.9	2.3	20.7	W	1569.7	水害 風害
26	1181.5	56	20.5	10.4	15.5	5.5	34.6	-14.1	2.3	16.7	NNW	1721.9	
27	1311.5	98.0	95.5	11.4	16.4	6.6	35.7	-13.7	2.4	17.7	W	1824.8	
28	1169.0	59.0	31.0	11.1	16.1	6.3	35.0	-11.6	2.4	15.2	WNW	1753.3	
29	1336	85	34.5	10.5	15.2	5.9	35	-16	2.3	20.1	W	1609.4	
30	1276.5	100.5	14.5	10.9	16	5.9	35.7	-15.7	2.3	15.3	W	1740.7	
1	1112.5	66.5	20	11.2	16.3	6.4	35.8	-11.2	2.5	18.8	NNW	1817	
2	1208	69	23	11.4	16	7	35.2	-14.7	2.4	17.8	W	1524.2	
3	1310.0	102.5	26.5	11.4	16.4	6.7	36.1	-16.9	2.3	15.5	W	1483.9	
4	1404.5	64.0	24.0	10.9	15.8	5.9	35.1	-15.3	2.2	16.8	WNW	1682.5	
5	1357.0	89.5	23.0	12.1	17.1	7.3	35.1	-14.0	2.2	17.7	W	1790.8	

１－７－１　町における異常気象等による主な災害

過去の災害発生状況

区　分	発 生 年	被害の状況
火　災	昭和31年	上平沢小学校校舎全焼
	昭和33年	水分農業協同組合事務所全焼
	昭和46年	紫波高等学校校舎全焼
	平成 5年	佐比内林野火災　　8ha焼失
	平成 9年	片寄山林火災(石鳥谷町紫波町山林火災)　　168.32 ha焼失
	平成16年	町立保育所　虹の保育園半焼
	平成17年	片寄山林火災(石鳥谷町紫波町山林火災)　　25.1 ha焼失
水　害	昭和22年	カサリン台風　半壊家屋 5戸、床上浸水 84戸、床下浸水 319戸 水田流失埋没 850 ha、水田冠水 334 ha
	昭和23年	アイオン台風　流失家屋　1戸、半壊家屋　7戸、床上浸水　135戸 床下浸水375戸、水田流失埋没240ha、水田冠水358ha
	昭和41年	台風 4号　床上浸水 5戸、床下浸水 17戸、水田冠水 12 ha
	昭和56年	台風15号　全壊家屋 1戸、一部損壊家屋 15戸、床上浸水 12戸 床下浸水 32戸、水田冠水 103 ha
	平成10年	大雨洪水　床下浸水1戸、河川決壊4箇所、法面崩壊14箇所 冠水7箇所
	平成14年	台風 6号　床上浸水50戸、床下浸水102戸、非住家浸水18棟 公共施設等被害額　1，243，625千円
	平成16年	台風21号　床下浸水2戸、非住家浸水4棟 公共施設等被害額　47，351千円
	平成19年	大雨洪水　人的被害１名（水死）、床上浸水21戸、床下浸水44戸、非住家床上浸水43棟、非住家床下浸水37棟、水田冠水86ha、道路崩壊等90箇所、河川護岸崩壊等30箇所
	平成25年	大雨洪水　人的被害2名（軽傷）、床上浸水63戸、床下浸水196戸、非住家浸水152棟、農作物冠水被害188.5ha、道理崩壊等317箇所、河川護岸崩壊等301箇所、被害復旧事業見込額約3,760,835千円
雪　害	昭和35年	豪雪　車両通行不能 7箇所　27km
	昭和56年	豪雪　死者 1名、家屋損壊 65戸、一部損壊 131戸
	平成17年	豪雪　負傷者 5名、住家一部損壊 15戸、非住家損壊 21棟 農業用パイプハウス損壊 149棟、ブドウ棚 15箇所
風　害	昭和58年	住家一部損壊 5戸、非住家一部損壊 15棟
	平成6年	住家一部損壊 11戸、非住家一部損壊 7棟
	平成16年	住家一部損壊 13戸、非住家一部損壊 15棟、自動車損壊等 4件 公共施設一部損壊 2棟、農業用パイプハウス損壊 105棟
	平成24年	住家半壊1戸、住家一部破損1戸、非住家一部破損14棟、紫波中央駅自転車置場倒壊
	平成25年	台風26号　住家一部破損7棟（屋根の剥離）
冷　害	昭和55年	農業被害額　31億1,009万円
地　震	平成15年	宮城県沖地震(震度5弱) 重傷者 1名、住家一部損壊 35戸、非住家一部損壊 24棟 公共施設等被害額　42,612千円
	平成23年	東北地方太平洋沖地震(紫波町震度5弱､M9.0､最大震度7) 軽傷者1名、住家一部損壊84戸、非住家一部損壊 40棟 公共施設等被害額(住家､非住家を除く。)　118,974千円 沿岸被災地からの避難者支援、沿岸被災地への支援を実施 停電(約2.5日)及び燃料不足発生

２－２－１　**自主防災組織一覧表**

自主防災組織一覧表

令和 5 年 10 月末現在

番号	地域	名　　称	世帯数	結成年月
1	日詰	日詰地域防災連絡会議	2,618 世帯	平成 30 年 7 月
		日詰 1 区防災組織		平成 13 年 4 月
		日詰 3 区自主防災組織		平成 23 年 5 月
		日詰 5 区自主防災会		平成 23 年 4 月
		日詰 7 区町内会自主防災会		平成 23 年 4 月
		日詰 8 区自主防災会		平成 23 年 4 月
		日詰 9 区自主防災害会		平成 22 年 10 月
		日詰 11 区自主防災会		平成 28 年 4 月
		日詰 14 区自主防災会		平成 24 年 5 月
		日詰 15 区自主防災会		平成 31 年 4 月
2	古館	上町公民館自主防災会	825 世帯	平成 24 年 4 月
3		下町地区自主防災会	487 世帯	平成 26 年 9 月
4		十日市自主防災会	793 世帯	
5		中陣自主防災会	255 世帯	平成 19 年 9 月
6		前郷自主防災会	525 世帯	平成 21 年 4 月
7		桜田公民館自主防災隊	457 世帯	平成 27 年 4 月
8	水分	水分地区防災福祉コミュニティ	594 世帯	平成 30 年 4 月
		吉水公民館自主防災部		平成 22 年 4 月
9	志和	稲藤第一地区自主防災会	63 世帯	平成 29 年 11 月
10		稲藤自主防災会	99 世帯	平成 28 年 4 月
11		新山地区自主防災会	39 世帯	平成 30 年 4 月
12		牡丹野地区自主防災組織	45 世帯	令和 4 年 4 月
13		志和中央公民館自主防災組織	63 世帯	令和 4 年 4 月
14		沢田公民館自主防災組織	42 世帯	平成 24 年 4 月
15		北田自主防災組織	43 世帯	平成 28 年 4 月
16		権現堂公民館自主防災部	51 世帯	平成 30 年 8 月
17		漆立自治公民館自主防災部	50 世帯	平成 29 年 4 月
18		十二神部落防災部	55 世帯	平成 30 年 4 月
19		上久保地区自主防災会	48 世帯	平成 27 年 4 月
20		岡田地区自主防災会	42 世帯	平成 30 年 4 月

21		越田地区公民館自主防災部	50 世帯	平成 30 年 4 月
22	赤石	平沢上通自主防災会	163 世帯	平成 24 年 4 月
23		平沢中通地区自主防災会	70 世帯	
24		平沢北通自冶公民館	57 世帯	平成 26 年 4 月
25		高木地区自主防災組織	387 世帯	平成 31 年 4 月
26		桜町北通自主防災会	183 世帯	平成 30 年 4 月
27		桜町南通自主防災会	166 世帯	平成 25 年 4 月
28		赤石 7 区地区自主防災組織	179 世帯	平成 24 年 4 月
29		赤石 8 区自主防災会	208 世帯	平成 26 年 4 月
30		日詰駅前自主防災会	91 世帯	平成 27 年 4 月
31		大日堂地区防災会	211 世帯	平成 20 年 4 月
32		箱清水地区自主防災会	109 世帯	令和 2 年 4 月
33		京田地区自主防災会	69 世帯	平成 26 年 3 月
34		地区活力センター（小路口・蔭沼）	153 世帯	平成 24 年 4 月
35		大成地区自主防災部	128 世帯	平成 30 年 4 月
36		野沢自治公民館	256 世帯	平成 25 年 1 月
37		赤石 20 区自治協議会自主防災会	173 世帯	平成 24 年 4 月
38	彦部	川前地区自主防災会	144 世帯	平成 29 年 4 月
39		大巻自主防災会	127 世帯	平成 25 年 4 月
40		星山地区自主防災会	318 世帯	令和 2 年 4 月
		星山上通公民館		平成 24 年 5 月
		大地町公民館消防計画		平成 21 年 2 月
		間野村自治会自主防災部		平成 30 年 5 月
41	佐比内	佐比内防災会	342 世帯	平成 19 年 7 月
42	赤沢	赤沢地区自主防災会	380 世帯	平成 29 年 11 月
43	長岡	北上自主防災会	41 世帯	平成 24 年 4 月
44		六日町防災会	33 世帯	平成 25 年 4 月
45		新田自治公民館	24 世帯	平成 24 年 4 月

２－６－１　指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所一覧表（災害発生時に住民が一時的に避難する学校の校庭等）

	避難場所名	所在地	収容人員	電話番号
中央地区	日詰小学校	日詰字朝日田 228-1	540	672-3590
	古館小学校	高水寺字土手79	490	672-3560
	赤石小学校	南日詰字箱清水 172-1	540	672-3460
	紫波運動公園	桜町字下川原地内	15,000	676-2650
	城山公園	二日町字古舘地内	10,000	672-3260
	県立紫波総合高等学校	日詰字朝日田 1	5,000	672-3690
	紫波第一中学校	平沢字松田 42-2	2,000	672-3580
	岩手中央農協紫波支所	桜町字上野沢 38-1	1,500	676-3111
	サン・ビレッジ紫波	紫波中央駅前 2-1-1	7,000	671-2888
	岩手県 フットボールセンター	紫波中央駅前 2-1-1	5,000	681-8010
西部地区	旧水分小学校	吉水字小深田184	350	
	西の杜小学校	稲藤字牡丹野30	240	673-7405
	旧片寄小学校	片寄字野崎95-7	350	673-7207
	ラ・フランス温泉館	小屋敷字新在家 90	3,500	673-8555
	紫波第三中学校	稲藤字牡丹野 5-1	2,000	673-7305
東部地区	旧彦部小学校	彦部字暮坪165-5	360	
	旧星山小学校	星山字樋口80	280	
	旧佐比内小学校	佐比内字芳沢1-7	310	
	旧赤沢小学校	遠山字中松原71-1	360	
	長岡農村公園	東長岡字竹洞	400	
	紫波フルーツパーク	遠山字松原1-11	250	
	佐比内サイクルパーク	佐比内字外ヶ沢地内	500	
	紫波東学園	犬吠森字間木沢 70	1,500	672-3480

２－６－２　指定避難所一覧表

指定避難所一覧表

中央地区

避難地域	指定避難所名	所在地	電話番号	地震災害	土砂災害	浸水(内水)	浸水（北上川洪水時）及び［避難優先者(要配慮者)］
日詰	中央公民館	日詰字下丸森 24-2	672-3372	○	○	○	日詰 4・5・6・7・8 区［日詰地区要配慮者］
	総合体育館	桜町字下川原 100	676-2650	○(ｱﾘｰﾅを除く)			
	日詰第二・第三・第四こどもの家	日詰西一丁目 2-14	676-5807	○	○	○	日詰 4・5・6・7・8 区
	シェーンハイムしわ旧保健センター	日詰字東裏 85-1	601-2525	○	○	○	日詰 7 区（一時避難）
	日詰小学校	日詰字朝日田 228-1	672-3590	○	○	○	日詰地区
	サン・ビレッジ紫波	紫波中央駅前 2-1-1	671-2888	○	○	○	
	役場庁舎はつらつホール	紫波中央駅前 2-3-1	672-2111				［要配慮者］
	紫波町地域交流センター	紫波中央駅前 2-3-3	672-2918	○	○	○	
	県立紫波総合高校	日詰字朝日田 1	672-3690	○	○	○	日詰地区、古館地区
古館	古館公民館	高水寺字土手 77	676-2323	○	○	○	古館 3・4・5・6・9・12・13・14・15・17・18 区
	古館公民館(ふれあいホール)	高水寺字土手 77	676-2254	○	○	○	
	古館小学校	高水寺字土手 79	672-3560	○	○		
	古館保育所	高水寺字土手 61	676-6048	○	○	○	古館 3・4・5・6・9・12・13・14・15・17・18 区
	長岩寺	二日町字北七久保 123	672-3034	○	○	○	古館上町（西地区）（一時避難）
	善念寺	二日町字北七久保 188	672-3135		○	○	
	本誓寺	二日町字北七久保 204	672-3440	○	○	○	
	総合福祉センター	二日町字古舘 356-1	672-3258	○	○	○	古館上町（東地区）［要配慮者］
	中陣公民館	中島字下長根 201-1	01-2585	○	○		古館 7･8 区
	県立紫波総合高校	日詰字朝日田 1	672-3690	○	○	○	日詰地区、古館地区
赤石	赤石公民館	日詰駅前一丁目 10-2	676-3999	○	○	○	赤石 4・5・6・10・11・12・14・15・16 区［赤石地区要配慮者］
	赤石小学校	南日詰字箱清水 172-1	672-3460	○	○	○	
	紫波第一中学校	平沢字松田 42-2	672-3580	○	○	○	赤石 1・7・11・13 区
	岩手中央農協紫波支所	桜町字上野沢 38-1	676-3111		○	○	
	にいやま荘	桜町字三本木 46-1	676-5777	○	○		［要配慮者］
	岩手中央農協旧赤石支所	日詰駅前一丁目 9-2	672-3315		○	○	赤石 4・5・6・10・12・14・15・16 区

西部地区

避難地域	避難場所名	所在地	電話番号	地震災害	土砂災害	浸水(内水)	避難優先者(要配慮者)
水分	水分公民館	吉水字小深田 69-1	673-8222	○	○	○	水分地区要配慮者
	旧水分小学校	吉水字小深田 184		○	○	○	
	旧水分児童館	吉水字中村 66-7	673-7234		○	○	
	ラ・フランス温泉館	小屋敷字新在家 90	673-8555	○(花巻断層帯震源地の場合を除く)		○	
	ききょう荘	上松本字内方 96	673-7670	○(花巻断層帯震源地の場合を除く)		○	
	南伝法寺公民館	南伝法寺字漆田 98		○	○	○	
志和	西の杜小学校	稲藤字牡丹野 30	673-7405	○	○	○	
	紫波第三中学校	稲藤字牡丹野 5-1	673-7305	○	○	○	
	虹の保育園	稲藤字牡丹野 40-1	673-7307	○	○	○	
	岩手中央農協本所（志和公民館）	土舘字沖田 98-20	673-7111	○	○	○	志和地区要配慮者
	旧片寄小学校	片寄字野崎 95-7		○	○	○	
	百寿の郷	土舘字関沢 24-1	671-7211	○(花巻断層帯震源地の場合を除く)		○	要配慮者

東部地区

避難地域	避難所名	所在地	電話番号	地震災害	土砂災害	浸水(内水)	浸水（北上川洪水時）及び［避難優先者(要配慮者)］
彦部	野上自治公民館	彦部字耳ヶ沢 40-1		○	○	○	彦部 1 区
	長徳寺	彦部字暮坪 168-1	672-3326		○	○	彦部 2・3 区
	旧彦部小学校	彦部字暮坪 165-5		○	○	○	彦部 4･5･6 区 ［彦部地区要配慮者］
	東部保育所	彦部字暮坪 176-1	676-2355		○	○	彦部 4・5・6 区
	野村胡堂・ あらえびす記念館	彦部字暮坪 193-1	676-6896	○	○	○	彦部 4・5・6 区
	彦部公民館	大巻字梅ノ木 68-1	676-4670	○	○		
	星山上通自治公民館	星山字津花 68-4		○	○	○	彦部 9･10 区
	旧星山小学校	星山字樋口 80		○	○		
	樋ノ口自治公民館	星山字上谷地 63		○	○		彦部 9･10 区
	紫波東学園	犬吠森字間木沢 70	672-3480	○	○		
佐比内	佐比内第三公民館	佐比内字平田 14-2			○	○	佐比内 7 区
	佐比内保育所	佐比内字舘前 1-1	674-2202		○	○	
	佐比内公民館	佐比内字片山 35-2	674-2626	○	○		
	シニアプラザ佐比内	佐比内字舘前 1-1	674-2375		○	○	［佐比内地区要配慮者］
	旧佐比内小学校	佐比内字芳沢 1-7		○	○	○	
	旧彦部小学校	彦部字暮坪 165-5		○	○	○	佐比内 8・9 区
赤沢	赤沢公民館	赤沢字駒場 2-2	676-3036	○	○	○	［赤沢地区要配慮者］
	旧赤沢児童館	赤沢字駒場 1-1			○	○	
	旧赤沢小学校	遠山字中松原 71-1		○	○	○	
	長岡公民館	東長岡字細工田 6-8	676-3789	○	○	○	長岡 8・11 区 ［赤沢山屋地区・長岡地区要配慮者］
長岡	常光寺	東長岡字竹洞 116	672-4377		○	○	長岡 11 区
	長岡公民館	東長岡字細工田 6-8	676-3789	○	○	○	長岡 8･11 区 ［長岡地区、赤沢山屋地区要配慮者］
	旧長岡小学校	東長岡字竹洞 43		○	○	○	長岡 8・9・11 区
	旧長岡児童館	東長岡字細工田 12-2		○	○	○	長岡 8・11 区
	岩手中央農協 旧長岡活動センター	東長岡字天王 52-3	676-3110		○	○	長岡 4・7 区
	八坂神社	東長岡字天王 10-1			○	○	長岡 7 区
	長岡消防会館	東長岡字天王 52-2			○	○	長岡 4・7 区

北上川洪水時：北上川が増水し、氾濫すること。
内水災害：小河川又は水路等が北上川の堤防内に至る前に増水し、氾濫すること。
※岩手中央農協の名称については令和3年4月現在。

２－６－３　大規模災害時に要支援者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定締結施設一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号
1	紫波町総合福祉センター	紫波町二日町字古舘356-1	019-672-3258

２－６－４　大規模災害時に要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定締結施設一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホームにいやま荘	紫波町桜町字三本木46-1	019-676-5777
2	特別養護老人ホーム百寿の郷	紫波町土舘字関沢24-1	019-671-7050

２－８－１　災害時における物資確保及び供給に関する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、岩手県紫波町及び福島県古殿町（以下「各町」という。）のいずれかにおいて災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 及び第 67 条第 1 項の規定に基づき、被災町の要請にこたえ、災害を受けていない町が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　災害応急活動に必要な車両等の派遣
(4)　災害応急活動に必要な職員の派遣
(5)　児童生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅のあっせん
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（連絡担当課等）

第３条　前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各町の災害応急措置の応援事務を担当する課等（以下「連絡担当課」という。）を別表のとおり定める。

（応援の手続き）

第４条　大規模災害が発生し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により前条に規定する連絡担当課を通じ要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に文書を提出するものとする。

(1)　被害の種類及び状況
(2)　提供を要請する物資、資機材等の品名及び数量等
(3)　提供を要請する車両の種類及び台数
(4)　派遣を要請する職員の職種及び人員
(5)　応援場所及び応援場所への経路
(6)　応援の期間
(7)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援職員の標識等）

第５条　応援の要請を受けた町（以下「応援町」という。）の首長が応援のための職員を派遣するときは、当該職員に当該町名を表示した腕章等の標識をつけさせるものとする。

（応援職員の携行品）

第６条　応援のために派遣される職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料を携行するものとする。

（応援職員に対する便宜の供与）

第７条　被災町は、応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）に対し、宿舎のあっせん等の便宜を供与するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費の負担）

第８条　応援職員の派遣に要した経費の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1)　被災町が負担する経費の額は、応援町が定める規程により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 127 号）の規定に基づき応援町が必要な補償を行う。
(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町が賠償し、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償するものとする。

（応援に要する費用の負担）
第９条　応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援町が一時繰替支弁をするものとし、次に定めるところにより算出した額を応援町の請求に基づき、被災町が負担するものとする。
(1)　応援職員の派遣については、前条に規定する額
(2)　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
(3)　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
(4)　車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び故障が生じた場合の修理費

２　前項の請求は、応援町の首長名による請求書に関係書類を添付のうえ、被災町の首長にそれぞれの連絡担当課を経由して行うものとする。
（応援に要する費用負担の特例）
第 10 条　前条の規定にかかわらず、被災町の被災状況等を勘案し特段の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災町と応援町の間で協議することができる。
（情報の交換等）
第 11 条　各町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換並びに調査を行うものとする。
（補　則）
第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、連絡担当課が協議して定めるものとする。
（適　用）
第 13 条　この協定は、平成 17 年 4 月 15 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 4 月 15 日

岩手県紫波町　紫波町長　　印

福島県古殿町　古殿町長　　印

別　　表　（第３条関係）

町名	連絡担当課		NTT 回線		地域衛星通信回線	
	課　名	係名等	電話番号	FAX	電話番号	FAX
岩手県 紫波町	消防 防災課	消防 防災係	019-672-2111 ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 019-672-6869	019- 672-2311	003-4121(消防防災課) 003-4122(交換)	003- 4129
福島県 古殿町	総務課	消 防 交 通係	0247-53-3111 ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 0247-53-4611	0247- 53-3154	007-346-88-150(課長) 007-346-88-151(消防交通係)	007-346- 88-196

（令和6年4月1日現在）

２－８－２　紫波町の災害時の民間応援協定締結状況

紫波町の災害時の民間応援協定締結状況一覧表

令和６年10月１日現在

区　分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	連絡要請担当課
医療救護活動	①医療救急班の派遣	昭和63年1月29日	紫波郡医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	健康福祉課
施設応急処置	②災害現場応急処置	平成15年1月27日	紫波町建設産業連絡協議会	災害時における応急対策業務に関する協定	土木課 総務課
紫波運動公園応急処置	③紫波運動公園入口仮締切り	平成18年1月19日	佐々木建設㈱ 橘建設㈱ ㈱小松組 ㈱十文字組 岡崎建設㈱	桜町地区災害時等における応急業務に関する協定	土木課 消防防災課
機材の確保	④避難所等のレンタル機材の提供	平成18年1月19日	㈱アクティオ	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	教育総務課
生活必需品の確保	⑤避難所のレンタル寝具類の提供	平成18年1月19日	㈲花篭製綿	災害時等におけるレンタル寝具の提供に関する協定	環境課
	⑥プロパンガス及び資機材の供給	平成18年10月4日	(社)岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定	商工観光課
電力復旧協力	⑦電力設備及び復旧作業の協力	平成20年6月13日	東北電力㈱ 盛岡営業所	災害時における電力復旧協力に関する協定書	土木課
食料品・生活物資の確保	⑧避難所等の食料品･生活物資の供給	平成20年8月29日	協同組合盛岡南ショッピングセンター 株式会社ジョイス イオンリテール株式会社マックスバリュー紫波店	災害時等における食料品・生活物資の供給に関する協定	町民課
		平成23年8月23日	株式会社ユニバース 株式会社薬王堂		
生活物資の確保	⑨避難所等の生活物資の供給	平成20年8月29日	株式会社サンデー	災害時等における生活物資の供給に関する協定	町民課
石油類の確保	⑩燃料及び資機材並びに要員の提供	平成20年8月29日	岩手県石油商業組合盛岡支部	災害時における応急対策用燃料及び資機材の調達並びに要員確保の要請に関する協定	消防防災課
機材の確保	⑪避難所等のレンタル機材の提供	平成20年8月29日	株式会社レンタルのニッケン盛岡営業所	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	環境課
在宅要援護者の援助	⑫在宅要援護者の避難所使用	平成20年8月29日	社会福祉法人紫波会 社会福祉法人志和大樹会	大規模災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	長寿介護課
災害情報の収集伝達	⑬アマチュア無線による情報収集伝達	平成20年8月29日	紫波町アマチュア無線同好会	災害時におけるアマチュア無線による情報伝達に関する協定	消防防災課
資機材等物資の確保	⑭資機材物資の確保	平成21年2月27日	ホーマック株式会社	災害時等における資機材物資の供給に関する協定	消防防災課
飲料製品の確保	⑮飲料製品の確保	平成26年8月11日	みちのくコカコーラボトリング株式	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協	総務課

			会社	定	
飲料水の確保	⑯飲料水の確保	平成 26 年 8 月 22 日	みちのくコカコーラボトリング株式会社	災害時における飲料の確保に関する協定	総務課
物資の緊急輸送	⑰物資の緊急輸送及び物資拠点の運営	平成 27 年 7 月 17 日	ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	総務課
災害時の対応及び平常時の相互協力	⑱災害発生時の対応と平常時の高齢者等見守り及び道路損傷等発見時の対応	平成 29 年 5 月 31 日	日本郵便株式会社 紫波町内郵便局	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書	消防防災課 長寿介護課 土木課 環境課
機材の確保	⑲災害時における必要な物資の賃貸	平成 29 年 12 月４日	川を知る会	災害時における必要な物資の賃貸に関する協定書	消防防災課
避難所の確保	⑳紫波高の施設利用	平成 30 年 5 月 8 日	岩手県立 紫波総合高校	災害時における避難所等施設利用に関する協定	消防防災課
食料品・生活物資の確保	㉑食料品などの供給	平成 30 年 9 月 11 日	イオンスーパーセンター株式会社	災害時等における食料品・生活物資の供給に関する協定	町民課
災害情報の収集	㉒無人航空機による情報収集	平成 30 年 10 月 15 日	株式会社 マルショウ紫波	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定	消防防災課
機材の確保	㉓物資の提供	平成 30 年 11 月 26 日	三協フロンテア 株式会社	災害時における必要な物資の提供に関する協定	消防防災課
電力協力	㉔電力確保の支援	令和元年 12 月 12 日	三菱重工業株式会社 岩手三菱自動車販売 株式会社	災害時における電動車両等の支援に関する協定	消防防災課
廃棄物処理	㉕廃棄物処理の支援	令和元年 12 月 12 日	一般社団法人 岩手県産業資源循環協会県央支部	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	環境課
災害情報の収集	㉖無人航空機による情報収集	令和２年 2 月 13 日	有限会社佐々円工務店 JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー岩手校	災害時における無人後期の運用に関する協定	消防防災課
行政事務支援	㉗行政事務支援	令和２年 3 月 2 日	岩手県行政書士会	災害時における支援協力に関する協定	税務課
機材の確保	㉘避難所等のレンタル機材の提供	令和３年 12 月 15 日	日立建機日本株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	消防防災課
ボランティアセンター	㉙ボランティアセンターの設置運営	令和３年 12 月 24 日	社会福祉法人紫波町社会福祉協議会	紫波町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	健康福祉課
電力協力	㉚電力確保の支援	令和４年 1 月 14 日	SBI エナジー株式会社	災害時における太陽光発電設備による電力供給に関する協定	消防防災課
機材の確保	㉘避難所等のレンタル機材の提供	令和５年 8 月 9 日	株式会社ダスキン盛岡	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	消防防災課

地方自治体との災害時の応援協定締結状況一覧表

令和２年４月１日現在

区　分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	連絡要請 担 当 課
自治体 相　互 応　援	大規模災害食料、生活必需品、資機材、車両、職員の応援	平成 17 年 4 月 15 日	福島県古殿町	大規模災害時の相互応援に関する協定	総務課

２－９－１　町内の災害時孤立化想定地域

災害時孤立化想定地域

番号	地　域		孤立化の要因	
	地区名	集落名	発生原因	路線名
1	水　分	上松本	断層帯	町道西部開拓線
2	水　分	升　沢	断層帯	県道紫波インター線
3	志　和	田面木	断層帯	町道石田線
4	志　和	新　山	断層帯	県道盛岡和賀線
5	志　和	沢　田	断層帯	県道盛岡和賀線
6	志　和	漆　立	断層帯	町道沢崎久保田線
7	志　和	十二神	断層帯	町道野際二ッ森線
8	佐比内	中　沢	・道路構造物損傷 ・アクセス道路1本	町道中沢線
9	赤　沢	峠	・道路構造物損傷 ・雪崩危険箇所 ・アクセス道路1本	町道長岡徳田線

２－１０－１　防災資機材一覧表

防災器具、資材数一覧表

令和6年10月1日現在

装備	保管場所			計
	防災倉庫	消防団屯所	地区公民館	
ジェットシューター		121		121
スコップ	13	192		205
完成土嚢	50	1,003		1,053
土嚢袋	9,800	8,960		18,760
土嚢砂（㎥）	2	28		30
つるはし		19		19
とうが		42		42
おの		18		18
発電機	23	20		43
ブルーシート		20		20
救命胴衣		20		20
チェンソー		7		7

２－１５－１　北上川浸水想定区域要配慮者施設一覧表

令和6年10月1日現在

施設名	想定被害	住所
まさひとデンタルクリニック	洪水被害	紫波町高水寺字田中52-3
宅老所えんどり古館指定通所介護事業所	洪水被害	紫波町高水寺字田中98-2
城北歯科医院	洪水被害	紫波町高水寺古屋敷89-4
ショートステイ紫波	洪水被害	紫波町桜町字三本木18
ピースハートさくらまち保育園	洪水被害	紫波町桜町字三本木22-4
県立中央病院付属紫波地域診療センター	洪水被害	紫波町桜町字三本木32
特別養護老人ホームにいやま荘	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
特別養護老人ホームにいやま荘桜町ユニット	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
にいやま荘短期入所生活介護事業所	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
にいやま荘通所介護事業所	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
グループホームやすらぎ	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
高齢者生活福祉センターこもれび	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
はこざき脳神経外科クリニック	洪水被害	紫波町桜町三本木167-1
紫波東学園	洪水被害	紫波町犬吠森字間木沢70
宅老所えんどり指定通所介護事業所	洪水被害	紫波町犬吠森字間木沢124

２－１６－１　**除雪機械一覧表**

除雪機械一覧表

令和6年10月末現在

保有部・課等		機　　種	台数(台)	備　考
建設部	土　木　課	トラック	3	４ｔ×2、３ｔ×1
		ロータリー	1	
		タイヤドーザー	4	
		グレーダー	3	
		クレーン付トラック	1	
		バックホー	1	
		ハンドガイド	6	

２－１７－１　山地災害危険地区一覧表

番号	位置		人家(戸)	道路	危険区分	備考
	大字	字				
1	土舘	上平沢	5	他	山腹崩壊	国有林
2	片寄	中平		他	山腹崩壊	
1	佐比内	芳沢	16	他	崩壊土砂	
2	佐比内	佐比内	2	他	崩壊土砂	
3	佐比内	平栗	3	他	崩壊土砂	
4	片寄	中平	55	県	崩壊土砂	
5	片寄	中平	34	県	崩壊土砂	
6	片寄	中平	36	高	崩壊土砂	
7	上松本	上松本	20	他	崩壊土砂	
8	南伝法寺	田沢	1	他	崩壊土砂	
9	赤沢	赤沢	66	他	崩壊土砂	
10	土舘	和山	24	他	崩壊土砂	
11	土舘	和山	56	県	崩壊土砂	
12	土舘	和田	19	他	崩壊土砂	
13	土舘	稲荷坂		他	崩壊土砂	
14	片寄	中平	1	高	崩壊土砂	
15	土舘	松本平		他	崩壊土砂	
16	土舘	松本平		他	崩壊土砂	

２－１７－２　土砂災害警戒区域一覧表

急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	112A1001	中沢-4	佐比内字中沢	岩手県告示第257号	H22.3.19
2	087B1012	外野	栃内字沢田	岩手県告示第545号	H27.6.30
3	099B1007	田屋	佐比内字田屋	岩手県告示第545号	H27.6.30
4	111B2005	神田-3	佐比内字神田	岩手県告示第545号	H27.6.30
5	112B1004	砥ヶ崎	佐比内字砥ヶ崎	岩手県告示第545号	H27.6.30
6	112B1005	中沢-8	佐比内字字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
7	087B1011	小森-3	江柄字小森	岩手県告示第545号	H27.6.30
8	099B1001	田中	赤沢字田中	岩手県告示第545号	H27.6.30
9	099B1002	太田	赤沢字太田	岩手県告示第545号	H27.6.30
10	099B1003	田次	赤沢字田次	岩手県告示第545号	H27.6.30
11	099B1004	長洞	赤沢字長洞	岩手県告示第545号	H27.6.30
12	099B1008	田屋-1	佐比内字田屋	岩手県告示第545号	H27.6.30
13	099E1001	大内渡	赤沢字大内渡	岩手県告示第545号	H27.6.30
14	100B1003	中沢	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
15	100B1004	中沢-1	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
16	100B1005	中沢-2	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
17	100B1006	中沢-3	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
18	112B1001	中沢-5	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
19	112B1002	中沢-6	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
20	112B1003	中沢-7	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
21	112B1006	中沢-9	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
22	088B1023	下峠	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
23	088B1024	下峠-1	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
24	100B1001	五龍	船久保	岩手県告示第206号	H28.3.4
25	111B2001	黒森	佐比内	岩手県告示第206号	H28.3.4

26	111B2003	神田-1	佐比内	岩手県告示第206号	H28.3.4
27	111B2004	神田-2	佐比内	岩手県告示第206号	H28.3.4
28	099B1005	小深田	彦部	岩手県告示第206号	H28.3.4
29	100B1002	平栗	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28.3.29
30	112B1007	中沢-10	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28.3.29

土石流

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	A099001	田屋の沢(1)	佐比内字田屋	岩手県告示第545号	H27.6.30
2	A099101	田中の沢(2)	赤沢字田中	岩手県告示第257号	H22.3.19
3	B099103	田中の沢(1)	赤沢字田中	岩手県告示第257号	H22.3.19
4	B099106	門田の沢	大巻字上山	岩手県告示第257号	H22.3.19
5	B099108	茶屋の沢(1)	赤沢字大内渡	岩手県告示第257号	H22.3.19
6	B099116	鴨目田の沢	佐比内字三子平	岩手県告示第257号	H22.3.19
7	B099118	田屋の沢(2)	佐比内字田屋	岩手県告示第257号	H22.3.19
8	B099119	牛ノ頭の沢(2)	佐比内字田屋	岩手県告示第257号	H22.3.19
9	B099120	牛ノ頭の沢(3)	佐比内字田屋	岩手県告示第257号	H22.3.19
10	B100102	山口の沢(8)	山屋字山口	岩手県告示第257号	H22.3.19
11	B100106	杉町の沢(2)	船久保字一本木	岩手県告示第257号	H22.3.19
12	B100107	一本木の沢	船久保字一本木	岩手県告示第257号	H22.3.19
13	B100108	杉町の沢(4)	赤沢字御蔵山	岩手県告示第257号	H22.3.19
14	A098102	内方の沢(2)	上松本字内方	岩手県告示第571号	R6.11.29
15	A098004	漆原の沢	片寄字小山沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
16	B099109	茶屋の沢(3)	赤沢字大内渡	岩手県告示第545号	H27.6.30
17	B100115	中沢(5)	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
18	B111102	千手堂の沢(2)	彦部字千手堂	岩手県告示第545号	H27.6.30
19	B098104	鶉森の沢(2)	片寄字中平	岩手県告示第545号	H27.6.30
20	B100111	正分沢	佐比内字正分沢	岩手県告示第545号	H27.6.30
21	A098002	竹原の沢	升沢字前平	岩手県告示第545号	H27.6.30
22	A098105	鶉森の沢(1)	片寄字中平、鶉森	岩手県告示第545号	H27.6.30
23	J098101	内方の沢(3)	上松本字高屋敷、境	岩手県告示第545号	H27.6.30
24	J098102	内方の沢(4)	上松本字秋祭、高屋敷、境、小森	岩手県告示第545号	H27.6.30
25	A098101	内方の沢(1)	小屋敷字新在家他12字	岩手県告示第545号	H27.6.30
26	A098103	田面木の沢	土舘	岩手県告示第206号	H28.3.4
27	B098102	弥勅地の沢(2)	土舘	岩手県告示第206号	H28.3.4
28	B098101	弥勅地の沢(1)	土舘	岩手県告示第206号	H28.3.4
29	B099110	茶屋の沢(2)	赤沢	岩手県告示第206号	H28.3.4
30	B098103	関沢(1)	土舘	岩手県告示第206号	H28.3.4
31	B100105	杉町の沢(3)	船久保	岩手県告示第206号	H28.3.4
32	B088125	音水沢	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
33	B099104	牛ヶ馬場の沢	赤沢	岩手県告示第206号	H28.3.4
34	B099105	座比の沢	赤沢	岩手県告示第206号	H28.3.4
35	B099117	田屋の沢(3)	佐比内	岩手県告示第206号	H28.3.4
36	B100101	山口の沢(6)	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
37	B100103	山口の沢(4)	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
38	B100104	船久保の沢	船久保	岩手県告示第206号	H28.3.4
39	B111101	千手堂の沢(1)	彦部	岩手県告示第206号	H28.3.4
40	J088119	下峠の沢	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
41	J099103	牛ノ頭の沢(1)	佐比内	岩手県告示第206号	H28.3.4

42	J099104	田屋の沢	佐比内	岩手県告示第206号	H28.3.4
43	J099105	神田の沢	佐比内	岩手県告示第206号	H28.3.4
44	J100102	山口の沢(1)	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
45	J100103	山口の沢(2)	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
46	J100104	山口の沢(3)	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
47	J100105	山口の沢(5)	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
48	J100106	山口の沢(7)	山屋	岩手県告示第206号	H28.3.4
49	J100107	五龍の沢	船久保	岩手県告示第206号	H28.3.4
50	A098001	上山新田の沢	南伝法寺字上山新田	岩手県告示第571号	R6.11.29
51	B099101	道地の沢	北田字山王	岩手県告示第330号	H28.3.29
52	B099102	清水袋の沢	紫野字別当	岩手県告示第330号	H28.3.29
53	B099107	茶屋の沢(4)	赤沢字木戸脇	岩手県告示第330号	H28.3.29
54	B099112	長洞の沢	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28.3.29
55	B099111	大内渡の沢	赤沢字大内渡	岩手県告示第330号	H28.3.29
56	B099113	三子平の沢(3)	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28.3.29
57	B099114	三子平の沢(2)	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28.3.29
58	B099115	三子平の沢(1)	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28.3.29
59	B100112	平栗沢(4)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28.3.29
60	B100113	平栗沢(3)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28.3.29
61	B100114	平栗沢(5)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28.3.29
62	B100116	中沢(4)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28.3.29
63	B100117	中沢(3)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28.3.29
64	B100118	中沢(2)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28.3.29
65	B100119	中沢(1)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28.3.29
66	B112301	砥ケ崎の沢(2)	佐比内字砥ケ崎	岩手県告示第330号	H28.3.29
67	J098103	内方の沢(5)	上松本字内方	岩手県告示第330号	H28.3.29
68	J099101	木戸脇の沢(1)	赤沢字木戸脇	岩手県告示第330号	H28.3.29
69	J099102	木戸脇の沢(2)	赤沢字木戸脇	岩手県告示第330号	H28.3.29
70	J100108	平栗沢(6)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28.3.29
71	J100109	芳沢の沢	佐比内字芳沢	岩手県告示第330号	H28.3.29
72	J112301	砥ケ崎の沢(3)	佐比内字砥ケ崎	岩手県告示第330号	H28.3.29
73	A098003	浦田の沢	土舘字松森	岩手県告示第956号	H30.12.21
74	A098005	漆田の沢	片寄字御在所	岩手県告示第956号	H30.12.21
75	A098104	関沢(2)	土舘字和山	岩手県告示第956号	H30.12.21
76	B100109	杉町の沢(1)	赤沢字杉町	岩手県告示第956号	H30.12.21
77	B100110	行人平の沢	赤沢字行人平	岩手県告示第956号	H30.12.21
78	J098104	大明神の沢	片寄字大明神	岩手県告示第956号	H30.12.21
79	J100101	五ツ葉の沢(2)	山屋字峠	岩手県告示第956号	H30.12.21
―	B111202	鳥鳴田の沢	彦部字一ノ沢（新堀第66号）	岩手県告示第956号	H27.6.30

地すべり

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	115	田屋	佐比内田屋	岩手県告示第112号	R2.3.3

２－１８－１　**消防力一覧表**

消防力一覧表

（令和5年4月1日）

区　　分		紫波消防署	紫波町消防団	備　考
人　　員	消防職員	32名		
	消防団員		489名 （充足率80.09%）	定数604名
消防車両等	指　揮　車	1台		
	本　部　車		1台	
	消防ポンプ自動車	2台	14台	
	小型動力ポンプ付積載車		21台	
	救　急　車	1台		
	作　業　車		1台	
消防救急デジタル無線通信機器	基　地　局	1台		
	車　載　型	5台	16台	
	携　帯　型	6台 （衛星携帯電話1台を含む。）	23台	
	卓　上　型	1台		
	可　搬　型	2台		
消防水利	消　火　栓	414箇所		
	防火水槽	173箇所		

２－１８－２　消防相互応援協定

消防相互応援協定

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町(以下「協定市町村」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき消防の相互応援について次のとおり協定を締結する。

第１条　協定市町村は、他の協定市町村の区域内において火災その他の災害が発生したことを認知したときは、次に定めるところにより応援隊を派遣するものとする。ただし、協定市町村は、状況に応じ応援隊の隊数を増加することができる。

(1)　近接区域に火焔を認めたとき　　２隊

(2)　情報により大火その他の大規模の災害の発生を知ったとき　　３隊

２　協定市町村は、火災その他の災害の発生により他の協定市町村から応援の要請を受けたときは、その要請を受けた数の応援隊を派遣するものとする。ただし、当該協定市町村の区域内において同様の災害が発生し、又は同様の災害が発生するおそれがある場合は、応援隊を派遣せず、又は要請を受けた数より少ない数の応援隊を派遣することができる。

第２条　応援の要請は、応援の要請をしようとする協定市町村の長が次に掲げる事項を明示して電話その他の方法により、応援を求める協定市町村の別表に定める場所に対して行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害の発生場所

(3)　応援隊の数並びに必要な人員及び機械器具

(4)　応援隊受領(誘導員配置)場所

(5)　その他必要な事項

第３条　応援の要請をした協定市町村は、応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、到着した応援隊の誘導に努めるものとする。

第４条　応援隊は、その現場に到着したときは、直ちに要請を受けて派遣された応援隊にあっては、応援を受けた協定市町村(以下「受援市町村」という。)の長及び消防団長に、災害の発生を認知して要請を受けることなく派遣された応援隊にあっては受援市町村の消防団長にその旨を報告し、それぞれ当該受援市町村の消防団長の指揮に従って総合消防力の発揮に努めるものとする。

２　応援隊に対する指揮は、当該応援隊の長に対して行うものとする。

第５条　応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村(以下「応援市町村」という。)が負担するものとする。

(1)　応援隊員の手当に係る費用

(2)　機械器具に破損又は故障が生じた場合の修繕費。ただし、次条第2号に該当するものを除く。

(3)　燃料費

第６条　応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と受援市町村において協議のうえ決定するものとする。

(1)　応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(往路中に生じた場合を含む。)の災害補償に要する費用

(2)　機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

第７条　応援隊員が応援業務に従事中第三者に与えた損害については、受援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が応援業務に従事中によるものであるかどうかの判定については、応援隊員と受援市町村協議のうえ決定するものとする。

２　応援隊員が応援の往路及び帰路において第三者に与えた損害については、応援市町村側が負担その賠償の責に任ずるものとする。

第８条　応援に要した費用で前3条に定めのないものについては、受援市町村が負担するものとする。

第９条　応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町村が一時繰替支弁するものとし、当該応援市町村の請求に基づいて支払うものとする。

第10条　次に掲げる協定は廃止する。

(1)　盛岡市、滝沢村、雫石町、玉山村、都南村、矢巾町及び紫波町の間において昭和38年11月29日締結した消防相互応援協定

(2)　岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村及び滝沢村の間において昭和45年7月1日締結した岩手郡消防相互応援協定

上記協定の締結を証するため、本書８通を作成し各協定市町村記名押印のうえおのおのその1通を保有する。

上記のとおり協定する。

平成19年３月30日

盛岡市長　　谷　藤　裕　明

八幡平市長　　田　村　正　彦

雫石町長　　中屋敷　　十

葛巻町長　　中　村　哲　雄

岩手町長　　民部田　幾　夫

滝沢村長　　柳　村　典　秀

紫波町長　　藤　原　　孝

矢巾町長　　川　村　光　朗

別 表

市町村名	指定場所	局　名	電話番号
盛 岡 市	消防本部	盛　岡	019－622－2175
八幡平市	市 役 所	八幡平	0195－76－2111
雫 石 町	役　　場	雫　石	019－692－2111
葛 巻 町	分　　署	葛　巻	0195－66－2709
岩 手 町	役　　場	岩　手	0195－62－2111
滝 沢 村	役　　場	滝　沢	019－684－2111
紫 波 町	役　　場	紫　波	019－672－2111
矢 巾 町	役　　場	矢　巾	019－697－2111

２－１８－３　消防相互応援に関する協定

消防相互応援に関する協定

（平成 13 年５月１日締結）

消防相互応援に関する協定（平成 10 年 12 月１日締結）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 21 条の規定に基づき、第２条に規定する一部事務組合及び市の行政区域内に災害が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（協定組合等）

第２条　この協定は、次に掲げる一部事務組合及び市（以下「協定組合等」という。）の相互間において行うものとする。

(1)　盛岡地区広域行政事務組合
(2)　宮古地区広域行政組合
(3)　両磐地区消防組合
(4)　釜石大槌地区行政事務組合
(5)　胆沢地区消防組合
(6)　久慈地区広域行政事務組合
(7)　花巻地区消防事務組合
(8)　北上地区消防組合
(9)　大船渡地区消防組合
(10)　遠野地区消防事務組合
(11)　陸前高田市
(12)　江刺市
(13)　二戸地区広域行政事務組合

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、次の災害をいう。

(1)　消火、救急及び救助の応援活動を必要とする大規模又は特殊な災害
(2)　火災原因調査の応援活動を必要とする大規模又は特異な火災

（応援要請）

第４条　災害が発生した協定組合等（以下「要請組合等」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第２条に規定する協定組合等（以下「応援組合等」という。）に対し、応援の要請を行うものとする。

(1)　災害の種別
(2)　災害の発生の日時及び場所並びに災害の状況
(3)　人員並びに車両及び資機材等の種別及び数量
(4)　応援場所及び応援場所までの経路
(5)　応援を要する期間
(6)　その他応援の要請に必要な事項

２　応援の要請は、電話又はファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するもの 97 資料編 第２章 災害予防計画とする。

（応援隊等の派遣）

第５条　応援組合等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由のない限り応援隊を派遣するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請組合等の長に通報するものとする。

（自主応援）
第６条　協定組合等は、第３条第１号に規定にする災害が発生したと認められる場合において要請組合等との連絡がとれないとき又は要請組合等が応援を要請するいとまがないと認めるときは、第 4 条の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、応援組合等は、同条の規定により要請組合等から応援の要請を受けたものとみなす。

（応援隊の指導）
第７条　応援隊の指揮は、要請組合等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

（応援活動の報告）
第８条　応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに要請組合等の消防長に報告するものとする。

（応援費用の負担等）
第９条　協定組合等の応援費用は、原則として要請組合等の負担とする。
２　要請組合等は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援組合等に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（職員の派遣に要した費用の負担）
第 10 条　応援組合等が職員の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。
(1)　要請組合等が負担する費用は、応援組合等が定める規程により算定した職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2)　職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき、要請組合等が必要な補償を行う。
(3)　職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請組合等が、要請組合等への往復の途中において生じたものについては応援組合等が、それぞれ賠償する。
(4)　前３号に掲げるもののほか、職員の派遣に要した費用については、要請組合等及び応援組合等が協議して定める。

（応援費用の請求等）
第 11 条 応援組合等が第 9 条第 2 項の規定により応援費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を要請組合等に請求するものとする。
(1)　職員の派遣については、前条に規定する費用
(2)　備蓄資機材については、提供した当該資機材の時価評価額及び輸送費
(3)　調達資機材については、当該資機材の購入費及び輸送費
(4)　車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
２　前項の規定による請求は、応援組合等の長が要請組合等の長に請求するものとする。
３　応援費用の請求が前２項により難いときは、要請組合等及び応援組合等が協議して定めるものととする。

（費用負担の協議）
第 12 条　第９条第１項の規定にかかわらず、要請組合等の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援費用の負担について要請組合等及び応援組合等が協議して定めることができるものとする。

（情報等の交換）
第 13 条　協定組合等は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて情報及び資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、協定組合等の長が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成 13 年５月１日から効力を生ずる。

この協定を証するため、本協定書 13 通を作成し、協定組合等の長が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 13 年５月１日

盛岡地区広域行政事務組合管理者	桑　島　　博	印
宮古地区広域消防組合管理者	熊　坂　義　裕	印
両磐地区消防組合管理者	浅　井　東兵衛	印
釜石大槌地区行政事務組合管理者	小　野　信　一	印
胆沢地区消防組合管理者	後　藤　　晨	印
久慈地区広域行政事務組合管理者	久　慈　義　昭	印
花巻地区消防事務組合管理者	渡　邊　　勉	印
北上地区消防組合管理者	伊　藤　　彬	印
大船渡地区消防組合管理者	甘　竹　勝　郎	印
遠野地区消防事務組合管理者	菊　池　　正	印
陸前高田市市長	菅　野　俊　吾	印
江刺市市長	及　川　　勉	印
二戸地区広域行政事務組合管理者	小　原　豊　明	印

２－１９－１　**紫波町火入条例**

紫波町火入条例

昭和 60 年３月 19 日条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 21 条に規定する火入れの許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第２条　火入れの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

（許可の要件）

第３条　町長は、次の要件に該当しなければ火入れの許可をしてはならない。

(1)　火入れの目的が法第 21 条第２項各号に該当するものであること。

(2)　火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び火入地の周囲の現況、火入れをしようとする期間の気象状況の見通しその他の状況により火入地の周囲に延焼するおそれがないと認められるものであること。

（許可の条件）

第４条　町長は、火入の適正な実施を確保するため、火入れの許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第５条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火入れの許可を取り消し、前条の条件を変更し、又は火入れ行為の中止若しくは火災の予防その他危害の防止のため必要と認める措置を命ずることができる。

(1)　火入れの許可をした後において第３条第２号に該当しなくなつたとき。

(2)　火入れの許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

２－１９－２　**紫波町火入規則**

紫波町火入規則

昭和 60 年３月 19 日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、紫波町火入条例（昭和 60 年紫波町条例第２号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（申請の手続）

第２条　条例第２条に規定する火入れの許可の申請は、火入れをしようとする期間の初日の 10 日前までに火入許可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)　火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す図面

(2)　火入地が火入れの許可を受けようとする者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、当該土地の所有者又は管理者の承諾書

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（許可証の交付）

第３条　条例第 2 条の規定による火入れの申請に係る許可は、火入許可証（様式第２号）の交付をもつてする。

（火入れ期間）

第４条　火入れの期間は、1 件につき７日以内とする。

（火入れ面積）

第５条　火入地の面積は、1 件につき１ヘクタール以内とする。ただし、1 区画（火入地を１ヘクタール以下の面積に区画したものをいう。以下同じ。）の火入れが終了した後引き続き他の 1 区画に火入れをする場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定による火入地の面積は、５ヘクタールを限度とする。

（防火帯の設置）

第６条　火入れは、火入地（前条ただし書の規定により火入地を区画した場合は、当該区画した火入地。以下同じ。）に接する部分に幅５メートル（当該接する部分が傾斜地にある火入地に接する部分で 町長が指定する部分及び火入れをする日に一定の風勢がある場合のその風下に当たる部分にあつては、幅 10 メートル）以上の防火帯を設置し、その防火帯の中にある立木その他の可燃物を除去するなど延焼のおそれがないようにして行わなければならない。

２　火入地に前項の防火帯と同等以上の効果があると町長が認める河川、湖沼、用水路、溝等があるときは、同項の規定にかかわらず、防火帯を設置しないことができる。

（火入責任者等）

第７条　火入れは、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）及び次の各号に掲げる火入地の面積に応じ、当該各号に定める人数以上の火入れ作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を置いて行わなければならない。

(1)　0.5 ヘクタール以下の面積　10 人

(2)　0.5 ヘクタールを超える面積　10 人に 0.5 ヘクタールを超える 0.1 ヘクタールごとに１人を加えた人数

（火入れの通知）

第８条　火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、許可を受けた火入れの期間内に火入れをする日を定め、その日の前日までに火入れをする日及び時間を町長に通知しなければならない。

（火入れの実施）
第９条　火入れは、次に掲げるところにより実施しなければならない。
(1)　日の出後に開始し、日没までに終了すること。
(2)　風勢、湿度、その他の気象状況を十分に考慮して行うこと。
(3)　風下から行うこと。ただし、火入地が傾斜地であるときは、当該火入地の最も高い部分から行うこと。
(4)　消火に必要な器具を備えて行うこと。
(5)　前号に掲げるもののほか、町長の指示に従つて行うこと。
２　火入者は、火入れをするときは、火入許可証を携行しなければならない。

（火入れの中止）
第10条　火入者は、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときその他火入地の周囲に延焼するおそれがあるときは、火入れを中止しなければならない。
２　火入中において、風勢等により火入地の周囲に延焼するおそれが生じたときは、直ちに消火し、火入れを中止しなければならない。

（火入許可証の返納）
第11条　火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの期間を経過したときは、町長に火入許可証を返納しなければならない。

（緊急連絡体制）
第12条　火入者は、火入れをするときは、町長及び消防長に連絡することができる体制を整えておかなければならない。

（消防長への通知）
第13条　町長は、火入れの許可をしたとき及び第８条の規定による火入れの通知のあつたときは、消防長にその旨を通知しなければならない。

附　則
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　紫波町火入規則（昭和35年紫波町規則第８号）は、廃止する。

様式第１号
（　　第　　2　　条　　関　　係　　）

火　入　許　可　申　請　書

年　　月　　日

紫波町長　　殿

住　　所
氏名又は名称
及び代表者氏名　　㊞
電　　話

次のとおり火入れの許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

火入目的		地ごしらえ　開墾準備　害虫駆除　焼畑 採草地改良
火入期間		年　月　日から　年　月　日まで（　日間）
火入地	所在地	
	所有者又は管理者の住所及び氏名	
	地種区分	保安林（　）　普通林　原野　採草地 その他（　）
	所有区分	国有地（　）　公有地（　）　私有地（　）
	面積	ヘクタール
火入責任者氏名		
火入従事者		男　人　女　人　計　人
防火帯		別添図面のとおり。
消火器具		
備考		（添附書類　通）

記入上の注意事項　地種区分の保安林は保安林種を、その他は土地の現況を記入のこと。

（Ａ４）

様式第２号
（第３条関係）

火　入　許　可　証

紫波町指令第　　号

住　　所

氏名又は名称
及び代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のあった火入について、次のとおり許可します。

年　　月　　日

紫波町長　　印

火入目的		地ごしらえ　開墾準備　害虫駆除　焼畑 採草地改良
火入期間		年　月　日から　年　月　日まで（　日間）
火入地	所在地	
	所有者又は管理者の住所及び氏名	
	面積	ヘクタール
火入責任者氏名		
火入従事者		人以上
指示事項		
備考		

（Ａ４）

３－１－１　紫波町災害警戒本部設置要領

紫波町災害警戒本部設置要領

（平成 30 年４月１日改正）

（設置）

第１　気象警報、洪水警報が発表された場合、北上川上流洪水予報のうちはん濫注意情報が発せられた場合、町域に震度４又は５弱の地震が発生した場合、大雨、長雨等により、地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合、大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合、岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（河口周辺）のうち噴火警戒レベル３が発表された場合、原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合、その他特に必要と認めた場合において、紫波町災害対策本部が設置されるまでの間、必要と認められるときは、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため紫波町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

（所掌事項）

第２　警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　気象予報・警報等の受領及び関係各課等への伝達に関すること。

(2)　気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係各課等への伝達に関すること。

(3)　被害の発生状況の把握に関すること。

(4)　その他情報の収集等に関し必要な事項。

（組織）

第３　警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

２　本部長は副町長を、副本部長は企画総務部長及び建設部長をもって充て、本部員には消防防災課長、総務課長、土木課長、下水道課長、本部長が必要と認める課等の長及び消防防災課・土木課・下水道課の長の指名者を充て、本部職員は関係課の職員とする。

（本部長及び副本部長）

第４　本部長は、総務を総括し、会議を主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（補則）

第６　この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

３－１－２　紫波町災害対策本部条例

紫波町災害対策本部条例

昭和 38 年６月 24 日
条　　例　第 21 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき紫波町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）
第２条　災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。
４　部長は部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）
第５条　この条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月26日条例第３号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年８月24日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。

３－１－３　紫波町災害対策本部規程

紫波町災害対策本部訓令第１号

紫波町災害対策本部規程を次のように定める。

昭和 63 年２月 15 日

紫 波 町 災 害 対 策 本 部 規 程

（趣旨）
第１条　この訓令は、紫波町災害対策本部条例（昭和 38 年紫波町条例第 21 号。以下「条例」という。）第５条の規定により、紫波町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）
第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。
２　災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。
第１順位　副町長
第２順位　教育長
３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　紫波町町長部局行政組織規則（平成 18 年紫波町規則第２号）第４条に規定する部の長
(2)　紫波町教育委員会行政組織規則（昭和 46 年紫波町教育委員会規則第６号）第 3 条の 2 に規定する部の長
(3)　消防団長
(4)　ボランティアセンター設置時は、紫波町社会福祉協議会代表者
４　町長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、各課等の長、警察・消防・自衛隊等関係機関の者及び町の職員から本部員を指名することができる。

（事務所の位置）
第３条　本部の事務所は、原則として紫波町役場内に置く。

（本部員会議）
第４条　災害対策の重要な事項を審議するため、本部員会議を置く。
２　本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

（本部連絡員）
第５条　本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。
２　連絡員は、本部長の命令の伝達に当たるほか、次条第 1 項に規定する部相互間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。
３　連絡員は、次条第２項に規定する部長が当該部内の職員のうちから指名する。

（部及び部長、副部長等）
第６条　本部に別表第１の左欄に掲げる部を置く。

２　部に部長及び副部長を置き、部長及び副部長には、別表第１の中欄及び右欄に掲げる町の職員の職にある者をそれぞれ充てる。
３　部長は、部内の取りまとめを行う。
４　副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
５　部に部員を置き、部員には、別表第２の中欄に掲げる町の機関の職員をもって充てる。
６　部員は、部の事務に従事する。

（部の分掌事務等）
第７条　部の分掌事務は、別表第２の右欄に掲げるとおりとする。

（部の運営）
第８条　この訓令及び別に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

（現地災害対策本部）
第９条　本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときは、名称及び設置の場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。
２　現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)　災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
(2)　現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
(3)　本部及び関係機関との連絡に関すること。
(4)　その他本部長が特に命ずる事項。
３　現地本部に現地本部長及び現地本部を置き、現地災害対策本部長は本部長が本部員のうちから指名し、現地本部員は企画総務部長が関係部長と協議して指名する。

（調査班）
第 10 条　本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。
２　調査班は、災害地において災害の状況を調査し、本部長に報告する。
３　調査班に班長及び班員を置き、班長は本部長が指名し、班員は企画総務部長が関係部長と協議して指名する。

（現地作業班）
第 11 条　本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、土木対応班、下水道対応班、救護班、感染症予防班及びその他の作業班を設け、災害地に派遣する。
２　現地作業班は、災害地における救護の実施、感染症予防その他の応急対策を実施する。
３　現地作業班に班長及び班員を置き、班長及び班員は、所管部長がそれぞれ指名する。

（補則）
第 12 条　この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、昭和 63 年２月 15 日から施行する。

附　則

この訓令は、平成 21 年３月 13 日から施行する。

附　則

この訓令は、平成 24 年６月 21 日から施行する。

附　則

この訓令は、令和３年１月 29 日から施行する。

別表第１　（第６条関係）

部	部長に充てる職	副部長に充てる職（順位）
企画総務部	企画総務部長	消防防災課長　総務課長　企画課長　財政課長　税務課長 地域づくり課長　会計課長　議会事務局長
生活部	生活部長	町民課長　長寿介護課長　健康福祉課長
産業部	産業部長	農政課長　環境課長　地球温暖化対策課長　商工観光課長 農業委員会事務局長
建設部	建設部長	土木課長　下水道課長　都市計画課長
教育部	教育部長	教育総務課長　学校教育課長　生涯学習課長　こども課長 給食センター所長

別表第２　（第６条及び第７条関係）

部	課	分掌事務
企画総務部	総務課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　職員の非常配備に関すること。 (ｳ)　避難状況の把握に関すること。 (ｴ)　必要となる防災ボランティア活動の把握に関すること。 (ｵ)　義援物資配分の支援に関すること。 (ｶ)　町外からの避難者の受け入れに関すること。 (ｷ)　町外被災地の支援に関すること。 (ｸ)　本部会議等の決定事項を職員への伝達に関すること。 (ｹ)　県、他市町村職員及び関係機関等の受援に関すること。 (ｺ)　報道機関への対応及び連絡調整に関すること。 (ｻ)　部内の調整に関すること。
	消防防災課	(ｱ)　防災会議に関すること。 (ｲ)　災害対策・警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 (ｳ)　避難指示等の発令及び避難誘導の準備に関すること。 (ｴ)　各部及び現地災害対策本部の行う災害対策の総合調整に関すること。 (ｵ)　被災者の救出及び行方不明者等の捜索、救出に係る連絡調整に関すること。 (ｶ)　県及び関係機関との連絡調整に関すること。 (ｷ)　県、他市町村職員及び関係機関等の受援の総括に関すること。 (ｸ)　応急対策用資機材及び燃料の確保の総括に関すること。 (ｹ)　今後の気象状況の把握、分析に関すること。 (ｺ)　災害に関する情報、気象警報の住民への伝達に関すること。 (ｻ)　防災ヘリコプターの要請に関すること。 (ｼ)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (ｽ)　消防活動及び水防活動に関すること。（警戒区域の設定を含む。） (ｾ)　交通安全対策及び防犯対策に関すること。 (ｿ)　危険物の保安対策に関すること。 (ﾀ)　その他、他部・課に属さないこと。
	企画課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　災害広報のための被害状況の撮影・記録に関すること。 (ｳ)　住民からの問合せ対応・情報整理・情報伝達に関すること。 (ｴ)　災害復旧長期計画の総合調整に関すること。 (ｵ)　県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。 (ｶ)　避難者名簿の作成に関すること (ｷ)　部内の応援に関すること。

	財政課 地域づくり課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　町有財産の被害調査及び応急対策（財政課所管）に関すること。 (ｳ)　災害応急対策用車両等の確保に関すること。 (ｴ)　町有車両及び借上げ車両の配車に関すること。（建設機械を除く。） (ｵ)　非常通信の維持及び復旧に関すること。 (ｶ)　応急的に必要となる歳入歳出予算の編成に関すること。 (ｷ)　部内の応援に関すること。
	税務課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　家屋の被害認定及びり災証明に関すること。 (ｳ)　災害応急対策諸物資等の購入資金の確保に関すること。 (ｴ)　義援金保管、出納に関すること。 (ｵ)　町税の減免及び徴収猶予に関すること。 (ｶ)　応急対策に要する経費の経理に関すること。 (ｷ)　その他会計に関すること。 (ｸ)　部内の応援に関すること。
生活部	町民課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　食料供給事務の総括に関すること。 (ｳ)　指定避難所・消防団等への食料及び物資の確保・配送に関すること。 (ｴ)　遺体の安置及び埋火葬に関すること。 (ｵ)　災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後事務に関すること。 (ｶ)　部内の応援に関すること。
	長寿介護課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　高齢者福祉施設等との連絡調整に関すること。 (ｳ)　高齢者福祉施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 (ｴ)　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関すること。 (ｵ)　衣料、寝具その他の生活必需品及び応急対策用物資の調達、確保、あっせんに関すること。 (ｶ)　部内の応援に関すること。
	健康福祉課	(ｱ)　被災者の救護及び治療に関すること。 (ｲ)　傷病者の応急措置に関すること。 (ｳ)　医師会、医療機関及び保健所との連絡調整に関すること。 (ｴ)　緊急医薬品の確保・供給及び救護所の設置に関すること。 (ｵ)　医療施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 (ｶ)　指定避難所内の患者輸送に関すること。 (ｷ)　指定避難所の食品衛生に関すること。 (ｸ)　保健指導に関すること。 (ｹ)　疫学調査及び防疫措置の協力に関すること。 (ｺ)　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関すること。 (ｻ)　社会福祉施設等への対応、避難誘導に関すること。 (ｼ)　義援金・救援物資の受付・手配・受入・配分・運搬に関すること。 (ｽ)　災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付及び被災者生活再建支援法に関すること。 (ｾ)　町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関すること。 (ｿ)　町社会福祉施設等の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 (ﾀ)　災害救助法の適用時における救出費用申請の事後事務に関すること。 (ﾁ)　部内の調整に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
産業部	農政課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　指定避難所開設の支援に関すること。 (ｳ)　農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　米穀等主要食料の調達、確保及び供給に関すること。 (ｶ)　農作物の種苗等の確保及びあっせんに関すること。 (ｷ)　被害農産物等の防疫及び技術指導対策に関すること。 (ｸ)　農業関係者の緊急援助に関すること。 (ｹ)　ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。 (ｺ)　床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (ｻ)　避難に伴う防犯活動の支援に関すること。 (ｼ)　農業関係被害調査・集計に関すること。 (ｽ)　感染症予防活動の支援に関すること。 (ｾ)　廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ｿ)　部内の調整に関すること。
	環境課 地球温暖化対策課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　指定避難所の運営に関すること（愛玩動物同伴者に対する対応)。 (ｳ)　仮設トイレの設置に関すること。 (ｴ)　指定避難所における食料、物資の分配、配付に関すること。 (ｵ)　床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (ｶ)　避難に伴う防犯活動に関すること。 (ｷ)　感染症予防活動に関すること。 (ｸ)　廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ｹ)　環境衛生に関すること。 (ｺ)　衛生施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 (ｻ)　衛生資材の確保及び配分に関すること。 (ｼ)　愛玩動物の救護対策に関すること。 (ｽ)　公害の防止対策に関すること。 (ｾ)　森林火災の予防に関すること。 (ｿ)　森林の被害調査及び応急対策に関すること。 (ﾀ)　部内の応援に関すること。
	商工観光課	(ｱ)　避難誘導、住民への情報伝達･広報活動に関すること。 (ｲ)　指定避難所開設の支援に関すること。 (ｳ)　避難に伴う防犯活動の支援に関すること。 (ｴ)　商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　観光施設、観光客の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｶ)　商工業者に対する融資に関すること。 (ｷ)　物資の緊急輸送に関すること。 (ｸ)　一般労務者、技術者の確保、あっせんに関すること。 (ｹ)　床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (ｺ)　感染症予防活動の支援に関すること。 (ｻ)　廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ｼ)　部内の応援に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
建設部	土木課 都市計画課	(ｱ)　道路､河川､橋りょう､堤防等の被害調査及び応急対策に関すること (ｲ)　交通不能箇所の調査及び交通規制、迂回路線に関すること。 (ｳ)　道路上の障害物の除去に関すること。 (ｴ)　各河川の水位情報の確認及び現場確認による情報収集に関すること。 (ｵ)　地すべり、土石流等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｶ)　応急復旧用重機、資機材及び作業人夫等の確保に関すること。 (ｷ)　土木建設工事業者等との連絡調整に関すること。 (ｸ)　応急仮設住宅建設用地の確保及び整備に関すること。 (ｹ)　災害関係応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 (ｺ)　町営住宅及び都市計画施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｻ)　被災宅地の危険度判定及び被災建築物の応急危険度判定に関すること。 (ｼ)　町営住宅への入居のあっせんに関すること。 (ｽ)　部内の調整に関すること。
	下水道課	(ｱ)　雨水排水ポンプ施設の稼動維持に関すること。 (ｲ)　下水道施設の被害状況及び応急対策に関すること。 (ｳ)　公共下水道、農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　汚水排水対策に関すること。 (ｵ)　下水道工事業者との連絡調整に関すること。 (ｶ)　簡易水道に関すること。 (ｷ)　仮設トイレの設置に関すること。 (ｸ)　部内の応援に関すること。
教育部	教育総務課 学校教育課	(ｱ)　指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (ｲ)　児童及び生徒の避難安全に関すること。 (ｳ)　町立小中学校教職員､児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　町立小中学校の設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　児童及び生徒の応急教育に関すること。 (ｶ)　学用品等の調達及び支給に関すること。 (ｷ)　学校教職員の非常招集及び配置に関すること。 (ｸ)　指定避難施設としての管理に関すること。 (ｹ)　被災学校における伝染病発生状況調査及び保健管理に関すること。 (ｺ)　部内の調整に関すること。
	生涯学習課	(ｱ)　指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (ｲ)　文化財、社会教育施設、社会体育施設、公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｳ)　指定避難施設としての管理に関すること。 (ｴ)　災害活動に協力する社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (ｵ)　刊行物の保存及び保護に関すること。 (ｶ)　部内の応援に関すること。
	こども課	(ｱ)　指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (ｲ)　保育所、児童館、こどもの家等に通う乳幼児及び児童等（以下「児童等」という。）の避難安全に関すること。 (ｳ)　児童等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｴ)　保育所、児童館、こどもの家などの設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｵ)　児童等の応急教育に関すること。 (ｶ)　学用品等の調達及び支給に関すること。 (ｷ)　部内の応援に関すること。
	給食センター	(ｱ)　災害時の学校給食に関すること。 (ｲ)　学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｳ)　部内の応援に関すること

部	課	分　　掌　　事　　務
他部	会計課	(ｱ)　他部内の応援に関すること。
	議会事務局	(ｱ)　議会議員との連絡調整に関すること。 (ｲ)　他部内の応援に関すること。
	農業委員会事務局	(ｱ)　農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｲ)　農業関係被害調査・集計に関すること。 (ｳ)　他部内の応援に関すること。

関係機関	分　　掌　　事　　務
中部水道企業団	(ｱ)　被災世帯への応急給水に関すること。 (ｲ)　上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ｳ)　給水応援調整に関すること。 (ｴ)　飲料水等の供給確保に関すること。 (ｵ)　水質検査業務に関すること。 (ｶ)　消火栓の機能確保に関すること。 (ｷ)　上水道工事業者との連絡調整に関すること。

３－１－４　紫波町災害対策本部活動要領

紫波町災害対策本部活動要領

（令和３年１月29日改正）

（趣旨）

第１　この要領は、紫波町災害対策本部規程（昭和 63 年紫波町災害対策本部訓令第 1 号。以下「規程」という。）第 12 条の規定により、紫波町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動、その他に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部員会議）

第２　本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、災害の状況に応じ必要があると認めるときに招集する。

２　本部長は、必要に応じて災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）のみによって会議を開くことがある。

３　本部員は、それぞれの所管事項に関し会議に必要な資料を提出しなければならない。

４　本部員は、必要により関係職員を伴って会議に出席することができる。

５　本部員は、会議を招集する必要があると認めるときは、企画総務部長を通じて本部長にその旨を申し出るものとする。

６　本部長は、必要があると認めるときは、外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

（配備体制）

第３　本部の配備体制は、次のとおりとする。

(1)　１号配備体制

(2)　２号配備体制

２　配備体制に関しては、本部長が各部長に指令する。

３　部長は、前項に規定する配備体制の指令を受けたときは、速やかに所属の職員に周知するものとする。

（1 号配備体制）

第４　１号配備体制は、気象特別警報、気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町域に震度５強の地震が発生した場合、大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、岩手山又は秋田駒ケ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル４が発表された場合、原子力緊急事態の影響が町の区域に影響が及ぶおそれがある場合及び本部長が特に必要と認めた場合において主として情報連絡及び広報活動を行うほか、必要に応じて応急措置を講ずる体制とする。

第５　１号配備体制下における活動の要領は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1)　各部長は、第８に規定する災害情報の報告に当たって、応急措置を必要と認めるものがあるときは、その旨及びその内容を併せて報告し、自ら措置できるものについては措置し、措置の命令を受ける必要があるものについては命令を求め、及び他の者をして措置させるものについては、当該措置の実施を要請するものとする。

(2)　各部長は、報告又は通知を受けた災害情報のうち必要があると認めるものについては、関係機関の長に通知するものとする。この場合において、応急予防措置する必要があると認めるものについては、その旨及びその内容を併せて通知し、又は要請するものとする。

(3)　各部長は、予測される災害に対処し、必要と認められる物資、機械、器材等を点検整備し、必要に応じて直ちに使用できるよう準備を整えるものとする。

(4)　各部長は、予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を樹立するものとする。

(5)　各部長は、状況の推移に応じて第６に規定する配備体制に応じ得る部内の体制を整えるものとする。

(6)　本部長は、状況に応じ本部員会議を招集し、状況に対応する措置を検討するものとする。

(7)　各部長は、あらかじめ定めるところにより、発生した災害に対処し、迅速、かつ、的確な応急対策措置を講ずるために必要な課等を指定し、勤務職員を指名し、応急対策を講ずるものとする。
(8)　本部に本部室を設け、本部室においては、総括班、情報班、対策班、広報班を編成し、企画総務部の職員及び本部連絡員並びに本部長が指名する本部職員が執務する。この場合において、本部室の分掌事務は、別表の右欄に掲げるとおりとする。
(9)　本部長は、災害が発生することが明らかな場合又は災害が発生した場合には直ちに本部員会議を招集し、情勢に対応する措置を講ずるものとする。
(10)　本部長は、必要があると認めるときは、調査班、現地作業班等を編成し、災害地に派遣する。
(11)　本部長は、発生した災害に対処し、当該災害に係る災害応急対策等に関し、防災関係機関との必要な連絡調整を行うものとする。
(12)　企画総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により県、その他の関係機関等に報告し、又は広報し、かつ、必要に応じ陳情、要望等の措置を講ずるものとする。

(2 号配置体制)

第６　２号配備体制は、大災害が発生した場合、町域に震度６弱以上の地震が発生した場合及びその他本部長が特に必要と認めた場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる体制とする。

(災害情報)

第７　災害に関する情報の報告は、次のように分類して行うものとする。
(1)　被害情報　災害が発生した場合、その推移に応じて報告するもの。
　ア　発生報告
　イ　中間報告
　ウ　決定報告
(2)　応急対策報告　災害応急対策の実施状況を報告するもの。
(3)　その他の報告　前各号以外で災害に関連して報告するもの。

第８　災害情報は、次により処理するものとする。
(1)　部長は、収集した報告及び通知のうち主要なものについては、本部長に報告する。
(2)　部長は、本部長に報告したもののうち必要があると認めるものについては、次に掲げる措置を講ずる。
　ア　本部員会議に対する付議
　イ　関係行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長に対する報告等
　ウ　関係指定公共機関の長又は関係指定地方公共機関の長に対する通知

(応援職員の配置)

第９　部長は、災害応急対策を実施するため職員が不足する場合は、企画総務部長に対し応援職員の派遣を要請するものとする。
２　企画総務部長は、前項に規定する応援職員の派遣要請を受けたときは、速やかに応援職員の派遣の措置を講ずるものとする。
３　第 1 項に規定する応援職員の派遣を要請する場合は、口頭で次の事項を明らかにして行い、事後において文書を提出するものとする。
(1)　事務の内容
(2)　勤務の場所
(3)　職種別及び男女別人員
(4)　携帯品
(5)　期間
(6)　その他必要な事項

(標識)

第 10　本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき、及び災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等に別段の定めがある場合を除き、別図の規格による腕章又は標示旗をつけるものとする。

別表（第５関係）

班　名	機　能
総括班	・本部室の総括 ・情報のトリアージ
対策班	・本部員会議の決定事項の関係課への連絡 ・防災関係機関との連絡
情報班	・一般住民からの電話受付 ・気象情報等の収集
広報班	・住民への避難指示等の伝達 ・報道対応 ・クロノロジーの作成 ・本部会議の記録

別図

(1)　本 部 長 腕 章

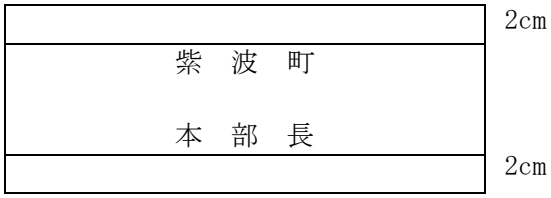

(2)　副本部長腕章

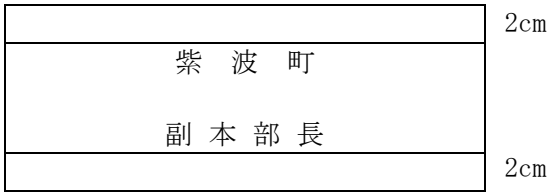

(3)　部　長　腕　章

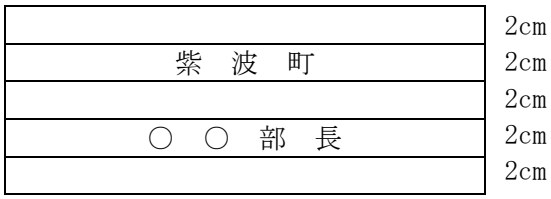

(4)　副 部 長 腕 章

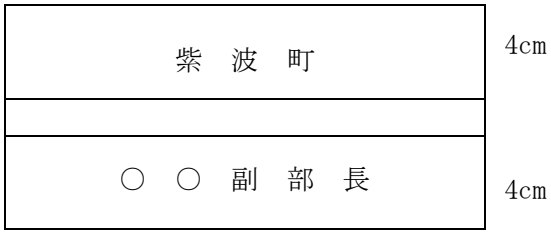

(5)　部　員　腕　章

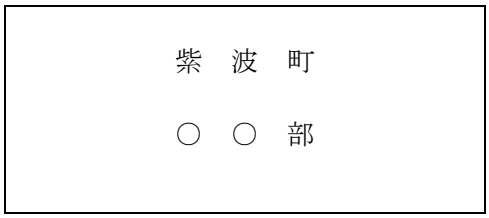

(6)　調査班、現地作業班長腕章

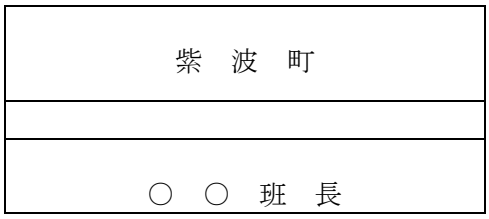

4cm

4cm

(7)　調査班、現地作業班員腕章

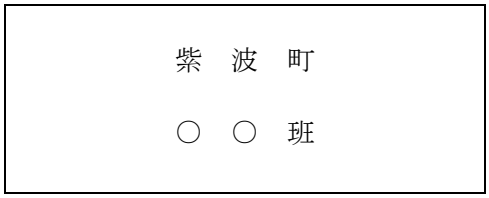

(8)　本部連絡員腕章

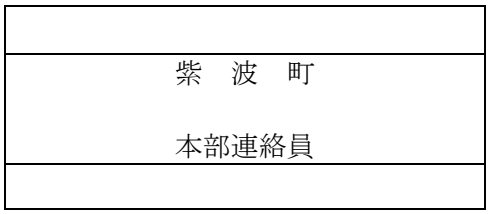

2cm

2cm

(9)　現地本部長腕章

2cm
2cm
2cm
2cm
2cm

(10)　現地本部員腕章

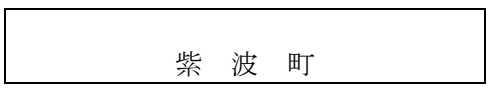

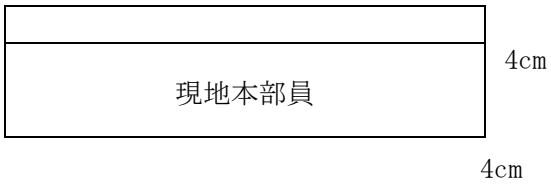

(11)　標　　示　　旗

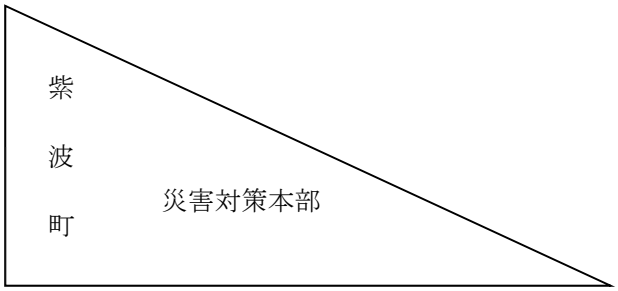

備考 1　腕章の大きさは、幅 10 センチメートル長さ 40 センチメートルとする。
2　(1)から(7)及び(9)(10)の腕章は黄地に赤線及び赤字を染抜くものとし、(8)の腕章は黄地に青線及び青地を染め抜くものとする。
3　標示旗は、黄地に赤字を染抜くものとする。

３－１－５　**職員動員状況表**

職員動員状況表

月　　日　　分現在

区分		動員数		
		災害警戒本部	災害対策本部	
			１号配備体制	２号配備体制
企画総務部	総務課			
	企画課			
	財政課			
	税務課			
	地域づくり課			
	消防防災課			
	会計課			
	議会事務局			
生活部	町民課			
	長寿介護課			
	健康福祉課			
産業部	農政課			
	環境課			
	地球温暖化対策課			
	商工観光課			
	農業委員会事務局			
建設部	土木課			
	都市計画課			
	下水道課			
教育部	教育総務課			
	学校給食センター			
	学校教育課			
	生涯学習課			
	こども課			
	保育所			
計				

※　部長は、区分欄の筆頭課に含める。

３－２－１　気象予報・警報及び火災警報伝達系統図

気象予報・警報及び火災警報伝達系統図

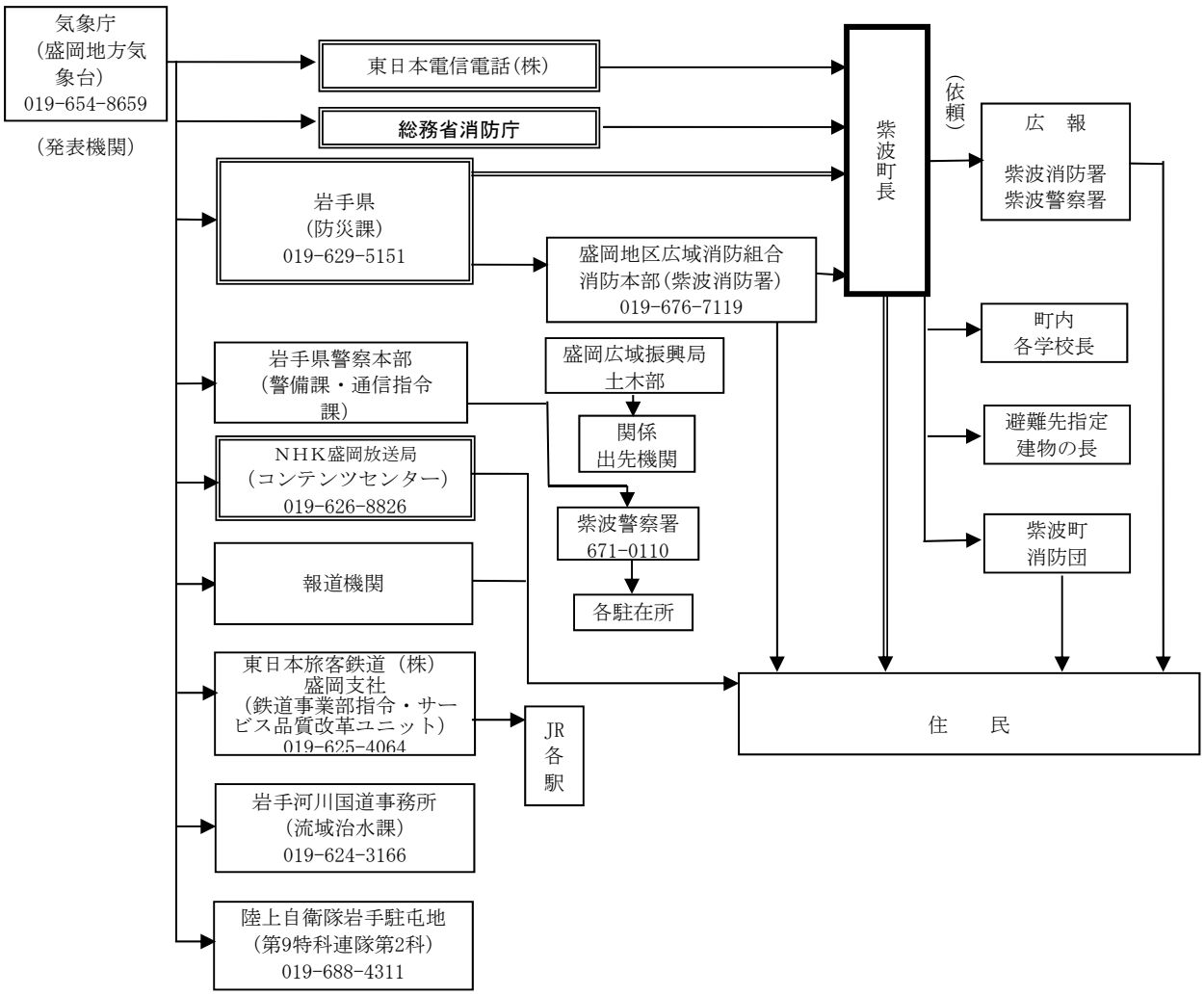

（注）
1　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先
2　二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

３－２－２　土砂災害警戒情報伝達系統図

土砂災害警戒情報伝達系統図

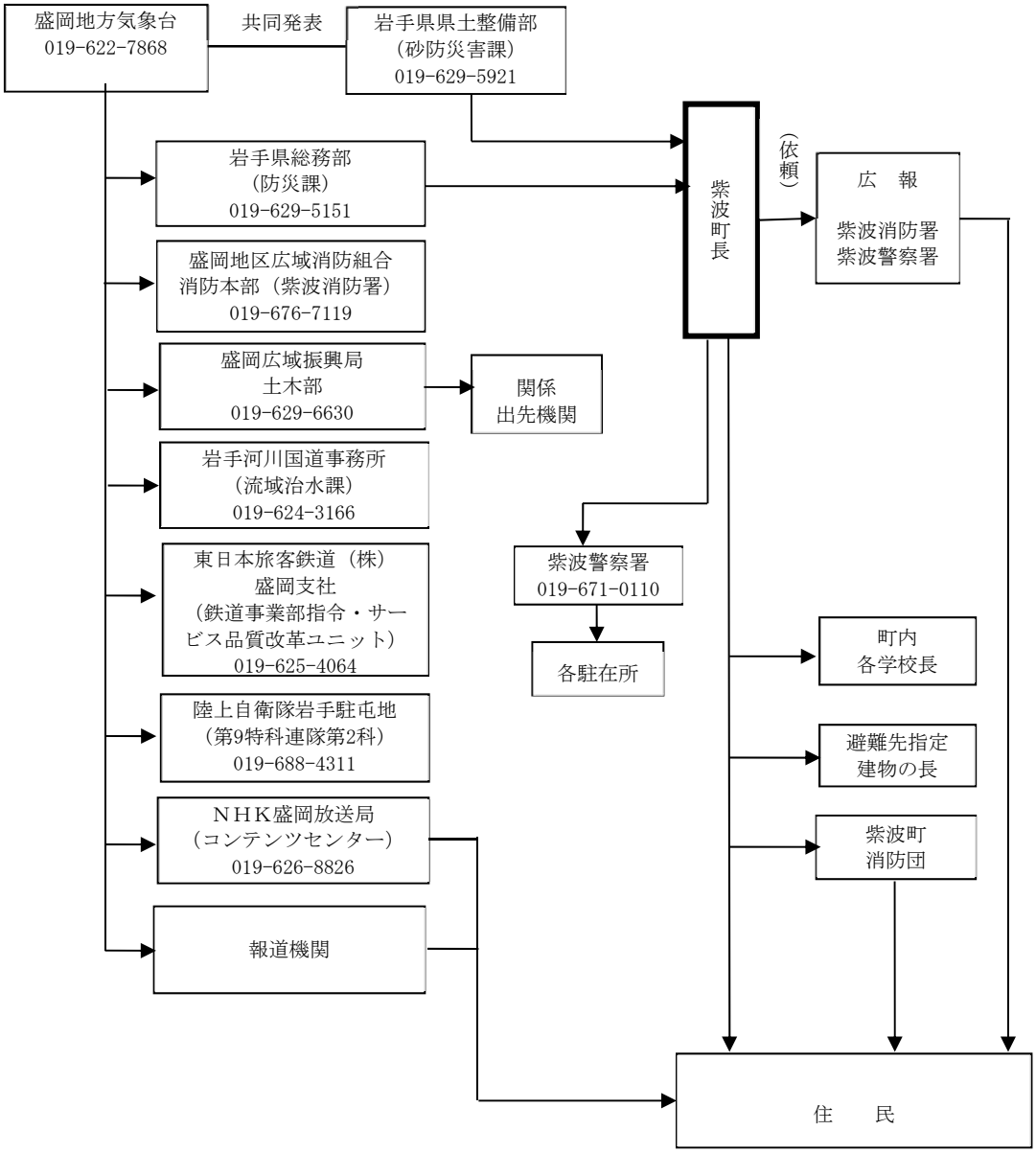

３－２－３　地震に関する情報伝達系統図

地震に関する情報伝達系統図

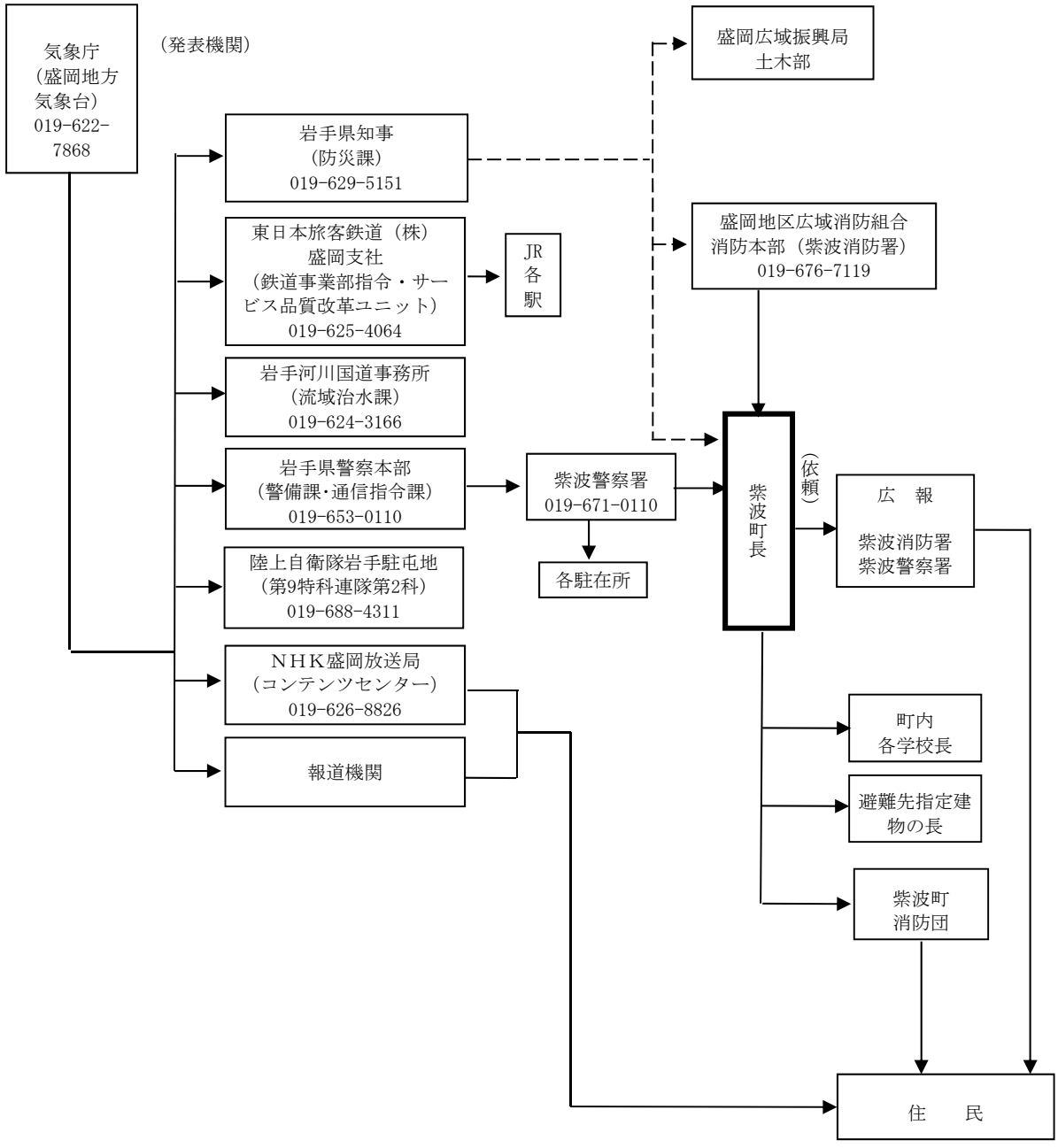

(注)1　ーーー･は、総合防災情報ネットワーク

３－２－４　北上川上流洪水予報伝達系統図

北上川上流洪水予報伝達系統図

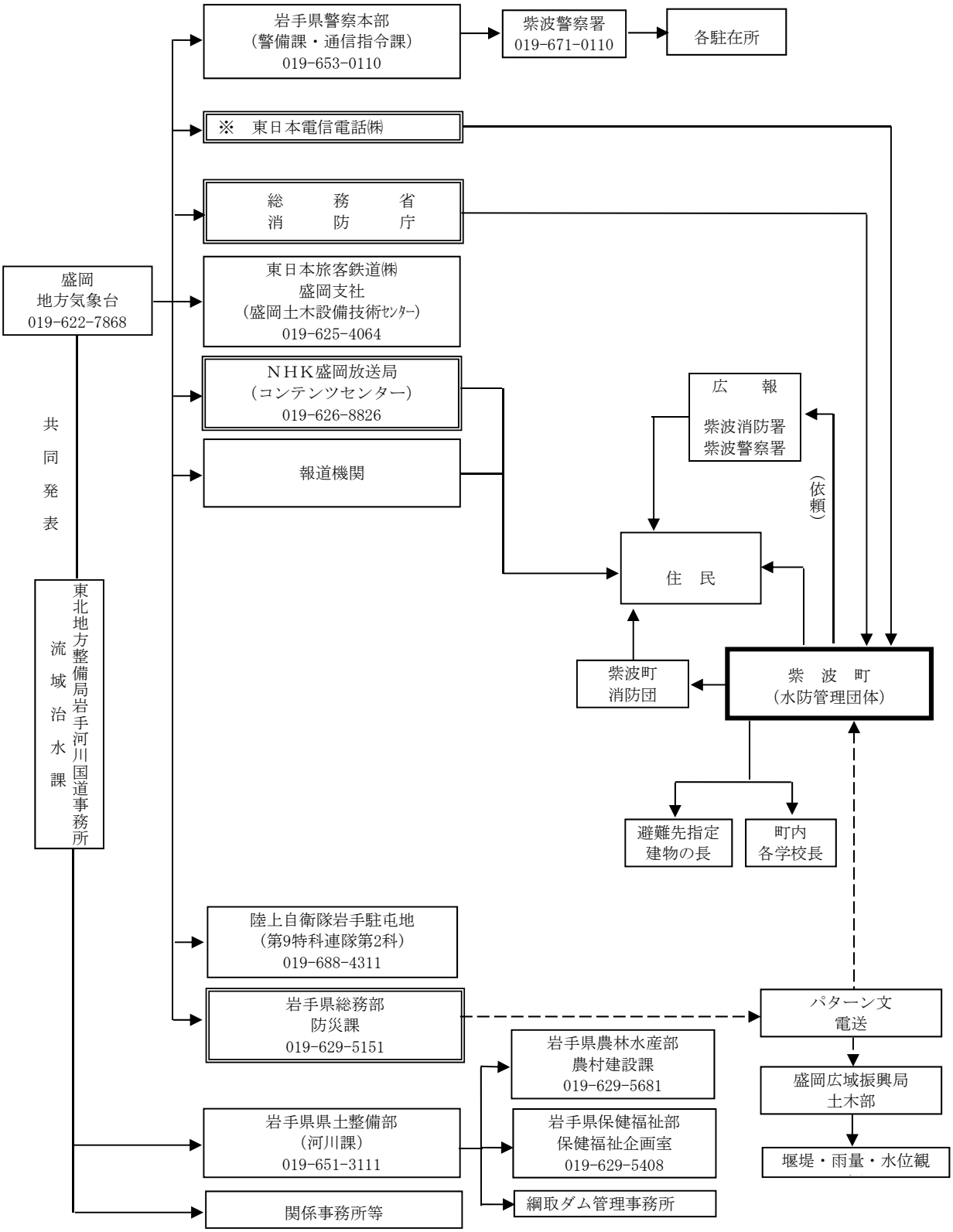

(注)1　※の指定河川洪水予報警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。
2　－－－-は、総合防災情報ネットワーク
3　二重枠で囲まれている機関は、気象業務施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

３－２－５　北上川上流水防警報伝達系統図

北上川上流水防警報伝達系統図

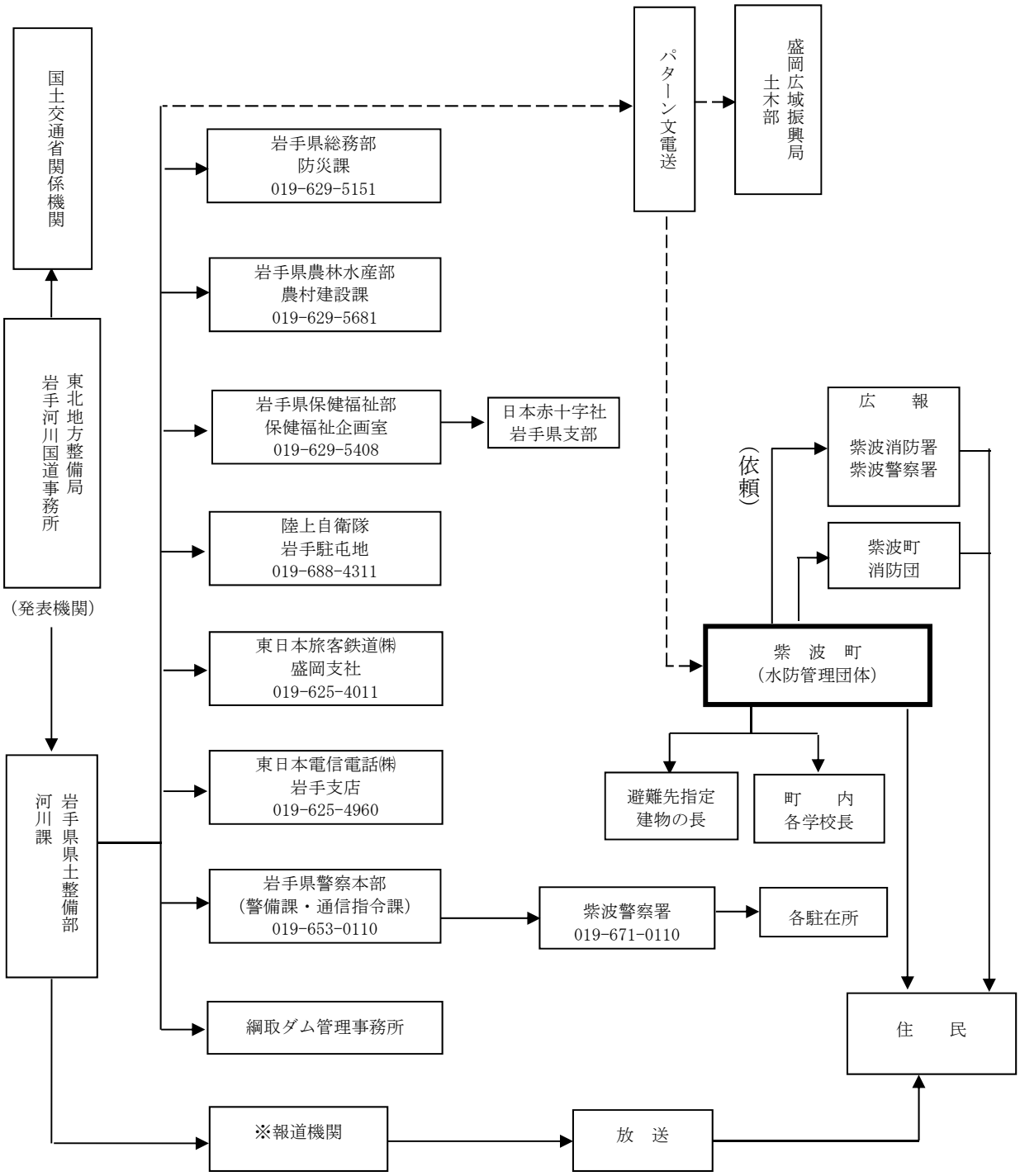

(注)1　※報道機関：ＮＨＫ盛岡放送局、ＩＢＣ岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手
　　2　－－－－ 線は、総合防災情報ネットワーク

３－２－６　岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図

岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図

盛岡広域振興局

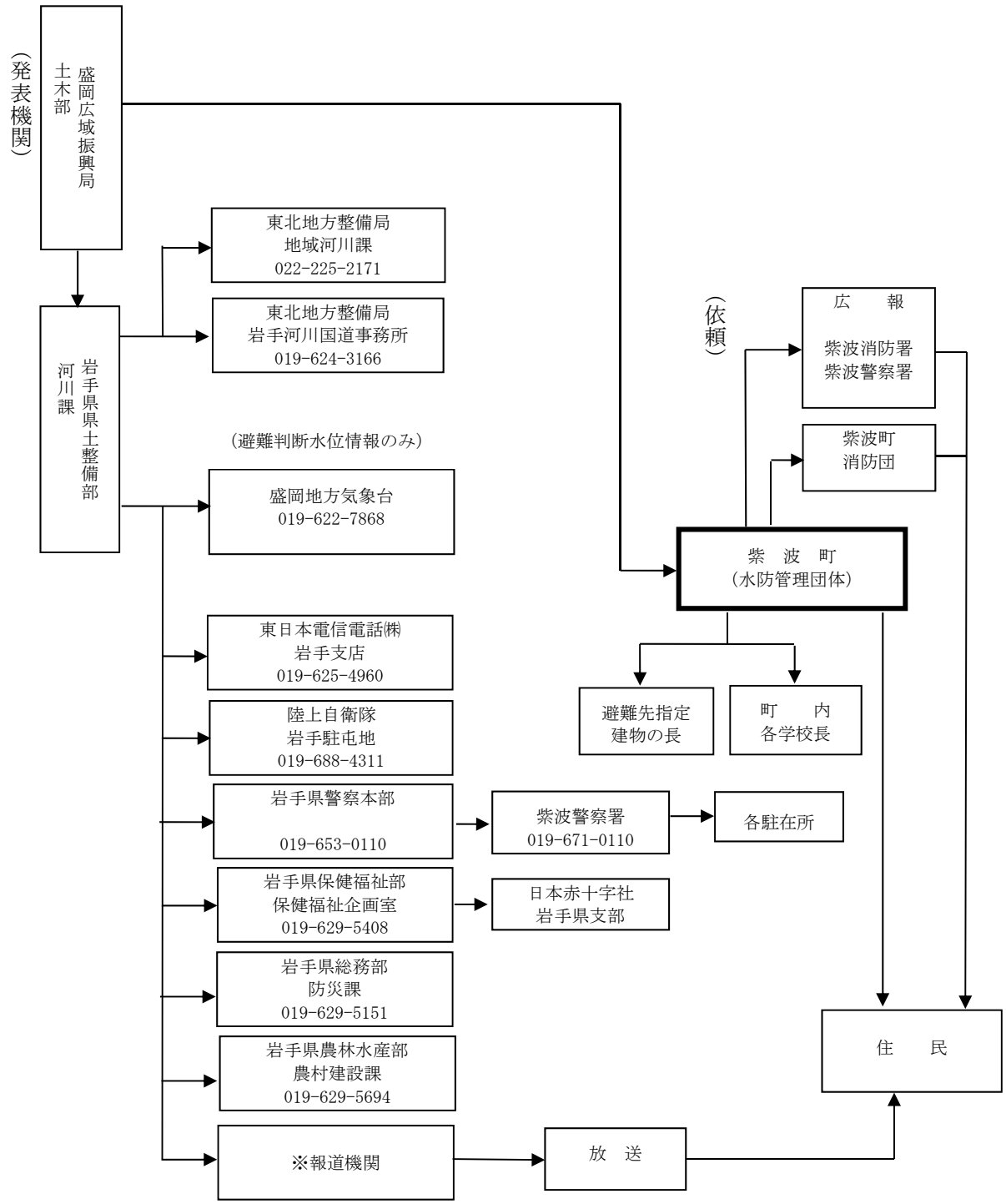

（注）　※報道機関：ＮＨＫ盛岡放送局、ＩＢＣ岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

３－２－７　火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図

火山に関する予報・警報・情報伝達系統図

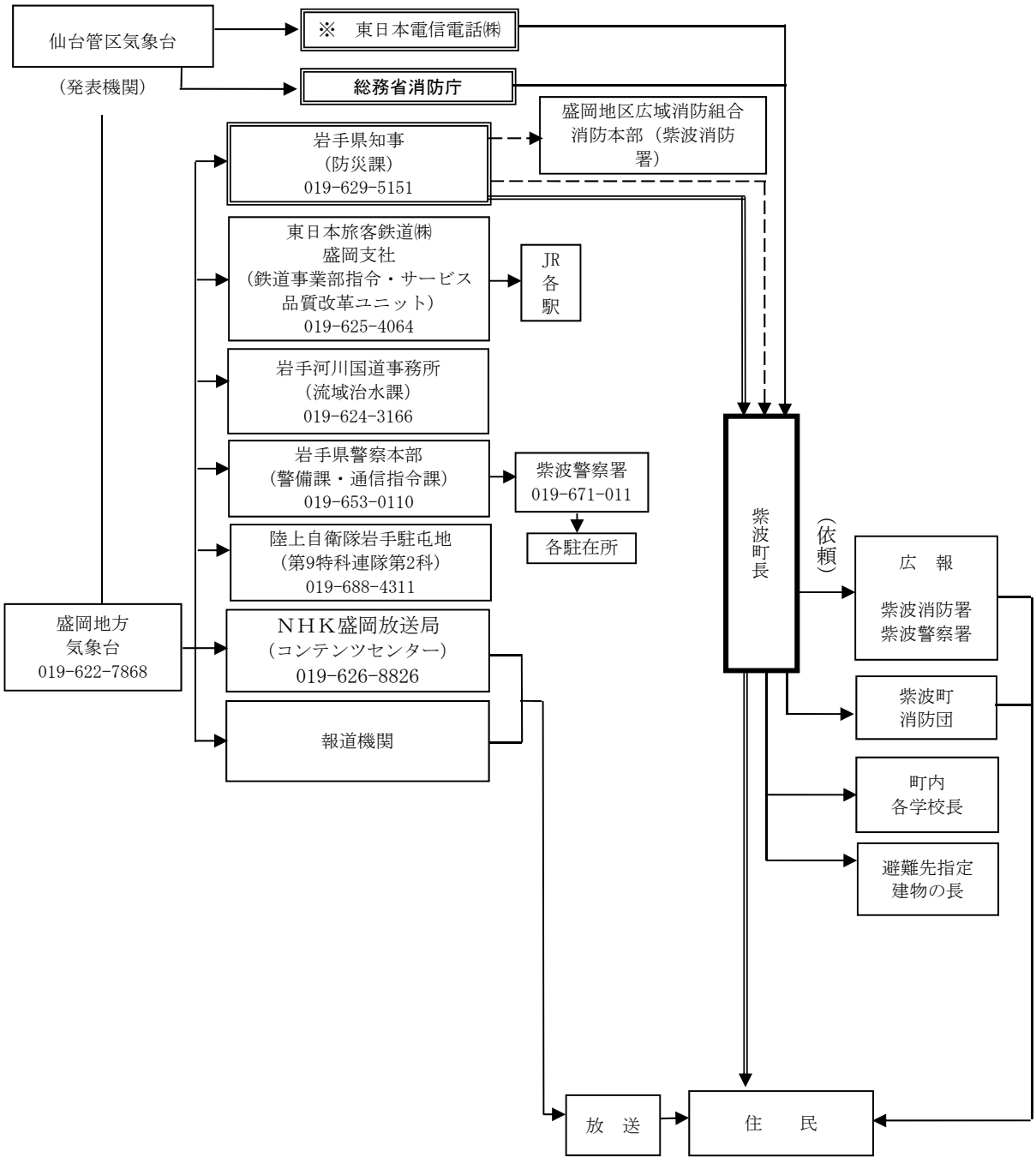

(注)1　※は、警報発表及び解除のみ。
2　－－－-線は、総合防災情報ネットワーク
3　岩手県知事への伝達は、活火山対策特別措置法に基づく噴火警報の通報を含む。
4　二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
5　═══ 線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

３－４－１　被害状況判定の基準

1　災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分			判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、１月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、１月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、全流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	半壊、半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	一部損壊		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に留まった程度のもの
非住家被害			住家以外の建築物で、全壊、半壊程度の被害を受けたもの
田畑の被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊		一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう１級河川及び２級河川並びに準用河川及び普通河川の堤防あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部に留まり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

2　被害報告に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱うものとする。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
罹災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
罹災者	罹災世帯の構成員をいう。

３－６－１　緊急輸送道路指定一覧表

路 線 名	区　　間
町道希望ヶ丘線	町道東裏中新田線～町道日詰朝日田２号線
町道日詰朝日田２号線	町道希望ヶ丘線～紫波総合高校グラウンド
町道二日町線	国道４号～町道向山古舘線
町道向山古舘線	町道二日町線～紫波総合福祉センター
町道紫波中央駅大通２号線	町道紫波中央駅前南北線～町道紫波中央駅二丁目５号線
町道紫波中央駅二丁目５号線	町道紫波中央駅大通２号線～サン・ビレッジ紫波
町道北日詰朝日田線	町道中桜田頭３号線～町道東裏中新田線
町道中桜田頭３号線	町道中桜長尾沢線～町道北日詰朝日田線
町道中桜長尾沢線	町道中桜田頭３号線～紫波第一中学校グラウンド

３－６－２　臨時ヘリポート一覧表

臨時ヘリポート

施設の名称及び所在地	地表面の状況	本庁舎までの距離(km)	運行可能ヘリの種類	大型車両運用の可否	摘要
紫波運動公園桜町河川グランド (紫波町桜町字下川原 100 番地)	芝生	1.8	大型	可	
温泉利用型健康増進施設 ラ･フランス温泉館多目的グラウンド (紫波町小屋敷字新在家 90 番地)	芝生	7.9	大型	可	

臨時ヘリポート候補地

施設の名称及び所在地	地表面の状況	本庁舎までの距離(km)	摘　要
紫波町立日詰小学校校庭 (紫波町日詰字朝日田228番地1)	土	1.4	
紫波町立赤石小学校校庭 (紫波町日詰字箱清水128番地)	土	2.9	
紫波町立古館小学校校庭 (紫波町高水寺字土手81番地)	土	3.3	
旧紫波町立水分小学校校庭 (紫波町吉水字小深田57番地)	土	5.8	
紫波町立西の杜小学校校庭 (紫波町稲藤字牡丹野30番地)	土	4.5	
旧紫波町立片寄小学校校庭 (紫波町片寄字野崎109番地)	土	5.6	
旧紫波町立彦部小学校校庭 (紫波町彦部字暮坪180番地)	土	5.2	
旧紫波町立佐比内小学校校庭 (紫波町佐比内字芳沢1番地)	土	11.5	
旧紫波町立赤沢小学校校庭 (紫波町遠山字中松原71番地1)	土	6.1	
紫波町立紫波第一中学校校庭 (紫波町平沢字松田41番地)	土	1.0	
紫波町立紫波第二中学校校庭 (紫波町犬吠森字間木沢70番地)	土	3.2	
岩手県立紫波総合高校校庭 (紫波町日詰字朝日田1番地)	土	1.2	
長岡農村公園 (紫波町東長岡字竹洞)	土	7.0	

※上記はドクターヘリの発着に使用が想定されている場所

３－６－３　臨時ヘリポート設置基準

１　回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(1)　一般

①　平面図

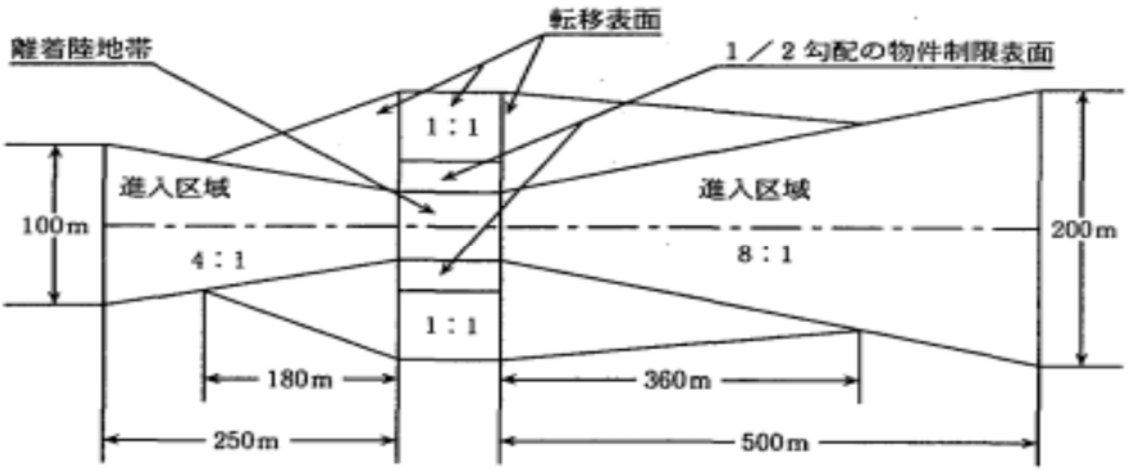

②　進入表面断面図

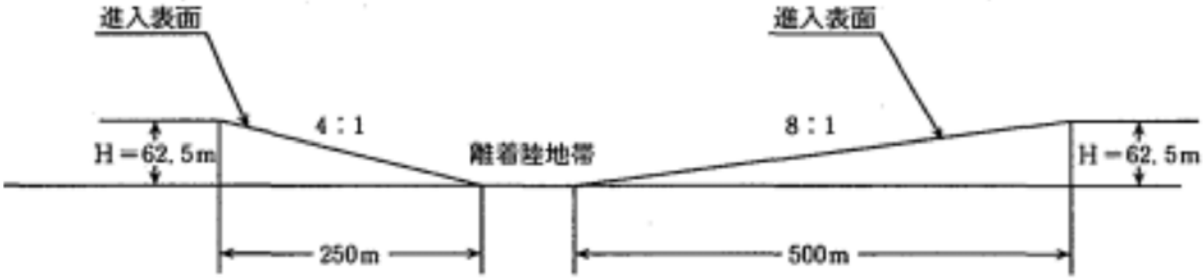

③　転移表面断面図

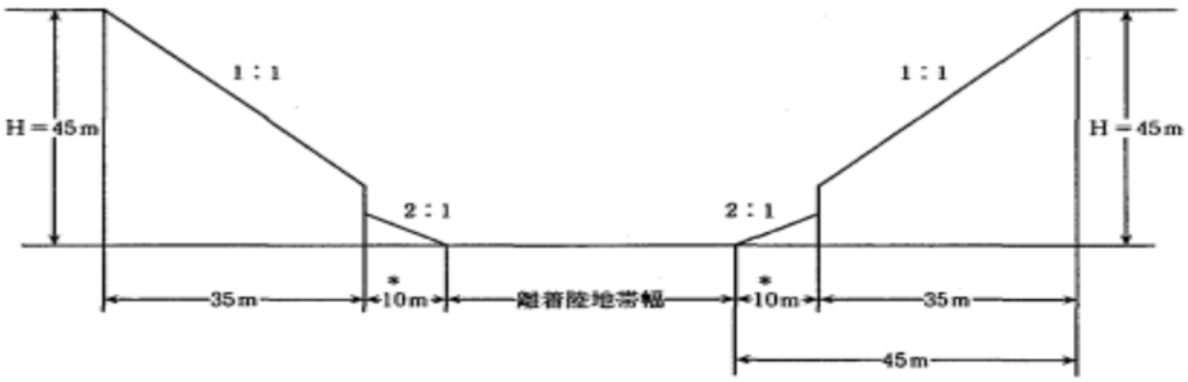

＊離着陸地帯の外側 10 メートルの範囲内に 1／2 勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

［進入区域，進入表面の特例］

①　進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域，進入表面

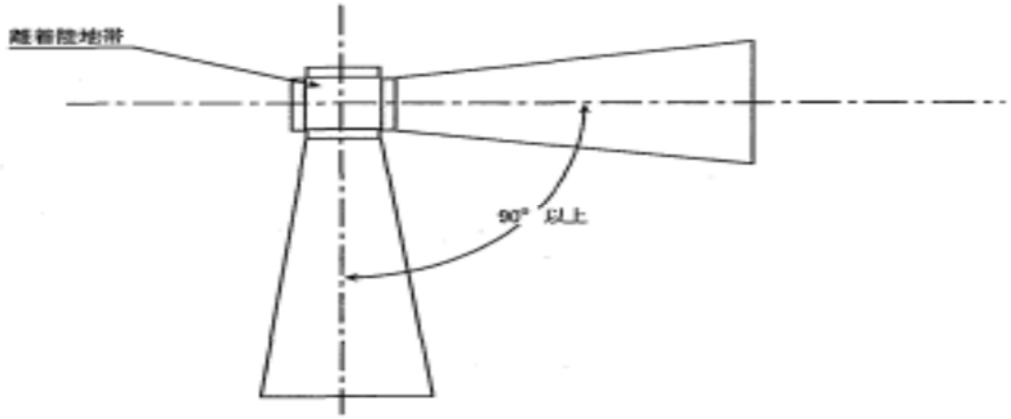

②　わん曲した進入経路，出発経路の場合の進入区域，進入表面

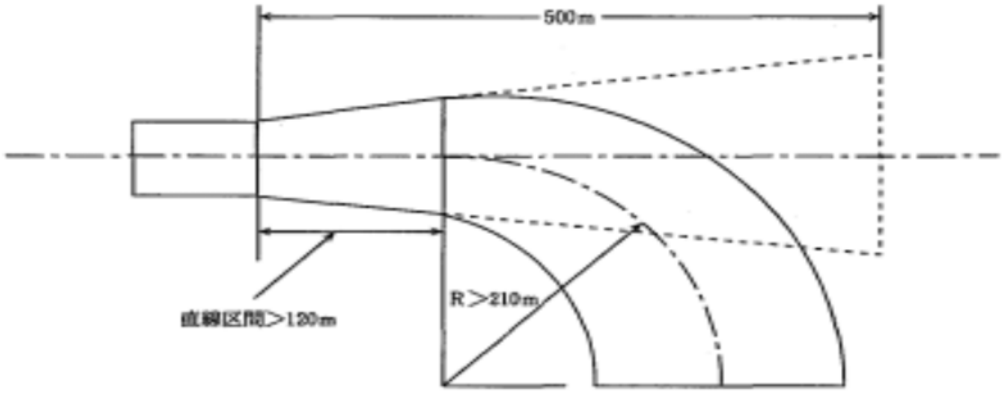

＊進入表面の勾配は，中心線上での勾配とする。
＊R は 210 メートル以上とする。

〔転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が 1／1 を超えることができる場合)〕

＊転移表面断面図

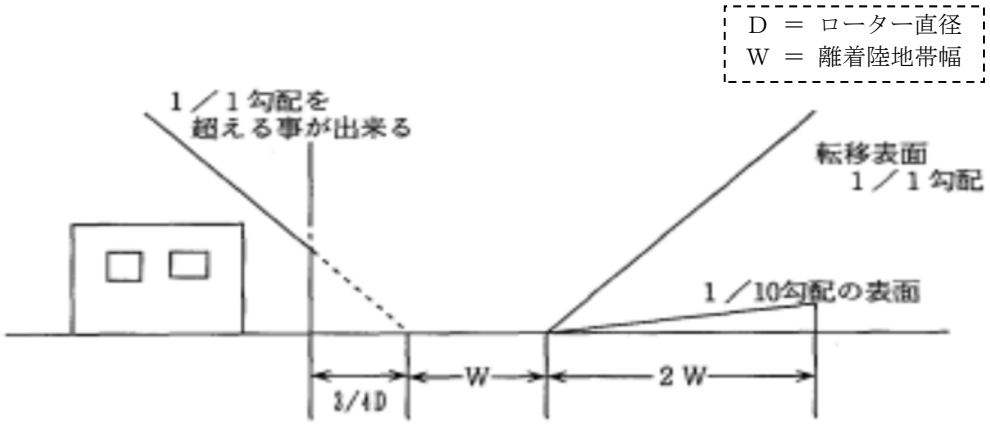

3／4Dの範囲内で離着陸地帯の最高点を含む水平面より上に出る物件がないこと。

2Wの範囲内は1／10勾配の表面の上に出る高さの物件のないこと。

(2)　山岳地，農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

①　平面図

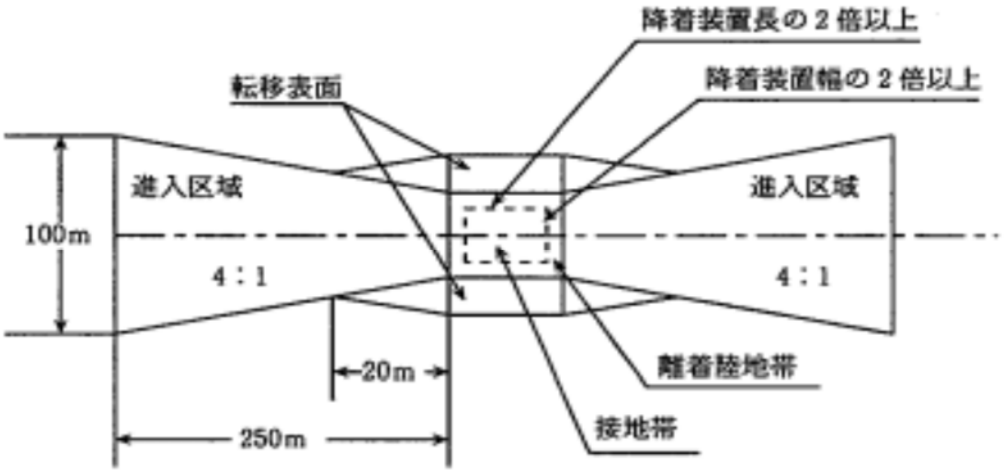

②　進入表面断面図

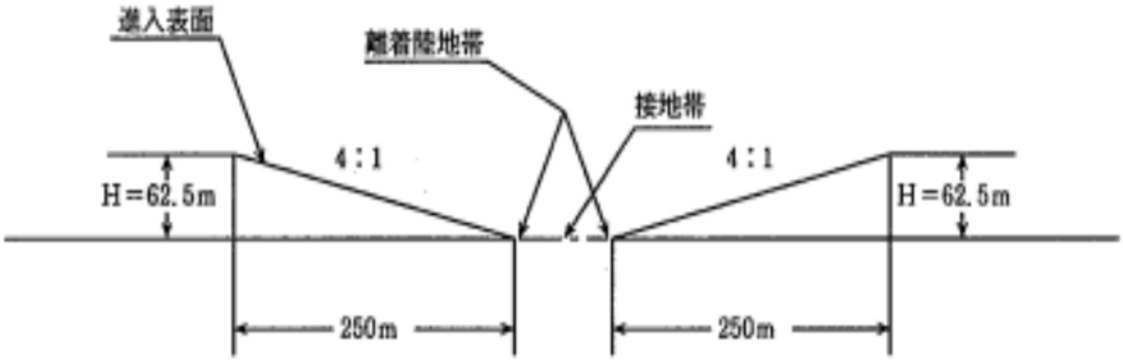

〔進入区域が１方向しか確保できない場合の進入表面，転移表面の特例〕

①　平面図

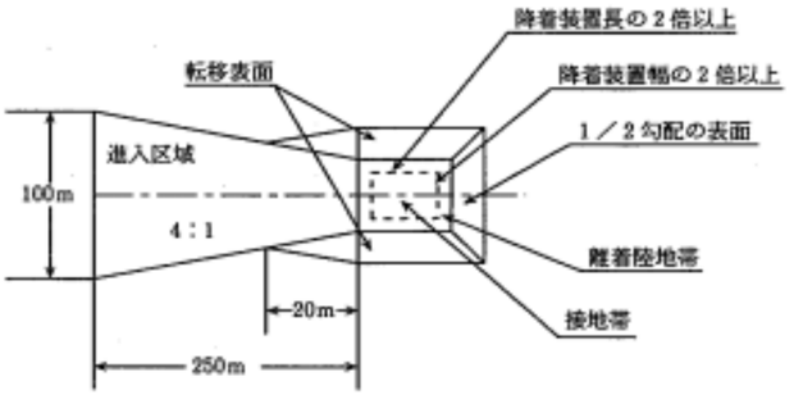

②　進入表面断面図

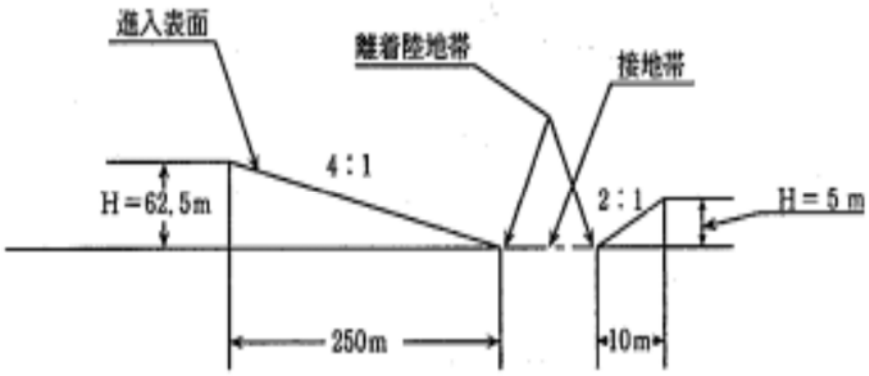

③　転移表面断面図

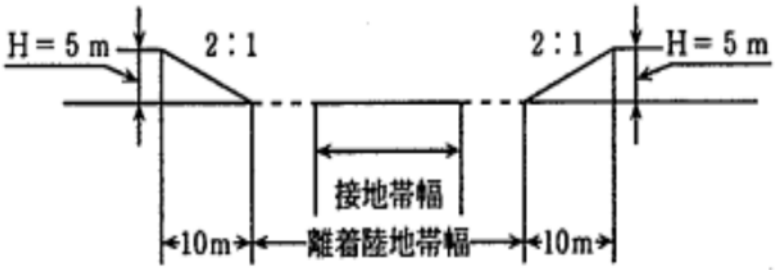

(3)　災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

①　平面図

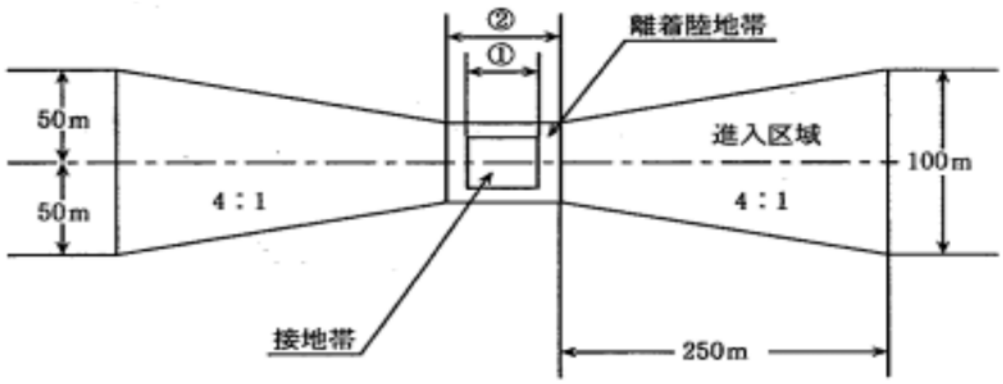

・接　地　帯　：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
・離着陸地帯　：長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。
＊全長が 20m を越す機材については全長の２倍以上の長さとする。
＊離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

②　進入表面断面図

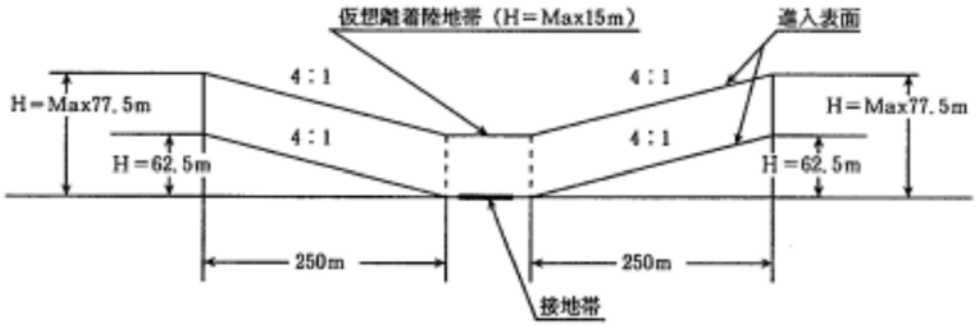

③　転移表面断面図　（転移表面は設定せず）

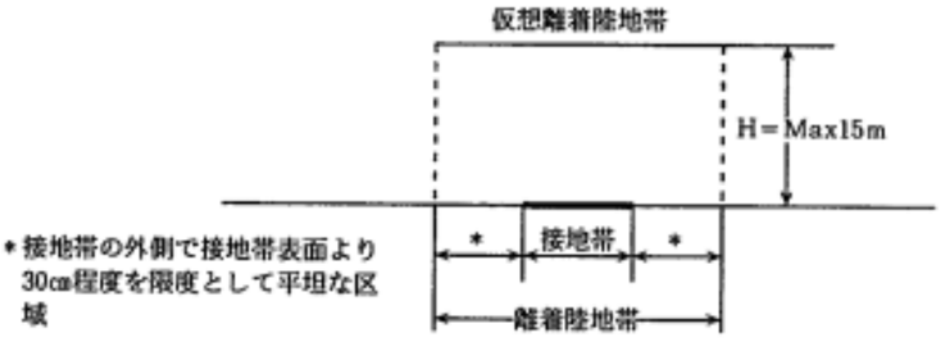

２　吹流し等
ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準

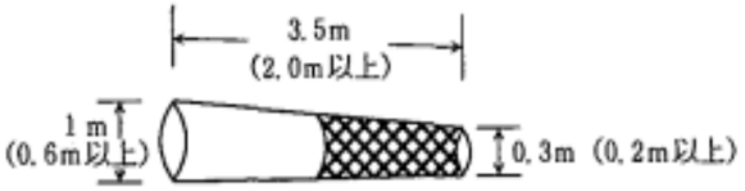

※(　)内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

３　着陸中心点
着陸地点には，石灰等（積雪時は墨汁，絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準

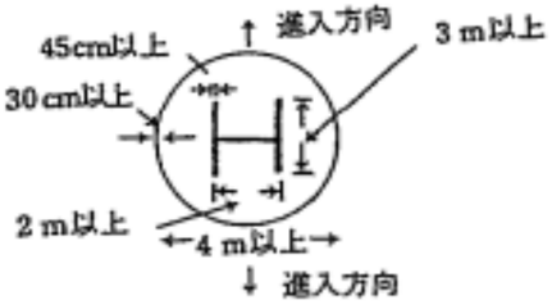

４　危険予防の措置
(1)　離着陸地帯への立入禁止措置
離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。
(2)　防塵措置
表土が砂塵の発生するところでは，散水等の措置を講ずること。
(3)　重量計の準備
物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

３－１０－１　大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条の２及び第 67 条第１項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
(2)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
(3)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
(4)　災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
(5)　災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
(6)　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
(7)　全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第３条　市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第４条　被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

(1)　被害の種類及び状況
(2)　第２条第２号及び第３号に掲げる物資及び資機材の品名・数量等
(3)　第２条第４号に掲げる車両等の種類・規格及び台数
(4)　応援職員等の職種別人員
(5)　応援場所及び応援場所までの経路
(6)　応援を要する期間
(7)　前号に掲げるもののほか、必要な事項

２　応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第５条　市町村は、甚大な被害が発生した認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき、又は、被災市町村から応援要請を待ついとまがないときは、前条第１項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第６条　応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

２　被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（連絡担当課）
第７条　市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

（情報等の交換）
第８条　市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第９条　この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、第７条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。
第 10 条　この協定は、平成８年 10 月７日から効力を生ずるものとする。
この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成８年 10 月７日

（県内 59 市町村長　印）省略

３－１０－２　大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）
第１条　この実施細目は、大規模災害における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第９条第２項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援調整市町村）
第２条　協定第３条に規定する応援調整市町村は、別表第１のとおりとする。
２　応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。
(1)　被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
(2)　被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
(3)　第２号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請方法)
第３条　協定第４条第１項の規定による応援の要請は、電話・ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。
２　ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)
第４条　協定第６条第１に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。
(1)　被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2)　応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
(3)　応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ補償する。
(4)　前３に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)
第５条　応援市町村が、協定第６条第２項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。
(1)　応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
(2)　備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
(3)　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
(4)　車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
(5)　施設の提供については、借上料
(6)　協定第２第７に規定するものについては、その実施に要した額
２　前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。
３　前２により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）
第６条　協定第６第１の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

（連絡担当課）
第７条　協定第７に規定する連絡担当課は、別表第２のとおりとする。

（訓練の実施）
第８条　市町村は、協定の基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定等の見直し）
第９条　協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附　則
この実施細目は、平成８年 10 月７日から施行する。

別表第１（第２条関係）

応　援　調　整　市　町　村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	奥州市
両磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	奥州市

別表第２(第７条関係)

連　絡　担　当　課

地域	市町村	連絡担当課	電話番号		ＦＡＸ番号
			防災行政無線	有線番号	
二戸	二戸市	生活環境課	X-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	X-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	X-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	X-441-1	0195-38-2111	38-2161
	一戸町	総務課	X-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	X-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	X-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	X-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	X-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	X-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	X-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	X-411-1	019-651-4111	622-6211
	滝沢市	総務課	X-423-1	019-684-2111	684-1517
	雫石町	総務課	X-421-1	0195-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	X-401-1	019-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	X-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	X-422-1	0195-76-2111	75-0469
	松尾村	総務課	X-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	X-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	消防防災課	X-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	X-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	X-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮古市	消防防災課	X-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	X-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	X-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	X-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	X-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	X-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	X-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中部	花巻市	消防防災課	X-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	X-20-502-1	0197-64-1122	62-7023
	大迫町	総務課	X-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	X-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	X-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	X-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	X-507-1	0197-85-2111	85-2119

地域	市町村	連絡担当課	電話番号		ＦＡＸ番号
			防災行政無線	有線番号	
胆江	水沢市	生活環境課	X-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江刺市	企画調整課	X-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	X-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	X-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	X-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣川村	総務課	X-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜石	釜石市	総務課	X-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	X-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	X-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮守村	総務課	X-562-1	0198-67-2111	67-2037
両盤	一関市	企画調整課	X-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉市	総務課	X-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	X-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大東町	町民課	X-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤沢町	自治振興課	X-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千厩町	町民生活課	X-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東山町	総務課	X-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室根村	住民福祉課	X-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川崎村	民生課	X-546-1	0191-43-2111	43-2550
気仙	大船渡市	総務課	X-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総務課	X-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	X-20-553-1	0192-46-2111	46-3515
	三陸町	総務課	X-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考１　防災行政無線の「×」は、発信特番(市町村ごとに異なる)であること。
　　２　　は、応援調整市町村であること。

３－１１－１　自衛隊災害派遣隊撤収要請書

別紙様式(第３条関係)

第　　号
年　　月　　日

（応援調整市町村長）　殿

（応援要請市町村長）

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき，下記のとおり応援を要請します。

記

１　被害の種類及び状況

種類	地震災害 津波災害 風水害 その他（ ）			
１ 人 的 被 害	(1)　死　者	(2)　行方不明	(3)　重傷者	(4)　軽傷者
	人	人	人	人
住　家　被　害	(1)　全　壊	(2)　半　壊	(3)　一部破損	(4)　その他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	（庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係）			

※　被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担　当　者　名	
電話・FAX 番号	

２　応援の種類

(1)　物資・資機材・車両等の種類

品名(種類・規格等)	数　量	場　　所

(2)　職員等の派遣

種　類	活　動　内　容	人　員	場　　所

(3)　その他の応援要請事項

３　応援の期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４　応援場所までの経路

陸　　路	
空　路(ヘリポート等)	
水　路(港　湾　等)	

３－１４－１　救助の種類、程度、期間等

救助の種類、程度、期間等(災害救助法による。)

(平成 29 年４月１日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費１人１日当たり 320 円以内とする。 (加算額) 冬期は、別に定める額を加算する。 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水道費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上する。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,516,000 円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内に着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000 円以内であればよい ２　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる ４　供与期間は２年以内
		○借上型仮設住宅 １　規模 建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の火から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様

<table>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者</td><td>１人１日当たり
1,130 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食１/３日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他の生活必需品を喪失、若しくは毀損等により私用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　下記（４月～９日）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増す毎に加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全　壊
全　焼
流　出</td><td>夏</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>52,900</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>30,400</td><td>39,500</td><td>54,900</td><td>64,200</td><td>80,800</td><td>11,100</td></tr><tr><td rowspan="2">半　壊
半　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,100</td><td>14,700</td><td>18,600</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,700</td><td>18,000</td><td>21,400</td><td>27,000</td><td>3,500</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10 日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛星材料等の実費
２　助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
</table>

被災した住宅の応急修理	１　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学生児童　4,400円 ・中学生生徒　4,700円 ・高等学校等生徒　5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋　葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり ・大人(12歳以上) 210,200円以内 ・小人(12歳未満) 168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者の死体について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 (検　索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検索は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来たしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	

輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

３－１５－１　**消防団担当区域一覧表**

消防団担当区域一覧表

責任区分		担当行政区域		備　考
第１分団	１部	日詰地区	１・ ２・ ３・ ４・10・11・12・13・14・15・20 区	
	２部		５・ ６・ ７・ ８・ ９・16・17・18・19・21 区	
第２分団	１部	古館地区	３・ ４・18 区	
	２部		５・ ６・13・14 区	
	３部		１・ ２・ ９・10・19 区	
	４部		７・ ８・11・12・15・16・17 区	
第３分団	１部	水分地区	４・ ５・ ６区	
	２部		１・ ２・ ３区	
	３部		10・11・12・13 区	
	４部		７・ ８・ ９区	
第４分団	１部	志和地区	２・ ４・ ７区	
	２部		３・ ５・ ６区	
第５分団	１部		８・９・11 区	
	２部		10・12・13 区	
第６分団	１部		14・15 区	
	２部		16・17・21 区	
	３部		18・19・20 区	
第７分団	１部	赤石地区	４・ ５・ ６・19・20 区	
	２部		１・ ２・ ３・18 区	
	３部		７・ ８・ ９・10・11 区	
第８分団	１部		12・13・14・15・16 区	
	２部		17 区	
第９分団	１部	彦部地区	１・ ２・ ３・ ４区	
	２部		５・ ６区	
	３部		７・ ８・ ９・10 区	
第 10 分団	１部	佐比内地区	１・ ２・ ３区	
	２部		４・ ５・ ６・ ７区	
	３部		８・ ９区	
第 11 分団	１部	赤沢地区	５・ ６・ ７区	
	２部		１・ ２・ ３区	
	３部		４区	
	４部		８区	
第 12 分団	１部	長岡地区	１・ ２・ ３・ ４・ ５・ ６・ ７区	
	２部		８・ ９・10・11 区	

３－１６－１　医療救護班一覧表

医療救護班一覧表

紫波郡医師会（紫波町内）

名　称	所在地	電　話
社団医療法人法成会 平和台病院	犬渕字南谷地 110 番地 5	019-672-2266
県立中央病院付属 紫波地域診療センター	桜町字三本木 32 番地	019-676-3311
加藤胃腸科内科医院	高水寺字田中 207 番地	019-672-3699
川守田医院	日詰駅前一丁目 8 番地 2	019-676-5553
志和診療所	上平沢字川原 52 番地	019-673-7805
紫波整形外科クリニック	日詰字東裏 20 番地 2	019-656-1150
紫波皮フ科医院	日詰字郡山駅 211 番地	019-672-5134
紫波中央眼科	紫波中央駅前二丁目 3 番地 3 オガールプラザ東棟１階	019-681-7595
紫波中央小児科	紫波中央駅前二丁目 3 番地 94 オガールセンター１階	019-672-1110
医療法人清風会 なおしま医院	上平沢字川原田 33 番地 5	019-673-6967
野崎内科・神経内科医院	高水寺字大坊 183 番地 1	019-671-2011
医療法人誠美会 ほこざき脳神経外科クリニック	桜町字三本木 167 番地 1	019-671-1515
医療法人 はたふく医院	日詰字石田 3 番地 2	019-672-2121
平井医院	日詰字下丸森 138 番地 2	019-672-3200
ふるだて加藤肛門外科クリニック	高水寺字古屋敷 87 番地 1	019-671-1717
横川産婦人科医院	北日詰字東ノ坊 28 番地 3	019-676-3811
医療法人芳譲会 渡辺内科医院	日詰字下丸森 122 番地 3	019-672-3667

紫波郡歯科医師会（紫波町内）

名　称	所在地	電　話
ささき歯科クリニック	日詰字下丸森 9 番地 1	019-671-1160
紫波中央歯科	紫波中央駅前二丁目 3 番地 3 オガールプラザ東棟１階	019-601-7335
しわ歯科	片寄字梅田 99 番地 3	019-671-7207
つのだ歯科・矯正歯科医院	桜町二丁目 1 番地 5	019-676-5111
中島歯科医院	中島字桜田 1 番地 133	019-676-4618
ひづめ歯科医院	日詰西六丁目 5 番地 8	019-676-2700
平井歯科医院	北日詰字白旗 49 番地	019-676-4855
ふかざわ歯科医院	北日詰字大日堂 15 番地 6	019-672-3848
まきふじ歯科医院	平沢字松田 1 番地 1	019-672-5515
六本木歯科医院	日詰字郡山駅 205 番地	019-672-4919
まさひとデンタルクリニック	高水寺字田中 52 番地 3	019-613-6028

３－１７－１　支援物資の種類、支給基準数量等

支援物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料の種類〕

区　分	供　給　食　料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲　料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

〔１人当たりの供給数量〕

区　分	供給基準数量
米　穀	・被災者１食あたり、精米２００グラム以内 ・応急供給受配者　１日あたり　精米４００グラム以内 ・災害救助従事者　１食あたり　精米換算３００グラム以内

〔支給物資の種類〕

区　分	支　給　物　資
外　衣	洋服、作業衣、子供服等
肌　着	シャツ、パンツ、紙オムツ等の下着類
寝　具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食　器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、木炭、灯油、プロパンガス等

３－２１－１　**障害物除去用機材一覧表**

障害物除去用機材一覧表

保有部・課等		機　　種	台数(台)	備　考
建設部	土　木　課	トラック	4	４ｔ×2、３ｔ×1 1.5t　×1
		タイヤドーザー	4	
		クレーン付トラック	1	
		グレーダ	3	
		軽トラック	1	
教育部	総合体育館	軽トラック	1	
	教育総務課	軽トラック	1	中央公民館
産業部	農　政　課	軽トラック	2	フルーツパーク×１ えこ３センター×１
		トラック	4	えこ３センター×３ チップ工場×１
計			19	

３－２２－１　**遺体収容所**

遺体収容所

名　称	所在地	収容能力(体)	連絡先
来迎寺	日詰字石田 47 番地	70	672－3062
勝源院	日詰字朝日田 273 番地	80	672－3652
本誓寺	二日町字北七久保 204 番地	50	672－3440
善念寺	二日町字北七久保 188 番地	50	672－3135
長岩寺	二日町字北七久保 123 番地	30	672－3034
蟠龍寺	高水寺字向畑 97 番地	80	676－2366
極楽寺	升沢字久保 48 番地	120	673－6881
光円寺	南伝法寺字高木 1 番地 1	40	673－7320
欣求寺	土舘字内川 8 番地	30	673－6881
願圓寺	片寄字中平 9 番地	40	673－7428
隠里寺	片寄字中平 15 番地	60	673－6118
称名寺	片寄字鶉森 6 番地 3	40	673－7445
広沢寺	平沢字舘 73 番地	30	672－2907
正養寺	彦部字川前 100 番地	70	672－2210
長徳寺	彦部字暮坪 168 番地 1	40	672－3326
高金寺	大巻字花立 28 番地	50	672－4165
鳳仙寺	佐比内字芳沢 1 番地 4	30	674－2019
正音寺	遠山字上小深田 29 番地 1	30	672－2398
江岸寺	江柄字日向 4 番地	40	696－2405
常光寺	東長岡字竹洞 116 番地	50	672－4377
計	20 箇所	1030	

上記のほか、葬祭事業所の同意を得て遺体収容施設の確保を図る。

３－２２－２　隣接市町火葬場

隣接市町火葬場

火葬施設名	火葬炉	管理者	所在地(電話番号)
盛岡市斎場 やすらぎの丘	9 基	盛岡市長	盛岡市三ツ割字寺山 46 番地 4 火葬場　601-5046 市民登録課　651－4111
矢巾斎苑	2 基	矢巾町長	矢巾町大字白沢第 6 地割 175 番地 12 斎苑　697－7848 住民課　611－2502
花巻市 大迫町斎場	1 基	花巻市長	花巻市大迫町大迫第 10 地割 29 番地 1 斎場　0198－48－2918 大迫総合支所市民サービス課市民生活係 担当　0198－48－2111
花巻市 石鳥谷町斎場	2 基	花巻市長	花巻市石鳥谷町好地第 2 地割 161 番地 1 斎場　0198－45－4912 石鳥谷総合支所市民サービス課市民生活係 担当　0198－45－2111

３－２２－３　近隣葬祭業者

近隣葬祭業者

〔町内葬祭業者〕

名　　称	霊 柩 車 保有台数	遺体搬送車 保 有 台 数	所　在　地	電話番号
はくよ葬祭仏具店	1 台	1 台	日詰字郡山駅 52 番地	676－2525
（有）藤田	2 台	1 台	日詰西二丁目 6 番地 14	672－2668
㈱JA シンセラ中央 葬祭センター	2 台	1 台	桜町字上野沢 273 番地	676－7676

〔県葬祭業協会等〕

名　　称	所　在　地	電話番号
岩手県葬祭業協同組合	盛岡市材木町 5-1	656－0244

４－１－１　激甚災害指定基準

激甚災害指定基準

昭和37年12月 7日
中央防災会議決定

改正昭和40年２月17日
昭和47年８月11日
昭和56年４月10日
昭和56年10月14日
昭和57年９月10日
昭和58年７月19日
平成12年３月24日
平成28年２月９日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

１　法第2章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置に適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5％を超える災害

Ｂ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2％を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1)　都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25％を超える都道府県が一以上あること。

(2)　一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5％を超える都道府県が一以上あること。

２　法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5％を超える災害

Ｂ　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15％を超える 災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県 の当該年度の農業所得推定額の4％を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が一以上あるもの

３　法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5％を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込み額が農業被害見込み額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

(1)　当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動物の養殖施設をいう。）の被害見込み額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5％を超える災害

(2)　当該災害に係る漁業被害見込み額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5％を超える災害により法第8条の措置が適用される災害

4　法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A　当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5％を超える災害

B　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3％を超える都道府県が一以上あるもの

5　法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5％を超える災害

B　当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5％を超える災害であ り、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおお むね1.0％を超える都道府県が一以上あるもの

6　法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2％を超える災害

B　当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06％を超える災害であり、かつ、 一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合につ いては、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7　法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8　法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

B　次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1)　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害

(2)　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害

９　法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

10　上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注　昭和40年2月17日改正の指定基準は、昭和39年9月の台風20号による災害以後の災害に適用。昭和47年8月11日改正の指定基準は、昭和47年6月6日以後に発生した災害について適用。昭和56年4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和57年7月9日改正の指定基準は、昭和58年5月26日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。平成12年10月31日改正の指定基準は、平成12年9月8日以後に発生した災害について適用。平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。平成28年2月9日改正の指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害に適用。

４－１－２　局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日
中央防災会議決定

改正昭和46年10月11日
昭和56年10月14日
昭和58年 6月11日
平成12年 3月24日
平成19年 2月27日
平成19年 4月19日
平成20年 7月 3日
平成21年 3月10日
平成23年 1月13日
平成28年 2月 9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1)　次のいずれかに該当する災害

①　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が
次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）

(ｲ)　当該市町村の当該年度の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）

(ﾛ)　当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該税収入の20％を超える市町村

(ﾊ)　当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を越え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該収入の20％に当該標準税収入から50億円を控除した額の60％を加えた額を超える市町村

②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

(2)　次のいずれかに該当する災害

①　当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5五条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10％を超える市町村（当該経費の 額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10％を越える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごおとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く）

(3)　当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が おおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25％を超える市町村が一以上ある災害

(4)　当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

注　昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指摘淳は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。平成19年4月19日改正の指定基準は、平成19年3月25日以後に発生した災害について適用。平成20年7月3日改正の指定基準は、平成20年6月14日以後に発生した災害について適用。平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。平成23年1月13日改正の指定基準は、平成22年1月1日以後に発生した災害について適用。平成28年2月9日改正の指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害について適用。

４－２－１　紫波町罹災証明書等交付要綱

令和３年３月29日告示第130号

紫波町罹災証明書等交付要綱

（目的）

第１　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の２第１項に規定する罹災証明書の交付及び紫波町地域防災計画に規定する罹災届出証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）　住家　災害の発生時において居住のために使用している建物をいう。

（３）　非住家　住家以外の建物をいう。

（４）　動産等　自動車、家財道具等であって、住家及び非住家（以下「住家等」という。）以外のものをいう。

（５）　罹災証明書　法第90条の２第１項に規定する罹災証明書（盛岡地区広域消防組合が共同処理する罹災証明書を除く。）をいう。

（６）　罹災届出証明書　災害により、非住家又は動産等が罹災したことについて届け出たことを証明するものをいう。

（罹災証明書の被害の程度の区分）

第３　町長が罹災証明書で証明する被害の程度の区分は、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針その他国が定める基準によるものとする。

（罹災証明書の交付の申請）

第４　罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第１号）に町長が必要と認める書類を添付して町長に申請するものとする。ただし、当該書類を添付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

２　前項に規定する申請者は、罹災した住家に居住する者並びに罹災した住家の所有者及び所有者の同居者並びにその他町長が認める者とする。

３　前項以外の者が申請する場合は、委任状を提出するものとする。

（罹災証明書の交付申請の期間）

第５　第４に規定する申請に係る期間は、災害が発生した日の翌日から起算して３月とする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

（１）　災害による被害が大きいとき。

（２）　申請者が長期入院等により長期間にわたり不在であると認められるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（罹災証明書の交付）

第６　町長は、第４又は第７に規定する申請があった場合は、提出された書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、第３に規定する被害を確認できたときは、罹災証明書を交付するものとする。

（再調査）

第７　第６に規定する罹災証明書の内容に不服がある者は、住家再調査申請書（様式第２号）により町長に再調査の申請をすることができる。ただし、再調査の申請は２回を限度とする。

２　前項の申請は、罹災証明書の交付の決定があったことを知った日の翌日から起算して１月以内に行うものとする。

（罹災届出証明書の交付の申請）

第８　罹災届出証明書の交付を受けようとする者は、罹災届出書兼罹災届出証明書交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して町長に申請するものとする。ただし、当該書類を添付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

（１）　罹災状況が分かる写真

（２）　罹災状況が分かる資料

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

２　前項の申請に係る期間は、災害が発生した日の翌日から起算して６月とする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

（１）　災害による被害が大きいとき。

（２）　申請者が長期入院等により長期間にわたり不在であると認められるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（罹災届出証明書の交付）

第９　町長は、第８に規定する申請があったときは、提出された書類を審査し、罹災届出証明書を交付するものとする。

（様式の特例）

第10　第４第１項又は第８第１項の規定にかかわらず、必要な要件を備えたものを第４第１項又は第８第１項に規定する申請書とみなすことができる。

（手数料）

第11　罹災証明書及び罹災届出証明書の交付に係る手数料は、災害罹災という状況を鑑み、紫波町手数料条例（平成12年紫波町条例第10号）第４条第２項の規定により免除するものとする。

（その他）

第12　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第１号（第４関係）

住家に被害があるとき

罹災証明書交付申請書

□ 新規交付
□ 再交付

年　　月　　日

紫波町長　氏　名　様

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名

電話番号

次のとおり、罹災証明書の交付を受けたいので申請します。

罹災原因	年　月　日の　による
罹災した住家等の所在地	□申請者住所に同じ □申請者住所以外（　紫波町　）
世帯主または所有者氏名	□申請者に同じ　□申請者以外　（　） 申請者との関係　□同世帯 □その他（　）
罹災内容	住家の罹災内容 （　） 住家以外の罹災内容 （　）
交付部数	部

※世帯主と同一世帯者以外が申請する場合は、委任状を提出してください。
※住家は罹災せず、住家以外だけが罹災した場合は、罹災証明書の対象となりません。
※住家以外については、被害の程度の判定は行いません。

（Ａ４）

様式第２号（第７関係）

住家再調査申請書

年　　月　　日

紫波町長　氏　名　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、住家の再調査を申請します。

罹災原因	年　月　日の　による
罹災した住家等の所在地	□申請者住所に同じ □申請者住所以外（　紫波町　）
世帯主または所有者氏名	□申請者に同じ　□申請者以外　（　） 申請者との関係　□同世帯 □その他（　）
再調査の理由	（再調査で特に調査を希望する箇所等）

（Ａ４）

様式第３号（第８関係）

住家に被害がないとき

罹災届出書兼罹災届出証明書交付申請書

年　　月　　日

紫波町長　氏　名　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、罹災内容を届出します。また、罹災届出証明書の交付を申請します。

罹災原因	年　月　日の　による
罹災物件等の所在地	□申請者住所に同じ □申請者住所以外（　紫波町　）
罹災物件等の所有者氏名	□申請者に同じ　□申請者以外（　） 申請者との関係（　）
罹災内容	※罹災物件等及び罹災状況を記入してください。
添付書類	□罹災箇所及び罹災対象全体の写真 □その他（　）

※　点線以下の記入は不要です。

罹災届出証明書

上記のとおり罹災の届出がなされたことを証明します。

年　　月　　日

紫波町長　熊谷　泉

【注意事項】
この証明書は、罹災の状況を町に届け出たという行為を証明するものであり、住家の罹災程度を証明するものではありません。

（Ａ４）

４－２－２　災害復興住宅等に対する融資一覧

（平成 27 年 12 月 1 日現在）

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、補修等に要する資金の貸付け （独立行政法人住宅金融支援機構法第 13 条第 5 項）	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け （同左法第 13 条第 6 項）	宅地を土砂の流失などによる災害から守るため工事に要する資金の貸付け （同左法第 13 条第 6 項）
融資の対象	1　住宅の建築 2　住宅の購入 3　住宅の補修	地すべり等防止法第 24 条第 3 項により承認を得た事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 25 条第 1 項による勧告等に基づく 1　住宅の移転又は建設 2　住宅の購入	宅地造成等規正法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令による。 1　のり面の保護 2　排水施設の設置 3　整地 4　擁壁の設置 （旧擁壁の除去含む）
融資要件	1　自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体からり災証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨の罹災証明書を交付されていること 2　自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4　個人（日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方）又は法人であること	1　関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃貸人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2　関連事業計画の公表の日又は勧告の日から 2 年以内に申込むこと 3　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4　自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等するものであること 5　個人の方（日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方）又は法人であること	1　宅地について勧告又は改善命令を受けたものであること 2　勧告を受けた日から 2 年以内又は改善命令を受けた日から 1 年以内に申込むこと 3　住宅金融公庫支援機構の資金以外に必要となる資金を準備できること 4　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5　申込日現在、79 歳未満であること 6　個人の方（日本国籍の方か永住許可などを受けていいる外国人の方）であること
一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	1　各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2　木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること（建設・購入の場合のみ） 3　敷地の権利が転貸貸でないこと 4　住宅部分の床面積は、制限が無し。ただし店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上が必要。	1　各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2　住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として 13 ㎡以上、購入の場合は 50 ㎡以上（共同建ての場合は 40 ㎡以上）であること 3　木造の場合は一戸建て又は連続建てであること（建設・新築購入の場合のみ） 4　敷地の権利が転貸貸でないこと 5　建築基準法その他の関係法令に適合していること	

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
貸付金の限度		所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,170 万円又は工事費の 9 割のいずれか低い額
利率	個人向け 0.36% （令和元年 12 月 1 日現在）	個人向け 0.36% 事業者向け 0.16% （令和元年 12 月 1 日現在）	個人向け 0.36% 事業者向け 0.16% （令和元年 12 月 1 日現在）
期間	25 年又は 35 年以内	25 年又は 35 年以内	15 年以内

４－２－３　災害復興住宅資金

（令和元年 12 月 1 日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し，住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 １　建設資金 (1)　建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2)　整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3)　土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合	独立行政法人 住宅金融支援 機構法(平成17年7月6日法律第82号)	１　建設資金 1,680 万円 ２　整地資金 450 万円 ３　土地取得資金 970 万円	１　据置期間 3年以内(この期間返済期間を延長する。) ２　返済期間 耐火構造，準耐火構造，木造(耐久性)　35年以内 木造(一般)　25 年以内 ３　利子 固定金利 ４　返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
２　購入資金 (1)　購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2)　土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		１　新築購入資金 2,650 万円 ２　中古住宅購入資金 (1)　ﾘ･ﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅、ﾘ･ﾕｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ 2,650 万円 (2)　ﾘ･ﾕｰｽ住宅、ﾘ･ﾕｰｽﾏﾝｼｮﾝ 2,320 万円 ※　購入資金のうち、土地取得資金は 970 万円が限度	１　据置期間 3年以内(この期間償還期間を延長する。) ２　返済期間 (1)　新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性)35 年以内 木造（一般）25 年以内 (2)　中古住宅購入 ・ﾘ･ﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅、ﾘ･ﾕｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ 35 年以内 ・ﾘ･ﾕｰｽ住宅、ﾘ･ﾕｰｽﾏﾝｼｮﾝ 25 年以内 ３　利子 固定金利 ４　返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
３　補修等資金 (1)　補修資金 住宅に被害が生じた旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2)　引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3)　整地資金 宅地に被害を受けて整地する る場合		１　補修資金 740 万円 ２　引方移転資金 450 万円 ３　整地資金 450 万円 ※　２と３をあわせて利用する場合は、合計で 450 万円が限度	１　据置期間 1年以内(返済期間は延長しない。) ２　返済期間 20 年以内 ３　利子 固定金利 ４　返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

４－２－４　生活福祉資金

（平成 27 年 12 月 27 日現在）

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）	福祉資金福祉費（災害援護資金）	1 世帯　150 万円以内	1　据置期間 6 か月以内 2　償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3　連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能） 4　利子 連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5% 5　償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能） 6　申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1 世帯　250 万円以内	

４－２－５　災害援護資金

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯　220万円以内 2人世帯　430万円以内 3人世帯　620万円以内 4人世帯　730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成 14 年 8 月 1 日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号)	対象被害及び貸付限度額 1　世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2　住居の全壊 250万円 3　住居の半壊 170万円 4　家財の3分の1以上の損害 150万円 5　重複被害 (1)＝1＋2　350万円 (2)＝1＋3　270万円 (3)＝1＋4　250万円 6　住居全体の滅失若しくは流失 350 万円	1　据置期間 3年 （特別の事情がある場合5年） 2　償還期間 据置期間経過後7年 （特別の事情がある場合5年） 3　貸付 利率年3% （据置期間中は無利子） 4　償還方法 年賦又は半年賦 5　延滞利率 年 10．75%

５－１－１　岩手山の活動状況

岩手山の活動状況（平成７年以降）

年	事　　項
平成７年 ～９年 (1995～ 1997 年)	○　平成７年９月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○　平成９年１２月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998 年)	○　２月以降地震回数が増加。 ○　４月２９日１５時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。 東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。 聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。モホ面付近の地震が急増。 ○　６月地震回数が1,800回（1ケ月）を超える。 岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号（今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある）。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○　７月振幅の大きい火山性徴動と火山性地震が観測され,臨時火山情報第3号。 ○　７月下旬から８月前半にかけて、やや深いところ（4～8km）で発生した低周波地震が1日数回発生。モホ面付近の地震は35回発生。 ○　８月三ツ石山付近でM3.4の地震。山頂付近を震源とするM1.8の地震。 ○　９月岩手山の南西約10kmでM6.1（震度6弱）の逆断層型の地震が発生。 篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4　号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震（M2.0～2.5）が発生。 ○　１０月三ツ石山付近でM2.9の地震。 ○　山頂付近で M2.9 の地震発生。
平成11年 (1999年)	○　低周波地震は１月28回、２～７月は12～20回の発生。８月１日には短時間に32回と多発した。 ○　４月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気個所を観測。 ○　５月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.6（震度4）の地震が発生。 ○　６月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○　９月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○　11月振幅の大きな微動（振り切れ微動継続時間約4分）観測。臨時火山情報第4号。
平成12年 (2000年)	○１月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○　３月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.8（震度4）の地震。 ○　４月大地獄谷西小沢で10 数ヵ所の噴気孔群を観測。 ○　６月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○　６～９月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。
平成13年 (2001年)	○　黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。 ○　５月モホ面付近を震源とする低周波地震が 15 回観測。
平成14年 (2002年)	○　４月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ10km前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。 ○　浅部の地震活動は低調。

年	事　　項
平成15年 (2003年)	○　東岩手山のやや深いところ（深さ10km）を震源とする低周波地震の活動が一時活発化。 ○　浅部の地震活動は低調。 ○　黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成16年 (2004年)	○　火山活動は穏やかに経過。 ○　黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○　６月1999年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○　１２月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成17年 (2005年)	○　地震、噴気活動は低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○　黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○　表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。
平成18年 (2006年)	○　地震回数は少なく推移。 ○　地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○　黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成19年 (2007年)	○　火山活動は静穏に経過した。 ○　８月以降東岩手山のやや深いところ（深さ10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○　７月に継続時間は短いが、振幅のやや大きな微動を1回観測。 ○　噴気活動は低調に推移した。 ○　噴火警戒レベル1（平常） 〔12月1日～〕（12月1日より噴火警戒レベル運用開始）
平成20年 (2008年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（平常）」で経過した。 ○　１月と１２月に東岩手山のやや深いところ（深さ10ｋｍ）を震源とする低周波地震がやや増加し、６月には継続時間が短く振幅の小さい微動を1回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○　噴気活動は低調に推移した。
平成21年 (2009年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（平常）」で経過した。 ○　地震活動は低調に推移した。 ○　噴気活動は低調に推移した。
平成22年 (2010年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（平常）」で経過した。 ○　地震活動は低調に推移した。 ○　噴気活動は低調に推移した。
平成23年 (2011年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（平常）」で経過した。 ○　３月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近(山頂の西北西約10ｋｍ)を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。 ○　噴気活動は低調に推移した。
平成24年 (2012年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（平常）」で経過した。 ○　地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も2回発生したが、噴気活動は低調で地殻変動にも特段の変化はなかった。

平成25年 (2013年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（平常）」で経過した。 ○　地震活動は３月から５月にかけてやや多い状況になり、５月には岩手山西側を震源とする最大震度２の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動ともに概ね低調に経過し、地殻変動にも特段変化はみられなかった。
平成26年 (2014年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（平常）」で経過した。 ○　６月１日に岩手山西側を震源とするマグニチュード３．０の地震が発生した。また、10月20日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成27年 (2015年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。 ○　７月20日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成28年 (2016年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。 ○　9月21日に岩手山山頂の西約 10㎞、深さ約３㎞を震源とするマグニチュード 2.5 の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動ともに概ね低調に経過し、地殻変動にも特段変化はみられなかった。
平成29年 (2017年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。 ○　10月25日に山頂付近のやや深いところを震源とする火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間は、火山性地震は少ない状態で経過した。
平成30年 (2018年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。
平成31年 令和元年 (2019年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。
令和2年 (2020年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。
令和3年 (2021年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。
令和4年 (2022年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。
令和5年 (2023年)	○　噴火警戒レベルは、「レベル１（活火山であることに留意）」で経過した。
令和6年 (2024年)	○　２月頃から山体の深いところの膨張を示す地殻変動が観測され、黒倉山付近では５月頃から微小な火山性地震が増減を繰り返しながら引き続き観測されている。４月、８月、９月には火山性微動が観測された。さらに衛星を用いた解析結果で大地獄谷周辺に衛星に近づく変動が見られ、大地獄谷付近のごく浅いところの膨張を示していると考えられることから10月２日に火口周辺警報（噴火警戒レベル２、火口周辺規制）が発表された。

＊噴火警戒レベル１におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年５月18日より「活火山であることに留意」に改める。

５－１－２　岩手山の噴火の歴史

岩手山の噴火の歴史

岩手山は 25 個以上の小火山から構成され、東西約 13km の長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ科学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として、小畚山・三ツ石山・大松倉山・犬倉山・姥倉山・黒倉山・鬼ケ城・薬師岳（2038m、山頂）・鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経 141 度の線である。

岩手山火山は約 70 万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西 13km の範囲の全体で火山活動があり、その活動の中心は東側に移行している。過去に 7 回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内で最多である。東岩手山は約 6,000 年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1 立方 km 程度以下である。これに対して、西岩手山は約 7,400 年前以降水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は 0.01 立方 km 程度以下である。

約 6,000 年前以降の主な活動は、次のとおりである。

① 約 6,000 年前　山体崩壊

東岩手の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。（平笠岩屑なだれ堆積物）

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流失して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

② 約 3,200 年前　大地獄谷で水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰（火口から約 3.5km で 10cm の厚さで堆積）。火山灰は熱水変質した岩石片（噴石）と岩粉・粘土からなり、火山灰量は 0.01 立方 km 以下と概算される。西岩手山では 7,400 年前以降現在まで少なくとも 8 回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

③ 1686 年（貞享 3 年）　山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村大出地区は農地が荒廃し放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

④ 1732 年（亨保 16～17 年）　焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

⑤ 1919 年（大正 8 年）　水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9mの火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により、火口の直径が約 50mに拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には、巨大な石が飛散し、厚さ 3～15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

⑥　昭和の火山活動（1934～35 年、1960 年、1972 年）　水蒸気の噴出

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内での地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は 3 回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出が確認できた。このうち最も活発だったのは 1934～35 年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内及び妙高岳南東山腹で噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960 年 9 月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。

出典：「岩手山の地質」（著者　土井宣夫　発行　平成 12 年 3 月滝沢村教育委員会）ほか